# サステイナビリティ研究

The Academic Journal of the Research Center for Sustainability Research on Sustainability

2019. 3 Vol. 9

### 特集論文

| • | 解題:サステイナビリティ概念を問い直す  | 池田  | 寛二 |
|---|--|-----|----|
| • | サステイナビリティ概念を問い直す<br>一人新世という時代認識の中で一                          | 池田  | 寛二 |
| • | 脱市場社会のサステイナビリティ  | 大倉  | 季久 |
| • | <b>草の根サステイナビリティの論理とその条件</b> 一滋賀県粉せっけん運動に着目して一                | 大門  | 信也 |
| • | <b>遠隔地域間連携による「ウッドスタート」の創発的効果</b> サステイナビリティと地域再生をめぐるネオ内発的視座── | 茅野  | 恒秀 |
| • | 日本の風力発電の持続的な導入拡大に向けて<br>〜制度的・政策的変遷から得られる教訓〜                  | 北風  | 亮  |
| • | 持続可能な開発目標 (SDGs) と実施のためのマルチレベル・ガバナンス                         | 小野田 | 真二 |
| • | <b>負の遺産とサステイナビリティ</b> 一負の選択ゲームと構造責任―                         | 湯浅  | 陽一 |
| • | サステナビリティと正義:<br>日堂の地平からの麦描からの理論化におけて                         | に   | 盲己 |

# サステイナビリティ研究 Vol. 9

# 目 次

## <特集論文>

| 解題:サステイナビリティ概念を問い直す  | 池田    | 寛二  | 3   |
|--|-------|-----|-----|
| サステイナビリティ概念を問い直す<br>一人新世という時代認識の中で—  | 池田    | 寛二  | 7   |
| 脱市場社会のサステイナビリティ  | 大倉    | 季久  | 29  |
| 草の根サステイナビリティの論理とその条件<br>一滋賀県粉せっけん運動に着目して一  | 大門    | 信也  | 47  |
| 遠隔地域間連携による「ウッドスタート」の創発的効果<br>――サステイナビリティと地域再生をめぐるネオ内発的視座―― ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 茅野    | 恒秀  | 65  |
| 日本の風力発電の持続的な導入拡大に向けて<br>〜制度的・政策的変遷から得られる教訓〜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                | ·· 北屆 | 礼 亮 | 81  |
| 持続可能な開発目標(SDGs)と実施のためのマルチレベル・ガバナンス 月   | 野田    | 真二  | 99  |
| 負の遺産とサステイナビリティ<br>一負の選択ゲームと構造責任—   | 湯浅    | 陽一  | 119 |
| サステナビリティと正義:<br>日常の地平からの素描からの理論化にむけて   | 福永    | 真弓  | 133 |
| 編集後記・休刊のお知らせ   |       |     | 151 |

| 特 集 論 文 |  |
|---------|--|
|         |  |
|         |  |
|         |  |

## 解題:サステイナビリティ概念を問い直す

## 池田寛二

本特集を構成する8編の論文は、「サステイナビリティ」という概念をそれぞれの執筆者が自らの研究関心に依拠しながら自由に論考した成果であり、いかなる研究対象も理論枠組みも共有していない。それゆえ、全体として統一性はなく、そもそも統一した見解に収斂させる意図もなく企画された特集である。とはいえ、執筆者はいずれも多かれ少なかれ環境社会学へのコミットメントを共有していることは紛れもない事実であり、それが、本特集におけるサステイナビリティ概念のとらえ方に一定のニュアンスを加味していることは確かだと言ってよい。

その「ニュアンス」、つまりサステイナビリティを論じる数多の隣接他分野と環境社会学との間にある微妙だが最大の差異は、「地球」とか「人類」といった一元的な言説に懐疑的で、複数形の「社会」の多元性・多様性を重視することである。このような環境社会学の立場からすれば、サステイナビリティとは本来的に多元的で多様な概念であり、「地球」とか「人類」に一様に適用し得る概念ではあり得ない。サステイナビリティは無限に多様な概念であるからこそ、それらを思考によって秩序づけるための「理念型」としてしか概念的に把握できないのである。

このような視点から、理念型としてサステイナビリティ概念の構築を試みたのが池田論文である。そこでは、「人新世(Anthropocene)」、すなわち、人間が地球環境に刻みつけた痕跡が人間以外の自然の巨大な力に匹敵するほどに地球環境の機能に大きな衝撃を与えるようになった産業革命

期を起源とする時代に私たちが今生きている(その典型事例が気候変動)という地質学的な時代認識を前提にして、「サステイナビリティとは、社会と環境が持ち応え合う関係で、環境と経済が育成し合う関係で、経済と社会が公平/公正を保障し合う関係で重なり合っている状態を意味する」と定義される。以下、その他の各論文をこのような理念型としてのサステイナビリティの定義に引き寄せて紹介しておく。

各論文は、おおよその目安として、サステイナビリティの多様性と重層性を示唆するために、地域の草の根レベルから国際レベルへと空間的に拡大する方向に、それと同時に、歴史的に長期的な視野から現在へと時間的に収斂する方向に、さらには実証的な議論から政策論を経て理論的な展望への展開を配慮して配列されている。

大倉論文は、サステイナビリティ概念が18世紀ドイツの林業政策の歴史に由来することにあらためて着目し、自然の社会化としての林業が、当初は、池田の理念型における環境と経済を相互に育成し合う関係に向けて発展しながら、とりわけ日本ではそのような関係が高度経済成長下の自己調整的市場化によって急速に崩壊して林業地域の衰退をもたらし、そこから脱却するには、「脱市場社会のサステイナビリティ」の模索が課題となっていることを、ポランニーの「自由」論、すなわち社会関係の中で「義務や責任を担うことによる自由」の再検討に依拠しながら論じている。

大門論文は、サステイナビリティには、「未来 世代を掛け金として、現在世代を支配するだけの 空虚な統治概念になる危険性」があり、そのような危険性を回避するには、「過去とのつながりに準拠して、未来とのつながりを展望する規範概念としてのサステイナビリティ」が草の根から鍛え上げられてゆく可能性に着目する必要があることを、滋賀県のチッソ守山工場から始まった労働者たちの環境運動の経緯を事例として明らかにしている。そこでは、サステイナビリティ概念に現在世代から過去と未来へと同時に広がる新たな時間軸が導入され、複眼的な責任と受動的不正義の克服という規範理論的な洞察から、池田のスキームにおける環境と経済を社会に埋め戻す可能性が示唆されていると言ってよいだろう。

茅野論文は、人口減少に直面する我が国の農山村社会における多数多様なサステイナビリティの可能性を、地域内部からの内発的発展だけでなく、地域資源を空間的に隔てられた他地域、特に都市地域との連携による地域内部と外部の力の相互作用によって高めることができるとする「ネオ内発的発展論」の視座から実証的に検討することによって、新たなサステイナビリティ概念を提示している。それは、池田論文に示された理念型としてのサステイナビリティが単に多数多様に存在するだけではなく、空間的隔たりを超えて相互作用し合うことによって相乗効果を生み出し、それが地域社会からの新たな内発的発展を触発し得ることを示唆していると言えよう。

北風論文は、サステイナビリティの概念を暗黙の前提としながら、その成否に大きな影響を及ぼすと考えられている再生可能エネルギー、とりわけ世界に比べて日本での普及が遅れている風力発電の導入を促進するための制度と政策を検討している。それもまた、池田のスキームにおける環境と経済の関係を社会に同時に埋め戻すためにはどのような制度と政策への転換が必要かを示唆していると読むことができよう。

小野田論文は、サステイナビリティという概念を、現在国連が最大のアジェンダと位置づけている「2030 アジェンダ」の中核要素である「サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ

(SDGs)」の意義と実施状況の検討を通して考察している。SDGsには、経済・社会・環境の調和が共通の前提とされていて、その意味では、池田のサステイナビリティの理念型と整合的であり、その達成度の検証はそれら三者の関係性をより精緻にとらえることにつながる可能性もある。ここでは、SDGsの達成度を高めるための決め手として「マルチ・レベル・ガバナンス」の有効性が強調されているが、ガバナンスは常にポリティックスとの緊張関係の中でしか実現され得ない。この論文は、そのような視点を敢えて外すことによって、国連そのものの存在意義も含めて、リアル・ポリティックスの中でマルチ・レベル・ガバナンスの可能性を検討する必要があることを逆説的に示唆していると読むことができよう。

湯浅論文は、サステイナビリティ概念を、「負 の遺産」の処理という視点から問い直している。 負の遺産とは、高レベル放射性廃棄物や廃炉とな る原発、事業の失敗によって放置された観光施設 などに代表されるように、過去に形成・蓄積され、 現在および将来世代に不利益しかもたらさず、放 置すれば社会の持続可能性を脅かし、現在および 将来世代が処理に要する負担を引き受けざるを得 ない遺産である。湯浅はその最大の構造的要因を、 「受益圏と受苦圏の時間軸の乖離」に見出し、そ れを縮減するための財政などさまざまな制度の改 革の必要性を強調している。それは、池田が示し た理念型における社会・環境・経済の関係性を時 間軸を組み込んだ受益圏・受苦圏の関係性として もとらえ直す余地があることを示唆していると言 えよう。

福永論文は、サステイナビリティ概念が今日、客観的な科学としてのサステイナビリティ・サイエンスと資本主義の緑化によって市場経済に適応するための単なるコードという二つの方向でグローバルな再概念化が進行しているという現状認識に立って、その過程で「周縁化」されてきたサステイナビリティと正義とを結びつける議論の復権を試みている。そのために、ここでは、理論的に整えられ論理的に首尾一貫した正義の概念は、

このような二つの方向の再概念化に抗するにはもはや有効ではないこと、そうではなく、さまざまな問題に直面している人々の日常から見出される必ずしも首尾一貫性のない多様な複数の正義の間の緊張と対立を現場から掘り起こすことが、サステイナビリティと正義の結びつきを明らかにすることにつながるという戦略が提示される。池田の理念型における社会・経済・環境の関係性も、こ

のような新たな正義論によってより精緻に分析され得ると思われる。

以上の各論文から、21世紀の今、私たちはサステイナビリティの概念をどのように問い直すことができるのか、読者諸氏にいささかなりとも斬新なインスピレーションを与えることができれば幸いである。

池田 寛二 (イケダ・カンジ) 法政大学社会学部

#### <特集論文>

# サステイナビリティ概念を問い直す ―人新世という時代認識の中で―

# Reexamining the Concept of Sustainability: In the Age of Anthropocene

池 田 寛 二 Kanji Ikeda

#### **Abstract**

"Sustainability" is the ubiquitous buzzword used in contemporary society. However, its meaning is diversified from different perspectives by various experts, and a lot of confusion is seen in discussions using this word. This paper aims to reexamine sustainability as "concept", not as an ambiguous buzzword or slogan, considering this situation. Here, "concept" refers to "device" for "logically ordering the empirical reality by thought" according to the definition of Max Weber. As a result, it is presented as "ideal type". The ideal type is an expression means for judging and describing the linkage of various events constituting an infinitely diverse empirical reality from the viewpoint of how close or far it is to it. It is presented as "one utopia" concept that is never found empirically somewhere in reality. In doing so, the author will especially pay attention to the historical recognition called "Anthropocene", that is, the term to encapsulate the concept of a geological time period during which human activity has come to have a major effect on the natural functioning of the planet (the typical case is climate change) and we are now living in the midst of such an era.

As a result of the reexamination, this paper derives the ideal type of sustainability as shown in Fig 1, based on the historical view of the Anthropocene, and with reference to recent research, such as, "working definition of sustainability" (Thiele), "three meanings of sustainability" (Becker), "triple bottom line" (Elkington), "triple-helix model of sustainability" (Scalia et al), and the scheme of "relationship between society, the economy and the environment" (Cato). That is to say, sustainability refers to the state that the relationship between society and the environment is mutually interconnected being bearable, the relationship between the environment and the economy is mutually interconnected being viable, the relationship between the economy and society is mutually interconnected being equitable, and these three relationships are overlapping. In this definition, "nature" means "the nature not pervaded by the social", and "environment" is "the nature pervaded by the social". And then, both the environment and the economy are embedded in society at the same time. Furthermore, the author considers this ideal type in relation to ethics, science, culture, and intergenerational fairness. Finally, the relevance of capitalism and sustainability is examined. In this context, global management system supported by "geo - power" which captures humans as just one

species uniformly is far from this ideal type, and that natural capitalism incorporated into the capitalist system which admires infinite economic growth also departs from this ideal type will be argued. *Keywords*: sustainability, ideal type, Anthropocene, embeddedness, capitalism

#### 要旨

「サステイナビリティ」という言葉は、現代社会に遍く通用している流行語のひとつである。だが、それゆえに、多方面の専門家らによって異なる観点から多様に意味づけられ、この言葉を用いた議論に少なからず混乱が見られることも事実である。本稿は、このような現状を踏まえて、サステイナビリティを、多義的な流行語もしくは標語としてではなく、「概念」として再検討することを目的とする。ここで「概念」とは、マックス・ウェーバーの言うところの、「経験的実在を思考により妥当な仕方で秩序づける」ための「装置」のことを指す。それは結果的に「理念型」、すなわち、無限に多様な経験的実在を構成する諸事象の連関を、それにどの程度近いか、または遠いかという観点から判断し叙述するための表現手段とするために、現実のどこかに経験的に見いだされることのない「ひとつのユートピア」概念として提示される。その際に、本稿で特に留意するのは、サステイナビリティの概念を「人新世(Anthropocene)」、すなわち、人間が地球環境に刻みつけた痕跡が人間以外の自然の巨大な力に匹敵するほどに地球環境の機能に大きな衝撃を与えるようになった産業革命期を起源とする時代に私たちが今生きている(その典型事例が気候変動)という地質学的な時代認識を前提にして検討することである。

人新世の歴史観を踏まえ、シーレによるサステイナビリティの作業的定義とベッカーによる当該概念のコアにある三つの思考様式を手掛かりとし、さらに「トリプル・ボトムライン」や「サステイナビリティのトリプル・ヘリックス・モデル」、ケイトーのスキームなどサステイナビリティの概念をめぐる先行研究を参照しつつ検討した結果、本稿では、図1に素描されるように、人新世の自然、すなわち、自然が「(人間)社会が入り込んでいない自然」と「(人間)社会が入り込んだ自然」から構成されているという認識に立って、前者を「自然」、後者を「環境」と弁別したうえで、「サステイナビリティとは、社会と環境が持ち応え合う(bearable)関係で、環境と経済が育成し合う(viable)関係で、経済と社会が公平/公正を保障し合う(equitable)関係で重なり合っている状態を意味する」、そして環境と経済はいずれも社会関係に埋め込まれている、という定義を理念型として導き出すことができた。この理念型を再度シーレの作業的定義を参照しながら、倫理、科学、文化、世代間公正とサステイナビリティとの関連性を考察し、最後に、資本主義とサステイナビリティの関連性を検討した。その過程で、人間を人類として一様に捉える地球管理主義とそれを支える「地・権力」およびサステイナビリティを資本主義の枠組み込んで無限の経済成長を喧伝する自然資本主義が、この理念型から遠ざかっていることを批判的に論じた。

キーワード: サステイナビリティ、理念型、人新世、埋め込み、資本主義

#### はじめに

「サステイナビリティ(sustainability)」という言葉が、「英語の中で最も無意味に最も過剰に用いられている言葉のひとつ」であることは間違

いない (Owen, 2011:246)。実際、それは意味を限定(定義)して使われることは少なく、単なる「流行語(buzzword)」もしくはスタイリッシュな「標語(catchword)」」として乱用され、その意味するところはますます拡散して捉えにくくなってい

ると言ってよい。

周知のように、この言葉が様々な分野で多用さ れるようになった直接的な契機は、1987年に国 連の「開発と環境に関する世界委員会」がグロー バル・アジェンダの基本理念を意味する新語とし て提唱した「サステイナブル・ディベロップメ ント (sustainable development) | という英語 が当委員会の報告書で用いられたことにあった (WCED, 1987)。日本語に訳すに当たっては、「持 続可能な発展 | 「持続可能な開発 | 「維持可能な発 展」など、現在においても必ずしも定訳が確立さ れているわけではないが、「維持可能」より「持 続可能 |、「開発 | より「発展 | の方が標準的な訳 語として定着しつつある。とはいえ、「開発」と「発 展」は対応する英語が同じでも日本語としては対 極的な意味を内包している。「内発的発展」とい う日本語は意味を持つとしても、「内発的開発」 という日本語は形容矛盾であり、意味をなさない からである。それは、日本語の「発展」は外発的、 内発的いずれでも形容可能だが、「開発」は本来 的に外発的でしかあり得ないことによる(池田、 2017b:166-167)。このように、日本語訳を用い るだけでも微妙な問題が生じるため、本稿では以 下、サステイナブル・ディベロップメントおよび そこから派生したサステイナビリティという英語 をそのまま用いることにする。

だが、国連が提唱したサステイナブル・ディベロップメントという用語にも、当初から、実に多方面の専門家らによって多様な観点から複数の定義が付加され、その概念としての理解が混乱していることが指摘されてきた。そこで、自然条件を重視して規定された概念規定、世代間の公平性を強調した概念規定、そして社会正義に基盤を置く生活の質の実現を強調した概念規定の3つの類型によって概念としての定義の混乱を整理しようとした試みもあった(森田・川島,2006)。しかし、国連の報告書で最初に用いられてから30年以上を経た今日でも、その多義性はとどまることはなく、2015年9月の国連サミットで採択された「サステイナブル・ディベロップメントのための

2030 アジェンダ」に謳われた 2016 年から 2030 年までの国際目標である「サステイナブル・ディ ベロップメント・ゴールズ (SDGs) | は、サス テイナブルな世界を実現するための17のゴール と 169 のターゲットから構成され、地球上の誰 一人としてこれらの達成から取り残さない (leave no one behind) と宣言している。この目標設定 に象徴されるように、サステイナブル・ディベ ロップメントという用語はますます国連を軸とす るグローバル・ポリティックスのマジック・ワー ドと化す中で、その概念としての意味はさらに拡 散し捉え難いものになっている。そして、その後 も意味の拡散は際限なく進み、今ではディベロッ プメントという語さえ削除され、「サステイナビ リティーという一語が「我々の社会に遍在する流 行語 (a ubiquitous buzzword)」(Caradonna, 2018:9) と化し、その概念としての意味はますま す把握することが難しくなっているのである。

このような現状に対して、本稿では、単なる流行語としてでも政策的な標語としてでもなく、21世紀の社会問題に対峙する学問的営為に方向性を与える「概念」として、「サステイナビリティ」を問い直してみたい。では、そのような「概念」とはいかなるものなのか。その点は、マックス・ウェーバーを召還して確認しておくべきだろう。

ウェーバーは、「妥当な判断はつねに、直観的に把握されたものの論理的加工、すなわち、概念の使用を前提としている。(…)鋭い概念構成を怠ることが、実践的な、経済政策上ならびに社会政策上の議論にとって、とりわけ深刻な危険をなす場合がある」(Weber= 折原訳, 1998:151)と述べたうえで、「科学のみが寄与できる事柄とは、経験的実在(そのもの)でもなければ、経験的実在の模写でもなく、ただ経験的実在を思考により妥当な仕方で秩序づける、概念と判断である」(同上:158)と言う。つまり、どのような壮大な政策目標であろうと、「鋭い概念構成を怠」れば、政策が危険に晒されるというのである。だとすれば、我々は今こそ冷静に立ち止まって、サステイナビィティを概念として捉えなおさねばならない

だろう。本稿では、ウェーバーの言う「概念」として、すなわち、直観的に把握されたものを論理的に加工し、思考によって経験的実在を秩序づける「装置」、つまり「概念装置」(同上:161)としてサステイナビリティを問い直してみたい。

### 1 サステイナビリティの作業的定義と人 新世の新たな課題

21世紀に入ってから、サステイナビィティの概念を整理しようとする試みは多岐にわたって展開されてきたが、ここでは、文字通り「基礎概念」としてサステイナビィティを取り上げ、その広範で複雑なアイデアの綜合化に挑んだシーレの「作業的定義(working definition)」、すなわち概念としての整理と精緻化に取り組むための指針となる定義からインスピレーションを導き出してみよう。シーレは、多種多様なサステイナビィティの定義のエッセンスを見つけ出すために、「何がサステイナブルではないのか」を問い、そのような事例の意味を反転させることによって、つぎのような作業的定義を提唱している。すなわち、

「サステイナビィティとは、倫理的ビジョンに 奉仕する科学に融合したひとつの適応の作法であ る。それは、生態系の健全性と経済的な富と社会 の強化そして文化的創造性をバランスよく追求す ることによって、未来世代の幸福を犠牲にするこ となく現在世代のニーズを満たすことを要求して いる」(Thiele, 2013:4-5)。

この作業的定義は、確かに、サステイナビィティの概念をどのような視角から整理し精緻化すべきかの指針を提示しているという意味で参照に値する。そこからは、大きく5つの指針を読み取ることができるだろう。ひとつは、サステイナビィティとは、「倫理的ビジョン」だということである。二つ目として、サステイナビィティは「科学に融合した適応の作法」だということである。三つ目に、それは、生態系と経済的富と社会の強化と文化的創造性とをバランスを取りながら追求することである。そして四つ目に、それ

は、三つ目の条件を満たすことによって、「未来世代の幸福を犠牲にすることなく現在世代のニーズを満たすことを要求」しているということである。しかし、これら4つはさらに根底にひとつの条件を共有していることを見落としてはなるまい。それは、これらの4つはすべて人間中心の定義、すなわち、サステイナビィティという概念の主語は徹頭徹尾「人間」だということである。つまり、シーレの作業的定義は「人間中心主義(Anthropocentrism)」という5つ目の指針を暗黙裡に前提としているのである。シーレ自身は「人間中心主義」という語を直接用いてはいないが、そこにまさしく「暗黙の前提」としていることを読み取ることができると言えよう。

このことは、20世紀から21世紀への転換点 で、「人新世 (Anthropocene)」という新たな 用語が人口に膾炙し始めたことを想起させずに はいない。「人新世とは、人間活動が地球という 惑星の自然の機能に主要な影響をもたらすよう になった時代の概念をひとまとめに表現するた めに2000年に生まれた術語」であり、「気候変 動、生物多様性の減少や混合、資源の限界、廃棄 物の産出などを含む地球という惑星への広範にわ たる人間の影響を一括して結びつけるアンブレラ 的な術語として作用する | ものである (Malhi. 2017:100)。つまり、その新語の提唱者である大 気化学者のパウル・クルッツェンらが言うように、 人新世は、「地球環境における人間の痕跡が今や 広範で激しくなったことで地球システムの機能に 衝撃を与え、自然の他の巨大な力に匹敵するよう になった」という事実に特徴づけられる時代なの である (Fressoz & Bonneuil, 2016:4= 野坂訳 2018:18) 。 1)

人新世という、本来地質学的な新時代を指す言葉として作られた術語は、今では、人間と自然との関係性を根源的に問い直すことを我々に迫る問題提起のための概念として、自然科学にとどまらず人文・社会科学者の間でも盛んに議論されるようになっている(社会学に近い立場から試みられたそのような研究の一例として、マニュエル・ア

リアス・マルドナド (Arias-Maldonado, 2015) の業績がある)。また、科学者でなくても、情報化が進んだ現代社会では、近年の極端な気象やそれによる激甚災害の頻発は人間活動によって引き起こされた地球温暖化によるものであり、それは主として人間によって排出された二酸化炭素など温室効果ガスの濃度上昇によるという認識がほぼ「常識化」している。人新世は、その意味ですでに21世紀の常識になりつつあると言ってよいだろう。だとすれば、このような人新世という時代認識を関却してサステイナビリティの概念を検討することはもはや時代遅れであろう。そこで、シーレによるサステイナビィティの作業的定義を人新世の観点から問い直してみよう。

すでに述べたように、シーレによるサステイナ ビリティの作業的定義も人新世の考え方も、人間 中心主義を共有していることは明らかである。だ が、人間と自然の関係性に関する思考様式の深さ には両者の間にかなりの隔たりがある。シーレに よるサステイナビィティの作業的定義は、人間中 心主義を当たり前の(したがって、暗黙の、問う までもない) 前提としている分、人間の自然に対 する影響力を素朴に信じている。人間が、確固た る「倫理的ビジョン」を描き、「科学に融合した 適応の作法 を身につけ、生態系と経済的富と社 会の強化と文化的創造性とをバランスを取りなが ら追求することによって、未来世代の幸福を犠牲 にすることなく現在世代のニーズを満たすことが サステイナビィティを実現することだと考えてい るのである。

それに対して、人新世の思考は、「もはや手つかずの自然などどこにもなく」、「あるのは自然に刻まれた人間の影響の程度のちがいだけである」(Arias-Maldonado, 2015:126)と考える。しかし、それゆえに、人新世論者は、人間を主体とし自然を客体として切り離して考える思考様式にダウトをかける。人新世において自然と人間とはもはや主体と客体として分断されているのではなく、人間が攪乱した自然によって人間自らが予測不可能で引き返すことができない位相に追い込ま

れるという「巨大なフィードバックループに巻き 込まれている」というのが人新世の世界観なので ある (Fressoz & Bonneuil, 2016:20-24= 野坂 訳 2018:37-40)。このような人新世の世界観は、 サステイナビリティあるいはサステイナブル・ ディベロップメントという概念を、人間が自然を もう少し「保全」すれば、それと「引き換えに経 済成長が永続するという可能性を我々に信じ込ま せ | ることによって、人間をたやすく「安心 | さ せる詐術的な「計画」として否定する(Fressoz & Bonneuil, 2016:22= 野坂訳 2018:40)。つま り、シーレの作業的定義にあるような自然の生態 系の豊かさと人間の経済的富の成長との予定調和 を否定し、自然の生態系はもはや後戻りできない ほどに人間の経済成長によって攪乱され、それ がさらに人間の経済成長を脅かすように反作用し ていると考えるのである (Fressoz & Bonneuil, 2016:21= 野坂訳 2018:38)。要するに、人新世の 世界観は、サステイナビリティあるいはサステイ ナブル・ディベロップメントの概念が依拠してい る「自然と(人間による)開発(もしくは発展) の相互最適化が可能な静的機構が存在していると いう想定」を真っ向から否定しようとするものな のである (Fressoz & Bonneuil, 2016:23= 野坂 訳 2018:41)。 そこでは、人間の倫理的ビジョン や科学的作法や生態系と経済的富と社会の強化と 文化的創造性とをバランスを取りながら追求する ことによって、未来世代の幸福を犠牲にすること なく現在世代のニーズを満たすことができるとい う、人間の内側で、すなわち自然を外部化・客体 化したままで人間と自然の間の相互に最適の解が 見出せるというサステイナビリティが依拠する人 間中心主義はもはや信じるに値しないと言わなけ ればならないだろう。

だとすれば、21世紀に提起された人新世という新しい世界観のもとで、我々はサステイナビリティという概念をどのように問い直すべきなのだろうか。単に否定し去ればよいということなのだろうか。否である。21世紀の今においてもなお、人新世という新しいがゆえに多分に胡散臭い概念

とちがって、サステイナビリティという概念は、専門家から企業人、消費者、市井の人々に至る多くの現代人にとって、倫理的に信じたりスローガンとして掲げたり、生き方や諸活動の正当化や価値づけの拠り所として社会的な存在感をますます高めているからである。重要なことは、それをウェーバーの言う「概念」として、すなわち、直観的に把握されたものを論理的に加工し、思考によって経験的実在を秩序づける「装置」、つまり「概念装置」(同上:161)として捉えなおすことであり、その過程で、人新世のサステイナビリティに対する批判的世界観は大いに考慮に入れるに値すると考えるべきであろう。

おそらく、人新世の世界観を踏まえてサステイナビリティの概念を問い直すための課題設定は、次のようなものになると思われる。すなわち、

「我々は人間と自然の和解という、政治の下位にある平和主義的な問題系の中にいるのではない。人新世は政治的であり、相違する利害関係の間、地球上で拮抗する様々な人間の圧力の間、異なる人間集団(階級や国家)の間、そして様々な技術的選択や産業的選択、生活様式また消費様式から生まれた人間の(自然に加えた一引用者)痕跡の間の調停を必要とする。だとすれば、重要なのは政治的な問題として人新世に真剣に取り組むことであり、過去二世紀の間に普及した近代モデルの矛盾と限界を乗り越え、すばやく、そして平等に分配された形で生態学的痕跡(ecological footprint)を削減するための道を探ることである」(Fressoz & Bonneuil, 2016:26= 野坂訳2018:45)。

筆者は、国連が主導し世界中のエリートや一般 市民が拠り所としているサステイナビリティ概念 に言いようのない違和感を抱き続けてきた。それ は、貧困は今なお深刻で、祖国を捨てて移動する 移民や難民が後を絶たず、その背景において国内 から地球規模に至る格差の増大がますます進み、 民族的・宗教的および国家間の対立や紛争は続き、 世界経済を一握りのグローバル企業が動かして格 差をさらにばら撒いているような社会の中で、気

候変動や放射能汚染や水質汚染や土壌汚染や森林 破壊など人間の痕跡によって攪乱され、極端気象 による予測困難な大規模災害のリスクに晒されて いる 21 世紀の現実の世界を国連中心の皮相な平 和主義で隠蔽することに対する違和感だったと 言ってよい。また、それらの複雑で多岐にわたり、 地球上の諸地域で多様に発生している諸問題を、 SDGs のように総花的なゴールやターゲットにす り替え、地球上の誰一人としてこれらの達成から 取り残さないと根拠なく宣言する予定調和的オプ ティミズムに対する違和感でもあった。<sup>2)</sup>人新世 の世界観は、このような違和感を言語化し、サス テイナビリティという概念を、21世紀の今地球 上で同時に起こっているこれら様々な異なる出来 事の相互連関性の中で問い直すことを可能にする であろう。

なお、人新世の概念が、本来地質学的時代区分の名称として発明され、大気中に硫酸塩エアロゾルを散布するとか巨大なミラー衛星を地球の周りに設置することによって地球を冷却できるといった、地球工学的(geo-engineering)思想と親和的な面があることも指摘しておかなければならない。人新世の名付け親であるクルッツェン自身が、地球工学を支持している。その意味では、人間による自然の操作や管理という発想は、サステイナビリティの概念よりもラディカルに見える。しかし、それもまた人新世という世界観が我々に迫っている「技術的選択や産業的選択」のひとつのオプションにほかならないと考えるべきであろう。

地球工学に懐疑的もしくは否定的・批判的な立場に立つにしても、実は我々はすでに同種の問題にもっと身近なところで直面していることに自覚的である必要がある。20世紀以来、気候変動対策として脱炭素が称揚され、自動車の電気化が自動車産業の最大の競争課題となっている今、電気自動車に不可欠な銅、さらにはコバルトをはじめとする多種多様なレアメタルをめぐる資源争奪がすでに始まろうとしている。化石燃料は減らせるかもしれないとしても地下資源の奪い合いは終わらないのだ。

そうやって人間はさらに地球に新たな生態学的痕跡と20世紀に見られたような「資源の呪い(resource curse)」を生み出そうとしているのだとすれば、それはスケールこそ違うとはいえ、人間が地球に新たに手を加えるという意味では地球工学の発想と同根である。3)このように、人新世の世界観には、サステイナビリティの概念よりも過激な思想も混在している。そのような負の側面を照射するには、サステイナビリティの概念による相対化が奏功するとも考えられる。我々は、そのように両者を相互に参照させながら、まさしく人新世と呼ばれる今日に相応しいサステイナビリティ概念を再構築しなければならない。

# 2 サステイナビリティのコアにある3つ の思考様式

人新世という21世紀の時代認識を踏まえてサステイナビリティの概念を問い直すには、シーレの作業的定義をさらにその概念のコアな部分に向かって掘り下げる必要がある。それには、ベッカーの哲学的な観点から見た当該概念の「コアにある3つの意味」の指摘が考慮に値すると思われる。それは、以下の3つの意味である。すなわち、

- (1) 連続性 (continuance)
- (2) (規範的一引用者) 志向性 (orientation)
- (3) 関係性 (relationship) ⇒
  - (i) 同時代を生きる人々の間の関係性(人間の世代内関係)
  - (ii) 現在世代と将来世代の間の関係性(人間の世代間関係)
  - (iii) 人間と自然の関係性

ベッカーによれば、サステイナビリティという 概念には、これら3つの意味が概念のコアを成しているという(Becker, 2012:9-15)。したがって、概念装置としての精緻化をはかるには、これらの意味をできる限り弁別する必要がある。

まず、連続性とは時間を意味する。サステイナ ビリティは、シーレも言うように、本来的に、「時 間という地平を拡大する」概念である(Thiele、 2013:22-28)。だが、時間をどの方向に向けて、 すなわち、未来に向けてか、過去に向けてか、双 方に向けてか、また、どのようなスケールで拡大 するかは、研究対象によってあらかじめ定められ ているか、さもなければ、研究者の恣意に委ねら れてきた。サステイナビリティの概念は、国連の 定義でもシーレの作業的定義でも、専ら未来に向 かって世代でつながる時間を重視してきた。だが、 未来というのは何年先までを想定するのか、何世 代まで先の人間を想定するのかは、ほとんど議論 されてこなかった。ましてや、過去からの時間的 連続性や過去も含めた未来という時間軸の設定も おおよそ意識的には行われてこなかった。つまり、 サステイナビリティの概念は、時間の地平を不問 のまま放置してきたのではないか。それは空間の スケールも同様であり、その意味でサステイナビ リティの概念は、「時空のカオス」の中で彷徨っ てきたといえよう (池田、2013:31-32)。その一 例は、原発政策と気候変動政策の微妙な関連性に 見出すことができる。原発が生み出す使用済み核 燃料を無害化するには、万年単位もしくは10万 年単位の時間が必要だと言われている。その一方 で、温暖化を2℃以下に抑えるか1.5℃以下に抑 えるかという気候変動政策の議論は100年もし くは50年単位で行われている。脱炭素のために は、原発も有効なオプションとする考え方は、少 なくとも一部の気候変動政策推進者には支持され ている。原発推進か気候変動対策優先かという議 論には、そのような時間的地平のはかり知れない 隔たりが内包されていることを、我々はもっと冷 静に認識すべきであろう。だが、サステイナビリ ティの概念とそれを無批判に称揚する人々の多く は、そのような時間軸の大きな隔たりを、ほとん どまともに問題にしてこなかった。そこから、サ ステイナビリティの概念には、「概念」としての ひとつの綻びが生じていると言えよう。連続性を 真に時間的地平の上で問い直すなら、時間そのも のの地平の広がりと方向性を根本から再検討しな ければならない。

ベッカーがサステイナビリティの概念のコアを

成す二つ目の意味として挙げているのは、(規範 的) 志向性である。サステイナビリティは、人々 がそこに価値を認め行為・行動の指針として志向 する「規範として広く用いられている」概念で ある (Becker, 2012:11)。シールも言うように、 それはまずもって人間の「倫理的ビジョン」なの である。だが、ウェーバーが強調したように、規 範という「価値関係の具体的な形成は、つねに流 動的であり、人間文化の幽遠な未来に向けて、た えず変遷を遂げる運命にある | (Weber= 折原訳. 1998:159) からには、サステイナビリティ概念 が単なる規範概念でしかない場合、それはたえざ る不毛な神学論争の火種にしかならないかもしれ ない。だとすれば、サステイナビリティの概念は 単なる規範概念に還元され得ない、より歴史的で 現実的な概念として意味的に豊富化される必要が ある。サステイナビリティの概念がそれに価値を 認める人々だけの信仰の対象となるのであれば、 それは宗教と同じレベルの対立しか社会にもたら さないであろう。実際、我々はエコロジストと反 エコロジスト、エコロジスト内部のディープ・エ コロジストとシャロウ・エコロジストとの間の不 毛な神学論争を 20 世紀に嫌というほど見せつけ られてきた。だが、21世紀の今、価値を共有す る人々だけが正統性を独占できる時代はとっくに 終わっている。むしろ、それが20世紀の悲劇の 根源にあったことを我々は知ってしまったのだ し、知っていることを深く自覚すべきなのだ。サ ステイナビリティの概念が近代の啓蒙のプロジェ クトの忠実な申し子である限り、真に価値から自 由な概念として再生されることはないだろう。

サステイナビリティの概念のコアを成す三つ目の意味としてベッカーが挙げているのは、関係性である。そこには、同時代を生きる人々の間の関係性すなわち人間の世代内関係、現在世代と未来世代の間の関係性すなわち人間の世代間関係、そして人間と自然の関係性という3種の関係性が内包されている。20世紀のサステイナビリティ概念が最も強調したのは人間社会内部の世代間関係であった。だが、連続性の検討の中で論じたよう

に、そこに明確な時間的地平は示されなかった。 一体我々は何世代まで隔たった相まみえることの ない人々と関係性を取り結ぶことができるのか。 それは、どのような関係性なのか。おそらく、そ のような問い立てをしたところで、誰もが納得の ゆく答えなど得られないだろう。はっきり言える ことは、相まみえることのできる現在世代の人々 の間でさえ、深い分断や断絶や差別や排除がなく なるどころかかえって深刻化している 21 世紀の 現実世界において、相まみえることのできない世 代間の関係性など想定しても空論でしかないとい うことである。まずは、現在世代間の関係を直視 すること、そのうえで、歴史の中から世代間の関 係性を虚心坦懐に構想する想像力を鍛えることが 肝要である。だが、その前提としてさらに大事な ことは、人新世の世界観が提示してくれたような 人間と自然の関係性を根源から問い直すことであ る。もはや、自然は人間の外部に客体としてある のではない。自然は人間の歴史の中で否応なく痕 跡を刻まれた存在であり、主客はすでに渾然一体 化しているのだ。そのような新しい自然と人間の 関係性の歴史の中でのみ、サステイナビリティは 概念として再生され得るにちがいない。

いずれにしても、サステイナビリティという概念にとって、同じコアを成す意味の中でもとりわけ中心的で重要な意味は関係性なのである。連続性や規範的志向性も、そこから派生すると捉えてよいのではないだろうか。したがって、関係性こそサステイナビリティ概念のコアの中のコアを成す意味だと言うことができるだろう。では、関係性を真の唯一のコアとするサステイナビリティとは、どのような概念として構想され得るのだろうか。

## 3 社会・環境・経済の関係性としてのサ ステイナビリティ

以上の議論から、サステイナビリティという概 念のコアを成す意味が関係性にあることは明らか になったとして、どのような関係性を概念の構成 要件と見なすかが次の論点になる。すでに述べたように、20世紀のサステイナビリティ概念において中心的な価値を認められた世代間の関係性は、概念の構成要件としては脆弱な要件でしかなかった。人新世という時代認識に立つならば、我々はまず何よりも人間と自然の関係性をサステイナビリティ概念の基底的な構成要件として措定する必要がある。

その上で、我々は人間の活動領域を3つ、すな わち社会 (society)、環境 (environment)、経 済(economy)の3つの領域間の関係性を構成要 件としてサステイナビリティの概念を構想するこ とができるだろう。人間の活動領域を社会、環境、 経済の3つに分け、それらの相互関係からサステ イナビリティの概念を構築しようとする試みは、 すでに20世紀からあったもので、ことさらに新 しいアイデアではない。20世紀の終わりごろ、 ほぼ同時期に提起された「トリプル・ボトムライ ン(triple bottom line)」(Elkington, 1997)や「三 重螺旋モデル (triple-helix model)」(Etzkowitz, 1998) にそのようなアイデアは示されていた。 だが、前者は基本的にビジネス・モデルとりわけ 企業会計の新しいモデルとして、後者は社会・経 済のイノベーションにおける大学の役割のモデル として提起されたもので、人新世に適合的な人間 と自然の関係性を考慮に入れたモデルではなかっ た。<sup>4)</sup> すでに述べたように、人新世に相応しい 21 世紀のサステイナビリティ概念は、人間と自然と の関係を主客の対立関係において捉えることはし ない。そうではなく、人間社会と自然との間に「二 重の内在性」で結びついた関係性を見出すのであ る。すなわち、自然と人間社会は「社会が入り込 んだ自然」と「自然が入り込んだ社会」との間で 「相互に作用し合う二重の内在性」によって関係 を取り結んでいると考えるのである(Fressoz & Bonneuil, 2016:36= 野坂訳 2018:56)。もちろ ん、自然のすべてが「社会が入り込んだ自然」す なわち「二次的自然」であるとは言い切れず、い わゆる人知の及ばない自然とその力が存在するこ とを人新世の世界観も全否定するわけではない。

だが、人新世が始まったとされるおよそ2世紀前、 つまり西欧起源の産業革命以降、そのような「一 次的自然」もしくは「野生(wilderness)」が人 間活動によって一貫して縮減してきたことは何人 たりとも否定し得ないだろう。その意味で、「人 新世の自然は何よりまず「二次的自然」なのであ り、強力な(人間社会の一引用者)組織(資本 主義の巨大なネットワーク、技術システムや軍事 装置など)によって醸成されたものである |。一 方、「自然が入り込んだ社会」とは、「社会的関係 や文化的規範が物質やエネルギーの物質代謝を組 織する仕組みにより構築・強化されていると同時 に、自然の社会的用法を決定していることを示す ものである。環境は社会を取り巻いているので はなく、社会に組み込まれている」(Fressoz & Bonneuil, 2016:36= 野坂訳 2018:56)。 人新世の 社会はこのような自然を組み込んだ社会だという のである。

このような人新世の世界観からすれば、自然と環境を同一視することはもはやできなくなる。自然はそれがまだあるとして「社会が入り込んでいない自然」と「社会が入り込んだ自然」から成っているのであり、人新世では後者が自然の中でますます優位を占めつつあると考えられるのである。したがって、人新世において自然は社会に向かって縮減し、社会は自然に向かって肥大していると見てよいだろう。このような相互作用の中で自然と人間社会の関係をより的確に捉えるには、「社会が入り込んでいない自然」を「自然(nature)」と呼び、「社会が入り込んだ自然」を「環境」と呼び分けることが有効だと思われる。

以上のような意味における自然を考慮に入れて 人新世に適合的なサステイナビリティの構成を示 したのが図1である。この図では、「自然」は人 新世において縮減されつつある「社会が入り込ん でいない自然」を、「社会」は人新世において肥 大しつつある「自然が入り込んだ社会」を、「環 境」は人新世において拡大しつつある「社会が入 り込んだ自然」を、「経済」は人新世の到来を可 能にした「自然の社会的用法を決定する制度」を 指す。このような意味の「経済」という制度の根幹を、歴史的に資本主義と見るか市場と見るか、あるいは両者の関係性の中で捉えるかは容易に断定できる問題ではない。だが、自然の維持と経済発展の調和を唱える20世紀型のサステイナビリティ概念を称揚する者の中にも、「自然の社会的用法を決定する制度」のひとつとして、自然を資本として活用することを最適解と考える「自然資本(natural capital)」論者がいることに、資本主義の影響力の強さがうかがわれることも無視すべきではあるまい(Hawken, Lovins, Lovins, 1999= 佐和・小幡訳、2001)。5)

では、「自然が入り込んだ社会」という意味における社会と「社会が入り込んだ自然」という意味における環境と「自然の社会的用法を決定する制度」という意味における経済は、相互にどのように関係し合っていると考えればよいのだろうか。そして、三者間の関係性はサステイナビリティの概念の彫琢にどのような示唆をもたらすのだろうか。

まず、社会と環境は相互に持ち応えることがで きる (bearable) 関係で結びついている (Cato, 2011:13)。社会すなわち「自然が入り込んだ社 会」と環境すなわち「社会が入り込んだ自然」と は、文字通り相互介入・相互依存の関係にある。 大気中の二酸化炭素濃度が人間社会の活動が原因 となって上昇しているのだとすれば、それは自然 に社会が介入して人為的に環境を変えたことを意 味する。そして、そのような環境の異変が人間社 会に様々な悪影響を及ぼしているとすれば、それ は自然が社会に介入し社会の存続を脅かしている ことを意味する。したがって、社会と環境とは相 互に介入し合いながら相互に持ち応えてそれぞれ の存立を維持する必要がある。いずれか一方が持 ち応えられなければ、もう一方も持ち応えられず、 共倒れになるしかないからである。このような共 倒れを回避するには、社会と環境の間の相互介入 を促し、環境すなわち「社会が入り込んだ自然」 をさらに社会関係の中に埋め込むことが必要にな る。つまり、人新世において我々は、人為的な影 響がすでに刻まれてしまった自然という意味における環境を、もう一度社会関係の中に埋め込みなおす必要に迫られているのである。(図1において環境から社会に向けられたベクトルはそのような意味の埋め込みを示している。)

次に、環境と経済は相互に育成し合う(viable) 関係で結びついている(Cato. 2011:13)。両者を 結びつけている最も重要な要素は資源である。「社 会が入り込んだ自然」としての環境は、「自然の 社会的用法を決定する制度 | という意味における 経済の介入によって自らが育んできた資源を人間 社会に供給する。そして、経済はそのようにして 環境から取り出した資源(一次資源)を活用して 人間社会の便益を高めるためにさらにその資源の 社会的用法を革新し (二次資源化)、富の蓄積と 分配・配分を行っているのである。いかなる経済 も環境が資源を育成することによってしか存立で きないから、経済は必然的に資源を浪費し枯渇さ せないための「社会的用法」の制度化によって、 人間社会の中でも資源を育成しなければならな い。森林は太古より自然の一部であり、自然に育 まれてきた。しかし、近代以降の森林の多くは、「社 会が入り込んだ自然」という意味の環境によって 育成されてきた資源である。そのような資源とし ての森林を荒廃させ消滅させないように育成して きたのは、森林資源の社会的用法を決定する制度 としての林業経済であった。サステイナビリティ という英語がドイツ語の Nachhaltigkeit に由来 することはよく知られているが、それは17世紀 末期から18世紀にかけてドイツで森林資源の育 成管理の持続性を高めるための資源の社会的用法 を意味する言葉として用いられるようになった術 語なのである (Glober, 2018:96-105)。森林資源 が象徴しているように、環境と経済はそれぞれが 資源を育成することによって両立し得る関係にあ る。経済が環境の資源育成能力を高めるように作 用し、環境が自らの資源育成能力の範囲内で資源 の社会的用法を生み出すように作用するなら、両 者は存立可能である。だが、どちらか一方でもそ のように作用しなくなれば、環境も経済も共倒れ

になるほかないだろう。このような共倒れを回避するには、「資源の呪い」という罠にはまらないように、資源の便益が、それが存在する国や地域の経済を育成させることを最優先させる環境と経済の新たな関係性を創出する必要がある。

さらに、経済と社会は相互に公平/公正を保障 し合う (equitable) 関係で結びついている (Cato. 2011:13)。「自然の社会的用法を決定する制度」 という意味における経済と「自然が入り込んだ社 会」という意味における社会との関係性は、人 新世において大きな歴史的転換を遂げた。それ は、一言で言えば、「世界の経済化」(Fressoz & Bonneuil, 2016:215= 野坂訳 2018:262) であ り、社会学的に言えば「経済の社会からの脱埋め 込み (disembeddedness)」であった (Giddens, 1990= 松尾・小幡訳、1993)。 自然あるいは社会 化された自然としての環境によって育まれた資源 の社会的用法を決定する制度という意味におい て、経済は本来社会の中に埋め込まれていた。カー ル・ポランニーが強調したように、社会に埋め込 まれた経済は、社会関係の中で資源の社会的用法 を決定する多様な制度として存在していた(ポラ ンニー、2003)。人新世という用語の生みの親で あるクルッツェンは、その始まりを 1784 年とす ることを提唱しているが、それはジェームズ・ワッ トが蒸気機関の特許権を取得した年であり、産業 革命の開始と大気の炭素化を象徴しているからで ある (Crutzen, 2002:23)。産業革命が人間社会 における資源の社会的用法に根源的な転換を引き 起こし、大気中の二酸化炭素濃度を高める最初の 契機となったことは今では疑問の余地がないほど 自明視されているが、それが意味するのは、社会 と経済の関係の逆転、社会からの経済の脱埋め込 み、その結果としての世界の経済化であった。そ の後の200年余りを経て、21世紀の今もなお、 世界の経済化はとどまることはなく、経済が社会 を混乱させる状況が続いている。その証拠に、資 源分配の格差は地球規模でますます拡大してい る。格差と不平等の世界的拡大が世界の経済化の 結果だとすれば、我々は経済を社会に再び埋め戻 すこと、資源の社会的用法としての経済を社会関係の中で新たに制度化する必要に迫られているのだと言えよう。だが、その決定的な処方箋はまだ見つかっていない。(図1における経済から社会に向けられたベクトルは、このような意味での経済の社会への埋め込みを示している。)

経済がもたらす不平等や不公正は社会によって 是正され、公平・公正な経済に組み換えてゆかな ければならない。サステイナビリティの概念にお いて考慮されるべきは、社会とはすでに「自然が 入り込んだ社会」であり、経済とは「自然の(資 源としての)社会的用法を決定する制度」であり、 両者はそのような意味で関係を取り結んでいると いうことである。そして、そのような関係性の中 でこそ、現在我々が直面している人間社会の中の 格差や不平等を直視し、それらを公平・公正な関 係に転換できる方途を模索すべきである。

経済と社会が相互に公平/公正を保障し合う関 係にあるという認識が我々に投げかけている最も 重要な示唆は、サステイナビリティの概念におい て考慮されるべきは資源の配分のみならず意思決 定権の公平・公正な配分だということである。こ の点に関して、舩橋晴俊が、すでに 1970 年代の 終わりごろから、「社会制御システム」は「経営 システム | と「支配システム | との「両義性 | か ら構成されているという理論枠組みを提示してい たことは注目に値する (舩橋, 1977)。 舩橋は、 サステイナビリティすなわち「持続可能性」の概 念を「制御可能性 (controllability)」と相互に前 提し合う関係にある概念として捉え、そのような 意味で、制御システムの問題と見なすことができ るサステイナビリティを「経営システム」として、 すなわち、システムが「自己の存続のために達成 し続けることが必要な経営課題群を、有限の資源 を使って充足するにあたり、どのような構成原理 や作動原理にもとづいているのかという視点」と、 「支配システム」として、すなわち、「意思決定権 の分配と正負の財の分配についてどのような不平 等な構造を有しているのか、これらの点に関し て、どのような構成原理や作動原理をもっている

のかという視点」から両義的に把握しなければならないと説いたのである(舩橋, 2018:662)。この舩橋が示した両義的な視座は、ともすれば、「経営システム」の問題に偏りがちなサステイナビリティ研究を「支配システム」の問題としてより社会に内在化して立論する必要性と可能性を示唆するものであり、ここで提示した経済と社会との関係性の検討をさらに深めるために依拠すべきであろう。

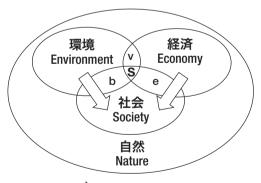
以上のように、社会と環境と経済はそれぞれに 異なる意味を含んだ関係を取り結んでいるが、これら3つの領域はその中心でひとつに重なっている。そこでは、社会と環境は持ち応え合う関係で、環境と経済は育成し合う関係で、経済と社会は公平/公正を保障し合う関係で重なり合っているのであり、そこに我々はひとつの「理念型」としてのサステイナビリティを見出すことができるのだと思われる。

ここで敢えて「理念型」としてサステイナビリティの概念を提示したのは、ウェーバーが言うように、「概念的に純粋な姿では、現実のどこかに経験的に見いだされるようなものでは」なく、「ひとつのユートピア」だからである(Weber= 折原訳、1998:113)。だが、このような意味の理念型

概念がなければ、研究対象とする現実を捉えることはできない。現実が、理念型としてのサステイナビリティという概念から、どの程度近いのか、それとも遠いのか、それを明らかにすることがサステイナビリティ研究の課題にほかならないのである。

したがって、「サステイナビリティとは、社会と環境が持ち応え合う関係で、環境と経済が育成し合う関係で、経済と社会が公平/公正を保障し合う関係で重なり合っている状態を意味する」とここで定義するとしても、それはあくまで理念型としての定義であって、そうであるがゆえに、それは現実を検証するために役立てられねばならないだろう。

現実のサステイナビリティのあり方は国によって地域によって無限に多様であり、時間の流れや出来事の歴史の中で変転極まりない。それらが複雑に、時に逆説的に絡み合った結果として地球システムの全体像が生み出されるのであって、決してその逆ではない。したがって、そのような多様性と変化とを、空間的および時間的な限定のもとで経験的に的確に捉えるには、このような理念型としての概念装置が不可欠なのである。とはいえ、ここで提示した図1に素描されるような理念型概



ႍ ̄◇:埋め込み embeddedness

b:bearable (持ち応え合う)

v: viable (育成し合う)

e:equitable (公平/公正を保障し合う)

S: sustainability

図1 人新世におけるサステイナビリティの構図

念としてのサステイナビリティは、あくまで試論 的なレベルにとどまるものであり、概念装置とし てさらに彫琢すべきものであることは言うまでも ない。

## 4 倫理・科学・文化・世代間公平とサス テイナビリティ

ここで、前節で示したサステイナビリティの理念型概念をシーレの作業的定義を参照してその妥当性を検討しておこう。ここで提示したサステイナビィティ概念には、シーレの定義には含まれていた倫理的ビジョン、科学、文化的創造性そして世代間の公平性といった要素が欠落しているように見えるだろう。そうではない。

倫理的ビジョンは、社会と環境と自然の相互関 係を構築し強化するために、人間にとって不可欠 な要件である。つまり、社会と環境が持ち応え合 う関係で、環境と経済が育成し合う関係で、経済 と社会が公平/公正を保障し合う関係で重なり合 うようにするためには、人間の倫理的ビジョンが それを促す方向に作用する必要がある。だが、倫 理的ビジョンは人間の社会関係に埋め込まれてい て、社会と環境と経済の関係性を構築するうえで 一様に作用するとは考えられない。「地球を守る | ことが人間にとって最も優先されるべき倫理的ビ ジョンだとしても、それはそのようなビジョンを 共有できる一部の人間の関係性の中でしか作動し ない。人間は本来的に多様な関係性の中にしか存 在し得ず、したがって、「人類」として一様に共 有できる倫理的ビジョンなど存在しえない。倫理 的ビジョンはむしろ、理念型としてのサステイナ ビィティ概念を構成する社会と環境と経済の間の 関係性を人間が反省的に捉えようとする時に、そ の人間が置かれた社会関係の中で状況依存的ある いは文脈依存的に浮かび上がるものであり、その 限りにおいて意味を持つと考えるべきであろう。

科学も同様である。社会と環境が持ち応え合う 関係で、環境と経済が育成し合う関係で、経済と 社会が公平/公正を保障し合う関係で重なり合う ようにするためには、あらゆる意味で科学とそれ にもとづく技術が必要不可欠である。ここで言う 科学とは、自然科学のみならず、人文・社会科学 も含まれることに留意されたい。人新世の科学は、 それに依拠する技術とともに、自然の社会的用法 を決定する制度としての経済の領域において、と りわけ重要な役割を演じてきた。そもそも自然の 中に人間にとってどんな有用な資源がどこにどれ ほどあるのかを解明し、それらを実際に利用する 方法上の原理を明らかにしてきたのは自然科学と 技術であり、人間にとっての社会的効用を資源の 利用によって最大化するような制度を設計し改良 してきたのも科学とりわけ経済学であった。だが、 科学・技術もまた、倫理的ビジョンと同様、「人類」 として一様に共有され、社会・環境・経済の関係 性の制御によってサステイナビリティという理念 型に現実を近付けるように作用すると考えるべき ではない。

科学・技術が世界の現実をサステイナビリティ という理念型から遠ざけ、時には現実をそれとは まったく逆の方向に暴走させた実例は人新世の歴 史上数多く見出されてきた。核兵器をはじめあら ゆる兵器によって維持されてきた世界各国の軍事 力は、二度の世界大戦を経た21世紀の今でも、 ますます人類と生態系に対する破壊力を強化して いる。それは、人新世の名付け親であるクルッツェ ンも含めて地球環境を科学的・技術的・工学的に 制御し管理できると考える地球工学の専門家が依 拠する科学・技術と本質においては同じものであ る。その証拠に、1976年に国連は「環境改変技 術の敵対的使用」を禁止する条約を採択したが、 そこでは兵器などの軍事利用にとどまらず、「生 物圏、岩石圏、水圏、大気圏および宇宙空間…な どの自然作用の意図的な操作しも禁止されたので ある。<sup>6)</sup>

さらに現代の科学・技術は、もっと深い部分で世界の現実をサステイナビリティという理念型から遠ざけているのかもしれない。それは、一言で言えば、「地球管理主義」の支配力を強化した「地・権力(geo-power)」と呼ばれる新たな権

力の出現を促したのがほかならぬ科学・技術であ りその専門性だったからである。「地・権力」とは、 「増え続ける人間の問題をグローバルな規模でし か扱えないもの、技術的な解決策を通じてしか解 決できないものとして確立させようとする傾向 をしもつ権力であり、それゆえに、徹頭徹尾、ミ シェル・フーコーの言う「計算の空間」の中で作 動する権力である。すなわち、「物質、エネルギー、 「自然資本」の流動の収支、「生態系サービス」市場、 「地球システム」の構成要素とプロセスの制御と 管理、予見や予測、そしてグローバル・シミュレー ションのための手段、均質な空間としての様々な 場所を通約することなどが、この地 - 権力の空 間では計算されている」(Fressoz & Bonneuil, 2016:90= 野坂訳 2018:118)。 実際、気候変動政 策をはじめ地球規模の環境政策は、高度で複雑な シミュレーション・データを駆使して自らの予測 や解決策を正当化し主張する専門家たちに委ねら れている(池田、2016:46-47)。ほんの一握りの「地 球を取り巻く人工衛星からの視点に立ち、幾多の 国際会議に出席するために高速で地球上を移動す る専門家たち」(Fressoz & Bonneuil, 2016:95= 野坂訳 2018:124) が、地 - 権力を独占し、地球 を管理しているのである。もし、科学・技術の専 門家を中心とする少数の地 - 権力を有するエリー トだけがサステイナビリティへの道筋を知ってい て指し示すことができると考えるのであれば、圧 倒的多数の大衆は彼らに屈服し追従するしかなく なってしまうだろう。サステイナビリティをめぐ る知は、そのような地 - 権力を多数で多様な社 会関係の中に埋め戻して再構築されなければなら ないだろう。社会・環境・経済の関係性をサステ イナビリティに近づける作業は、決して地・権 力を独占するエリートに委ねてはならない。7)

では、文化的創造性とはサステイナビリティの概念に対してどのような意味を持つのだろうか。 言うまでもなく、ここで言うところの「文化」は 「自然」に対立するものではない。シーレによる サステイナビリティの作業的定義に謳われている 「適応の作法」こそ、文化のひとつの要素にほか ならないのである。そのような意味で、サステイ ナビリティという概念そのものが我々の文化のひ とつのあり方を指し示しているとも言えよう。文 化という概念において最も重要な特性はその多 様性である。「人類の豊かさとその未来への適応 能力は人類の文化の多様性からもたらされる」の である (Fressoz & Bonneuil, 2016:72= 野坂訳 2018:97)。そして、サステイナビリティも文化 のひとつだとすれば、それは本来的に多様性に彩 られていると考えなければならない。したがって、 自然の中の社会・環境・経済の関係性の中心に立 ち現れる理念型概念は文化の多様性を手続き上捨 象せざるを得ないのである。だが、サステイナビ リティは本来多様であるという命題は、地 - 権 力とそれに依拠する「地球環境主義」に対抗する 知の拠り所として銘記するに値することは間違い ない。サステイナビリティは多様な文化的創造性 によってこそ構築され得るものなのである。

最後に、サステイナブル・ディベロップメント の概念が初めて提唱されて以来重要視されてきた 世代間関係が、なぜ本稿が提示した理念型概念と してのサステイナビリティのスキームに含まれて いないかを検討しておこう。それは、すでに述べ た3つの論点と深く関連している。一言で言えば、 世代間倫理は、あらゆる意味で「人類を差異化す る視座」(Fressoz & Bonneuil, 2016:71= 野坂 訳 2018:97) を狭窄させるおそれがあるからであ る。まず、倫理的ビジョンは世代間にのみ、ある いは世代間に最優先に必要とされるビジョンでは ない。世代間の倫理を強調すればするほど人類の 同世代を生きる人々の間にある途轍もない差異と 多様性を捉える視野は狭められてしまう。「地球 管理主義」に依拠する地 - 権力もまた、人間の 世代間の連続性という時間軸を地球規模の長期的 な時間軸に変換することで、自らを正当化してき たと言えよう。

歴史や現在世代の中にはその気にさえなれば認められる文化の多様性も、相まみえることのない 未来世代との関係性というフィクションの中では リアリティが削ぎ落とされてしまう。我々はもっ と意識的に歴史と現在世代を視界の中心に据えて サステイナビリティの概念を問い直す必要があろう。

だが、本稿で提示した理念型概念としてのサステイナビリティには、もうひとつ是非とも付言しておくべき論点が隠されている。それは、サステイナビリティという概念を資本主義の現状とゆくえを見定める視点とどのように交わらせるかという重大な論点である。

#### 5 サステイナビリティと資本主義

人新世と名付けられた過去 200 年余りの歴史が歴史上未曾有の資本蓄積の増加が進んだ歴史であったことは間違いない。それは、言うまでもなく、資本主義の歴史でもある。この歴史の中で「人類という固有の種は、地球システムの機能に大きな影響をもたらすという点で、自然の大きな力と今や肩を並べるほどに豊かで活動的になった」(Steffen et al, 2011)、すなわち人新世になったと言うことができるなら、まさしく、人新世は「資本新世(Capitalocene)」であり、資本主義の賜物と考えることもできるのである。だとすれば、そのような人新世が地球システムにもたらした脅威に対処するために提起されたサステイナビリティという概念もまた、資本主義と深い因縁を持っていると考えないわけにはゆかないだろう。

しかし、サステイナビリティという概念を称揚する人々は、ほとんど資本主義との関連性を正面から議論しようとはしてこなかった。むしろ、圧倒的多数の専門家は、資本主義を当然の前提としてサステイナビリティの概念を検討してきたと言ってよい。さらに言えば、経済学者を中心に、地球環境の統治や管理の手法として資本主義の論理は最大限活用されてきたとさえ見ることができる。実際、ギャレット・ハーディンが「コモンズの悲劇(tragedy of the commons)」によって自然を持続的に管理するには私有物として所有することが最適であるとして共有もしくは共同所有を呪詛して以来(池田、1995=2006;池田、

2017a)、「「生態圏の証券化」、すなわち地球シス テムのあらゆる要素や生態的な機能に所有権を付 与することが理想的であるとされた。(その結果 一引用者) 自然は「自然資本」となり、金融資本 に代替可能なものとなった。炭素の吸収から花粉 の授受、水の浄化、自然の審美的あるいは宗教的 な用途に至るまで、地球システムから与えられる すべての「サービス」がドルで換算され、自然 環境サービス市場の商品とみなされるようになっ た。…自然は今や、あらゆる人間労働や生産関 係から独立したすでにそこにある経済的価値の生 産者に成り果てたのだ | (Fressoz & Bonneuil. 2016:218-219= 野坂訳 2018:266-267)。つまり、 自然と環境の中で育まれる資源は、すべて資本主 義の成長の論理の中に吸収されて屈服してしまっ たと見ることができるのである。しかも、この資 本主義の論理は、気候変動政策にも深く浸透し、 「二酸化炭素は(2030年までには―引用者)世界 中で交換される最も重要な商品となるだろう」と さえ言われている。資本主義のもとでは、「環境 の保全、環境危機そして資源の枯渇そのものが経 済的な好機とみなされる | のであり(Fressoz & Bonneuil, 2016:219= 野坂訳 2018:267)、その 意味では、20世紀にはいささか遠慮がちに警鐘 された「成長の限界」論などは、資本新世として の人新世の今では事もなげに吹き飛ばされて、資 本主義は成長に限界などないかのように振る舞っ ているのである。

しかし、人新世の視点から、環境のサステイナビリティと資本主義の関連性について暗黙の前提としたり意図的に不問に付したりせず、正面から議論を投げかけた論者もわずかながらいる。その一人がインド出身の歴史学者ディペッシュ・チャクラバルティである。本来ポスト・コロニアリズムに位置づけられる歴史学者であるチャクラバルティは、しかしながら、意外にも、人新世がもたらした最大のサステイナビリティの危機と多くの論者から見なされている気候変動と資本主義との間には「本質的な結びつきはない」と言い切ったことで物議を醸している。しかし、よく読めば、

チャクラバルティは決して気候変動が資本主義と のみ結びつきがないと述べているわけではなく、 「現在の危機(気候変動―引用者)は、資本主義、 ナショナリズム、社会主義といったアイデンティ ティの論理とは本質的に結びつきのない人間の存 在形式の他の諸条件に目を向かせてくれた」と述 べているのである (Chakrabarty, 2009:217)。 つまり、彼が言いたいのは、資本主義にせよ社会 主義にせよ歴史的にはごく最近人間が創り出した 制度であって、気候に安定性をもたらしてきた地 質学的な時間の長さと同じ次元で結びつけて論じ るべきではないということだ。実際、チャクラバ ルティは、「(…) 我々の社会・経済的および技術 的選択や我々が自由として称揚する権利がいかな るものであれ、それらには、(地球という惑星が その中に存在する温度帯のような)人間存在の境 界パラメータのように機能する条件を不安定にす るような余裕はない。これらのパラメータは(そ のような意味で-引用者) 資本主義や社会主義 とは無関係である。(なぜなら一引用者) それら は、このような(人間の一引用者)制度の歴史 よりずっと長い間安定していて、人間が地球上 で支配的な種になることを可能にしたからであ る。残念ながら、私たちは今、私たち自身の存在 に必要なこれらのパラメトリックな条件を攪乱す る地質学的エージェントになってしまったのだ| (Chakrabarty, 2009:218)。要するにチャクラバ ルティは、気候変動に代表されるサステイナビリ ティの危機を、資本主義のような近代の人間社会 が生み出した制度の歴史的時間と直接結びつける べきではないと主張しているだけであって、人間 が気候を攪乱させたことまで否定しているわけで はない。

だが、チャクラバルティはこのように歴史的・時間的なスケールにおいて気候変動と資本主義を結びつけて論じることを否定しておきながら、国連の気候変動政策のキー・コンセプトのひとつである「共通だが差異のある責任」という考え方、すなわち、すでに工業化を成し遂げたことで気候変動を引き起こした先進国も工業化に後れを取っ

たために気候変動には直接の責任はないが影響を 被る途上国も、いずれも温暖化を止めるという共 通の責任を異なるやり方で負うべきであるという 考え方に対しては、「我々は貧困者のおかげで(す なわち発展が不平等で不公平であるがゆえに)、 生物圏に温室効果ガスをこれ以上排出せずに済ん でいる | と挑発的な発言をしている。この点では、 気候変動を資本主義の発展のような歴史的起源や それがもたらした富の不平等な形成に結びつけて 論じることの意義を否定してはいない。この発言 は、歴史的な時間軸を混同すべきではないことを 前提にしながらも、気候変動をはじめとするサス イナビリティの問題が実は資本主義と両義的もし くは逆説的な関係で絡み合っていることを示唆し ていると解釈することができるのであり、地球官 僚主義とそれによる地球管理主義の普遍主義的欺 瞞性を暴き出す言説としては大いに傾聴に値する と思われる (Fressoz & Bonneuil, 2016:227= 野坂訳 2018:276; Chakrabarty, 2014)。

サステイナビリティという概念がこのように複 雑かつ逆説的に資本主義と深く結びついていると するなら、それを暗黙の前提とするなり意図的に 不問に付すことは学問的な欺瞞である。資本主義 は、あるがままにその存在を認めることを我々に 迫るような「自然状態」ではない。もし、自然状 態と見なしてしまえば、それは本来の「自然」と 運然一体となってしまうだろう。そして、サステ イナビリティという概念もその中で自然状態とし ての資本主義に飲み込まれてしまうだろう。それ に抗してサステイナビリティの概念を学問的に追 求するには、我々はまず資本主義を自然状態と見 る思考様式を意識的に捨て去り、そこから自然の 社会的用法を決定する制度が資本主義も含めて多 様であるという可能性に目を向けるべきであろ う。ヴォルフガング・シュトレークは、専ら資本 主義を論じただけで、環境やサステイナビリティ 概念については何一つ論及していないが、次の一 節はサステイナビリティ概念を資本主義と関連付 けて検討することの必要性を示唆しているように 思われてならない。すなわち、

「資本主義は(自然状態などではなく一引用者)一つの社会契約を前提として成立している。そこでは、資本と労働の間の、つまり利潤依存者と賃金依存者の間の正当な相互期待が、程度の差こそあれはっきりと公式ないし非公式な経済状態として満たされていなければならない。経済学の理論とイデオロギーは資本主義が自然状態であるかのように信じこませようとしてきた。しかしこれは事実と異なる。資本主義は時代と結びつき、かつ形態と正当性を必要とする社会秩序だ。それは、空間的、歴史的にさまざまな形で具体化され、原理的にはいつでもやり直すことができ、常に破綻の危険にさらされている」(Streeck, 2013=鈴木訳, 2016:51)。

サステイナビリティという概念は、このような 意味における資本主義との関連性を通してさらに 深く吟味されねばならないだろう。本稿では、理 念型概念として「サステイナビリティとは、社会 と環境が持ち応え合う関係で、環境と経済が育成 し合う関係で、経済と社会が公平/公正を保障し 合う関係で重なり合っている状態を意味する」と 定義した。この定義の中で資本主義は経済のみに 関連していると考えられがちだが、それは適切で はない。シュトレークが言うように、資本主義は 単に経済としてではなく、歴史として、文化とし て、政治体として、さらには生活様式として研 究される必要がある (Streeck, 2016:201-225)。 資本主義をこのような視点から捉えなおすことに よって、サステイナビリティという概念がいかに 資本主義と結びついているかを検討する道筋が開 かれるのではないだろうか。

#### 結語

本稿で提示した理念型概念としてのサステイナビリティは、現実の環境問題や環境政策、あるいは一見直接それらと関連がないように見られがちな様々な社会問題や公共政策を、そこにどれほど近づいているか、あるいは遠のいているかという観点から検討するために役立つと思われる。たと

えば、国連のSDGs は、このような概念としてのサステイナビリティに近づいているのか、それとも概念としては破綻し拡散してしまっているだけなのかを評価するのに有効かもしれない。実際、社会と環境が持ち応え合い、環境と経済が育成し合い、経済と社会が公平/公正を保障し合う関係で重なり合っていなければ、貧困と気候変動を同時に解決することなどできるはずがない。あるいは、サステイナビリティの元祖とも言うべき林業政策も、このような理念型概念としてのサステイナビリティと照合してみることによって、新たな視座を見つけ出すことができるかもしれない。もちろん、この理念型概念としてのサステイナビリティ概念は、地球規模の問題から地域レベルの問題まで多層的に応用可能である。

ただし、本稿で示した理念型概念としてのサス テイナビリティ概念は、人新世もしくは資本新世 という 21 世紀に提起された世界観を前提とする ものであることを、最後にあらためて強調してお きたい。人新世はその奇妙な語感が示すように多 分に胡散臭い概念である。実際、人新世という 語りには、マッド・サイエンスのごとき地球工学 を正当化する言説も、それを真っ向から否定する 言説も含まれている。また、歴史学や人文諸科学 も含めて、自然科学や社会科学の分断を超えて多 様な言説が飛び交っている(『現代思想』 45-22. 2017)。だが、唯一、自然が人間によってかつて なかったほどまでに痕跡を刻まれて変容し、その ような自然が人間を脅かしつつあるという世界観 は共有されていると思われる。また、資本主義が あたかも自然状態であるかのように振る舞ってい ることを暴き出すためには、資本新世という世界 観は示唆に富んでいる。これらの世界観はいずれ も、サステイナビリティ概念を、あらゆる意味で 自然を含み込んだ人間社会の関係性の中に埋め戻 して問い直す思考様式の必要性を示唆しているの である。だが、それは20世紀的な人間中心主義 に先祖がえりすることを意味しない。そうではな く、自然と人間の分断を超えて、人間なき自然も 自然なき人間も存在し得ないという視点に立っ

て、しかも人間を人類というひとつの種として一様に捉えるのでなく、人間の多様性を凝視すること、それこそが、本稿で提示した理念型概念としてのサステイナビリティ概念の理解の前提とされねばならないのである。

#### 注

- 1) 「人新世」は、クルッツェンによって提唱された Anthropocene の訳語である。それは、古代ギ リシャ語で「人間存在」を意味するアントロポ ス (anthropos) と「最新の、新たな」を意味す るカイノス (kainos) から派生した地質年代を 表す英語の - cene という接尾語を結びつけて造 語されたものであり、直訳すれば「人間の新し い時代」ということになるが、地質年代として は、人為的な、すなわち人間活動を起源とする (anthropogenic)「地質学的革命」を指す。ク ルッツェンらは、18世紀末に産業革命を可能に した化石エネルギーを利用する熱工業社会への突 入が、それ以前に1万年以上続いてきた「完新 世 (Holocene)」という稀有の長さで気候の安定 を持続させていた地質年代に代わって、人間活動 が気候やあらゆる地球システムの機能に大きな攪 乱的影響をおよぼすようになった転換期だと考え ている。端的に言えば、人新世は産業革命から 始まったと考えられているのである(Fressoz & Bonneuil, 2016:3-4= 野坂訳 2018:18-19)。
- 2) SDGs に対しては、単に総花的であることに対 する批判にとどまらず、目標やターゲットの優 先順位や体系的な相互の関連付けが十分に行われ ていないことに対する批判も続出している。たと えば、アンドレア・レイドらは、SDGs が社会 的、経済的および環境的な目的を統合するという 明確な命題を掲げているにもかかわらず、環境的 な目的すなわち生態系の健康が過少評価されてい ると批判している。生態系の健康を維持すること が、SDGs を達成するために必要な前提条件であ るという認識が欠落もしくは軽視されているとい うのである。そこで、生態系の健康を根(roots) として発展の5つの分野(クリーンエネルギー、 水の安全、食の安全、生活と生計、サステイナビ リティの統治)をそこから上に伸びた木の枝とし てツリー状に再概念化した新たなフレームワーク を提唱している。それは、総花的で体系性を欠 く SDGs の目標やターゲットの優先順位や相互 の関連付けを試みようとする一例だと言ってよい

(Reid et al, 2017).

- 3) 「資源の呪い」とは、リチャード・アウティが提 唱したテーゼで、自然資源が豊富な国や地域ほど それに反比例して経済成長が進まないことを意味 する。その要因として、アウティは、自然資源に 依存し過ぎるために他の産業を育成しないこと、 資源確保のために過度な開発が進み土地や環境の 荒廃が進んでしまうこと、資源をめぐる利権が内 戦や政治腐敗を引き起こしてしまうこと、資源か ら得られる富が植民地時代の宗主国もしくは現在 の経済支援国や投資国など、いずれにしても国外 に奪い取られてしまうことの4つを挙げている。 これらが、SDGs が目標としている撲滅すべき貧 困の原因でもあることは、一部のアフリカ諸国の 現状を見れば明らかであろう。電気自動車に限ら ず、サステイナブル・ディベロップメントあるい は気候変動対策の観点から、脱炭素につながるテ クノロジーの革新は、地球工学も含めてこれから 急激に進展することはまちがいない。しかし、そ こにも20世紀までとは異なる構図の「資源の呪 い」が生じる可能性が胚胎していることに私たち は敏感であるべきだろう (Autv, 1993)。
- 4) 「トリプル・ボトムライン」とは、企業の決算書 の最終行 (ボトムライン) に収益、損失の最終結 果を示すだけでなく、人権配慮や社会貢献など社 会へのコミットメントと、資源節約や汚染対策な ど環境に配慮した活動ついても評価し、それら3 つの要素、つまり経済と社会と環境に関するパ フォーマンスを総合して決算書の最終行に記すべ きという考え方である。このアイデアは、GRI (Global Reporting Initiative) が推奨する「CSR 報告書」や「サステイナビリティ・レポート」を 世界中の企業や行政機関や大学などに普及させる 大きな推進力となった。一方、「トリプル・ヘリッ クス・モデル (三重螺旋モデル)」とは、もとも とヘンリー・エツコウィッツによって、イノベー ションを創出するために促進すべき大学・産業 界・政府という三者間の相互連携関係のモデルと して提唱されたアイデアである。しかし、マッシ モ・スカリアらが言うように、その後このモデル はサステイナビリティ研究に携わる多様な分野に 応用され、スカリアら自身も、経済・環境・社会 というより一般的な三つの次元の間の相互作用関 係から成る「サステイナビリティのトリプル・ヘ リックス・モデル」を提唱している(Scalia et al, 2018:1235-1244)。それは、社会・経済・環 境の間の相互作用によって、すなわち、社会と環 境の間では、社会が環境からもたらされる資源の 必要性(necessities)を3つの次元の均衡を保

持するように決定し、社会と経済の間では、資源 の制約の中で社会が進化することのできるあらゆ る可能性 (possibilities) を定義もしくは創出し、 経済と環境の間では、3つの次元の調和を実現す るのに効果的な解決策(solutions)を見つけ出 す、という形で三者それぞれが「「渦巻き」効果 ("vortex" effect)」を得て、同時に相互の変化を 生み出すダイナミックなプロセスとしてサステイ ナビリティをモデル化しようとする試みである (Scalia et al, 2018:1236-1237)。一般的なモデ ルとしてはさらに発展させる余地があると思われ るものの、ここでは、三者が連動した「渦巻き」 効果を生み出す主たるアクターは政策決定者や科 学者など「地・権力」のエージェントたるエリー ト層しか想定されていないところに、社会学的に は大いに問題があると言わざるを得ない。

- 5) 自然資本とは、価値のある商品やサービスのフ ローを生み出すストックという意味における資本 としての自然のことである。具体的には、森林・ 海洋・河川・大気・土壌など自然を形成するあら ゆる要素や生態系を構成するあらゆる生物を指 す。自然資本という概念は、現代社会において、 あらゆる資本の中で人間社会に最も大きな価値を 生み出す資本は自然であるという考え方を正統化 するために普及している。自然に限界はないとい う前提の上で自然資本の活用による経済発展・経 済成長を目指す政策決定者や企業経営者などの立 場からすれば、経済発展・経済成長にも限界はな いことになる。ホーケンやロビンスらのような自 然資本主義者の言説がサステイナビリティの概念 と「成長に限界なし」という前提で結びついてい ることに対して我々は批判的な目を向ける必要が あると思われる (Hawken et al:1999= 佐和他 訳:2001)。
- 6) この条約の正式名称は、「環境改変技術敵対的使用禁止条約の承認に関する決議(United Nations General Assembly Resolution on the Convention on the Prohibition of Military or Any Other Hostile Use of Environmental Modification Techniques)」で、1976年12月10日に国連総会で採択されたものである。この当時からすでに「気象兵器」等の環境改変技術が軍事的な脅威とされ、とりわけアメリカの強いイニシアティブによってこの決議が行われたことは、資本主義と国家の安全保障との間の微妙な関連性をうかがわせて興味深い。また、この時代に、すでに地球工学の思想が問題視されるようになっていたことからも、さまざまな示唆を読み取ることができよう。

7) 人新世という世界観が暗黙裡に人類を二つのカ テゴリー、すなわち、「一方には気づかぬうちに 地質学的なエージェント(意図せざるして、地 球環境にさまざまな痕跡を刻みつける当事者-引用者)となった世界の大半を占める大衆」と、 「もう一方にはドラマチックで不確かな地球の 将来を予測する少数の知識人工リート」という 二つのカテゴリーに区分けするような社会観に 立脚していることに我々は留意しなければなら ない (Fressoz & Bonneuil, 2016:79=野坂訳 2018:105-106)。言うまでもなく、後者のカテゴ リーが「地 - 権力」の構成メンバーである。ミ シェル・フーコーが、近代の生物学的知識が人間 の生を政治的な統制や計画の対象とすることを可 能にしたのに伴って生まれた権力のあり方を「生 - 権力(biopouvoir)」と名付けたのに呼応して、 フレゾルとボヌイユは、地質学や気候学などの地 球科学が地球を政治的な統制や計画の対象にする ことを可能にしたのに伴って生まれた新たな権力 のあり方を「地・権力」と命名した。そして、 それを担う上記の二つ目のカテゴリーに属するエ リート階層、すなわち、地球規模の科学的研究に 専念する自然科学者や二酸化炭素削減の経済合理 的手法の研究に専念する経済学者および彼らの知 見にもとづいて国連をはじめとするさまざまな国 際政策に政策決定者あるいは政策提言者としてコ ミットする政府機関や NGO や企業の関係者(政 策決定をめぐるロビー活動に従事する者も含めて よい)などが、「地-権力」の具体的なエージェ ント、すなわち「地球官僚 (geo-crate)」にほか ならない。たとえば、気候変動枠組条約が成立し、 毎年その締約国会議 (COP) が開催されるよう になった 1995 年以来すでに四半世紀近い時間が 経過したにもかかわらず、世界の二酸化炭素排出 量は増え続けているという事実からすれば、気候 変動との国際政治の取り組みそのものが「地 - 権 力」の源泉となっていること、したがって、気 候変動問題はそのような権力にとっては解決さ れるべきではないという穿った見方もあながち 見当はずれとは言えないだろう。なお、「地-権 力」のエージェントを意味する「地球官僚」とい う呼称を気候変動政策に限定して「気候クラート (climatocrate) | または「気候官僚 | と呼ぶこと もある(池田, 2007:94-95)。

#### 引用文献

Arias-Maldonado, M., 2015, Environment and Society: Socionatural Relations in the Anthropocene. (Springer)

- Auty, R. M., 1993, Sustaining Development in Mineral Economies: The Resource Curse Thesis. (Routledge)
- Becker, C. U., 2012, Sustainability Ethics and Sustainability Research. (Springer)
- Caradonna, J. L., 2018, "Sustainability: A new historiography" (in) Caradonna, J. L. (ed.) Routledge Handbook of the History of Sustainability. (Routledge) 9.
- Cato, M. S., 2011, Environment and Economy. (Routledge)
- Chakrabarty, D., 2009, "The Climate of History: Four Theses" (in) *Critical Inquiry*: 197-222(The University of Chicago Press)
- Crutzen, P. J., 2002, "Geology of mankind" (in)

  Nature 415: 23
- Elkington, J., 1997, Cannibals with forks: the triple bottom line of 21st century business (Capstone)
- Etzkowitz, H., 1998, "The triple helix as a model for innovation studies" (in) *Science and Public Policy* 25 (3): 195-203.
- Fressoz, J-B. & Bonneuil, C., 2016, *The Shock of the Anthropocene: The Earth, History and Us.* (Verso) = ジャン=バティスト・フレゾス+クリストフ・ボヌイユ著・野坂しおり訳, 2018『人新世とは何か―「地球と人類の時代」の思想史』(青 + 社)
- 舩橋晴俊, 1977,「組織の存立構造論」『思想』8月 号:37-63(岩波書店)
- -------, 2018, 『社会制御過程の社会学』(東信堂)『現代思想』45-22, 2017 (青土社)
- Giddens, A., 1990, The consequences of modernity (Polity Press) = 松尾精文・小幡正 敏訳, 1993『近代とはいかなる時代か?―モダニティの帰結』(而立書房)
- Glober, U., 2018, "Eternal Forest, Sustainable Use: The making of the term "Nachhaltig" in seventeenth- and eighteenth-century German forestry" (in) Caradonna, J. L. (ed.) Routledge Handbook of the History of Sustainability. (Routledge) 96-105
- Hawken, P., Lovins, A. & Lovins, H. L., 1999, Natural Capitalism (Hachette Book Group) =ポール・ホーケン, A. B. ロビンス, L. H. ロビ ンス著, 佐和隆光・小幡すぎ子訳, 2001『自然

- 資本の経済―「成長の限界」を突破する新産業革 命』(日本経済新聞社)
- 池田寛二,1995,「環境社会学の所有論的パースペクティブー〈グローバル・コモンズの悲劇〉を超えて一」『環境社会学研究』第1号,21-36.(新曜社)=淡路剛久・川本隆史・植田和弘・長谷川公一編,2006『リーディングス・環境・第2巻・権利と価値』(有斐閣)336-347(抜粋再録)
- -----, 2013,「3.11 以降の気候変動政策と原発政策のゆくえー〈公共政策のペンタゴナル・モデル〉による試論-」『公共政策志林』第1号,19-34(法政大学大学院公共政策研究科)
- -----, 2016, 「気候変動の社会学をめざして」 『社 会志林』 62 (4):35-51 (法政大学社会学部)
- -------,2017a,「「共有地の悲劇」と「救命ボート の倫理」」日本社会学会社会学理論応用事典刊行 委員会編『社会学理論応用事典』678-679(丸善 出版)
- Malhi, Y., 2017, "The Concept of the Anthropocene" (in) Annual Review of Environment and Resources, 42:77-104
- 森田恒幸・川島康子,2006「「持続可能な発展論」の 現状と課題」淡路剛久・川本隆史・植田和弘・長 谷川公一編『リーディングス環境・第5巻・持 続可能な発展』(有斐閣)324-334.
- Owen, D., 2011, The Conundrum: How Scientific Innovation, Increased Efficiency, and Good Intentions Can Make Our Energy and Climate Problems Worse (Riverhead Books), 246.
- ポランニー, K. 著, 玉野井芳郎・平野健一郎編訳, 石井・木畑・長尾・吉沢訳, 2003, 『経済の文明史』 (ちくま学芸文庫)
- Reid, A. et al, 2017, "Post-2015 Sustainable Development Goals still neglecting their environmental roots in the Anthropocene" (in) Environmental Science and Policy. 77:179-184
- Scalia, M. et al, 2018, "Governance for Sustainability: A Triple-Helix Model" (in) Sustainability Science. 13:1235-1244
- Steffen, W., P. J. Crutzen et al, 2011, "The Anthropocene: Conceptual and Historical Perspectives" (in) Philosophical

Transactions of the Royal Society A, 369: 1938: 842

Streeck, W., 2013, Gekaufte Zeit: Die vertragte Krise des demokratischen Kapitalismus (Suhrkamp) = ヴォルフガング・シュトレーク著, 鈴木直訳, 2016『時間かせぎの資本主義―いつまで危機を先送りできるか』(みすず書房)

——, 2016, How will Capitalism End? (Verso)

Thiele, L. P., 2013, Sustainability (Polity Press) Weber, M., 1904, Die "Objektivität" Sozialwissenschaftlicher und Sozial Politischer Erkentnis = ウェーバー, M. 著・富永祐治・立野保男訳, 折原浩補訳, 1998『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』(岩波文庫)

World Commission on Environment and Development, 1987, Our Common Future (Oxford University Press) = 大来左武郎監修・環境庁国際環境問題研究会訳, 1987『地球の未来を守るために』(福武書店)

池田 寛二 (イケダ・カンジ) 法政大学社会学部

#### <特集論文>

# 脱市場社会のサステイナビリティ

# Sustainability in the Post Market Society

大 倉 季 久 Suehisa Ohkura

#### Abstract

Forests remain an archetype, or a model of Sustainability in the modern society. But it is the fantasy in the 21st century that we alive. In the social planning of sustainability, forest is "a forest which produces wealth". But in reality, "a forest which produces debt" spread all over the world. Under such situation, pursuit of the sustainable development causes deforestation.

In this article, I discuss the limit of sustainability as a social planning in the market society that aspire to get rid of vulnerabilities of supply based on an argument around semantic analysis on Nachhaltigkeit or Sustained Yield by Ulrich Grober. At first, I survey it about a social planning of sustainability in the modern society, and clarify its development and the consequence with a Japanese forest policy as an example while receiving a suggestion in a concept of "the market society" of the Karl Polanyi. On the basis of these considerations, I point out that it created "forests which produces debt" that forest owner was not able to resist the big transformation that market society caused in the timber market of 1990s. The solution that get rid of vulnerabilities of supply was not accompanied by increase in profit of forest owners.

Today, a variety of people participate in a variety of practice to manage the forest in Japan. From the abovementioned analysis, we can understand that these practices are attempts exploring "Sustainability in the Post Market Society" by the people who lost the freedom to be provided by taking obligation and responsibility in forest management.

Keywords: archetype of sustainability, sustained yield, forest problem, vulnerabilities of supply, market society

#### 要旨

本稿は、U・グローバーの nachhaltigkeit をめぐる議論にきっかけを得て、19世紀以降の森林をめぐる社会構想を、「市場社会」という歴史的局面を背景にして生じたサステイナビリティの構想の一形態として捉え直し、「富を生む森」の探求が「負債を生む森」を広く生んでいくことになるまでの過程を、とくに現代日本における森林問題をとりまく歴史に沿って明らかにする。

まず、近代社会におけるサステイナビリティの構想について概観したのち、その具体的な展開、およびその帰結について、K・ポランニーの「市場社会」の概念に示唆を受けながら、主として 20 世紀、高度経済成長期以降の日本社会での経験を例にとってたどる。そのうえで、「負債を生む森」が広がっていった背景として、森林所有者が関与していないところで描かれた構想によって生み出された市場社会が引き起こした大きな変化に、抵抗もできずに適応を迫られていくことになった不可避の結果だということを指摘する。

最後に、このような点から振り返ると、今日、各地で新たに生起している森林の持続的な利用をめぐる多様な取り組みは、森林の利用をとりまいて生じる「義務と責任を担うことによる自由」を失った人びとによる「脱市場社会のサステイナビリティ」を模索する試みとして考えうることを明らかにしていく。

キーワード: サステイナビリティの原像、nachhaltigkeit、森林問題、供給の脆弱性、市場社会

#### 1 サステイナビリティの原像としての森林

#### (1) 富を生む森

サステイナブルな社会を探求するとき、森はその理想的な状態を表象するひとつの原像、あるいはモデルとして広く共有されてきた。それは、定期的な収穫によって得られた経済的な利益を元手にした森林の管理<sup>1)</sup>が世代を超えて持続されることで、環境と経済との調和した発展を可能にしていくと考えられてきたからだ。しかし実際のところ、このようなかたちで森林の利用と経済的発展とが調和的に結びつくケースはむしろ稀だったといっていい。森は富を生むが、それを持続的に、ということになると途端に難しくなるのだ。

この点は日本の森も例外ではない。日本でも、これまでこうした「富を生む森」を目指してさまざまな試みがあった。しかし今日、そうして生み出された森は、多くが経済的な利益をもたらすことなく放置され、荒廃した森が広く生じるに至っている。

そして、このサステイナビリティの概念的な原点を、そうした人間社会と森林利用とのかかわりに求め、現代に至るその意味論的な系譜をたどったのが、ドイツの作家、ウルリッヒ・グローバー(Ulrich Grober)である。グローバーは、サステイナビリティの概念的な源流をドイツ語のnachhaltigkeitに求める。このnachhaltigkeit

は、英語では sustained yield、日本では、主に 林学者のあいだで「保続」と訳されてきた考え方 である<sup>2)</sup>。グローバーはこの nachhaltigkeit の 思考の起源を中世ヨーロッパにまで遡り、現代に 至るその意味論的な変遷をたどりながら、サステ イナビリティのゆくえを模索している(Grober, 2010: 2012)。

このグローバーの著作を読んでいくうちに明確になってくるのは、サステイナビリティの原像を森林に求める思考は、森に暮らし、実際に森を管理してきた人びとのあいだで培われたものではなく、官僚や科学者による社会構想3)に起源をもつという点だ。とりわけ近代以降の社会で、開発による資源の枯渇の危機に直面していくことになった森林を持続的な森林に変えていくべく、新たな構想を練り、それを具現化しようと試みていく中で見出され、官僚や科学者のあいだで広く用いられるようになっていったのが nachhaltigkeit (sustainability) だったのだ。

本稿では、この森林をめぐるサステイナビリティの構想―「富を生む森」の構想―が、その長期的な帰結として荒廃した森、あるいは負債を生む森を広く生じさせていくまでの歴史過程を、日本の森林の経験を中心にたどっていく。とくに、現代のサステイナビリティの構想を「市場社会(market society)」という歴史的局面を背景にして生じたサステイナビリティの構想の一形態として生じたサステイナビリティの構想の一形態とし

て捉え直し、その構想が内包していた限界を明確 にしたうえで、サステイナビリティの新たな原像 を探ることを試みたい。

#### (2) サステイナビリティの2つの契機

さて、「富を生む森」の構想について知るために、グローバーの議論をもう少し追ってみたい。グローバーは、官僚や科学者たちが森林の持続的な管理について真剣に考え、取り組むようになった2つの契機として「木材不足」と「自然への配慮」を挙げている。

グローバーによれば、自然資源の保護に対するコミットメントと、その途切れることのない利用が結びつける近代的な意味でのサステイナビリティ(nachhaltigkeit)概念が最初に用いられたのは、18世紀のドイツでのことだった。その端緒となったのは、ドイツの税理士で鉱山管理者でもあったカルロヴィッツ(Hans Carl von Carlowitz)が1713年に著した「sylvicultura oeconomica(造林の経済学)」である。そのなかでカルロヴィッツは、木材の保護と育成は、「途切れることのない、着実で持続的(nachhaltende)な利用」を保証するために実践すべきだと主張している。これは、当時の鉱山開発、とくに石炭採掘の活発化による森林資源の枯渇という差し迫った危機に対する警告だった。

そして、これと同等の重要性をもつ起源としてグローバーが見出しているのが、すべての経済活動の基礎としての「自然のエコノミー(economy of nature)」をサステイナビリティの核心に位置づけるフンボルトやゲーテ、リンネらを典型とする作品群である。ここでいう「自然」は、「自然の統一性や全体性、種の多様性、生長と衰退のサイクル、共生、食物連鎖、エネルギー循環、植物群落の遷移と再生能力、つまり豊かで充たされた命の本質」を表している(Grober 2012: 91)。多様な種の共生関係や恵み深い自然そのものの生産力(土地の豊かさ)に関心を寄せるゲーテらの作品は、カルロヴィッツをはじめとする功利的なサステイナビリティ概念への挑戦であった。

現代のサステイナビリティ概念は、このような功利的、あるいは道具的な思想と、エコロジカル、あるいは審美的ともいえる思想の両方が含まれている(Dale 2018)。しかしこの2つの立場は自然資源の持続的な利用を支えるアイデアとして括られるものの、何をもって持続的というかという点では根本的には相容れない立場でもある。そして、「富を生む森」の根幹をなしてきたsustained yield(保続)のアイデアは、このうち前者の思想を基礎にして展開していったものだった。

### (3) sustained yield の追求とその原理的問題—供 給の脆弱性

森林の管理や改良を担う人びとにとって、「自然のエコノミー」の安定は複雑かつ壊れやすく、「途切れることのない、着実で持続的な利用」の確立など、容易なことではなかった。この難しさに気づきながらも、それを当然視することなく、人間の手で新たな秩序を確立しようと人びとが試みていくなかから立ち上がっていったのがドイツ林学であった(Dale 2018: 78)。

ドイツでも 19世紀に入る頃は鉱山開発や人口 増加によって森林の減少が進んでいたとされる。 ただ、ここで乱伐が容認されていたかというとそ のようなことはなく、むしろ森林管理には、「自 然資源の利用の上限は、自然のもつ再生能力に よって決められる」という鉄則が人びとのあいだ で貫かれていたという (Grober 2012: 117)。例 えば、当時のドイツで国家、行政、経済の研究を 担った官房学者4)たちのあいだでは、「持続的な 収穫とは、人びとの木材に対する需要を満たすこ とが保障されるような方法によって、毎年、再び 元の状態に戻る量を超えることも下回ることもな く伐採することを意味する」(同:116)と、コア 資源としての木材と結びつけて nachhaltigkeit が論じられていた。そしてそこで課題になったの が、供給力の問題であり、この問題に集中して研 究に取り組み、とくに合理的、かつ数理的な森林 管理の理論化を主導したのが、設立間もない林業

専門学校(forestry academy)だった。

林業専門学校では、適正な伐採周期や土壌環 境、さらには樹種ごとの生長率などの数値化が試 みられ、森林管理全体の体系化が推し進められ た。それは、生態系への人為的介入をともなう管 理であり、森林の蓄積だけではなく、森林の長期 的な生産能力を高めることに関心が注がれた。産 出 (yield) を安定させ、かつ利益 (profit) の最 大化することが、サステイナビリティを高めるこ とと同じ意味で考えられたのである。しかし、そ こにできあがったのは、自然界ではどこにも見つ けることができない、単一樹種からなる森であっ た。そのなかで例えば当時の林学は、こうした時 間的にも、空間的にも何から何まで人工的に調整 (regulate) され、標準化された森林を、normal forest model と呼ぶことで、サステイナビリティ を再定義し、森林の新たな評価基準を明確にして いったのである。当然ながら、こうした立場には、 「自然のエコノミー」を大切にする人びとのあい だから対抗的な動きが生じる。その動きは、20 世紀に入る頃には、コミュニティ・レベルでの 自然回帰 (back to nature) の実践や、normal forest model に対抗する permanent forest とい う新たな試みを生んでいくことにもなった。

このような供給の脆弱性の克服をめぐって、計算可能性を高めつつ生産力を高めていくアプローチがもたらした帰結としてグローバーが指摘しているのは、新たな行動指針が、森林所有者に対する金銭的な利益を重要視するようになり、本来の自然のもつ生産能力ではなく、自由市場とその需要と供給の法則が、森林管理の判断基準となったという点である。実際、20世紀にかけてのドイツでは、こうした供給の脆弱性の克服をめぐる努力によって、とりわけ鉄道建設、製紙業、鉱業といった産業の近代化を推し進めるなかで生じた大量の需要に合致した木材生産が確立され、森林所有者にも安定した利益がもたらされるようになる。そしてこれが、今日まで知られる「富を生む森」の原型であった。

だが、グローバーも一種の空想(fantasy)だっ

たと指摘しているように(Grober 2012: 122)、sustained yield や normal forest model は、産業の育成による国民経済の発展を目指した近代化の時代に適合的な構想ではあったものの、のちの森林破壊の世界的な進行をみれば、それは森林そのものだけでなく、森とともに生きる人びとの暮らしを資本主義のダイナミズムに曝していくという意味で、危うさを抱えた構想でもあった。そしてこのことは、「富を生む森」の構想が、ある歴史的局面を背景に生起した構想であり、現代において環境と経済とが調和した発展の条件やゆくえを検討するうえでは、その限界を明確にしながら作業を進めていく必要があることを示している。

以上のような認識に立脚して、次節以降ではま ず、この sustained yield の構想を、「市場社会 (market society)」という歴史的局面を背景にし て生じたサステイナビリティの構想の一形態とし て捉え直し、sustained vieldの追求がやがて森 林の崩壊を引き起こしていくことになった日本の 森林を事例にして、その限界を明確にしていきた い。そのうえで、今日、そうした限界に積極的に 対処しようと試みるさまざまな事例を「脱市場社 会のサステイナビリティ」の構想として理解しう ることを示し、この新たな解釈フレームをもとに して、サステイナビリティをめぐる議論の現代的 地平について改めて検討してみたい。ただしそれ は、例えば「サステイナビリティとは何か」とい う問いに答えを出すというよりも、その問いかけ の根底をなす「原像」を再構成していく作業と結 びついていくことになるだろう。

#### 2 市場社会のサステイナビリティ

(1) 市場社会とは何か?―カール・ポランニーと「市場社会」

K・ポランニーは、西欧諸国で急速に産業化が 進展した19世紀社会を「産業社会」ではなく「市 場社会」と呼んで、その出現を、のちの世界に待 ち構えていた困難の歴史的起源に据えた。「市場 社会」は、市場経済、すなわち、市場価格によっ て統制され、調整され、指図される自己調整的なメカニズムに資源の配分が委ねられた社会のことである(ポランニー 2009: 119)。ここでいう自己調整は、「すべての生産が市場における販売のために行われ、すべての所得がそのような販売から派生することを意味」し(同:120)、それゆえ市場社会では、「社会の実体そのものを市場の法則に従属させる」(同:124)ことになる。

この「市場社会」における市場は、資源の配分 を人びとの「経済的利己心に依存していたという 点で、その直前の市場とすら根本的に異なって」 いたとポランニーは指摘している(同:454)。つ まり、「市場社会」以前の社会では、経済過程は それ自身の法則によって機能するのではなく、社 会的諸関係に埋め込まれていた。市場といえども、 人びとの相互関係から自然発生的に生起する秩序 に規定されつつ機能していたのである。ゆえに、 「市場社会」の成立とは、ただ単に市場交換が世 界中に広がったことを指すのではなく、経済過程 を創り出し、また調整してきた社会的諸関係が 消失し、社会が市場法則に従属するかたちで新た に編成されていったことを意味している。19世 紀社会は、このような新しいタイプの社会が、産 業化を推し進める諸国で浸透していく時代であっ た。

ここで注視したいのは、ポランニーがこの「市 場社会」の出現について、次のように述べている 点である。

孤立している諸市場をひとつの市場経済へと変える段階、すなわち規制された諸市場をひとつの自己調整的市場へと変える段階こそ、決定的なものである。19世紀が、このような展開を市場の拡張の自然な帰結であると思い描いたのは、あまりにも単純であった。つまり、市場が巨大な力を持つ自己調整的市場へと転換したのは、…(中略)…社会体に与えられたやはり高度に人工的な刺激剤の結果であった、ということが理解されなかったのである。(同:100-101)

自由市場への道は、中央によって組織され統制された絶えざる干渉行動の空前の増大によって切り開かれ維持された。… (中略) … 自由市場の導入は、統制、規制、あるいは干渉の必要性を取り除くどころか、逆にその範囲を驚くほど増大させたのである。行政官は、システムの自由な機能を確保するために絶えず注意深く監視しなければならなかった。かくして、国家をあらゆる不必要な義務から解放することをもっとも熱烈に願い、その哲学からして国家の活動の制限を要求した人びとでさえ、自由放任の確立のために必要な新たな権力、機関、組織を、当の国家に付託せざるを得なかったのである。(同:254)

市場は本来、限定的で非拡張的な性格を備えて いたと、ポランニーは述べる(同:101)。そもそ も市場は、それぞれが固有の慣習や秩序を築いた 無数の市場が存在する状態のなかで資源の配分を 担っていたのである。そのうえでポランニーは、 「市場社会」は、こうした市場に備わる本来の特 性を「政府による意識的でしばしば暴力をともな う介入」(同: 454) によって取り払う、あるい は無効化することで機能していくことになったこ とを繰り返し強調している。資源の配分を市場メ カニズムによる自己調整が担う社会の出現は、決 して自然発生的なものではなく、このような組織 的、あるいは計画的な干渉によってはじめて無事 に立ち上がり、機能していくことになったのであ る。そして、nachhaltigkeitの構想が、森林資 源の供給を委ねたのは、このような「市場社会」 であった。言い換えれば、19世紀ドイツに生ま れた nachhaltigkeit の構想は、「市場社会のサス テイナビリティ」ともいうべき構想であった。

以降、本節では、この市場社会におけるサステイナビリティの構想と具体的な展開、およびその帰結について、このポランニーの着眼に示唆を受けながら、主として20世紀、高度経済成長期以降の日本社会での経験を例にとってたどってみたい。あえてここで日本社会を事例に据えたのは、

これまで筆者が現代日本の森林問題に関心を寄せてきたことに加えて、政府の木材市場に対する干渉の強力さ、そしてそれが無批判にというのが適切であるほど森林所有者たちに積極的に受け入れてきた点、それゆえに、「市場社会」と接続されたサステイナビリティの構想の限界をより明確にしていくことが可能だと考えたからでもある。もちろん、日本の森林における特異な展開を見せてきた部分もある。その点については、その都度具体的に言及するというかたちで留意しつつ議論を先に進めていきたい。

#### (2) 外材市場という「計画」

市場の成り立ちに注目すると、日本の木材市場 は、地域ごと、あるいは用途ごとに自然発生的に 生じた無数の市場を通して森林の枯渇を防いでき た点をひとつの特徴としている。すなわち、同じ 針葉樹であっても、生長する環境や都市までの距 離に応じて例えば住宅用、船用、酒樽用といった ように産地が区分され、さらにそうした細かく分 け隔てられた市場のなかで供給過剰に陥らないよ うに調整を図って価格変動を抑えながら森林への 金銭的なリターンを維持していた。森から伐り出 された木材は、限られた人びとが参画する小市場 を経由しながら森林へのリターンを生み出し、森 林所有者は、それを次の植林の原資とすることで、 資源の枯渇を食い止めてきたのである<sup>5)</sup>。つまり、 市場といっても林業関係者が頼りにしてきたの は、利幅の大きさや需要の増大の対応よりも、取 引のはじまりから積み重ねられてきた人格的な関 係を絶やすことなく相互に利益を維持していくこ とがしばしば優先される、小規模業者による局所 的(local)な市場であった。

しかし、高度経済成長期、建設業や製紙業を中心にした用材需要の急激な増加がきっかけとなって、日本社会全体が木材不足に直面するようになると、「供給の脆弱性」への対処が林野庁を中心とする政策当局にとっても喫緊の課題となっていった。そしてそれは、森林資源の供給力を高めつつ、それと同時に、緊急的に外国産材の輸入を

解禁して供給を確保する動きとなって具体化していくことになった。ただ、「供給の脆弱性」の克服をめぐる動きとしてここで注目していく必要があるのは、これらの取り組みに政策当局が長期にわたって深く関与し、新たな市場の建設を主導していくことになった点である。そうした動きがまず顕著になったのが、外国産材の市場の建設をめぐる動きである。

日本における木材輸入は第二次世界大戦前から 行われてきたが、1960年代以降の木材輸入は、 それまでとは異なるまったく新しいものとして立 ち上がったといっていい。北米や東南アジア諸国 などからの木材の輸入が急増するなか、日本の港 湾施設では、大型の木材船が停泊できる港も、貯 木場も、十分な設備が用意されているとは言い難 かった。また、輸入されたとしても木材の加工施 設も十分とはいえず、用材の供給が滞る可能性が あったとされる。そこで政策当局は、各地の港湾 施設を木材港として新たに整備する一方、港の周 辺に工業団地を構え、それまで地域の森林資源を 調達して加工・販売していた製材業者をそこに集 めて、大型加工施設への助成も拡充しつつ外国産 材の加工・販売を図ることにした。外国産材の高 い供給力に見合う市場を機能させるために、市場 の建設に対して国家がかつてない規模で関与し、 安定的な供給を確保していくことになるのであ

国内の森林からの木材の供給力を需要が大きく 上回る状況が続き、木材価格の上昇が続くなか、 高度経済成長期以降の木材供給は、供給拡大を志 向しない国内の木材市場に代わるかたちで、こう して地球規模で木材を買い集めることで、安定が 図られていくことになった。そして結果としてこ の選択が、木材供給を、供給の脆弱性という困難 から解き放ち、市場のグローバルな自己調整に よって解決していく可能性を生み出すことにな る。

#### (3) 植林事業をめぐる計画・指導・動員

一方、この間、日本国内の森林をめぐって、林

野庁が中心になって推し進めていたのが新たな植林事業だった。しばしば「拡大造林政策」と呼ばれるこの事業は、薪炭需要が消失し、広葉樹の販売による収益を失った森林地域で用材向けのスギをはじめとする針葉樹の植林を全国規模で実施し、森林資源の供給力を将来的に高めていくことを意図した政策であった。

この「拡大造林政策」は、植林の多くの部分が 林野庁と自治体による補助金によって賄われた点 もさることながら、林野庁による強力な指導と、 山村地域の人びとを大がかりに動員した事業で あったことが特徴的である。その影響力は、針葉 樹林以外の森林を「低質広葉樹林」と呼んで針葉 樹への切り替えを促したり、地域ごとに標準的な 伐期(植林から伐採までの年数)を取り決め、伐 採を誘導したり、育林のプロセスの細部にまで及 んだ。こうして、たとえ伐期という森林経営の根 幹にかかわる判断にも積極的に介入を進められて いった結果、短期間のうちに日本の森林は、スギや、 ヒノキなど、ごく限られた樹種で覆われたモノカ ルチャー的な様相を強めていくことになった。

そして、こうした森林所有者に対する指導の根幹となる原則として位置づけられていたのが、「保続原則(Prinzip der Nachhaltigkeit)」と呼ばれる指導原則だった<sup>6)</sup>。「保続」は、明治期以降の日本の森林行政において、一貫して強い影響力をもった原則であったが、高度経済成長期においても、この「保続」が森林行政における指導原則となったのは、当時すでにあった林業経済に関する次のような理解が背景となっている。

林業経済は、その生産における長期性のために「林産物における欲求と充当の持続的調和」または、「社会的需要に対応する林産物の持続的供給(獲得)」一強いていうならば、これが林業経済における保続原則というべきものであろうか一という林業経済に課せられたる社会的欲求を満足せしめるためには、他の産業にも増して、林業経済における生産因子の時間的・空間的秩序づけに格別の配慮が払

われなければならないことを教示しているものといえよう。いいかえれば、林業経済が、 林産物に対する社会的欲求をよりよく満足せ しめるためには、その生産過程において、高 度の計画性が堅持されなければならないということを意味するものである。(野村 1959: 119-120)

日本の森林地域は、独自の育林体系を構築した林 業地帯を各地に生み出してきた一方で、なかには 乱伐による資源枯渇を経験してきた地域も少なく ない。また戦時中の増伐の影響で、持続的な利用 の可能性を欠いた森林も広がっていた。この時期 の森林所有者に対する指導は、こうした森林地域 の森林に、「社会的な需要に対応」した森林を新 たに創り出し、「林産物における欲求と充当の持 続的調和」を生み出していくためには、「高度の 計画性」を付与していくことが不可欠だという理 解のもとに実施されたのである。「拡大造林政策」 は、こうして森林管理にサステイナビリティの構 想を新たに導入する具体策であった。

しかし、当然ながら、植林を進めるだけでは「供 給の脆弱性」は克服されることはない。林野庁 は、こうして新たに生まれる森林資源が流通する 新たな供給ルートが必要だとかねてから考えてい た。例えば、1963年に林野庁が作成した報告書 には、「国内材」は、「①供給のタイムラグと硬直性、 ②供給単位の零細性、③形質や規格の多様性、な どという近代商品としての致命的欠陥を持ってい る」がゆえに、「現段階では、大量需要・大量供 給という木材経済の要求に、外材しか対応できな い」と、既存の市場の供給力に対して疑問を投げ かけ、外国産材の供給のような「大量需要」に応 じることのできる新たな供給ルートを構築する必 要性について暗に指摘している(『林業の現状分 析』、70ページ)。実際、この頃国内から産出さ れる木材の製材の従事していた製材業は多くが、 従業員数が10人に満たない零細な経営で、規模 拡大や規格品の安定供給に向けた対応も遅れたま まだったとされる。

以上のように、高度経済成長期、木材不足に直面し「供給力の脆弱性」という課題に直面した林野庁を中心とする政策当局は、植林から市場の建設まで、自らが主導する構想のなかに森林を置き、その克服を目指していった。そこには、零細でかつ技術的にも未熟だった木材産業全体の近代化を推し進めることによって、木材需要の増大に迅速に対応できる効率性の高い木材の生産と供給のパターンをつくり上げ、経営として収益の最大化を図りつつ、持続的な森林利用の確立を目指す意図が明確であった。だが、そうした一連の政策はこの時期の木材価格の上昇と安定に依存していたがゆえに、価格が不安定化すると、「予定調和」の崩壊として、のちに林学を中心にして批判を浴びていくようにもなるで。

確かに、高度経済成長期の林野庁を中心とする 政策は、こうした木材価格の安定(的な上昇)と いう、この時代に起こった奇跡的ともいえる状況 を、実施の前提にした構想だった。ただ、ここで むしろ注視したいのは、林野庁の政策がそういっ た「予定調和」のうえに成り立っていたことより もむしろ、政策当局の木材の生産と供給に対する 一連の介入によって、森林の持続的利用が市場の 需給法則のゆくえによりいっそう強く委ねられて いく結果になったという点である。サステイナビ リティの構想のゆくえを、地球規模での市場の自 己調整に委ねていこうとしていたのである。実際、 のちに木材価格の動きが不安定になるたびに、林 野庁は、市場の自己調整を機能させよう、あるい はそれに対応して林業を変革しようと試みる政策 を立案・実施し、自己調整への依存を強めていく ようになる。

以下では、とくにこの点に注意を払いながら、 その後の森林管理をとりまいて生起する市場の転 換について追っていきたい。

#### (4) 地球規模の自己調整の構築

こうして日本の木材供給が、外国産材に依存するかたちで安定を確保していくなか、国内からの木材の供給は徐々に減少していったものの、この

ことが森林の枯渇や荒廃を引き起こすには至らなかった。ただしそれは、「市場社会におけるサステイナビリティ」の構想が有効に機能した結果とは、必ずしも言えない、という点が重要である。

これについてはまず、この時期はまだ、先に見 た局所的な取引関係に依拠した木材の売買が完全 に消えていなかったことを指摘できる。例えば、 木材の価格が下がってくると、製材業者はしばし ば在庫を抱えて市況が回復するのを待った。森林 所有者は馴染みの製材業者が在庫を抱えると、新 たな売り先を探すのではなく、自らもひとまず伐 採を停止して取引の再開を待つ、つまり森林の蓄 積を進めながら不況が過ぎ去るのを待ってリター ンを確保していた。この頃の市場では、供給量を 増やすよりも、まだ市場に連なる人びと相互の利 益を安定的に確保していくことが重視されていた ことがうかがえる。そしてこれは、1960年代か ら70年代にかけての木材輸入の大半が丸太で、 外材業者のあいだでも供給過剰が起こるといっ たん木材の調達を止めて在庫が調整されるのを待 つ、といった対応が半ば慣習として広く定着して いったこととも関連している。

加えてこの時期、林業関係者の関心を引き付け たのが、「役物 | や「銘柄材 | と呼ばれる製材品 の需要である。例えば柱を製材したとき四面に節 のない製品のとれる原木は、市況の10倍以上の 価格で取引され、それぞれの取引は一過的でごく 小規模であったものの、多くの森林所有者が伐期 や手入れの時期や方法の変更を模索した<sup>8)</sup>。こう した希少性の高い木材の市場は、単に利幅が大き かっただけでなく、外国産材が入り込むことがで きない市場でもあり、結果的にこうして築かれた 市場の境界が、森林へのリターンの維持を容易に していたのである。外材市場が拡大を続けるなか、 1960年代以降の林業は、旧来からの人格的な関 係に依存しながら、その一方で外国産材が入り込 むことができない市場を築くことで、地球規模の 自己調整への接続を回避しつつ収益を確保してい た。それゆえ、この頃の日本の森林は、なお「富 を生む森」だったのである。しかし、1980年代 以降、こうした状況は一変する。

そのきっかけは、1980年代に広く進んだ丸太 輸入から製材品輸入への木材の輸入パターンの移 行であった。これによって製材業者の頭越しに外 国産材が流通するようになり、供給量を絶えず調 節して相互にリターンを得ていくという旧来の戦 略が無効になったのだ。外材市場から自らを隔て てきた境界が消失したことで、海外からの製材品 との競争に直面した製材業者は次第に木材を買い たたくようになり、また役物の需要も衰退してい くなか、日本の森林は、地球規模の需給関係に組 み込まれていくことになった。そこに円高の進行 や、日本の住宅産業のあいだで木材の品質(耐久 性や均質性) や供給の安定に対する要求も高まる なか、日本の木材が市場で敬遠されたことも加 わって、森林へのリターンは急速に失われ、激化 する価格競争は、森林所有者が森林を維持する動 機づけを次第に失わせていくことになった。

だが、こうして森林の荒廃が広く進む事態の発 生に対する政策の対応の主眼は、供給の調節の回 復でも、あるいはまた自然の保護でもなかった。 それは依然として「供給の脆弱性」の克服であり、 「地球規模の自己調整」への適応を人びとに促す ことだった。とりわけ 2001 年に「森林・林業基 本法 | が新たに制定されて以降の10年間の政策 は、こうした関心が明確になったといえる。一連 の政策を通して、大型加工工場への直接的な補助 を中心に、木材のサプライチェーンの構築を進め られ、森林所有者に対しても、単純な所有者単位 ではなくて、規模の小さい所有者を取りまとめる かたちで施業の計画を立案するよう求めるように なった<sup>9)</sup>。価格競争が常態化していくなかで、森 林管理の効率化の徹底を図って、リターンを生み 出していくというのが、こうした政策の発想の根 本であったと思う。しかし、一連の変革によって、 森林へのリターンが増加し、森林利用の持続可能 性が高まっているとは言い難い状況が続いてい る。

日本における森林のサステイナビリティは、こ のようにしておよそ半世紀という長い時間をかけ て局所的な社会関係から切り離され、地球規模の 自己調整に委ねられていくことになった。そこで は、「市場社会のサステイナビリティ」の構想が 具現化され、森林所有者の選択に深く浸透してい る。しかし、その結果として現れているのは「富 を生む森」ではなく、「負債を生む森」であった。

#### (5) 負債を生む森

長らく20%前後に低落していた日本の木材 自給率は、2000年代以降は30%台(最近では 36.1%、製材用材に限っていえば47.9%といわ れる)で推移するようになっている。外国からの 木材の供給は大部分が製材品に移行していく一方 で、拡大造林期に植林された森林の成熟を背景に、 国内の森林から製材業者への木材供給は伸び続 け、供給の脆弱性の克服という政策課題の解決が 図られようとしている。

だが、この供給の脆弱性という課題の解決は、 森林所有者へのリターン(収益)の増加を伴う解 決ではなかった。とくに木材価格が1960年代並 みの水準まで落ち込んだ1990年代後半以降は、 木材の販売を通して、伐期に達した木材の伐出 や、間伐をはじめとする森林の手入れの費用を安 定的に調達することができなくなっていく。手を 加えれば加えるほど森へのリターンが大きくなっ て、森も豊かになるというのが元来の sustained yield の構想だったが、そこに現れたのは、手を 加えたぶんだけ損失が大きくなる森、すなわち「負 債を生む森」だった。先にも触れたように、不況 時には、市場に流通する在庫が整理されるまでの あいだは「待機する」、つまり、たとえそれが可 能であったとしても供給を拡大せず、森林の蓄積 を管理しながら、つまり森に手を加えながら不況 が過ぎ去るのを待つというのが、経営上、常識的 な選択だった。しかし、価格競争が強まった結果 としてそれまで機能してきた製材業者とのあいだ での供給の調整の機会が失われ、売買のネット ワークの分断が進み、価格競争が抑えられなくな ると、所有する森林を伐り尽くして放置したり、 代々受け継いできた林地を手放すといった選択が 広がり始めた。材価の動きをにらみつつ、短期的な利益を得たうえで森林の維持・管理から撤退する動きが拡大してくことになったのである。

こうした森林の荒廃や消失をもたらす選択に対 して、森林所有者は、もはや森林の管理という公 共的な役割を担いえないという批判的な言明がし ばしばみられる 10)。しかし、ここまでの議論を振 り返れば、それは、自らが関与していないところ で描かれた構想によって生み出された市場社会が 引き起こす変化に、抵抗もできずに適応を迫られ ていくことになった不可避の結果だということは 明らかである。管理放棄や再造林放棄、そして林 地の転売といった今日の森林所有者の選択は、そ こに組み込まれている限り、安定的に管理費用を 調達していくことが難しく、かといって問題解決 の過程に関与していく機会も閉ざされている手詰 まり感を表しているともいえる。そして、こうし た市場社会が生み出す困難な事態について、ポラ ンニーが「社会的自由」という概念を用いて説明 を試みている点は、今日の森林所有者がおかれた 現実を理解するうえで、きわめて重要だと思われ る11)。

自由であるというのは、したがってここでは もはや典型的な市民のイデオロギーにおける ように義務や責任から自由だということでは なく、義務や責任を担うことによって自由だ ということである。それは選択を免れた者の 自由ではなく、選択する者の自由であり、免 責の自由ではなく、自己負担の自由であり、 したがってそもそも社会からの解放の形態で はなく、社会的に結びついていることの基本 形態であり、他者との連帯が停止する地点で はなく、社会的存在の逃れられない責任をわ が身に引き受ける地点なのである。(ポラン ニー 2012a:34)

森林を手放したり、伐りっぱなしで放置したり という選択の広がりは、「社会的存在の逃れられ ない責任をわが身に引き受ける」ことを困難にす る市場社会における森林所有者の苦悩と不可分に結びついている。現代の木材市場は、危機を経験する当事者が責任を担うことができないほどの大きい苦難一負債一を生み出しているのである。「市場社会のサステイナビリティ」の構想は、長期的な帰結として、こうして自らの実践を通して、「義務や責任を担うこと」による「自由」一すなわち「社会的自由」一を危機にさらしつつ、森林の荒廃を引き起こす選択を広く生じさせることになった。

問題は、市場社会では、こうして苦難を生み出 す状況に業界の内部の人びとや政策当局が無自覚 に加担していくことである。「市場経済における 人びとの選択や個別的な計画は、彼ら・彼女らの 特殊な利害や思惑を超越した競争によって調整さ れると想定されていることも影響して、調整の結 果としてもたらされる失業や貧困などの苦難に 誰も責任を感じることはない」からである(若 森 2015:253)。この点で、親密性・信頼・相互 依存性などの市場に参画する人びとの人格的な要 素の個別の取引への影響力が色濃く残存していた 1980年代以前の木材市場は、周囲の人びとの苦 境を理解しつつ対応を選択できる可能性を残して いたという意味で、透明性の高い市場であった。 しかし、局所的な相互関係を基礎にした売買の ネットワークが分断された現代の木材市場では、 そうした苦境を、人格的な関係を駆使して乗り越 えていこうという動機づけが、人びとのあいだで 働かなくなっている<sup>12)</sup>。

このような意味で、現代日本の森をめぐって、サステイナビリティを脅かしているのは市場そのものではない。市場社会における市場がサステイナビリティを脅かしているのである。だとすれば、このような「市場社会のサステイナビリティ」の限界は、どのようにしたら乗り越えることができるだろうか。これについては、「理想的な社会」として、ポランニーが別の論文で次のように述べていることが示唆的である。

理想的な社会とは、われわれの選択の責任を われわれ自身で引き受けることによって、人 間存在を、十分に責任を担えるものとして考えることができる社会であり、そして、選択できない場合には仲間の生活への強制や干渉に対するわれわれの責任という避けられない重荷を意識的に担うことを可能にする社会である。(ポランニー、2012b:133)

次節では、このポランニーの言明をひとつの手がかりにして、「市場社会のサステイナビリティ」の限界を脱け出す方途を、森林の危機に対して現実に生じた動きから探ってみたい。少しあとの話を先取りしていえば、それは「脱市場社会のサステイナビリティ」ともいえる「市場社会のサステイナビリティ」に代替しうる新たなサステイナビリティの原像を探り当てる試みとなる。

#### 3 脱市場社会のサステイナビリティ

#### (1) 新しいサステイナビリティの原像?

では、こうして市場社会のなかで形成されたサステイナビリティの構想が直面した限界を脱け出すにはどうしたらいいのだろうか。「負債を生む森」への対処として、これまで森林管理の研究分野で世界的に探られてきたのは、経済的価値の追求から、景観管理やエコシステムの維持へと森林管理の重点の移行を図ることであった。具体的には、地域社会・市民・科学者など、これまでの森林政策の議論に組み入れられることのなかった新たな担い手たちによる協働の動きに着目して、そうした多様な主体を広く組み入れた意思形成、政策立案の可能性が探られている。

現代の森林が直面する問題を「林業生産をめぐる危機の深化」(柿澤 2001:44)と捉えて、こうして非経済な主体を中心に据えて問題解決の道筋を探ることは、「経済の時代から環境の時代・市民の時代へ」という「環境と経済の調和」をめぐる時代の要請に沿った解釈だったといえる。しかし、問題を市場社会におけるサステイナビリティの限界として捉えれば、こうした解釈にも一定の限界があることが見えてくる。

第一に、こうした解釈が、「負債を生む森」に 対して森林所有者も苦慮し、打開を試みてきた点 をどう考えるのかという点である。確かに、直接 的な行為として、森林にダメージを与えているの は所有者の選択である。しかしそうした選択は、 積極的な選択というよりもむしろ強いられた選択 という面が強かった。そうして容易に打つ手を見 出せない状況に対する負い目もあるなかで、さま ざまな主体を意思決定過程に組み入れていくこと の必要性を指摘することは、結果として所有者の 発する声や行動を政策に反映させる作業を難しく する可能性がある。加えて、こうした解釈は、論 理的には森林所有者の森林管理からの退場を迫り うるという点は、例えば先に見たような、今日の 森林所有者はもはや森林の管理という公共的な役 割を担いえないという批判的な言明との親和性を もつ点も注意が必要だろう。

第二に、こうした解釈に基づく政策は、市場社会の影響を緩和することなく、むしろそれを残す結果に終わる可能性がある点をどう考えたらいいだろうかということと関連する。つまり、われわれの日常生活が一定程度の木材の利用を避けられない以上、林業生産からの移行という戦略は、部分的なものとしてしか進行せざるをえないのではないか。政策的には森林の区分けが優先され、そのなかで移行が確定した部分以外の森林は、市場社会から脱け出すことができず、市場社会の調整に組み込まれた森林が広く残存していく可能性が高いという意味で、こうした解釈は限界を内包していると考えることもできる。

確かに、林業生産は危機的状況下にある。しかし、「負債を生む森」を引き継ぐ人びとを目の前にしてわれわれが問われているのは少なくとも、森を林業生産における利害関係から切り離すことではない。そもそも森林所有者が森林の維持管理という「義務と責任を担うことによる自由」を奪われてきた歴史過程をふまえて、現状の担い手の複雑な利害関心をふまえつつ、「市場社会」の影響を弱め、さらにそこから脱け出したところに生じる森林利用の姿を明確にすることである。実際、

今日まで、森林の管理を担おうとする人びとのあいだで展開してきた取り組みを振り返ると、「林業生産をめぐる危機の深化」というよりもむしろ、市場社会のサステイナビリティの構想の限界をふまえ、そこから脱け出すことを企図した取り組みとして捉えることで、直面する現実について、より無理のない理解を得られるのではないかと思われる試みが数多く存在している。

そこで以下では、こうして森林の管理を担い、あるいは利益を享受してきた人びとのあいだから生じている試みを紹介しながらこの点について検討するとともに、新たなサステイナビリティの原像を探っていきたい。そこに見出されるのは「脱市場社会のサステイナビリティ」と言い換えることもできる「環境と経済との調和」をめぐる新たなサステイナビリティ論の地平である。

## (2) 市場社会を否定する市場―「近くの山の木で家をつくる運動」の形成

木材の生産・供給がグローバルな自己調整に組み込まれていく 1980 年代後半以降、森林保護と林業生産の永続的な調和を目指す森林所有者のあいだで自然発生的に広がったのは、新たな木材市場を独力で切り開こうとする試みだった。「近くの山の木で家をつくる運動」とも呼ばれるこうした取り組みは、製材業者や施工業者、設計士とのネットワーク構築を足がかりとして各地に広がり、全国規模の運動団体 <sup>13)</sup> も組織されるなど、新たな森林経営の形態として注目を集めた。

この試みについて、これまでの議論との関連で注視したいのは、それが、新たな市場の創出を目的としたものだったとはいえ、市場社会、すなわち地球規模化した木材需給の自己調整を批判的に捉え、そこから意図的に切り離しつつ新たな売買のネットワークを構築して、そこから安定的にリターンを得ようとする試みだったという点である。つまり、市場社会から脱け出そうとした森林所有者たちが模索し生み出していったのは、市場といっても市場社会とはまったく別の社会的基礎の上に成り立つ市場だった。では、「まったく別

の社会的基礎」とは何か。

まず、この新たな市場の多くが、偶発的な出会いをきっかけにして広がった局所的(local)なネットワークを基礎にしている点を指摘したい。例えば徳島県下の森林所有者の場合、東京都内の設計士との共鳴をきっかけにして、ネットワークを拡げ、それを基礎にして木材の生産・供給体制を新たに整えていった。また兵庫県下のある財産区では、県の職員の発案とそれをきっかけにした設計士との結びつきが、新たな木材の流通経路を生みだす試行錯誤のきっかけになっている。

こうして立ち上がった市場の特徴は、特定の森林からの伐出を前提としているがゆえに、当初から流通量が限定的で、それゆえ拡張性をもたないという点である。市場外の競争に巻き込まれることを防ぐことに重点が置かれ、それゆえに対象とする森林の拡大についても慎重に進められている。

加えて、そうして供給される木材の価格が固定されている点も特徴的である。価格は、それぞれの森林の維持に要する費用に応じて決められているが、総じて現状の木材市場の価格よりも割高な設定となっている。こうした価格を森林の維持に必要不可欠な費用として明示することで、売り手と買い手、相互に納得を得ながら市場の創出を進めてきた。

こうした試みは、供給を地球規模で調整する現状の木材市場から離脱して、市場を局所的な社会関係に埋め戻すことで安定的なリターンを生み出す、森林資源の持続的な管理の非市場的な基礎を確保する試みとして捉えることができる。言い換えれば、取引を規定する相互関係から解き放たれることによって経済的自由を得ようとするのではなく、社会的に結びつきながら森林の管理を担うという自由を得ようとするアプローチであったといえる。ゆえに、市場社会を基礎にしたサステイナビリティの構想を否定したからといって市場交換を、森林を保護する制度的な過程として改めて構築しなおすことも、市場社会の影響を弱めて構築しなおすことも、市場社会の影響をあめて構築しなおすことも、市場社会の影響をあめて

たり、あるいはそこから脱け出すことを考えるう えで有力な選択肢であることを、この試みは示し ている。

## (3) 暮らしと仕事を結びなおす―「森林ボランティア」の森林

森林所有者による市場創出の試みと時を同じくして全国的に広がりを見せた取り組みに、森林ボランティアがある。ここで「市場社会」に代わるサステイナビリティの原像を探る観点から検討してみたいのが、今日、こうしたボランティアのあいだで生じている萌芽的な取り組みである。

林業生産が行き詰まり、管理を放棄された森林が全国的に広がっていた 1990 年代に各地で結成され、現在の活動団体は 3 千余りとなっている。当初は、「環境の時代」における新たな森林管理の担い手として捉えられ、環境社会学のなかでも、「コモンズの再生」を図る試みとして、あるいは森林所有者や地域社会とともに森林再生の提案・協働に積極的に取り組む「市民参加」による里山保全活動を代表する存在と位置づける議論も数多く見られた。しかし、とくに今日に至る展開について、市場社会のサステイナビリティの限界という点から改めて考察してみると、これらとは異なる解釈も見出しうるように思われる。

森林ボランティア団体、とくに NPO 法人化を 選択した森林ボランティア団体は、これまで資金 の多くの部分を行政の受託事業に頼るかたちで運 営されてきた。それゆえ、人件費も圧縮され、人 手不足のなか、森林管理においても「安くて豊富 な労働力」以上の役割を見出すことができずにい るケースが目立つとされる。それぞれが森林での 経験も重ね、「林業労働」としての熟練も図って きたが、近年はボランティアの固定化・高齢化も 進行し、若年層の労働力の確保に苦慮していると いう声も聞かれる。

こうした状況のなか、率先して「仕事づくり」、 つまり林業生産に乗り出して自力でリターンを確保しようとする団体も現れている。「山仕事」を 請け負うだけでなく、加工や農業との連携を模索 する動きが各地で生じているのである。ただしそれは、ただ単に団体の存続のために売上を確保することをめざした結果というよりもむしろ、「地域の自然を生かして暮らしを立て、自分たちが自分たちらしく生きるための環境として近くの里山を捉え」、そのなかで「経済的な価値を生み出すという結果よりもその過程において、『生きる環境』をともにつくる人間関係の再構築をめざしている」のだという(松村 2018)。

そして、ここで課題になるのが、このような身 近な森林を活かした新たなライフスタイルを模索 し提案する運動による「仕事づくり」の試みが、 誰と、どのような結びつき、あるいは交換関係を 形づくり、取り組みのゆくえにどのような影響を 与えていくことになるのかという点である。市場 社会から脱け出す、という観点から見ると、森林 ボランティアは、もともと市場社会の外部で発生 し、組織されてきた。しかし、市場交換に関与し ていくということは、供給の脆弱性の克服をめ ぐって世界規模で組織された市場社会の動きとど こかで接することが避けられなくなる。その時に どのような選択が生じるのか。地域の森林資源に 根ざしつつ、暮らしと仕事とを結び直す実践は、 市場社会のサステイナビリティの限界を乗り超え る展望を見出すうえで、ひとつの重要な立脚点と なると思われる。

#### (4) 脱市場社会のサステイナビリティ

以上のように、現代日本では市場社会から脱け出したところに、森林の持続可能性を高めようとする集合的な試みが立ち上がり、広がりをみせている。それぞれは関心や目標も異なり、また森林管理の方法論も多様であるが、それらの試みに通底しているのは、限界に直面した「市場社会のサステイナビリティ」の構想からの離脱、すなわち「脱市場社会のサステイナビリティ」の姿を追い求めてきた点である。では、こうした融通無碍に拡散する人びとの試行錯誤は、サステイナビリティをめぐってどのような論点が浮上することを示しているのだろうか。

市場社会が国家の干渉によって形づくられ、機 能してきた以上、まずもって「脱市場社会のサス テイナビリティーは、国家の構想とは別個のもの として考える必要がある。同じく「環境と経済と の調和」を模索する試みであっても、「脱市場社 会のサステイナビリティーが依拠するのは、市場 社会の外部に発生させた木材の生産と供給の過程 から自然発生的に生じる人格的な関係であって、 人びとの局所的、偶発的な共鳴から立ち上がった ネットワークに生じる親密性・信頼・相互依存性 が、サステイナビリティの構想やゆくえを規定し ている点が特徴的である。それゆえ、サステイナ ビリティが人格的関係に基礎づけられるというこ とは、市場交換を停止するということではない。 むしろそこでは、社会の実体そのものを市場の法 則に従属させる市場社会では省みられることのな い人格的関係に市場交換が規定されるのである。 先に見た森林ボランティア団体のように市場交 換へと新たに踏み出していく動きも、このように してみると、「脱市場社会のサステイナビリティ」 をとりまく動きのひとつとして理解することがで きる。

確かに、「市場社会のサステイナビリティ」の 限界から脱け出すという戦略は、ポランニーが次 のように語っているように「市場社会」における 経済的な自由に馴れ親しんだわれわれにとって極 めて困難な道筋である。

多くの人びとにとって産業文明を新たな非市場的な基礎のうえに移行させることを企てるのは、あまりにも絶望的な目論見のようにみえることだろう。そのような人びとは、経済制度に生まれる真空状態を、あるいはもっと悪くすると自由の喪失を恐れるのである。(ポランニー 2009:454)

だが、こうしてサステイナビリティの構想が、その長期的な帰結として持続的な森林管理の可能性 を奪っているという逆説的な現実は、市場社会に 依拠したサステイナビリティの限界を示すと同時 に、「新たな非市場的基礎」へと森林管理を埋め 戻していく試行錯誤を、サステイナビリティの構 想に組み入れていく作業の重要性が増しているこ とを示唆している。そして、この市場社会のサス テイナビリティの限界が、ポランニーの言う「社 会的自由」を奪うというプロセスをともないなが ら生じている以上、その作業は、森林を利用して きた人びとが問題に関与し、自らが義務と責任を 担うことによる自由を生み出していく作業である ことが求められる。

こうしてみると、森林所有者はもはや森林の管理という公共的な役割を担いえないという先の批判のいう「公共的な役割」は、少なくとも「市場社会における公共的な役割」だと受け止める必要がある。すなわち、森林の管理する人びとのあいだで、地域社会の内外に発生させた人格的関係を駆使して自らも参画する社会過程に森を埋め戻すという手間暇のかかる実践が広がったのは、市場社会が創り出した森を前提に、それをどう人びとの暮らしに役立てていくかを考えざるを得ないなかで、自らの手の届く範囲で連帯を生み出して、公共的な役割をわが身に引き受ける責任を担っていく可能性を探り当てていった結果であった。

現代の市場社会は、森林を利用する人びとを、手に負えないほど大きな苦難に直面させ、結果的に森林管理からの離脱を広く生じさせる結果を招いている。困難に相対した人びとは、新たな結びつきを周囲に張りめぐらせて、公共的な役割を担っていく足がかりを築こうと試みていた。その意味で、脱市場社会は、「非市場社会」ではないから、市場も新たに活用され、また活性化する可能性ももつ。しかしそれは、人びとが公共的な役割を担う「自由」を取り戻していく試みのなかから具体化していくのだと考える必要があるのである。

#### (5) 森林の危機の教訓

ここまで、U・グローバーの nachhaltigkeit をめぐる議論にきっかけを得て、19世紀以降の森林をめぐる社会構想を、「市場社会」という歴

史的局面を背景にして生じたサステイナビリティの構想の一形態として捉え直し、市場社会における「富を生む森」の探求が「負債を生む森」を広く生んでいくことになるまでの過程を、とくに現代日本における森林問題をとりまく歴史に沿って明らかにしてきた。この点から振り返ると、今日、各地で新たに生起している森林の持続的な利用をめぐる多様な取り組みは、森林を管理する「義務と責任を担うことによる自由」を失った人びとの「脱市場社会のサステイナビリティ」を模索する試みとして考えうることを示している。

世界的に見ても、森林の保護をめぐって地球規模の市場の調整が有効に機能しているとは言い難い状況が続いている。しかし今日、環境と経済との調和した発展を探る多様な動きのなかで市場社会のサステイナビリティの限界が認識されているとは言えないし、サステイナビリティ概念をめぐっては、森はその原像として、いまだ一定の影響力を持ち続けているように見える。

実際、日本の森林政策を見ても、市場の作用を、 人為を超越した調整の結果と捉えて、森林が危機 に直面するたびにより大規模な製材工場の拡充を 進めたり、所有者に供給能力の拡大を促したりと、 林野庁が主導するかたちで「市場社会のサステイ ナビリティ」の構想をいっそう強化しようとする 動きが生じてくる。林野官僚の構想は、市場社会 を機能させることを重視する一方で、市場社会か ら脱け出そうとする動きをうまく組み入れること ができていない。しかし、そうして森林保護と林 業生産の活性化とを予定調和的に結びつけるサス テイナビリティ戦略への適応をいくら求めても、 「負債を生む森」からの転換は進まず、放置され る森林が広がり続けている。

加えて今日、気候変動対策や再生可能エネルギーの導入をはじめ、環境・エネルギー政策の分野でも、国家や国際社会が関与した新たな自由市場の建設とその積極的な活用が進んでいる。だが、こうした政策は、かつてない規模で人びとを環境投資に巻き込む一方で、さまざまな施設が新たに立地することになった地域に住み、暮らしてきた

人びととのあいだで、かえって摩擦や対立を生む ケースが数多く報告されている。

経済的な自由を失うことなく環境・資源の持続 可能性を高めていくという発想それ自体は賢明な ものであり、今なお魅力を失っていない。しか し、こうした立場からのサステイナビリティの構 想が、ともすると環境・資源や、それを効果的に 利用するために建設された施設を負債化させ、修 復が不可能なダメージを与えつつ人びとが離れて いく結果を招きかねないことを、日本の森林の事 例はわれわれに告げている。それゆえ、サステイ ナビリティの原像を遡る作業は、そのヴィジョン を具現化するために導き出した選択が引き起こす 厄介な現実を照らし出し、それを歴史的な教訓と して新たに議論の地平を切り開いていく契機とな る。そして、「脱市場社会のサステイナビリティ」 をめぐる人びとの模索は、現代のサステイナビリ ティの構想が、少なくとも、その原像がすでに実 態とは遠く乖離したものになりつつある現実を正 しく理解する地点から新たに立ち上げなければな らないことを示しているのである <sup>14)</sup>。

#### 注

- 本論では「管理」について、D・フロイド (2004) に倣って stewardship の意味で用いる。フロイドによれば、stewardship は、「誰かのために何かを管理するやりくりおよび責任を意味内容としているとともに… (中略) …、守護 (keeping) や維持 (maintaining) を含意」する (フロイド2004:20)。
- 2) 「保続」について、西尾隆は、日本の森林行政の歴史が「保全の名に値する類まれなる経験を刻んできた」ことを象徴的に示す語だと指摘している(西尾 1988: iv)。また D・ウォースターは、sustained yieldをマジック・ワードだとしたうえで、それは「安定した、永続的な秩序という自然界についての見解、すなわち根底においてニュートン的な見解に基づいた希望であ」り、また「その見解においては、森林のような複雑な存在の成長すらも、図表上の安定した、予測可能な問期をたどるのであった」としている(ウォースター 1997: 202)。

- 3) 本論でいう「社会構想」、ないし「構想」とは、 舩橋晴俊の定義を参照している。「『社会構想』と は、望ましい社会についてのイメージをその構成 原理の水準で提示するものであり、その要素とし ては、社会形成のための基本的理念群、社会制度 の骨格的ヴィジョン、及びそれらの前提としての、 規範的ならびに事実判断的な人間観が含まれる」 (舩橋 1996:2)。
- 4) 官房学 (Kameralistik) は、一般に「行政、財政、もしくはその学」とされ、国家の学として、とくに 18 世紀プロイセン、ないしはドイツで「官房からの統治を理論づけるもの」だった(樺山1987:171-175)
- 5) この市場は、ポランニーのいうローカル・マーケット (local markets) にあたる市場だといっていい。ローカル・マーケットは「その出発点からしてこの制度は、社会の支配的な経済的組織を市場行動によってなされる干渉から保護するために企図された、たくさんの安全装置によってとり囲まれた市場」であった(ポランニー 2009:107)。大倉(2017) は、現代日本で深刻化の度合いを増す森林の荒廃をこうしたローカルな木材市場の崩壊過程のなかに位置づけた。
- 6) 野村 (1959) によれば、「保続原則」は、林業経済における指導原則「のうちでも、それが国民経済的な見地からされるにせよ、あるいは個別経済的な見地からなされるにせよ、常に変らず終始一貫最近に至るまで君臨的・支配的な権威をもちつづけてきた」指導原則だという(野村 1959: 116)。
- 7) 林学では、「林業と森林環境は適切な管理のもとで林業活動を行うことにより両立する」とか「林業生産が活性化すると森林の公益的機能が.高まる」といった議論をしばしば「予定調和論」と呼ぶ。そして、のちの木材価格の不安定化とともに予定調和が崩れると、両者は切り離して考えるべきとか、あるいは森林の公益的機能の維持を優先すべき、という議論がしばしば発生してきた。
- 8) 例えば、無節材の生産のために、育林の過程で死に節が出ないように不要な枝を取り払う「枝打ち」、長大で真っ直ぐ伸びた木材を安定的に生産するために、通常よりも高い密度で苗を植える「密植」、さらに、より長い伐期を設定して木材を生産する「長伐期施業」などが広く行われるようになった。
- 9) 例えば、2004年から実施された「新流通・加工 システム事業 (新流通システム)」、2007年から 実施された「新生産システム」を通して、全国 各地に大型の製材・加工工場を整備し、さらに

- 2010年に公表された「森林・林業再生プラン」では、森林施業の集約化を進めた。
- 10) 例えば、梶山恵司氏が、森林所有者について次のように述べていたことと関連する。「日本には、現代林業を行う前提となる理論や技術が存在せず、それを支える人材も育っていないということだ。だからこそ、現場は自己流で混乱の極みに達しているわけだが、このような状況ではいくら金を注ぎ込んでも、砂地に水をまくに等しい結果に終わってしまう」(梶山 2011:13)。
- 11) ポランニーの「社会的自由」の概念については、 若森(2015)を参照。
- 12) 市場社会の「不透明さ」については若森みどりの次の言明から示唆を得た。「諸個人の直接的な関係としての共同体を解体して個人の原子化を推し進める市場社会は、社会の現実の拒絶の上に立脚している。『全体としての社会』は不透明であって、人びとの目には見えない。したがって近代人は、市場社会によって否定された社会の現実を発見しなければならないのである」(若森 2006:333)。また、G・バウムが次のように述べていることも示唆的である。「ポランニーにとって、透明性は可能なるユートピアであり、たとえそれが終わりのないものだとしても、社会的闘争の対象となるはずの事態である」(Baum 1996:28)。
- 13) こうした団体として、例えば森林所有者、設計士、 施工業者の全国規模のネットワークを足がかりに 1999年に発足した「緑の列島ネットワーク」が ある。
- 14) グローバーは、サステイナビリティを「崩壊 (collapse)」の対義語だとしたうえで、「ポランニーの言葉に倣えば、市場の破壊的な力に対する社会の自己防衛を表す」概念だと述べているが (Grober 2015: 7)、問題の因果関係が地球規模で拡がり、不透明さが増すなか、サステイナビリティの構想は、こうした「自己防衛」をどう担っていくのかという点でも、今まさに岐路に立たされているのだと思われる。

#### 引用文献

- Baum, G., 1996, Karl Polanyi: on Ethics and Economics, McGill-Queen's University Press.
- Dale, G., 2018, "Sustaining What? : Scarcity, Growth, and the National Order in the Discourse on Sustainability, 1650-1900", Jeremy L. Caradonna ed., Routledge Handbook of the History of Sustainability, Routledge: 71-95.
- フロイド. D. W. (2004) 『森林の持続可能性: その

- 歴史、挑戦、見通し』日本林業調査会.
- 舩橋晴俊(1996)「社会構想と社会制御」『社会構想 の社会学』(岩波講座現代社会学 26) 岩波書店: 1-24
- Grober, U., 2010, Die Entdeckung der Nachhaltigkeit: Kulturgeschichte Eines Begriffs, Kunstmann.
- ———, 2012, Sustainability: A Cultural History, Green Books.
- ————, 2015, "The Discovery of Sustainability: The Genealogy of a Term", Judith Enders and Moritz Remig eds., *Theories of Sustainable* Development, Routledge: 6-15.
- 柿澤宏昭(2001)「総合化と協働の時代における環境 政策と社会科学:環境社会学は組織者になれるか」 『環境社会学研究』7:40-55.
- 樺山紘一(1987)『西洋学事始』中公文庫.
- 梶山恵司(2011)『日本林業はよみがえる:森林再生 のビジネスモデルをえがく』日本経済新聞出版社.
- 松村正治 (2018)「地域の自然とともに生きる社会づ くりの当事者研究:都市近郊における里山ガバナ

- ンスの平成史」『環境社会学研究』 24:38-57.
- 西尾隆 (1988)『日本森林行政史の研究:環境保全の 源流』東京大学出版会。
- 野村進行(1959)『林業経済計画総論』朝倉書店.
- 大倉季久(2017)『森のサステイナブル・エコノミー: 現代日本の森林問題と経済社会学』晃洋書房.
- ポランニー・K (2009) 『[新訳] 大転換:市場社会 の形成と崩壊』東洋経済新報社.
- -----(2012a)「自由について」『市場社会 と人間の自由:社会哲学論選』大月書店:23-69.
- -----(2012b)「共同体と社会:われわれ の社会秩序のキリスト教的批判」『市場社会と人 間の自由:社会哲学論選』大月書店:99-135.
- 若森みどり (2006)「K・ポランニー: 社会の現実・ 二重運動・人間の自由」橋本努編『20世紀経済 学の諸潮流』(経済思想第8巻)日本経済評論社: 311 352
- (2015) 『カール・ポランニーの経済学入門:ポスト新自由主義時代の思想』平凡社。
- ウォースター・D (1997)『自然の富:環境の歴史と エコロジーの構想』農文協.

大倉 季久 (オオクラ・スエヒサ) 桃山学院大学社会学部

#### <特集論文>

## 草の根サステイナビリティの論理とその条件 -滋賀県粉せっけん運動に着目して-

Grassroots innovations for sustainability: The case of the Soap Movement in Shiga Prefecture

大 門 信 也 Shinya Daimon

#### Abstract

The concept of sustainability has come to permeate discussions in global politics today, among which one prevailing narrative is intergeneration fairness. On the other hand, the term also tends to provoke criticism from the grassroots community as it seems to have been used to justify control over the present generation. Therefore, in this paper, I intend to find evidence for grassroots innovations for sustainability by focusing on the case of Soap Movement in Shiga Prefecture. The movement was based on the experience of labor unions confronting capitalism, and was also closely related to a political measure to create progressive local governments. Thus, rather than a single proposal for consumer goods with a lower environmental impact, it was an initiative rooted in a fundamental material cycle. Active grassroots movements as such have been sustained by the attitude of taking responsibility, resistance to passive injustice, and incorporating different voices. To prevent the concept of sustainability turning into a hollow concept, or mere rhetoric to dominate the present generation, attention is required to examine similar cases of grassroots innovation for sustainability and such emerging notions as "passive injustice" and "multiple viewpoints."

Keywords: "Multiple Viewpoints", Passive Injustice, Responsibility

#### 要旨

サステイナビリティ概念は、現在と未来との世代間公正を実現する観点から、今日グローバルな政治を動かすまでの支配力をもった言葉となっている。他方でこの言葉は、現在世代への支配を正当化する概念にもなるため、草の根からの批判を呼び起こす可能性も有している。そこで本稿では、草の根から進められるサステイナビリティの可能性を見出すために、滋賀県の「粉せっけん」推進運動の経緯を辿った。同運動は、資本と対峙する労働組合の経験に原点があり、革新自治体をつくる政治的取り組みとも関連が深い。単に環境負荷の少ない消費財を提案するものではなく、より根本的な物質循環に根ざす取り組みであった。こうしたダイナミックな運動は、責任を引き受け、受動的不正義を克服し、そして異を唱える他者の声を受け入れ

る姿勢に支えられてきた。サステイナビリティ概念が、ただ未来世代を掛け金として現在世代を支配するだけの空虚な概念とならないためには、「受動的不正義」や「複眼」など、草の根から立ち上がってきたこれらの契機に着目する必要がある。

キーワード: 複眼、受動的不正義、責任

### 1 問題の所在――サステイナビリティ概 念の脆弱性

#### 1.1 上からのサステイナビリティ?

サステイナビリティは、世代間公正を実現すべし、という規範的命題を含む規範概念である。それは、ブルントラント委員会による「持続可能な発展」概念を嚆矢として、近年のパリ協定や国連 SDGs へといたるまで、国家をこえたグローバルな共通的価値として提示され続けており、すでに政治的正当性を与えられた言葉になっている。またこの言葉は、H. ヨナスの形而上学的な規範的命題——「汝の行為のもたらす因果的結果が、地球上で真に人間の名に値する生命が永続することと折り合うように、行為せよ」(Jonas 1979=2010: 22)——によって、倫理的にも根拠づけられている。

一方で、サステイナビリティ概念は、現在世代が未来世代への責任を負おうべしとし、現在世代への「がまん」を引き出すことを通じて、現在に生きる人びとの支配を正当化する力にもなる。それは現在世代内の不公正から目を背ける思想として、草の根からの批判を呼び起こす可能性を有している。例えばイギリスの EU 離脱を支持する国民投票が、単に排外主義によるものではなくEU の緊縮政策への労働者たちからの問題提起でもあったことは、そのひとつの表れといえよう。EU 離脱をめぐる国民投票は、直接的には移民という他者への対応を焦点としたが、論理構造的にそれは、未来世代という他者への責任倫理の問題とも重なっている。

つまり、このサステイナビリティ概念には、未 来世代を掛け金として現在世代を支配するだけの 空虚な統治概念という側面がつきまとっている。 草の根の社会的実践を内発的に支える論理として みた場合、その側面はある種の危険性でもあり、 また脆弱性でもある。したがってサステイナビリ ティ概念は、常に私たちの足元にある経験や記憶 から不断に立ち上げられ、鍛え上げられ続けなけ ればならない。

#### 1.2 草の根からサステイナビリティを鍛え上げる

そこで本稿では、人びとの具体的な体験やその記憶を手掛かりとして、現在世代が未来世代への責任を負っていこうとするサステイナビリティのための実践が、草の根から展開していく可能性を示す。つまり本稿は、過去とのつながりに準拠して、未来とのつながりを展望する規範概念としてのサステイナビリティの鍛え上げをめざす試みである。

取り上げるのは滋賀県の粉せっけん運動である。よく知られるように、滋賀県では1970年代に合成洗剤から石けんに切り替える石けん運動が消費者としての主婦を中心に展開した。その後、琵琶湖での赤潮の大発生を契機とする、県民運動としての石けん使用率の大幅な高まりとともに、リンの使用を禁止する条例の制定へとつながった。しかし、無リン合成洗剤の販売などから、石けん使用率は低下、運動も沈静化していったといわれる。後述するように、しばしば社会学において、この帰結は「県民運動」という上からの運動の持つ問題として捉えられてきた。

ただし、滋賀県の環境問題への取り組みは、消費者運動、主婦たちの運動と県民運動化との関係のみで捉えられるものではない。1950年代の終わりから工業化が進むなかで活性化してきた、労働者たちの社会運動としての側面を有していた点を見逃してはいけない。不断に合理化を強いる資本側と対峙し、社会的連帯の立場から社会変革を実現していこうという運動は、従来の労働運動をこえ、公害被害者との連帯を模索する試みを並走させながら、1980年代の石けん運動の停滞後も、多声性やダイナミズムを維持し、菜の花プロジェクトなどあらたな運動の礎となっていった。本稿でとりあげるのは、廃食油を原材料とする粉せっけんの推進運動を軸とした、労働者たちの社会運動の展開である。

政治哲学者のJ.シュクラーは、著書 The Faces of Injustice (Shklar 1990) のなかで、「不 正義」という言葉には、「正義が実現されていない」 という以上の、固有の意味があることを明らかに している。不正義の真の姿とは、周囲の人びとが 被る残酷な現実を見て見ぬふりをする「受動的不 正義」であるとシュクラーは主張する。またシュ クラーは、論文「恐怖のリベラリズム」(Shklar 1989=2001) において、他者への寛容という思 想は、決して未来への希望によって生まれたので はなく、過去の忌まわしい恐怖や残酷さへの記憶 から立ち上がる思想であると述べた。上に述べた 労働者たちの粉せっけん運動は、まさにシュク ラーが想定する「受動的不正義」を回避しようと する行為であり、避けるべき過去の体験をもとに サステイナブルな社会、あるいは未来世代へとひ らかれた寛容な社会を実現しようという行為とい える。それは過去の体験やその記憶から立ち上が る社会的な責任倫理の在処をさし示しているよう に思われる。

では、滋賀県の粉せっけん運動は、草の根から立ち上がるサステイナビリティの可能性をどのように教えてくれるだろうか。以下、現地調査の成果にもとづいて明らかにしていく<sup>1)</sup>。

### 2 労働者たちの環境運動──滋賀県石け ん運動再考

#### 2.1 石けん運動は停滞するのみであったのか?

滋賀県の石けん運動は、1970年頃散発的には じまり、70年代中盤より徐々に組織化・連帯の 構築が進み、1977年5月の赤潮の大発生を契機 として、県の連絡会議を組織的な要とする県民運 動化が進んだ。これにより石けん使用率が上昇し、 かねてより使用率の高まりを条件としていた合成 洗剤規制の条例が制定された。しかし、脇田健一 によれば、県民運動への展開は、「内的必然性を 伴ったポジティブな実践 | であったはずの主婦た ちの運動のミッション化・エージェント化を促し たという (脇田 2001: 199-200)。条例制定の直 後にその組織的特徴を調査分析した町村敬志も、 粉せっけん推進運動には「行政機関の利害に基づ く「正当性の調達」という色彩」が「非常に濃い」 と結論づけている (町村 1982: 54)。脇田は県民 運動の「アイロニカル」(脇田 2001: 200) な帰 結をふまえ、「何が問題であるのか | 「何をすれば よいのか」にまつわる多様な状況定義を多様なま まに維持して解決努力を豊富化することこそが、 不可視化する現代の環境問題に対応する道だと述 べている(脇田 2001: 201-202)。

一方で、この運動には1990年代以降も草の根の立場を維持しながらダイナミックに展開していった側面もある。環境生協の設立や菜の花プロジェクトといった取り組みは、「停滞」を乗り越えて、現在も着想豊かに新しい環境への取り組みを更新し続けている。赤潮発生から40周年を迎えた2017年に、あらたな石けん運動の再始動を試み、キャンペーンを推進したのも、NPO法人「碧いびわ湖」や「愛のまちエコ倶楽部」など、環境生協や菜の花プロジェクトの系譜にありつつ、新しい世代によって担われている組織である(大門2018)。このような系譜をたどると、県民運動である以前に草の根運動としての粉せっけん運動の存在、そしてそこから過去・未来へと伸びるひと筋の歴史的脈絡が浮かび上がってくる。

#### 2.2 滋賀県にはチッソがあった——守山争議<sup>2)</sup>

水俣病事件史のなかで、滋賀県守山市にチッソの子会社「日窒アセテート株式会社」(以下、守山工場)が存在していたことは、あまり語られることはない。前述した粉せっけん運動の歴史的系譜は、1956年から旭化成に完全譲渡される1973年まで存在していたこの守山工場の労働組合「日窒アセテート守山工場労働組合」(以下、守山組合)の歩みが端緒となっている。

守山工場では、1960年から1961年にかけて 設立以来はじめての本格的な労働争議がおきる。 直接的な契機は、1960年末の水俣労組との連合 会の結成と合成化学産業労働組合連合会(以下、 合化労連)への加盟にあった。社員・工員の区別 にくわえて水俣出身者との賃金格差をかかえた差 別的待遇の是正を求めていた守山労組に対し、会 社側は1962年12月、日窒アセテート従業員組 合(以下、第2組合とし従来の組合を第1組合) を結成する。そして、4つの条件――化繊なみの 労働条件、労使協調路線、新日窒から独立した事 業所として扱う、連合会への委任交渉を認めない ――を両組合に提示、第2組合はこれを承諾する。 これに対して第1組合は、翌年1月に野洲の地区 労で日窒連合会などと共闘会議を結成、会社側の 要求に対抗した。

1月以降、地労委のあっせんが不調に終わり、 反復ストの実施、会社側のロックアウト通告と いった闘争を経て、1961年6月4日、守山第1 組合が地労委のあっせんを受諾し、闘争は終結す る。地労委は4条件を認めなかったものの、組合 の分裂・分断状況は続くこととなった。岡本達明 が聞き取った組合長武富寛幸の回顧によれば、組 合の勢力は、6月の終結時点で、第1組合が530 名、第2組合が430名、とくに第1組合には女 子が248名いた。岡本は女子寮300名のうち8 割が残ったことを勝因として分析している(岡本 2015:325)。しかしその後、守山第1組合は組 合員の流出を止められず、少数組合への道をたど ることになる。

#### 2.3 守山労組と水俣労組――安賃闘争の経験から3)

1年後、守山の若者たちは、自らの経験が「前哨戦」であったことを知る。1962年の春闘において水俣の労組は、ゼロ回答の会社に対し、合化労連の統一方針に従い計画的なストを打ち続けた。これに対して会社側は4月17日、スト権の放棄と引き換えに4年分の賃上げを約束する「安定賃金」を提案する。水俣労組は「毒まんじゅう」として拒否、いわゆる「安賃闘争」がはじまる。同年5月には合化労連が安賃粉砕闘争を決定、強固な共闘体制を確立する。6月に中労委あっせんが不調に終わると、会社側は7月、ロックアウトを通告し第2組合を結成する。これより合化労連の全力をかけたカンパやオルグ団の投入が開始、争議は激しくまた長期戦となった。

1963年1月5日、熊本県地労委のあっせん案に対して、合化労連が第27回臨時大会にて闘争終結を決定する。同月21日には会社があっせん案受諾を地労委に回答する。労使双方に厳しいあっせん案となったが、水俣労組もこれを受け入れ、同月22日ストを解除した。その後、水俣工場第1組合は、分割就労や雑役等の圧迫、度重なる希望退職の募集、そして別会社への配置換えなど、差別的処遇をめぐる闘いの日々を送ることとなる。こうした切り崩しにもかかわらず、地域に基盤をもち熟練工を多く擁する水俣第1組合は、組合員数を長く維持し続けた4)。

この安賃闘争のさなか、若い守山第1組合の組合員は、たびたびオルグ団を結成し水俣を訪れている。例えば、1962年5月26日付の「さいれん」に掲載された守山組合からの便りでは、「斗いを支援してもらった先輩(?)組合として一守山組合からの便り一」という見出しで、「会社のエゲッないやり方に対して、敢然と斗つている組合と組合員なのだという自信と誇りをもつてガンバつていかれることを心から願つています」と「激励している。他方で、水俣の組合員が逆オルグで守山に訪れることもあった。安賃闘争のさなかに守山工場に訪れた水俣第1組合員の述懐によれば、

若い守山第1組合員たちは、逆オルグ団の年齢の高さに驚き、水俣では年輩の労働者も第1組合にとどまっていることを知り、その基盤の強さを羨ましがったという(小森 1973:227)。合化労連との対決姿勢を強める会社側に対し、若き守山と熟練の水俣、双方の第1組合の労働者たちは、お互いの境遇の違いを理解しながら、連帯意識を強めていった。

なかでも守山第1労組の幹部にとって、安賃闘争は忘れがたい体験となった。ロックアウトと組合分裂によって大争議へと発展するなか、守山第1組合の書記長、細谷卓爾は、委員長の武富とともに、水俣に長期にわたり滞在し、合化労連書記長の西野六郎と寝食をともにした5)。東大経済学部出身の学卒でありながら、守山争議を経てすでに若い守山第1組合をリードする存在となっていた細谷だが、この時の体験こそがその後の活動の精神的な足場となったという。

この期間私は、武富委員長と二人で長期の出張をしましたし、この時に、合化労連の書記長と一緒の生活をしましたが、この時に過ごした事が、僕の一生を左右することになりました。労働組合の本当の価値を見つけ、会社と縁を切るきっかけになりました(細谷2017:86)。

以後、細谷は徹底して資本の側と一線を引いた運動を展開し、協同社会実現の道を歩んでいく。具体的には、総評滋賀地評事務局長、生協理事長などを務めながら、滋賀県の環境行政の礎を築いた武村県政の誕生や、粉せっけん運動をけん引していった。

では本節の最後に、武村県政の誕生と労働組合との関係についてみていこう。

#### 2.4 革新自治体の季節と労働 4 団体 6)

1970年代、滋賀県では革新自治体の波が押し 寄せた。1972年9月の山田耕三郎が大津市長選 で当選し、1974年11月には八日市市長であった 武村正義が滋賀県知事選で当選する。また武村の後任として、1974年12月に山本正次郎が八日市市長に当選し、77年1月に春日昴郎が草津市長に当選している。1980年、第2期の山田耕三郎市長は、6月の第12回参議院議員通常選挙に出馬し、無所属で当選する。当時、滋賀の状況を政治社会学的に分析した大橋松行は、「これらはすべて労四共闘が先行して統一候補を擁立し、政党がそのミコシに乗るという独自の選挙共闘方式をとっている」のであり、「その中で特に労働四団体主導による全野党共闘が〈滋賀方式〉と呼ばれてきた」という(大橋 1981: 142)。革新系政党の勢力が弱いなか、労働組合が前面に立って選挙を戦ったのである。

労働 4 団体とは、日本労働組合総評議会滋賀地 方評議会 (総評)、全日本労働総同盟滋賀地方同 盟(同盟)、滋賀地方中立労働組合協議会(中立)、 全国産別労働組合連合滋賀地方協議会(新産別) の、4つの労働団体を示す。いずれもナショナル センターを構成する団体の地方下部組織である が、大橋のいう「滋賀方式」においては、相互の ヨコ関係を充実させ、そのことで野党共闘による 選挙戦を成功させてきた経緯がある。その中心に いたのは、守山第1組合の専従を離れ、滋賀地評 の事務局長に就任していた細谷であった。細谷に よれば、当時の労働者・革新勢力は、中央レベル でも総評・同盟・中立・新産別の4団体に「分裂」 しており、そのいずれにも属していない労組も多 かったという。それは滋賀県でも同様で、細谷 は「総評加盟の組合幹部と、同盟加盟の組合幹部 とが、話し合うことすら、はばかられるというよ うな状況にあったといっても言いすぎではなかっ た」<sup>7)</sup> と述べる。この「不自然」で「極端」な分 裂状況をのりこえて野党共闘体制を確立するため に、細谷が取り組んだのは、「ポスト争いの解消」 と「福祉を軸にした連帯」の2つである。

当時滋賀県の地方労働委員会は、労、使そして中立の立場よりなる 15人の委員のうち、労組には5つのポストがあった。そして5つのポストをめぐり、「総評3:同盟2|か「総評2:同盟3|かで、

両者が競り合う状況にあった。細谷は、そのポス ト争いの解消のために、事務局長就任後、まず自 らが地労委の席につかないことを決める。そして そのことを前提に、同盟にポストの定期的な交代 を申し入れ、これを実現させる。また細谷は、イ デオロギーや運動戦略の違いをこえて連帯を構築 する共通点を探るなかから、「福祉」での連帯に 取り組んだ。具体的には、1967年以降、滋賀県 労働者福祉対策協議会(以下、労福協)を足場に して、次のように進められた。1968年には集会 や会議に加え結婚式のような用途にも利用できる 労働会館の建設、1969年には勤労者住宅生活協 同組合を結成する。こうした新しい福祉活動が付 け加わったことにより、沈滞していた労働金庫や 共済生協にも活気が生まれたという。1972年に は、労福協での議論を母体に湖南消費生活協同組 合(以下、湖南生協)が結成されるが、この際細 谷は、湖南生協の専務理事を同盟系の守山第2組 合から迎えている。一連のとりくみは、福利の向 上という顕在的な機能だけでなく、困難の乗り越 えを通じた連帯感の形成という潜在的な機能も有 していた。細谷は、「新しい福祉事業を作り上げ ていくには、さまざまな困難」があり、「資金の面、 人材の面」、あるいは「行政当局との交渉」など、 「数えきれないほどであった」と述べる。

このような困難をのり切っていくには、お 互いに討論して決めたことは、責任を持って 守り実行していくこと、自分の団体の利益を 優先するのではなくて、他の労働団体の利害 も十分に考慮しあうことなど、個人間の信 頼関係を団体間の信頼関係に高めていくこと が、絶対に必要であった。

そして、一つ一つの困難を、このようなやり方で克服していくことによって、共同行動による力の強さが認識でき、それとともに、労働団体相互間の協同関係ができ上っていった。8)

このように福利の向上を目的とした一連の活動か

ら協同関係が生まれることで、滋賀県にも革新自 治体の季節がやってくる。

周知のように、武村正義は石けん運動を県民運動として取り上げ行政的な支援を行うと同時に、合成洗剤におけるリンの使用を禁じる「富栄養化防止条例」を制定した。条例が合成界面活性剤の禁止でなかったことや、琵琶湖総合開発計画への対応などから、当時批判的な議論もあったが、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの設立や世界湖沼会議の開催など、武村は「環境」を前面に出した滋賀県政の礎を築いていく<sup>9)</sup>。そして、そのような政治状況とともに生まれたのが次節で説明する粉せっけん運動である。

## 3 粉せっけん運動にみるサステイナビリティの論理

#### 3.1 粉せっけん運動の概要

廃食油を原料とする粉せっけん運動は、生産をマルダイ石鹸本舗、廃油の回収を「琵琶湖を汚さない消費者の会」(以下、消費者の会)、販売を湖南生協などがそれぞれ担った、滋賀県の石けん運動のひとつである。現在でもマルダイ石鹸本舗が生産を続けており、廃食油の回収は、湖南生協を引き継ぐ碧いびわ湖が主に担っている。

推進の軸となった湖南生協は、労福協を母体として、労働者たちの働きかけにより 1972 年に設立された。理事長は滋賀地評事務局長として生協設立を推進した細谷である。滋賀県内では、この時期、合成洗剤追放運動が総評主婦の会や地婦連などによって推進されていたが、湖南生協では十分な対応ができていなかった(細谷 1981a; 湖南生協 10 年史編集委員会編 1982: 60-61)。1977年1月に、マルダイ石鹸本舗の創設者が、湖南生協を訪れ、廃食油を使った粉せっけんの技術を売り込みにきた。そこで細谷は、これを湖南生協でも本格的に取り組むことを決意する(奥野 1992: 36-37)。以降、組合員によるマルダイせっけんの使用テスト、廃食油処理に関する組合員へのアンケートの実施などを経て、5月の総代会で「廃食

油を回収し、粉石けんを作り、合成洗剤を追放する」方針を決議、6月から正式に廃食油回収と粉せっけんの共同購入に乗り出した。他方、1978年5月、大津市の瀬田に粉せっけん工場が建設され、生産拠点が確立する。当初、屋外でふきさらしの状態で稼働していた炊き込み釜も、1979年8月末には建屋が設置され、屋内での作業ができるようになった(石井 1981: 54-55)。

廃食油回収は、消費者の会の各地域の支部が行った。同会は、湖南生協がもつ労働組合や地域団体のネットワーク等を通じて1978年6月5日に発足した。加盟団体は滋賀県下の単位婦人会、生活生協(湖南生協含む)、労働組合等であり、総勢6,000名、これに個人会員600名が加わり発足した。代表世話人は湖南生協理事長の細谷と粉せっけん推進を彦根市で進めていた婦人会の代表が務め、事務局長は大日本スクリーンの労働組合書記長を務めていた石井智幸が就任した。消費者の会の事務所は、事務局長の所属する彦根市の大日本スクリーン労働組合内におかれていた(石井1981:79)。

### 3.2 粉せっけん推進運動の論理——水の力と植物 性油脂の発見

では、廃食油を使った粉せっけんには、どのような技術的利点があるのであろうか。その推進の根拠、論理はいかなるものであろうか。1981年に細谷によって執筆された「草の根運動の論理――作られた常識への挑戦」は、草の根から立ち上がるサステイナビリティの可能性を、資本との対峙の中から明瞭につかみ出している。以下、その論理展開を追うことで、その意義を明らかにしよう。

まず論文の冒頭、「水の力」と題された節で大変印象的な対比がなされる。

日本の水は、軟水である。軟水は、汚れを落とす力を非常に強くもっている。ヨーロッパ・アメリカは硬水で、CaやMgなどいろいろな鉱物が水の中に溶けこんでいて、水の

汚れを落とす力が非常に弱い。軟水と硬水とでは同じ水のように表面は見えながらも、汚れを落とす力が決定的に異なっている。という点が、合成洗剤を追放することを考える時、きわめて重要なことになっている。

洗濯の仕方の違いは、この水の質の差から 生じている。硬水地域の洗濯は、湯を使い、 たたき洗いをする。軟水地域では、水を使い もみ洗いで十分である。この違いは、洗濯機 の構造にまで引き継がれている。欧米のもの は、熱湯を使う回転ドラム式である。日本の は、水を利用した渦巻式である。昔話では、 おじいさんが山へ柴刈りに行っている間に、 おばあさんは川で洗濯をしていることになっ ている。井戸端会議も、井戸水で洗濯するか ら、開催できるのである。ところがゾラの「居 酒屋」で描かれるパリの下町の洗濯場は、蒸 気機関が小止みなしに活動をつづけ、あちこ ちに湯けむりが立ち上っているようなところ である。したがって、日本では、欧米とは別 に、軟水というもの、われわれが日頃使って いる水の特質を生かした生活の仕方が必要に なってくる。(細谷 1981b: 80)

日欧双方の「物語」が描く洗濯風景の違いは、生活の基底となる自然環境の違いによるものであり、そこから発生する「水の力」こそが、粉せっけん推進の論理の基底におかれる。軟水地域である日本においては、何よりもまずジャブジャブと水で洗う。水が主であり洗剤はあくまでも従である。それゆえにこそ、日本では「川へ洗濯に」行くのであり、戦後もドラム式の欧米に対して渦巻式が長年普及したのである。

こうした軟水地域においては、石けんは硬水地域に比べ溶けやすい。とりわけ温度が下がると固まるような動物性油脂や椰子油など一部の植物性油脂に対して、大豆油や米ぬか油など、柔らかい植物性油脂は、固まりにくく溶けやすい。一晩風呂場にでも置いて湯気に当てると、グニャグニャのゼラチン状に状態になってしまうほどである。

石けん業界では固形石けんの製法が確立されており、教科書も堅い石けんの製法のみしか言及していない。洗濯機が普及し粉せっけんを製造する際も、メーカーは堅く水に溶けにくい石けんを削るか粉砕するかしていた。そのため粉石けんは水に溶けにくいという評価が定着した。水の洗浄力を前提に、溶かして使うのならば、柔らかい油による溶けやすい粉せっけんこそ理に適っているのである。

前述の石井(1981)によれば、この堅い油脂 と柔らかい油脂の違いへの理解は、石井が労働組 合のつてで細谷とともに訊ねた石けんづくりの名 人から得られたという。石井は、名人の話し聞い た際、「石けんと粉せっけんの違いをつくづく感 じ、以後、私たちのつくっている粉せっけんの せっけんという字は平仮名であらわし、決して粉 石鹸と漢字で書かないようにした」。なぜなら「牛 脂とか硬化油で作った粉石鹸は動物油脂からで きており、固形石鹸としては優れているが、水に は溶けにくく洗たく機用には劣っており、洗たく 用には、植物油脂を主原料とした粉せっけんでな くてはならないと感じとったから」である(石井 1981:59)。「せっけん」というひらがな標記には、 軟水と柔らかい植物性油脂の組み合わせに、運動 の正当性の根拠を指し示す重要な意味が込められ ているのである。

ではなぜ、日本で合成洗剤が導入され、河川の 発砲問題などの環境汚染を引き起こすに至ってい るのか。なぜ、合成洗剤反対の問題的が必要とな るまでに至ったのか。細谷(1981b)はさらに、 石けんメーカーや工業会による合成洗剤推進のた めの「作られた常識」の解明に切り込んでいく。

#### 3.3 「作られた常識」と工業会の論理

1955年の夏号として発行された『暮しの手帖』 33号は、「ジャブジャブ読本」と題した特集を掲載している。同特集は、日本石鹸工業会やメーカー 各社の協力のもと、洗濯機を活用した洗濯の在り 方を提示するものである。そこでは、「水も一種の石けんです」と水の洗浄力に着目したうえで、

さらにアメリカで中性洗剤が発達したことや、アメリカ製のスチームアイロンに必ず蒸留水を使えと指示してあるのもアメリカが硬水のためであることを指摘し、「日本の水は軟水」であるからそうした必要はないと結論している。風呂の残り湯などはより軟水になっているから洗濯に重宝するといった技を知恵としつつ、「石けんの方が中性洗剤よりよく落ちる」と、上述した粉せっけん推進の論理と同じ主張を展開していた。同特集で提案された洗濯の心得を丁寧に紹介したうえで、細谷は次のように評価する。

17ページにも及ぶこの特集は、今読み返しても、きわめて新鮮なものである。電気洗濯機が、テレビ、冷蔵庫と並んで三種の神器といわれている頃、日本の水の特質に合わせ、これまでの洗濯のやり方を分析して、秀れたところを取り入れて、新しい洗濯機械の使い方を、科学的に確立していこうという、この研究は、まさに洗濯教科書といっていい。(細谷1981b: 82-83)

このように『暮しの手帖』において、メーカーや 工業会の協力で粉せっけんを支持する分析がなさ れていた点は興味深い。しかしそれにもかかわら ず、その後、急速に合成洗剤が主流化していく。 さらに興味深いのは、雪崩を打つようなメーカー による合成洗剤の売り込み攻勢のなかで、粉せっ けんを根本から支持した『暮しの手帖』の姿勢も 逆転してしまうことである。

1960年の55号では、「木綿用の合成洗剤を使ってみました」という特集で、各洗剤メーカーの合成洗剤と同一社の粉せっけんを比較し、合成洗剤に軍配を上げている。しかしそこで取り上げられるのは、55年の特集でみられた本来の洗浄力ではなく、粉石けんによる「黄ばみ」であった。そしてメーカーが洗浄力不足を補うために蛍光染料を使用し、テレビコマーシャルで強調するようになっていた「白さ」を評価対象とする。水の力を強調するどころか、水でジャブジャブ洗いすぎる

と染料が落ちてしまうので洗いすぎないようにしようという提案すらしているのである。水が主であり石けん・洗剤は従であるという当初の見解から、石けん・洗剤が主で水が従に反転している。このような紙面の大転換を、細谷は「合成洗剤が、粉石けんより優秀であるという「常識」が蛍光染料を添加することで、作られていったことが、よくわかる」と分析、「このテストは何が何でも、合成洗剤が粉せっけんよりも優秀でなければならないという大前提があって、どうしたらそこに結びつけられるか、というだけのものであった」と結論づける(細谷 1981b: 85-86)。

では、こうした『暮しの手帖』の方針転換の背後に何があったのだろうか。細谷は業界誌『油脂』の記事を探索、分析し、石けん産業による合成洗剤推進の論理(とその破綻)を、(1)原料調達の問題、(2)衛生・文化の問題の2つの面から摘出する。以下、その摘出作業を追っていこう。

戦前、中国東北地方の大豆が日本の天然油脂の原料であった。戦中それが失われ、敗戦後、石けんの原料調達が困難になる。南氷洋への捕鯨事業が戦後すぐに再開されたのも、そうした理由がある。しかし、石けん産業が利用できる動植物性油脂は、年間10万トン程度が限界であり、電気洗濯機の普及につれて増大する粉石けんの需要には応えられなくなってしまう。従って、無尽蔵な石油を原料とする合成洗剤の開発が是非とも必要になる。これこそが「花王石鹸やライオン油脂が、合成洗剤の製造に踏み切るにあたって、通産省を説得した論理であった」(細谷1981b:83)。

しかしながら、1980年近くになると、工業会からも天然油脂が問題なく調達できるという見解が示される。細谷は、石鹸洗剤工業会・石鹸専門委員会の責任者でもあるミヨシ油脂専務の「原料はある」という発言を取り上げる。概略は次のとおりである。当時、日本全体の粉末状の洗剤生産量が60万トンであり、石鹸分が6割の36万トンであった。つまり36万トンの原料油脂が必要になる。例えば日本では魚油がとれており、安価で輸出されている。1976年は20万トンで79

年は15万トンであった。こうした余ってしょうがなく輸出に回されているものがある。さらに、マレーシアのパーム油の生産量が増えており、1980年で300万トンを超えると考えられる。石けんの原料となる脂肪酸は10万トンとれる。つまり、合成洗剤導入の論理であった天然油脂不足の問題は、解決されている、と。このような事実が業界に広く認識されていたのであれば、結局のところ石けん産業は、利益が出るからという理由だけで合成洗剤の優位性を示そうとしてきたにすぎない、ということになる。

さらに細谷は、衛生面での議論が合成洗剤推進の根拠となってきたことを指摘する。近代化以降、衛生面の向上こそ文明社会につながるという考えのもと、厚生省は欧米の石けん使用量の差を指標として使っていた。メーカーによる合成洗剤推進も、ここに正当化の根拠を見出している。つまり、欧米並みの洗剤使用量をめざすのは、日本社会の文明向上に資するという「使命感」に燃えているからだ、と。しかしこうした「使命感」は、市場拡大という利益追求と裏腹である。細谷は、1976年に行われた日本石鹸洗剤工業組合による欧米への視察旅行の報告を取り上げる。

この視察団の目的は、国民1人あたりの石けん 洗剤使用量が、欧州の半分も満たない理由を探る ことにあった。欧州並みの需要量が実現すれば、 市場は2倍となる。しかし視察の結果は、旅団を 落胆されるものであった。旅団は、欧州諸国の洗 剤使用料が1回あたりの使用量が日本よりはるか に多いことを発見する。旅団にとって、それはま ことに羨ましいことであるのだが、そこに水質の 違いが横たわっていることに気づく。団員自身、 ホテルの洗面所におかれた石けんを使っても水に 馴染まず泡がでにくいことを体感していた。文化 程度の問題と言われた石けん洗剤使用量の違い が、実のところ自然環境に由来するものであり、 そもそも日本の水が大量の石けん洗剤を必要とし ないことに気づいてしまうのである。以上の報告 を引用した後、細谷は次のようにいう。

彼等の落胆ぶりが、手にとるようにわかる。 日本の自然環境を全く無視して、合成洗剤を 大規模に生産し、消費者に、文化のバロメー ターとして、押しつけて来た彼等の基本戦略 は、ここで崩壊するのである。(細谷 1981b: 88)

洗浄力も弱く、自然的合理性に劣り、原料調達の面からも、文化論の観点からも正当化しえない合成洗剤推進の根拠とは、つまるところ生産者の利益のみしかない。かくして細谷は、その論理破綻を宣告する。

合成洗剤は当初、無リンで出発したが、粉せっけんとの比較で、汚れ落ちが悪いということは、先きにも触れた通りである。粉せっけんでも十分間に合うのに、何故、汚れ落ちの悪い合成洗剤を、蛍光染料を利用して白く染めてまで、使わなければならないのか。その、存在理由がないからである。無リンの製造販売もやめれば、メーカーは倒産するから、それ程悪いものでなければ、我慢して使ってくれ、という以外に、主張の根拠はない。(細谷1981b: 92)

#### 3.4 草の根サステイナビリティ運動の論理へ

以上の分析をふまえて細谷が提示するのが、粉せっけん推進を軸とした草の根運動の論理である。石けん製造は、堅い油脂による固形石けんを前提とした、生産者の立場から進められてきた。それは合成洗剤推進の論理へと続く道でもあった。廃食油を利用した粉せっけんなどは、生産者にとっては付加価値が低く、kg あたりの単価も安い。つまり利益がでない。だから「莫大な研究費をかけて付加価値の高い合成洗剤をつくってきたメーカーからみれば、馬鹿馬鹿しくてやってられない」(細谷 1981b: 92)のである。このように資本の自己増殖過程において、一切の魅力を持たない粉せっけんであるが、それ故に、生活者の観点からは大きな魅力をもつ。

まず、生活者みずからが、廃食油の回収など、 せっけんづくりの工程にかかわることで、科学的 な理解を深めることができる点は、粉せっけんの 魅力である。また、滋賀の石けん運動において は、石けんと合成洗剤の洗浄テストやそのデモン ストレーションを重ねながら、粉せっけんを使い すぎないようにしたり、水のすすぐ力を最大限に 活用するといった「消費者の立場にたった洗濯科 学の実践 | (細谷 1981b: 91) が進められた。こ うした蓄積をふまえ、滋賀県下の市町村の住民窓 口では「粉せっけんのすすめ」というパンフレッ トが配布された。合成洗剤が生活に入り込むこと で、水の働きはすっかり忘れられてしまった。し かし、粉せっけん推進運動は、洗濯方法の変革を 促しながら、「水の働きをよみがえらせた」(細谷 1981b: 91)。しばしば石けん運動は、富栄養化防 止条例を支えた運動だと評価されるが、細谷は「そ のことよりもむしろ、滋賀県の一人一人の消費者 の自立した運動のはじまりであることの方がより 重要なことである」(細谷 1981b: 91) と強調する。

また粉せっけんは、資本にとって利益をもたらさない存在である。だから、大規模化やそれにもとづく産地の遠隔地化といった経済手法はなじまない。だとすれば、「必要な粉せっけんをメーカーに頼らず自らの手で作り出す以外に方法はない」。そしてそれは、地域にねざしたサステイナビリティの実現へとつながる。

いま、一世帯二カ月に 3kg 入り粉せっけんを、一袋使用するとする。一年で 18kg のものが必要になる。滋賀県は、約三○万世帯であるから、大ざっぱにいって、四千百トンの粉せっけんを作り出せばよい。ところで、今、県内には、石けん工場は、廃油回収で作っているテスト・プラントのような工場が一ヶ所あるだけで、フルに稼働しても、せいぜい年間、三百トンも作れれば上出来である。(細谷 1981b: 93)

こうした工場を各地、遠方ではなく地元につくり、

さらに身近な休耕田を利用すれば原料から自前で 生産できる。今の言葉を使えば循環型あるいは地 産地消型のシステムとなろう。

原料を自らの手で集め、自から製造し、それを利用しようという動きが、全国のあちこちに見られる。この萌芽が成長して、運動のある地元には、必ず石けん工場があるという状態になり、運動体が連合し、石けん工場が連合していった時、はじめて、日本の水に合わない合成洗剤に打ち克つことができるであろう。しかも、原料は裏作なり、減反の田畑なりから採れることになる。

三十年間かかって工業会が作り上げてきた合成洗剤の王国は、そう簡単に崩れるものではない。経済力も、政治力も、粉せっけん運動をはるかに上回っている。その意味からいえば、運動は、わずかに第一歩を踏み出したにすぎないと言えるだろう。しかし、これはまた、いかに強大な経済力や政治力を駆使しても、洗剤工業界が押しとどめることのできない、第一歩でもある。(細谷 1981b: 93)

細谷は、こうして粉せっけん運動の論理と戦略を示し、論考を閉じる。細谷はこの論文執筆後、彼の活動の原点でもある水俣でのせっけんプラントの建設に、水俣第1組合のメンバーとともに貢献している(奥野 1992: 223)。また、生活クラブ生協などとの協同組合石けん運動連合会やリサイクルせっけん協会など全国的な運動の展開へと歩を進めている。

残念ながら、21世紀の現在、「合成洗剤の王国」による支配はますます確立し、日本の水にあった 渦巻式の洗濯機すら欧米風のドラム式にとってかわられつつある。しかしながら、こうした論理構築のなかに、「中間技術」や「地産地消」の発想が含まれており、実際、その後の「菜の花プロジェクト」への道筋がつけられていた点は注目されてよい。軟水と柔らかい植物性油脂の2点がもつ粉せっけんの論理のもつ展開力は、草の根から立ち

上がるサステイナビリティの現代的可能性をいまなお有している。そして、こうした実践と論理構築の努力があったことを私たちは、記憶、想起し続ける必要があるだろう。

#### 4 草根の根の論理を支える「複眼」

#### 4.1 生協運動の総括としての「複眼」

では、こうした草の根のサステイナビリティの 実践と論理は、何によって支えられてきたのであ ろうか。本節では、それを生み出し支えた主体的 背景を掘り下げる。

細谷はこれまでの生協運動の一旦の総括として、全国の生協組織とのネットワークを活用し、『Q――生活協同組合研究』を刊行した。同雑誌は、創刊号から8号、最後には1号と号数が減っていく形式をとるユニークな雑誌であり、各号で全国各地の生協が中心となって責任編集を行った。創刊号は「いいだしっペ」である細谷が紙面をオルガナイズしている。多くの記事は座談会の記録をまとめたものであり、細谷が築いてきた多様な人脈が伺いしれる。このなかで細谷をはじめとする生協のリーダーたちは、協同社会を実現するためのキーワードとして「複眼」あるいは「複眼指向」という言葉を提示している。

ここで「複眼」とは、ある行為主体(個人や組織)が、自らに向けられた批判や否定的見解をいかに受け止めて、自らの目的意識に内在化した状態をさす。その例として、細谷は湖南生協の総代会があるとき紛糾したときのことを挙げている。このとき執行部への批判が徹底的になされたことで、はじめて自らが等閑視してきた視点の重要性を了解できたという。多数派工作を行い、安定した組織運営に走りがちな「男の論理」に対して、生協の女性たちが、異議申し立てはするが決して主流化をめざそうともせず、一方でいなくなってしまうわけでもなく、異議申し立てをし続ける様子を捉え、自らの組織運営に次のように反映させようとする。

〔生協で異議申し立てをする〕女の人たちに対し、それでは自分は協同社会というものを考えたとき、どういう論理でどう向いあわなければならないのか、と問うたときに、向こうの論理をこちらが受け入れてみようか、いままでは向こうの論理をこちらがいいたおしてきたけれど、立ちどまって話をきいてみようか、と思ったのです。(折戸ほか 1987:74-75 ※細谷発言部分、〔〕内は筆者)

僕は生協運動に十五年間つかってきたなかで、自分自身が変化してきたと感じているわけです。労働組合のなかで生きてきたときと、論理も変わるしウチのカミさんに対する態度、子供に対する態度も変わるし、もちろん地域社会の人に対する態度も変わりますね。いま、生活協同組合は流通に異議申し立てをしたことをきっかけとして、実はいまの、男性が支配する社会構造の根底のところに意義申し立てをしている、そのことが僕を変えてきたわけです。私は、男性が女性化し、女性が男性化するようなものが協同社会であり、そういうものを目指すあり方を、組織運営論のなかにとり込んでは、と仮説を立てたんです。(折戸 1987: 75 ※細谷発言部分)

つまり、異議申し立てを受け入れることで自らの 視点が豊富化される。こうした契機のことを、細 谷は「複眼」もしくは「複眼化」と表現している のである。

さらに組織の複眼化について、細谷は「少数者」というキーワードを出して説明している。細谷らによれば、「組織というのは基本的に常に単眼指向」である。そして「複眼でみようとする人間は組織のなかでは常に少数」である。だから単眼に落ち着くことを避けるためには、「複眼化した少数者を否応なしに配置する、それを組織が意図的にやっていかなくてはいけない」(折戸 1987:78-79 ※細谷発言部分)。少数者を、排除するのでも多数者に同化させるのでもなく、組織を複眼

化させながら受け入れていく。そうしたあらたな 組織論、社会論を細谷らは「複眼」というキーワー ドによって捉えようとしたのである。

#### 4.2 粉せっけん運動の複眼的ポジション

この複眼の発想は、石けん運動をめぐって湖南 生協や労働 4 団体がおかれた状況にも、その萌芽 を見出すことができる。

前述のように、湖南生協がマルダイ石鹸本舗や 他の労働団体・市民組織とともに粉せっけん運動 を組み立てていったのは1977年からであり、滋 賀県下の石けん運動としては、その取り組みは 決して早かったわけではない。取扱いを停止す る5月まで合成洗剤を扱い続けている間、どのよ うな洗剤を扱うかで意見対立があり、1976年に は、理事1名と職員1名が別団体をつくるという 状況まで生じたという (細谷 1981a: 7: 湖南生協 10年史編集委員会編 1982: 60-61)。しかし、た だ合成洗剤を取扱い禁止にしただけでは、まちの スーパーで合成洗剤を買い求める結果となるにす ぎない。絶大な効果をもつ合成洗剤の官伝の前で、 合成洗剤でいいのではないかという組合員の声も 一定数あった。したがって運動を展開するために は、「合成洗剤よりも、品質、価格の両面でたち 打ち出来る粉せっけんをどのように作り出してい くか、そしてテレビの宣伝力よりも強い力を、ど こから生みだしていくのかしを考えなければなら ない (細谷 1981a: 7)。そのためには、石けん産 業界や合成洗剤の安全性にお墨付きを与えている 厚生省に唯一対抗できる、滋賀県の行政力を動員 するしかない。そして、県民を巻き込んだ運動を 起こして、県行政が乗ることのできる論理を見出 す必要があると、細谷は考えた。

このような模索の結果としてたどり着いたのが、前節でみた廃食油回収のシステムと、これを 原料とするせっけんプラントを軸とした粉せっけ ん運動である。細谷はいう。

合成洗剤追放をめぐって、即時全面中止を主 張する消費者と、合成洗剤でも良いではない か、と考えている消費者とは、その内部矛盾を克服しながら、合成洗剤追放にむけて大きく動き出すには、これしかない、と考えた。 生協の利害よりも、全体の利害を優先させること、せっかちな自己主張よりも、消費者全体が動き出せる論理を打ち立てること、このことを重視して、生産現場をもった。(細谷1981a: 8-9)

つまり生協を去ってまで合成洗剤を扱い続けることに否を突きつける声を、生協の責任者として受け止め、その矛盾を克服しようと結果的に掘り当てたのが、これまでみてきた粉せっけん推進の実践と論理なのであった。4.1 でみた生協運動の総括として登場した「複眼」という発想の萌芽を、ここに見出すことができる。

ところで、労働 4 団体が支えた武村県政は、琵琶湖総合開発計画に対する不徹底な対応や、リンを規制対象とし界面活性剤を許したことについて、批判を受けることがあった。当時、開発一辺倒の行政権力に抗した住民運動や、これを追う住民運動論者にしてみれば、粉せっけん運動も、そうした批判すべき県政に近い立場に映ったであろう 100。しかし、3 で見てきたとおり、粉せっけん運動は、石けん産業の問題点をラディカルにあぶりだし、資本と徹底的に対峙するような姿勢を有していた。そのような立場からすれば、行政はむしろ自らが政治的につくりだすべきものであり、資本に対抗するために動員すべき資源であったと考えられる。

では、このような粉せっけん推進運動は、いかなる主体的条件によって支えられてきたのであろうか。この点を考えるために、本節の最後に、この運動が第1組合という出自を持つことの意味を確認しておこう。

#### 4.3 責任主体として情況に対峙する

1968年8月、水俣第1組合は「恥宣言」を行う。水俣病患者とともに戦いえなかった自らを恥じ、反省する、とするこの宣言は、1959年末の

一時交渉で会社の側に立ち、会社前で座り込みを 行う患者からテントを取り上げてしまうような恥 ずべき行為をふりかえり、労働組合がはじめて公 害被害者側との共闘を宣言した文章としてあまり に有名である。この1959年末の一時金交渉の際、 守山工場の細谷も、水俣との連合が必要であると の考えから、団交の打ち合わせの場に参加してい た(奥野1992:220-221)。こうして労働者が会 社から高い一時金を得ていた一方で、水俣病患者 は悪名高い「見舞金契約」を会社と結ばされてい た。水俣第1組合は、そのような苦い過去を想起 し反省しながら、患者との共闘へと向かうのであ る。

さて、恥宣言を起草した岡本達明と、守山第1組合出身で当時滋賀地評事務局長であった細谷は、合化労連の月刊機関紙『合化』に論文を寄稿する。この論文で、著者らは「公害と闘わない労働者の問題点はいったいどこにあるのか」と問い、「労働者を内部から告発し、労働者が公害と闘うに至る道を追求する」として、次のように分析している。

一方の手で労働者の首を締め付けている資本の「不変資本充用上の節約」はもう一方の手で労働者の手に斧を持たせ住民を殺傷させている。労働者を生きた人間とみないで資本制生産の歯車としてみるならば、公害は資本家のせいで労働者のせいではないと言えるかもしれない。

しかし、労働者が生きた人間として自分を とらえればたちまち、住民に対して加害者と なっている自分自身が浮かび上がってくるの である。

労働者は企業の従属物としての自己を独立 した人間に変革することなしに自らを加害者 としてとらえることは出来ず、逆にまた、加 害者として自分をとらえることができない限 り労働者は企業の従属物にすぎず、人間とし ての自己を解放することは出来ない。

労働者にとって公害と闘うことは資本から

の自己解放をめざして闘うことに他ならない。公害と闘わない労働者に対する非難は誠にもっともであるけれども、首をしめられ殺傷されつつある労働者の苦しみ、悲惨さを知らないものは真の告発者ではない。労働者の持っている重さが分からなくては、公害被害者の持っている重さもまた分かることはないであろう。(細谷・水沢 1970: 49)

ここでは第一に、資本から身を引きはがし自己を解放することと、加害者として自分を捉えることとが、不可分の関係として捉えられている。もちろん、ここで「加害者として自分をとらえる」とは、労働者が企業(=資本)と立場を共にするということを意味しない。自ら一人の人間として責任を引き受ける主体的態度のことを表している。第二に、公害被害に対する労働者の責任を問うものまた、責任を引き受け情況に対峙する覚悟を持たねばならないことを指摘している。そうでなければ「真の告発者」とはいえない。つまりここででられているのは、私たち一人ひとりの資本からの自己解放の必要性であり、それはつまるところ、責任主体として情況に対峙する覚悟をもつことである。

その後、粉せっけん推進運動を進めた細谷は、 水俣でのせっけん工場が設立された際の祝いの席 で、水俣病患者に「感謝しとるばい」と言われた ときの感動が忘れられないという。

僕はチッソの労働者と言ってきたが、本当は 幹部候補社員ですよね。チッソの幹部がおか した大きな過ちがあって、そのおかげで人生 をズタズタにされた患者のひとりからそう言 われたとき、なんていうのかなあ……、その ときはじめて加害者とか被害者という関係で なく、人間としての関係で水俣病患者の人た ちとつきあえる自分になれた、そんな思いで したね。

元幹部候補社員で終わってよかったと思い ました。 またこうした活動と並行して、細谷は三池炭じん 爆発事件の患者家族訴訟にも関わり、1973年に 発足した星野芳郎や原田正純らの三池 CO 研究会 の事務局長を務めつつ、患者家族の支援を続けた。 その際、家族訴訟を支援しなかった総評の事務局 長を辞し、職場に復帰している。

以上をふまえれば、4.2 で述べた粉せっけん運動の位置取りは、ただ行政と市民との橋渡し役であるとか、反対運動とは異なる穏健な中道の運動といったものではないことがわかる。それは、責任主体としての自覚を確固たる足場としており、そこからはじめて切り開かれた地平を見すえているのである。他者の声を聴こうとする「複眼指向」は、この自らが責任主体であるという覚悟のうえに成り立っていると考えられる。

## 5 考察と結論——サステイナビリティを 複眼化する

#### 5.1 人はいかにして責任主体となるのか

まずこれまでの議論を総括しておこう。本稿では、滋賀県の石けん運動のうち、粉せっけん推進運動が、軟水と植物性油脂という技術特性に基礎づけられた、きわめて展開力のある運動の論理を構築してきたことを明らかにした(3.1~3.4)。また、そうした運動が、労働運動、とりわけ第1組合という資本との過酷な対決の道を選んだ労働者たちの系譜にあり(2.2,2.3)、県政そのものをつくる政治的運動でもあったことを示した(2.4)。そしてこうした運動を成立させる主体の側の特徴は、責任主体としての自覚にもとづくものであった(4.3)。

この責任を引き受ける主体としての自覚は、ヨナスによる「人間だけに、責任を持つことができるというすぐれた特性がある」(Jonas 1979=2010: 174)という指摘を想起させる。またその責任主体としての自覚は、公害被害者という「窮状にあり危険にさらされている」(Jonas 1979=2010: 174)存在を対象化することによって強く促されている。これらのことから、本稿で

みてきた草の根のサステイナビリティの実践は、 確かにヨナス的な責任倫理をその根底に宿してい るといえるだろう。

しかしながらヨナスの「責任を持つことができる」という言葉は、「その責任を実際に果たすかどうかには、また、その責任を単に感じているかどうかにさえ関わりなく」(Jonas 1979=2010: 174)、まさにただ「できる」ということを意味するに過ぎない。現実にある行為主体がいかにして責任を引き受けるかを、この責任の理論は問題にしていない。「持つことができる」というヨナスの洞察がより原理的な基礎づけに欠かせないことを支持するとしても、では、いつどのようなときに、私たち一人ひとりが責任を引き受ける主体になりうるのか。本稿で明らかにしてきた粉せっけん運動の歴史は、この問いに答えるためのヒントを与えてくれている。以下、この点をさらに掘り下げていこう。

#### 5.2 受動的不正義の克服

ここで注目したいのは、不正義をめぐるシュ クラー(1990)の議論である。シュクラーの 不正義論は、何よりも不運 misfortune / 不正 injustice の区分が、決して与えられた自明のも のではなく、主体による認識や主体間のせめぎあ いとして立ち現れてくるものであることに着目す る (Shklar 1990: 5)。2.2 と 2.3 でみてきたよ うに、チッソ守山工場第1組合の労働者たちは賃 金・身分格差を単なる不運として嘆くのではなく、 不正義として声をあげることを選んだ。そして水 俣の労働者とともに資本と対峙してきた経験を原 点としながら、粉せっけん推進運動という魅力的 な実践を展開した。3.2 と 3.3 で明らかなように、 その実践と論理は、一見穏健な提案型の実践にみ えて、実はかなり徹底した資本と対峙する姿勢に 特徴づけられている。

またシュクラーは「受動的不正義」にも注意を 促す。私たちは認知的な限界から、なにが不運で なにが不正義なのかを究極的に判断し断定するこ とはできない。とくに受難者の苦しみには還元で

きない主観的要素が含まれる。だからこそ、普遍 的な基準を持ち出すのではなく、被害を訴える声 をまず聴きとらなければならない (Shklar 1990: 37、81)。でも私たちはしばしば、そうした声を ただの「不運」として見捨てることで、受動的な 不正を働いてしまう (Shklar 1990: 45-46)。 恥 宣言やそれをもとに公害被害者に対する責任の主 体たろうとした労働者たちの取り組みは、まさに そのような受動的不正義の克服であったといえ る。細谷と岡本が使った加害者という表現を使う ならば、「受動的加害」の克服と言い換えてもよ いかもしれない。とりわけ本稿で追ってきた「元 幹部候補社員 | としての細谷の歩みは、労働者、 公害被害者、あるいは女性といったような、理不 尽で過酷な不正状況におかれた他者への責任を果 たそうとする歩みであったのではないか。

前述したヨナスが問い残した問題、すなわち責任を引き受け、実際に責任を果たそうとする主体はいかにして可能か。粉せっけん運動の経験をふまえてこれに答えるとすれば、〈受動的不正義の克服〉を契機とすることで、人は責任主体になる、ということができるだろう。

#### 5.3 複眼化されたサステイナビリティへ

本来、規範概念としてのサステイナビリティは、 未来責任を私たちが果たしていくための道具にす ぎない。その限りでこれからの社会の要になる概 念のひとつであることは間違いない。しかしとも すればそれは、現在世代に「がまん」を強いるだ けの主体と化し、私たちを客体化し道具化する危 険性、いわば物象化の危険性をはらむ概念でもあ る。粉せっけん運動が、受動的不正義の克服を契 機とした草の根からのサステイナビリティ運動で もあったことは、この問題を克服するための手掛 かりを与えてくれる。またこの運動が、4.1 や 4.2 でみたように、否を突き受けたり、異議を申し立 てたりする声に直面し、これを引き受け、そのこ とで自らを他者にひらいていく歩みでもあったこ とは大変興味深い。細谷らはそのような姿勢を形 成することを「複眼化」と呼び、協同社会実現の ために必要だと考えた。この〈複眼的な協同社会 の実現〉という価値目標は、よりよい形でのサス テイナビリティの実現へ向けた、重要な鍵になる と筆者は考える。

以上、本稿では、滋賀県の粉せっけん推進運動を追って、草の根サステイナビリティの可能性とその論理を探ってきた。また、こうした運動の記憶を掘り起こし想起し続ける作業の意義も、本稿によって明らかにすることができたと考える。サステイナビリティ概念は、未来へのまなざしだけではなく過去へのまなざしとともにあることで、まさに「複眼化」され、より強固なものになると考えられる。そのような社会学的な取り組みを、今後も続けていく必要がある。

[謝辞] 本研究を進めるにあたり細谷卓爾様には 多大なるご協力をいただいた。法政大学大原社会 問題研究所と所長の鈴木玲様にも資料収集にご協 力いただくとともに労働運動に関する調査につい てご助言をいただいた。また水俣の山下善寛様と 熊本学園大学水俣学現地研究センターにも大変お 世話になった。記して心より感謝申し上げる。

#### 注

- 1) 本研究の基礎となるのは、筆者が籾木優一郎とともに2017年10月からほぼ月1回のペースで行っている細谷卓爾氏への聞き取り調査と、収集してきた関連資料である。筆者と籾木は、2018年3月の段階で、筆者の担当するゼミの調査報告書にそれぞれの論考をまとめている(籾木 2018;大門 2018)。本稿はその後、2018年11月までの調査をふまえている。
- 2) 守山争議については、旭化成守山労働組合 (2010) と岡本 (2015: 319-325) が詳しく整理している。 本項はこの 2 つの文献に依拠する。
- 3) 安賃闘争については、多くの文献があるが、ここでは岡本 (2009; 2015)、新日本窒素労働組合 (2010) そして花田ほか (2013) に依拠している。守山との関係に関して、とくに別の資料やデータを参照する場合はその都度示す。
- 4) この背景については、花田らチッソ労働運動史研 究会が行った組合員出身者の座談会の記録が参考

- になる(小形ほか2011)。
- 5) 以下、2018年10月4日および2019年2月13 日の細谷卓爾氏への聞き取りにもとづく。また細谷(2017)や奥野(1992:221)も参照した、
- 6) とくに断りのない場合、本稿の記述は2017年 10月4日、2018年1月15日、2月13日に得られた、細谷卓爾氏への聞き取り調査の結果と、その際に得られた本人作成資料にもとづいている。
- 7) 2018年2月13日、細谷卓爾氏への聞き取りの際に得られた手稿より引用(以下、細谷手稿)。 第1期武村県政発足後の1970年代中盤に書かれたものと推測される。
- 8) 細谷手稿より引用。
- 9) ただし武村県政初期において、県政をゆるがす土 地ころがし問題の解決こそが、その重要課題で あった点は見逃せない。当時武村がいかなる手腕 を発揮したかについては関根(2013)に詳しい。
- 10) 宮本・小林 (1982) と君塚・黒岡 (1982) は、 琵琶総反対の運動と武村県政および石けん運動の 緊張関係を捉え、当時の経緯を詳しく追っている。

#### 引用文献

- 旭化成守山労働組合,2010,「労働運動と社会運動――公害闘争と労災闘争の取り組み」化学産業複数組合連絡会議『組合潰しと闘いぬいた労働者たち――化学産業複数組合連絡会議30年の軌跡』アットワークス:100-116.
- 大門信也,2018,「労働者たちのリサイクルせっけん 運動――"born in 1977" の歴史的意味をめぐっ て」大門信也編『2017 年度ゼミ共同調査報告書 生活者たちの「センタク」の記憶と未来―― 滋賀県における環境・地域づくりの取り組み』: 133-152
- 花田昌宣・井上ゆかり・山本真尚友編,2013,『水俣 病に向きあった労働者の軌跡』熊本日日新聞社.
- 細谷卓・水沢明, 1970, 「公害根絶と労働運動」『月 刊合化』12 (9): 43-56.
- 細谷卓爾, 1981a, 「滋賀県の運動の歴史」琵琶湖を 考える会編『よみがえれ琵琶湖』6-16.
- , 1981b,「草の根運動の論理 ――作られた 常識への挑戦」琵琶湖を考える会編『よみがえれ 琵琶湖』: 80-101.
- -----, 2017, 「わが人生に 悔いはなし」『政友』 198:85-91.
- 石井智幸,1981,「廃食油からの粉せっけんづくり」 琵琶湖を考える会編『よみがえれ琵琶湖』:54-

Jonas, Hans, 1979, Das Prinzip Verantwortung:

- Versuch einer Ethik für die technologische Zivilisation. Frankfurt/M, Neuauflage als Suhrkamp Taschenbuch. (=2010, 加藤尚武監 訳『責任という原理――科学技術文明のための倫理学の試み』〔新装版〕東信堂.)
- 君塚大学・黒岡千佳子, 1982,「条例制定過程における住民運動と参加――琵琶湖富栄養化防止条例の場合」現代社会研究会編『環境・消費者問題をめぐる行政と住民――琵琶湖問題と合成洗剤問題』東京大学文学部社会学研究室: 24-43.
- 小形喜代太・大戸迫輝夫・松田哲成ほか,2011,「第 二回チッソ労働運動史研究会記録」『水俣学研究』 3:149-182.
- 小森福則, 1973,「逆オルグ」合化労連新日本窒素労 組教宣部編『安賃闘争』: 223-228.
- 町村敬志,1982,「市町村レベルにおける「粉石けん使用推進県民運動」の展開――行政による「自発性の動員」と住民の主体性」現代社会研究会編『環境・消費者問題をめぐる行政と住民――琵琶湖問題と合成洗剤問題』東京大学文学部社会学研究室:44-55.
- 宮本孝二・小林多寿子, 1982, 「琵琶湖総合開発計画 への住民参加」現代社会研究会編『環境・消費者 問題をめぐる行政と住民――琵琶湖問題と合成洗 剤問題』東京大学文学部社会学研究室: 8-23.
- 湖南生協 10 年史編集委員会編, 1982, 『雑草のごと く――湖南生協 10 年のあゆみ』.
- 籾木優一郎、2018、「「湖南生協」へといたる途― 一細谷卓爾氏のライフヒストリーにもとづいて (1958-1972)」大門信也編『2017 年度ゼミ共同 調査報告書 生活者たちの「センタク」の記憶と 未来――滋賀県における環境・地域づくりの取り 組み』: 57-74.
- 岡本達明. 2009. 「新日本窒素労働組合のあゆみ」熊

- 本学園大学水俣学研究センター編『新日本窒素労働組合旧蔵資料目録』熊本学園大学水俣学研究センター:3-12.
- 2015、『水俣病の民衆史――闘争時代(上)1957-1969』日本評論社.
- 奥野哲士, 1992. 『うまれるつながるひろがる――湖 南消費生活協同組合の 20 年』草風館.
- 大橋松行,1981,「共闘形態における < 滋賀方式 > —組織過程論的視座からの分析」『佛教大學大學 院研究紀要』9:130-158.
- 折戸進彦・笠松優子・吉沢広祐・細谷卓爾, 1987, 「雨降って, 地かたまる――紛糾の組織論を求めて」 『Q――生活協同組合研究』 創刊号:65-84.
- 関根英爾、2013、『武村正義の知事力』サンライズ出版. Shklar, Judith N., 1989, "The Liberalism of Fear", Rosenblum, Nancy ed., *Liberalism and the Moral Life*, Harvard University Press: 21-38. → Hoffman, Stanley ed., 1998, *Political Thought and Political Thinkers*: The University of Chicago Press: 3-20. (= 2001, 大川正彦訳、「恐怖のリベラリズム」『現代思想』29 (7): 120-139.)
- ———, 1990, *The Faces of Injustice*, New Haven: Yale University Press.
- 新日本窒素労働組合,2010,「安定賃金反対闘争を経て、水俣病と闘い、差別是正へ」化学産業複数組合連絡会議『組合潰しと闘いぬいた労働者たち――化学産業複数組合連絡会議30年の軌跡』アットワークス:77-99.
- 脇田健一,2001,「地域環境問題をめぐる"状況定義のズレ"と"社会的コンテクスト"」『講座環境社会学第2巻――加害と被害の解決過程』:177-206.

大門 信也 (ダイモン・シンヤ) 関西大学社会学部

#### <特集論文>

## 遠隔地域間連携による「ウッドスタート」の創発的効果 ――サステイナビリティと地域再生をめぐるネオ内発的視座――

# Emergent Effect of the 'Wood Start' by Collaboration between Distant Local Communities.

A Neo-Endogenous Perspective on Sustainability and Local Revitalization

茅 野 恒 秀 Tsunehide Chino

#### Abstract

Contemporary Japanese Society is facing a declining population. The sustainability of the local community is becoming a universal problem. In recent years, new possibilities of urban rural exchanges, through the "Collaboration between Distant Local Communities" based on ties through local resources, have been drawing attention in depopulated rural village. In this paper, first, theoretical trend of Neo-Endogenous Development which actively grasp the interaction between internal and external capabilities is considered. Second, a case study of the "Wood Start", a kind of the Mokuiku (wood education), utilizing the historical ties between Shinjuku Ward, Tokyo, and Ina City, Nagano, since the Edo era. In 2011, Shinjuku Ward declared to start the "Wood Start". Since then, more than 2000 wooden toys a year are produced by 6 woodworking craftsmen in Ina City and are gifted to newborns in Shinjuku Ward. It became clear that this project not only supports the management base of woodworking craft industry in Ina City but also creates an emergent effect such as a new collaboration of woodworking craftsmen. The "Wood Start" by collaboration between distant local communities, there is a possibility that it will lead to local revitalization based on the strengths and weaknesses of both urban and rural area. However, the issue of rebuilding "social technology of local resource management", such as regeneration of small, local wood market, emerges.

Keywords: Neo-Endogenous Development, Collaboration between Distant Local Communities, Mokuiku (wood education), Wood Start

#### 要旨

人口減少に直面しつつある日本においては、地域社会のサステイナビリティが普遍的に問われるようになっている。近年、過疎農山村では他出子など地縁・血縁を有する者を巻き込んだ地域づくりだけでなく、地域資源を介した縁に基づく「遠隔地域間連携」が開く都市 - 農村交流の新たな可能性が着目されている。本稿は、

地域内部と外部の力の相互作用を積極的に捉えるネオ内発的発展論の理論潮流をふまえつつ、東京都新宿区と長野県伊那市の江戸期以来の縁を活用した、木育運動「ウッドスタート」の事例研究を行った。新宿区の「ウッドスタート宣言」によって年間 2000 個を超える木製品が、伊那市の木工職人によって製作され、新宿区の新生児に贈呈されている。この取り組みが、木工業の経営基盤を支えるだけでなく、従来にはなかった協業といった創発的な効果を生み出していることが明らかになった。遠隔地域間連携によるウッドスタートは、都市と農山漁村の双方の強みと弱みをふまえた地域再生につながる可能性があるが、そのためには各地で小口の木材流通システムの再生など、「地域資源管理の社会的技術」の再構築が求められている。

キーワード: ネオ内発的発展論、遠隔地域間連携、木育、ウッドスタート

#### 1 問題の所在

2014年5月、「日本創生会議」の人口減少問題 分科会が発表した通称「増田レポート」は、「地 方消滅」論として全国に衝撃を与えた。むろん、 現代日本社会において少子化・高齢化の傾向は数 十年にわたって続いており、2015年の国勢調査 では、1920年の調査開始以来、初めて人口の減 少が確認されるなど、マクロには「人口減少社 会」という認識は広く共有されている。また大野 晃(2005)が、65歳以上の人口が過半を占める ようになった集落を「限界集落」と定義し、社会 的共同生活や集落の諸機能の維持が困難化すると 問題提起をして以後、ミクロな集落レベルにおい ては「限界集落」の語が定着してきた。にもかか わらず「増田レポート」が起こした波紋が大きい のは、こうしたマクロ・ミクロ両レベルで把握さ れていた人口減少に関する認識を、市区町村ごと に、人口の再生産に直結するとされる20~39 歳の女性人口(若年女性人口)の将来推計をもと に統一的に評価したことに起因する。

「増田レポート」によると、全国の市区町村のうち、2010年から2040年までの間に若年女性人口が半減する市区町村は896にのぼり、全体の49.8%を占める(増田編著,2014:29)。レポートでは、これら市区町村を「消滅可能性都市」としている。戦後日本の人口移動のポイントは、1960年代の地方から中央への大規模な移動によ

る「第1次過疎」(山下, 2010:5) に始まり、以 後、一貫して中央(大都市圏)が国内外から人口 を吸引してきた。一方、「増田レポート」の興味 深い点は、過疎農山漁村だけでなく、大都市圏に も「消滅可能性都市」の存在を指摘したことだ。 東京 23 区内では、豊島区が若年女性人口の変化 率が-50.8%と試算され、「消滅可能性都市」に 分類された。人口稠密な地域において出生率が低 くなることは、シンガポールや香港などアジアの 大都市圏でもみられる傾向であるが、サステイナ ビリティと対極にあるかのような「消滅可能性都 市」に、大都市圏に属する豊島区が分類されたこ とは、中央と地方、都市と農山漁村といった立地 条件、外形的条件にかかわらず、地域社会のサス テイナビリティが普遍的に問われていることを意 味する。

話を「地方消滅」論に戻そう。「増田レポート」には、様々な角度から批判が寄せられた。小田切徳美(2014)は、近年とりわけ東日本大震災をきっかけとして「田園回帰」と呼ぶべき農山村への新たな関心が、多くの人びとに共有されつつあり、「地方消滅」論はそうしたトレンドを無視していると指摘する。「増田レポート」が出される以前から、大野の「限界集落」概念が行政や論壇に作為的に受容され、やがて一人歩きし「予言の自己成就1)」となりかねないことを警告してきた山下祐介は、「増田レポート」に通底する政策理念としての「選択と集中」が、排除の論理の正当化を

帰結すると批判する(山下,2014)。

山下 (2012) によれば、過疎の状況下にある 農山漁村では、人口が減少してはいるものの、地 域内共同作業は維持されている。たとえば青森県 津軽地方であれば、進学や就職を契機に弘前市等 の地方都市・小都市に他出した子たちが、週末ご とに田植えや稲刈り、集落の共同作業などのため に郷里へ戻っている。山下以外にも、他出子に着 目した研究は多く、他出子を「イエ・ムラを捨て た人 | とみなすのではなく「人間関係資源 | とみ なす向きは明確になっている (徳野. 2008)。大 久保・田中・井上(2011)は山梨県早川町茂倉 集落(23世帯)において、他出子が神社の氏子 総代を務め、祭りの運営に中心的に関わるなど、 一定の地域内共同作業を担っていることを明らか にした。こうした他出子・他出世帯との関係によっ て集落における生活が成り立っていく様には、自 動車や携帯電話等による生活様式の変化が深く関 わっている。近代の産物が、かつて自己完結型と 言われた集落構造を変容させているのだ(徳野、 2015:29-32)

地域に関わる「縁」は、〈出身〉〈他出〉だけで はない。岩手県岩泉町に伝わる郷土芸能「中野七 頭舞」の担い手でもある阿部未幸は、地元の保存 会が1976年に再結成された後、小本小学校にお ける継承活動だけでなく民族舞踊の愛好者グルー プに講習の門戸を開いた結果、地元の保存会に加 え、他出子、さらには愛好家グループのメンバー が公演に参加するようになり、首都圏を中心に広 がったネットワークが、東日本大震災からの復旧 に際し小本地区を直接的に支援する活動にも結び ついたことを明らかにした (阿部, 2014)。地域 に資する再生可能エネルギー事業のあり方を探求 する西城戸誠は、2012年、秋田県にかほ市に首 都圏の4つの生活クラブ生協が出資して建設した 風車「夢風」をきっかけに、生活クラブの消費財 ににかほ市の生産物が組み入れられ、さらにその 過程でにかほ市の業者は従来行っていた添加物の 使用をやめるなど商品の質の変化につながる異化 作用があったこと、また風車の地元の集落で生産 されたトマトを生活クラブがケチャップの原材料として購入するなど、互恵的な関係が志向・構築されていることを明らかにした(西城戸,2015)。これらの事例は「縁」を取り持つものの変容をも示す。つまり「血縁」「地縁」による個々人や家族の紐帯だけでなく、芸能や風など「地域資源を介した縁」が、異なる地域に存する社会集団同士を結びつけているのである。いわば「遠隔地域間連携」と呼ぶべき現象である。

明示的に遠隔地域間連携を概念化しているわけではないが、農村計画学や農村社会学、農業経済学等の様々な領域で「都市-農村交流」の研究蓄積は数多い。佐藤真弓は都市-農村交流に関する研究動向を、効果論的視点(経済的側面、環境的側面、社会・生活の側面)と政策論的視点(当事者の意識調査や農村振興策としての望ましい推進方策)に大別しつつ、都市-農村交流は都市と農村との相互作用の中で捉えられる必要があると説く(佐藤, 2010:4-8)。ところが佐藤の研究の多く(佐藤, 2010:4-8)。ところが佐藤の研究の多くはツーリズムの実践を対象にしたものが多く、それゆえ効果や政策が問われ、そして都市によって「消費される農村」(立川, 2005)という図式が一定の影響力を持ってきた2)。

しかし、地域社会のサステイナビリティという 文脈においては、人の移動・交流という側面だけ でなく、ほんらい、地域資源との関わりを主題化 することが欠かせない。なぜなら地域社会がこれ まで(まがりなりにも)持続してきた基盤には、 地域に根ざした資源利用と保全の営みがあるから だ。そして、とりわけ里山の荒廃や野生動物問題 など自然資源管理の困難化が、過疎地域の土地利 用の戦略的再編すなわち「撤退」論(林・齋藤編, 2010)の論拠となってきた側面は見逃せないか らだ<sup>3)</sup>。

一方で「地域資源を介した縁」には、図司直也が言うように「それぞれの地域資源の有する価値を理解しながら、地元住民と一緒に知恵を寄せあい活動する、これまでの都市農村交流の段階からさらに踏み込んだ『協働』への兆しを見出すこと

ができる」(図司,2013:187)。上述した阿部や西城戸が示す事例は、この「協働」の可能性を示唆するとともに、協働につなげることのできる地域資源の多様性・多元性を示している。まさに佐藤仁が資源をして「働きかけの対象となる可能性の東」(佐藤,2011:7)と定義するように、モノとしての特性ではなく、人びとの働きかけが資源を捉える鍵となる。そのような資源観をふまえた地域資源管理の社会計画論的展開のひとつとして、筆者は、社会変動によってニーズが変化する中で、働きかけの価値ある資源を諸主体が定義し、その利用について正当性や公共性を獲得し、地域ぐるみの政策に発展していく過程を指す「資源化のダイナミズム」に着目してきた(茅野,2012、茅野,2019)。

いささか長い前置きとなったが、本稿では、地域資源を媒介とした都市と農村の遠隔地域間連携による協働の事例とその意義を捉え、普遍的に問われることとなった地域社会のサステイナビリティに果たしうる可能性を検討してみたい。

#### 2 内発的発展論からネオ内発的発展論へ

本稿の問いの基底には、地域開発や地域再生をめぐるどのような理論的背景があるのだろうか。 欧州と日本で1970年代の中盤、相次いで誕生した「内発的発展 endogenous development」論と、近年展開されているその理論的刷新の状況を確認してみよう。

内発的発展の語は、ハマーショルド財団の報告 書 (Dag Hammarskjöld Foundation, 1975) や、 鶴見和子(1976)が相次いで使用したのが嚆矢 である(西川, 1989:3、鶴見, 1989:47)。内発的 発展の反意語には、真っ先に「外来型発展(外来 型開発) exogenous development | が想起される。 また西城戸(2015)が指摘するように、舩橋晴 俊がむつ小川原開発の構想と帰結を分析して提 起した「従属型開発」(舩橋, 1998:106) も設定 することができよう。ウォードら (Ward et al... 2005=2012) によれば、戦後ヨーロッパの農村 開発の古典的な手法であった外来的――すなわち 外部から働きかけて農村を動かす――モデルは、 1970年代後半までに信頼を失い、農村の内部か ら動かす――内発的モデルが主流となった。両者 を対比的に示したのが表1である。

しかし、内発的発展論は1990年代中盤以降、二つの観点からの限界が指摘されるようになった。第1に、外部からの影響(グローバリゼーション、外部との交易、政府やEUからの働きかけ)を排除した、自立的な農村地域の社会経済的発展という考え方は確かに理想的であるが、現代ヨーロッパでは実用的な提案ではないこと、第2に、いかなる地域においても外来的な力と内発的な力は併存しており、地元と外部の相互作用は地域レベルでは必然であることである(Ward et al., 2005=2012:193)。

これらの視点は、鶴見の議論を受けた宮本憲一 の内発的発展論に関する以下の指摘とも呼応す

| Self men man and a contract of the contract of |                            |                                |  |  |
|--|----------------------------|--------------------------------|--|--|
|  | 外来的発展                      | 内発的発展                          |  |  |
| 鍵となる原理   | 規模の経済と集中の経済                | 持続的発展のための地域資源(自然・人・<br>文化)の活用  |  |  |
| 起動力  | 都市の成長極 (農村地域への外部からの<br>衝撃) | 地域の主導性と企業                      |  |  |
| 農村地域の機能  | 拡大する都市経済のための食料・第1次<br>生産物  | 多様なサービス経済                      |  |  |
| 主要な農村開発問題  | 低生産性と縁辺性                   | 経済活動に参加するにあたっての地域/<br>集団の能力の制約 |  |  |
| 農村開発の焦点  | 農業近代化、労働力と資本の動員            | 能力開発(技能・制度・インフラ)、排<br>除の克服     |  |  |

表 1 農村開発モデル (Ward et al., 2005=2012:192)

る。

私の提唱する内発的発展は外来型開発に対置されるものであるが、外来の資本や技術を全く拒否するものでない。地域の企業・労組・協同組合などの組織・個人・自治体を主体とし、その自主的決定と努力の上であれば、先進地域の資本や技術を補完的に導入することを拒否するものでない。(略) 内発的発展は地域主義ではない。(略) 大都市圏や中央政府との関連を無視して地域が自立できるものではない(宮本、1989:294-297)。

宮本と同様に、西城戸誠は「地域の内発的かつ自立的な発展が、従来型の地域開発への対抗として重要な要素となっている」ことを認めながら、内発的発展論がもつ規範的な側面が、しばしば地域の内発性を過度に重視し、地域の諸主体にそれを強い、ひいては疲弊させてしまう可能性があることに注意を促す。そして、「問われるべき点は、誰が事業をやるのか(属性主義)ではなく、地域にとってプラスとなる事業はどのような事業なのか」と、問いを立て直す必要性を提起した(西城戸,2015:215-220)。

こうした日本での検討の水先を照らすようなかたちで、イギリス農村研究においては内発的発展 論に代わる「ネオ内発的発展 Neo-endogenous development」論が練られてきた。欧州における内発的発展論の刷新と展開を紹介した小田切 (2012) は、ハバードとゴードン (2011) に依拠 して、ネオ内発的発展論の位置を表 2 のように整 理している。

ただし、いかなる地域も外来的な力と内発的な 力が併存しており、地元と外部の相互作用を必然 の過程と帰結としてとらえるネオ内発的発展の立 場は、従来の内発的発展論が、内発性を過度に重 視してきたのと同様に、外部から地域に働く力を 過度に正当化することにつながりかねない。この 点において、ネオ内発的発展論が前提とする〈内 部の力と外部の力の相互作用〉とは、じつに微妙 なバランスとその制御が求められる。これは不特 定多数の顧客に向けた市場メカニズムを介した取 引関係ではなく、地域に関心や共感を寄せる特定 の顧客との市場メカニズムと非市場的な関係性と を組みあわせた互恵的な関係を含意する。こうし た諸点をふまえるとき、都市と農村の遠隔地域間 連携による協働を成立せしめる「縁」とはどのよ うなものなのかが、より切実に問われてくる。

### 3 遠隔地域間連携の現状

ところでひとくちに遠隔地域間連携といっても、その対象は漠然としている。代表的かつ実態がつかみやすい連携事例は、いわゆる「姉妹都市」と総称される自治体間の連携であろう。一般財団法人地域活性化センターが2014年に、全国1741の市区町村に遠隔自治体間連携に関するアンケート調査を実施したところ、58%の市区町村

|           | 内発的発展                          | ネオ内発的発展                                    |
|-----------|--------------------------------|--|
| 鍵となる決定要素  | 地域資源の活用(自然資源、人的資本、<br>社会関係資本)  | 内部の力と外部の力の相互作用                             |
| 農村地域の機能   | 多様な「閉じられた」自給的経済                | 地域アクターの内的・外的ネットワーク<br>への参加と発展プロセスへの参加      |
| 主要な農村開発問題 | 経済活動に参加するにあたっての地域/<br>集団の能力の制約 | グローバル環境における資源配分と競争                         |
| 農村開発の焦点   | 地域の能力開発(技能・制度等)                | 自身の利益のための地域能力向上とアクターの直接的な地元や外部の力への参加<br>促進 |

表 2 ネオ内発的発展の位置(小田切,2012:329)

が遠隔自治体間連携を行っているとの回答が得られた(地域活性化センター, 2015)。市区町村の属性ごとにみると、人口規模の大きな市区ほどその比率は高く、町では50%を割り、村では26%と低調であった。地域ブロックによっても差があり、北陸と関東では遠隔自治体間連携を行っている市区町村が多く、四国・九州・沖縄では低調であった。連携開始時期は、図1のとおり、2010年代に入っての連携開始が急増している。これは東日本大震災を契機とした災害時相互応援協定が急増したものと考えられる。

長野県は北海道、岩手、福島に次いで全国4番目の広さをもち、信濃川(千曲川)、天竜川、木曽川の3つの大河川の源流部をなす4)。平成の大

合併を経てなお77の市町村があり、首都圏と中京圏の2つの大都市圏からの来訪がしやすい立地条件にある。2016年、筆者が独自に長野県内77市町村の遠隔自治体間連携の取り組み状況を調べた5)ところ、55の市町村にのべ141の事例が存在することがわかった。名称は姉妹都市、友好都市などの他、集客プロモーションパートナー都市(長野市)、スポーツ交流スキー姉妹都市(飯山市)などの個性的な連携名称、池田町(全国池田町サミットを機縁とする姉妹縁組)、木曽町(三福島町友好交流)のように同じ名称を持つ市町村同士の連携などがあった。連携先の地域の分布については、表3のとおりである。

自治体の連携の他、県内では県外の JA との連

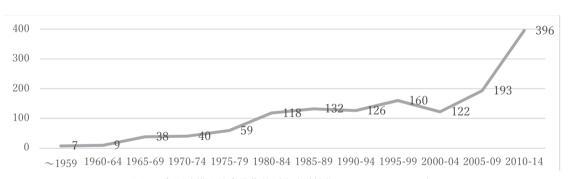


図 1 年別連携開始自治体数 (地域活性化センター, 2015:24)

| 北海道 | 6 | 東京都  | 21 | 京都府  | 0 | 香川県  | 2 |
|-----|---|------|----|------|---|------|---|
| 青森県 | 0 | 神奈川県 | 13 | 大阪府  | 2 | 愛媛県  | 1 |
| 岩手県 | 1 | 新潟県  | 6  | 兵庫県  | 2 | 高知県  | 0 |
| 宮城県 | 2 | 富山県  | 4  | 奈良県  | 2 | 福岡県  | 1 |
| 秋田県 | 2 | 石川県  | 2  | 和歌山県 | 3 | 佐賀県  | 1 |
| 山形県 | 0 | 福井県  | 2  | 鳥取県  | 0 | 長崎県  | 1 |
| 福島県 | 3 | 山梨県  | 1  | 島根県  | 1 | 熊本県  | 1 |
| 茨城県 | 2 | 岐阜県  | 3  | 岡山県  | 2 | 大分県  | 1 |
| 栃木県 | 0 | 静岡県  | 20 | 広島県  | 0 | 宮崎県  | 0 |
| 群馬県 | 2 | 愛知県  | 14 | 山口県  | 0 | 鹿児島県 | 3 |
| 埼玉県 | 3 | 三重県  | 0  | 徳島県  | 1 | 沖縄県  | 0 |
| 千葉県 | 8 | 滋賀県  | 1  |      |   |      |   |

表 3 長野県内市町村の遠隔自治体間連携先

携協定、また民間レベルの連携も無数に存在する。 こうした既にある遠隔地域間連携を、地域は存分 に使いこなしているのだろうか。

# 4 新宿区 - 伊那市の連携による「ウッド スタート

2011年、東京都新宿区は「ウッドスタート宣言」を行い、区内で誕生した新生児への誕生祝い品として、長野県伊那市産の木製品(おもちゃや食器)のプレゼントを開始した。人口約33万人の新宿区では、毎年2500人前後の新生児が誕生するが、2012年から2015年までの実績で年間平均2157個の木製品が区から贈呈されている。

「ウッドスタート」とは、木育運動のひとつで、 市民によって設立された「東京おもちゃ美術館」 (新宿区四谷) を運営する認定 NPO 法人芸術と 遊び創造協会 6) が展開する木育にかかわる行動プ ランの総称である。「木育」とは、2004年に北海 道で初めて使われるようになった言葉で、2年後 の 2006 年に国の「森林・林業基本計画」に推進 する取り組みとして位置づけられ、最新の同計画 (2016年) にも「木の良さやその利用の意義を学 ぶ活動」として引き継がれている。東京おもちゃ 美術館のウッドスタート事業は自治体向け、企業 向け、幼稚園・保育園向けの3種があり、ウッド スタート宣言を行う自治体は、誕生祝い品事業を 必ず行うほか、木育円卓会議の開催、木育インス トラクターの養成、子育てサロンの木質化、木育 キャラバン、東京おもちゃ美術館の姉妹館となる おもちゃ美術館の設立の5つの取り組みのうち、 いずれか1つを実施する。

新宿区の宣言は全国初で、2018年4月時点で、 宣言自治体は全国39まで増加している。全国に 先駆けた宣言もさることながら、ここでは、森林 資源をほとんど有していない新宿区が、遠隔地域 間連携によって伊那市産の木製品を新生児にプレ ゼントすることが可能となった経緯と、取り組み のネオ内発的発展論的側面に着目してみよう。

### 4.1 新宿区「ウッドスタート宣言」の経緯と経過

新宿区の誕生祝い品事業の発足は1992年にまでさかのぼる。当初は区内に大手百貨店を抱える特性から、ベビーカーや木製チェア、図書券から希望の品物(2万円相当)を贈呈していたが、2008年からは図書カード(1万円相当)のみとし、同時に区オリジナルの絵本ガイドブックを配布していた。しかし金券を区が配布することについては賛否両論があり、誕生祝い品事業のあり方を再考する中で、2010年春、区内の東京おもちゃ美術館から「新宿区と友好提携の関係にある伊那市の木製品を採用してはどうか」との提案があった。

ここで新宿区と伊那市の友好提携について説明 が必要だろう。じつは新宿とは、1698年、江戸 幕府の命によって高遠藩内藤家が下屋敷の土地の 一部を供出して建設した「新しい宿場町」が、現 在に至る発展の原点である。内藤家由来の土地で あることから「内藤新宿」と呼ばれていた。さか のぼれば300年を超える「縁」があったのである。 両自治体によれば、民間レベルでの交流は連綿と 続いていたが、1982年、新宿中央公園にタカト オコヒガンザクラが寄贈・植樹されたことを契機 に、1986年、新宿区と高遠町が友好提携を結び、 2006年に高遠町が長谷村とともに伊那市に編入 合併した後も、友好提携は続いていた。2007年 からは職員の人事交流が、2009年には自治体間 では初のカーボンオフセット事業として、新宿区 が資金を拠出し伊那市の森林を整備する事業が始 まっていた。

誕生祝い品として伊那市産の木製品を区内の新生児にプレゼントすることは、伊那市と長年の連携を行っている新宿区ならではの付加価値の発現であり、将来的には森林整備によって得た木材(間伐材)の利用の可能性も開かれるなど、メリットがあった。なお、2016年度の時点で、新宿区と伊那市の交流事業は大小あわせて26事業にのぼる7)。友好提携の窓口を務める新宿区文化観光課によれば、「伊那市との交流事業に区議会からストップがかかることはほとんどない8)|という。

新宿区にこの企画を提案した東京おもちゃ美術館は、2010年、林野庁から木育の実践に関する補助事業を受託し、国産材の普及のため、木製おもちゃを全国に運んで子どもたちが遊ぶ空間を作る「木育キャラバン」などの展開を始めていた。この補助事業の経験を発展させ、独自のウッドスタート事業を拡大する方策が求められていたところに、美術館が所在する新宿区役所に伊那市から交流人事で来ていた職員との接点が生まれ、提案に結実した。

伊那市側にとっては木工業の振興につながるというメリットがあった。伊那市は人口約7万人、2010年の出生数は560人で新宿区の4分の1に満たず、仮に伊那市がウッドスタート宣言をしたとしても、木工業界にとってさほどの事業規模にはならないため、大都市圏の新宿区との連携は、メリットを増加させる機会であった。

しかし、市内の木工職人におもちゃを専門としている者はいなかった。そのため、東京おもちゃ美術館と伊那市耕地林務課が市内の木工職人数人を集め、企画の趣旨を説明し、協力を打診したのが2010年6月頃のことであった。それから数度の企画会議を経て、東京おもちゃ美術館が紹介した埼玉県を拠点とするトイデザイナーの協力を

得、9種の誕生祝い品<sup>9)</sup> を製作することを決め、2011年度から新宿区への納品を開始した。同年5月に、伊那市在住の木工職人で組織された「ウッドフォーラム伊那」が発足した。初年度は9種の誕生祝い品を製作したが、2012年度からは7種となり、2013年度からは東京おもちゃ美術館の入場パスポートとオリジナルおもちゃのセットが加わり8種(7種+1種)となった(後述の図3を参照)。その後2016年度までは同じ構成をとったが、2017年度からは品数を変えずに一部のおもちゃをリニューアルした。

事業の流れと各主体の役割をまとめておこう。 新宿区民に新生児が誕生し区役所に出生届が出されると、届け出者に区子ども家庭課から配布される書類の中には、誕生祝い品のカタログと申込はがきが同封されている。新生児のいる世帯はカタログから希望する品物を選び、はがきに記入して区へ返送する。同課によれば、「申し込みされない方は若干いますけれども、ほとんど全員の方がお申し込みいただきます100」とのことである。区では月2回、申込状況をとりまとめ、東京おもちゃ美術館へ発注する。東京おもちゃ美術館からウッドフォーラム伊那に発注が届き、木製品が納品され、東京おもちゃ美術館が検品を実施した上

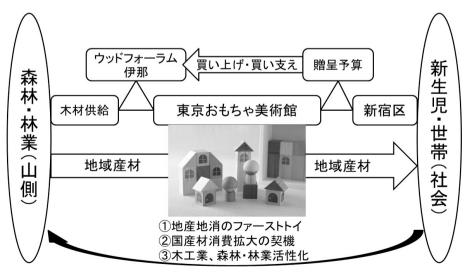


図2 新宿-伊那ウッドスタート事業の関係図

で各世帯へ発送する。代金は新宿区から東京おもちゃ美術館へ支払われ、配送料や検品に要する経費、木育普及のために配布する図書費等を差し引き、東京おもちゃ美術館からウッドフォーラム伊那へ支払われる仕組みになっている。これらの関係を図2にまとめた。

木製品の作り手・送り手と受け手の間にそれぞれ東京おもちゃ美術館が関与していることは、各主体にとって安心材料となっているという。東京おもちゃ美術館は、木製品に限らずおもちゃ文化の継承・発展をめざして専門家の育成を行っている。そのノウハウが、検品の質に反映されているからだ。後述するように、2011年の製作開始当初は、検品によるウッドフォーラム伊那への返品数が多くなる等の試行錯誤があったが、数年を経て、両者の目線が合ったことにより、現在は円滑に仕組みが作動している。

### 4.2 ウッドフォーラム伊那に集う木工職人たち

ウッドフォーラム伊那(以下「WF伊那」)は 新宿区の「ウッドスタート宣言」による誕生祝い 品事業にあわせて 2011 年 5 月に結成された。筆 者は 2016 年 11 月に、会員 6 人に聞きとり調査 を実施した。その結果、新宿区の事業をきっかけ に、それまで同じ地域において木工業を営みなが ら機会のなかった協業に取り組むなど、興味深い 「異化作用」がみられることがわかった。まず、6 人のプロフィールを簡潔に示そう。

A氏(60代男性)はWF伊那の発足以来、代表を務める。旧高遠町の出身で、祖父は石屋、父の代から「木地師」だ。高卒後、小田原で木工ろくろ、南足柄で漆の修行を経て高遠へ帰郷した。現在は漆器工芸店を開業している。

B氏(50代男性)は東京出身で、高卒後、飛騨高山の家具工房に入社し、ろくろ、小物(文具など)の製造担当を経て家具を担当するようになった。18年務めて退社し、国際協力の場で木材加工専門家として南米駐在を経て、伊那市高遠地区に移住、注文家具の工房を営んでいる。WF伊那へは、やはり高遠にある別のオーダーキッチ

ン・家具工房の紹介で参加した。

C氏(70代男性)は父の代から建具屋を開業している。東京の生まれだが戦時中の疎開のため現在の伊那市で育ち、いったん東京へ出たが20歳頃に再び伊那市へ戻った。建具屋は息子と二人で営む。2000年代の初頭、建具職人の全県的なネットワークが結成され、その活動に取り組んだことから、伊那市耕地林務課に打診されWF伊那に参加した。

D氏(60代男性)も父の代から木工・建具業を営む二代目である。生まれ育ちも職人としての修行の地も伊那である。A氏、C氏との仕事上の長いつきあいがあり、WF伊那に参加した。

E氏(40代男性)は岡山の生まれで大工職人の家系である。サラリーマン経験を経て20代中盤から漆や指物、挽物を学んだ。2000年から、木地から仕上げまでを一人で行う漆器工房を高遠に立ち上げている。南足柄で修行した時期があり、移住後すぐにA氏との接点が生まれ、その縁でWF伊那に参加した。

F氏(60代男性)は東京出身。工業デザインが専門で、大卒後、高遠を拠点とする山林事業体・木製品製造会社に就職した。A氏との仕事上のつきあいが長く、WF伊那に参加した。2011年の開始当初は製作を行っていたが、翌年以降はWF伊那での木製品の製作には直接携わっていない。

6人のメンバーの中で、本業としておもちゃの 製作経験があるのは小物の経験があるB氏のみ であった。メンバーが持つ技術は、ろくろ・挽物 のいわゆる木地師と漆塗りの双方の技術を有する 職人が2人、建具職人が2人、家具を中心に小物 まで手がける職人が1人、工業デザインの技術者 が1人という構成である。なお、WF伊那は伊那 市が独自に開始した誕生祝い品事業に対しても、 木製品を製作・納品している。

# 4.3 新宿-伊那ウッドスタート事業の経済効果と 創発的効果

2012 年度から 2015 年度の誕生祝い品の贈呈 実績は、新宿区の資料によれば年間平均で 2157 件である。新宿区が東京おもちゃ美術館に誕生祝い品を発注し、東京おもちゃ美術館がWF伊那の木工職人たちに製作を発注する際の単価は公表されていないが、新宿区がウッドスタートを開始する前に図書カードを贈呈していた際の単価は新生児1人あたり10000円であった。仮に単価をその半額の5000円と想定しても、2157件で年間およそ1100万円弱の売り上げがあることになる。この売り上げを大きいと見るか少ないと見るか、見解は分かれるかもしれないが、筆者の問いかけに対して、B氏は以下のように語る。

基本的には年間、単数契約なのですけども、 まあ年間を通して発注が来るので。僕らの仕事はお金を回収するところまでが仕事なの で、その回収先が一手に支払われるっていう のが非常にメリットとして大きいわけです ね。なおかつ、まだ製品ができあがっていな い段階で開発の段階から色々話を進められた ので、まあ要は僕が作りやすい形でいろんな 製品ができあがっている<sup>11)</sup>。

この語りには、B氏にとって新宿区がいわば優良顧客になっていることが示されている。木工職人にとって、原材料から製品(作品)に至るまで、在庫を抱えることは通常のことではあるが、投下した資金・時間に対して売り上げが回収できなければそれは経営リスクにつながる。新宿区という公的機関の事業を受注することの経営上のメリットが確認できる。さらに、東京おもちゃ美術館が仲介したデザイナーと、木製おもちゃの仕様について十分なコミュニケーションがあった上で製作ができているようだ。

2016年に実施した筆者の聞きとり調査によれば、7点の木製品のうち、もっとも多い4点の製作に関わっているB氏は、1年のうち10ヶ月ほどの期間を、ウッドスタートの仕事に費やしているという。木工職人としての収入においても、2016年時点ではほぼ100%がウッドスタート関連だ。

多くの木工職人は、製品(作品)を作る材料費と製作にかかった時間を勘案して、価格設定をしている。そのため、かけた労力がほぼそのまま収入の大小につながると考えられたため、独立開業しているA氏からE氏まで、年間の収入における本業とウッドスタートの比率を大まかに聞いた。A氏は「だいたい50%」、C氏は「3分の1くらい」、D氏は収入については語らなかったが担当している製品を作るのに1回につき4日を年10回ほど費やす。E氏は2016年の時点では伊那市の新生児向けの木製品のみを作っていたが「10分の1」ということである120。このようにばらつきはあるものの、新宿区と伊那市の遠隔地域間連携によるウッドスタートの取り組みが、複数の木工職人の経営基盤を支えていることは明らかだ。

それだけでなく、同じ伊那市内に拠点を置く木工職人でありながら、保有する技術が違えば、従来は交流や協業はごく限られていた。WF伊那に所属するメンバーの間で、新宿区の仕事が始まる以前に本業で接点があったのはA氏とF氏(F氏の勤務する企業からA氏への発注)、A氏とD氏(A氏の店舗にD氏が建具を納品)、C氏とD氏(建具業の組合)という程度であった。ところが、ウッドスタートの開始によって、それまでつくったことのない木製おもちゃの製作にあたり、お互いが持つ技術を組み合わせる必要が生じた。ここに協業・協働が生まれることになった。

具体的に見てみよう。図3は2013年度から2016年度まで新宿区の新生児世帯に配布されていたカタログの一部である。このうち、①「積み木とラトルセット」は直線的に加工された積み木と丸く加工されたラトル(ガラガラ)が組み合わさった製品であるが、建具の技術を持つC氏とD氏が直線的な加工を担い、丸い部分の加工はろくろや小物の技術を持つA氏とB氏が担当する。⑤「犬のプルトーイ」は、大部分をB氏が担当する。⑤「犬のプルトーイ」は、大部分をB氏が製作するが、漆器職人であるA氏の技術が生きる部分がある。小さな、小さな、犬の眼だ。A氏は犬の眼を作っていることについて、以下のように語る。

A氏: 私はねえ、B さんの(製品の)この眼 を作っていますね(笑)

筆者: それは B さんの方では作れないとい うか。

A氏: 作れないということはないけれど、うちに来た方が早いというか。安いし。

筆者: 一気に作るということかもしれませんが、ときどきこのプルトーイの眼を作るという仕事が発生するということですれ

A氏: ちょうど2年に1回くらいですね。 そういった面では技術的な交流がある ので面白いと思います。あとは丸いも のをBさんが作っているんですけど も、こういうふうに作っているよとか、 要するに作り方に関しても、こちらか ら聞いたりもしますし。そういうのが あるのはとてもいいことだと 130。 東京おもちゃ美術館によれば、2010年度の準備の過程では、木製おもちゃを製作した経験のない職人からは、不安の声も聞かれていた。たとえば建具の技術を持つ C 氏や D 氏からは「まっすぐなモノしか作ったことはない」というように。そうした不安が製作開始当初はあったものの、A 氏によれば現在は「安定飛行ですね」と話す。

### 4.4 当初の試行錯誤と中長期的課題

「安定飛行」の段階に入った新宿 - 伊那ウッドスタート事業であるが、当初の試行錯誤についても言及しておこう。

複数の職人から聞かれた、発足当初の戸惑いは、 木製おもちゃを作るにあたって、本業との感覚の 切り替えであったという。たとえば建具職人の C 氏はこう話す。

(筆者:ちょっと勝手が違うとか、苦労され



図 3 誕生祝い品カタログ (新宿区、2013~16年度)

やっぱり感覚を切り替えていかないといけないので。私どもは木っていうのは節があって、ちゃんと育って大きくなるっていう感覚があるのですが、「クオリティの高いもの」って要求されると、節だとかもちろん虫穴だとか

たことがあれば教えて欲しいのですが。)

については非常に敏感に反応して(検品段階で)はねられるものですからね。節このくらいでもなあとか思ったり、非常に見分けが難しいのに返ってくる物があってね。

傷であったり、節であったりというのは、感覚的には良くないっていうのがわからんでもないんだけれど。ただ木育なら、木には当然節もなければいけないし、若干欠点があるのもいるんだよっていうのを教えていく、広めて欲しいっていう思いはあるんですよ。そのことを極端に嫌ってきたがために、建具業界が材料をほとんど輸入品に頼るようになってしまった。そこに(この社会の問題が)あるんですよ 140。

当初は検品の過程で返品がそれなりにあったようだが、WF伊那はB氏を窓口にして、技術的工夫も加えながら問題に対処していった。C氏は上の語りに続けて、

こちらがそういった一つの目安になる部分の 基準をわかってきたっていうこともあるし、 木はこういうものだっていうことを説明しながら、少しずつ歩み寄っていただいている部分はあります <sup>15)</sup>。

と、コミュニケーションを図ることによって解決 されたことを説明してくれた。

中長期的課題は地域産木材をめぐる理想と現 実、そして困難の打開である。表 4 は、2013 年 度から 4 年間使用されていたカタログと 2017 年 度からリニューアルされたカタログに記載されて いる、製品ごとの原材料となる樹種の記載情報を まとめたものだ。

木製品が伊那市産であることに間違いはないが、2016年度までは製品によっては輸入木材も一部に使用されていた。2010年度の検討当初から、すべて地域産の木材で製作することを目標に検討を進めていたが、広葉樹の流通が地域では途絶えて久しかった。また新宿区長からの「クオリティの高い製品を贈呈したい」という要請もあった。この要請は地域産の樹種にこだわらなくともよいという意味に受けとめられた。それゆえ、B氏は以下のように、北米産ホワイトアッシュをあえて選んでいた。

広葉樹に関していえば、国内よりも北米産の 広葉樹が圧倒的に質が良いんですね。もう一 つ北米産の良いところは、出荷している材料 は、生長量の方が出荷量よりも上回っていま

| - | 表 4 | 原材料樹種の変化 |
|---|-----|----------|
|   |     |          |

| 製品名         | 2013 カタログ記載樹種               | 2017 カタログ記載樹種      |
|-------------|-----------------------------|--------------------|
| 積み木とラトルセット  | ウォルナット、山桜、ホワイトアッシュ、<br>チェリー | サクラ、クルミ、モミ         |
| 車とラトルセット    | ホワイトアッシュ、チェリー               | ヒノキ、クルミ、サクラ、ブナ     |
| 里山の積み木      | ナラ、クリ、カエデ、ブナ、ヤマザクラ          | ナラ、クリ、カエデ、ブナ、ヤマザクラ |
| モグラと野菜畑     | ホワイトアッシュ、イエローポプラ            | ブナ、ヒノキ             |
| 犬のプルトーイ     | ホワイトアッシュ、チェリー、エンジュ          | ヒノキ、クルミ            |
| 漆の離乳食器      | 針葉樹                         | 針葉樹                |
| 漆のままごとセット   | 広葉樹                         | (※カタログから外れる)       |
| 漆のガラガラ森のセット | (※ 2017 カタログから掲載)           | サクラ、カツラ            |

すていう正式なアナウンスが出ているところです。国内で生長量が出荷量を上回っていることをちゃんとアナウンスできるところは多分ない。持続的に使っていくという意味では、大切だと思っています<sup>16)</sup>。

B氏の例だけでなく、WF 伊那のメンバーはそれぞれ材料に求めるポイントが異なる。たとえば木地師が使う材料は「直木である必要がない」、「与えられた木を加工していく」とA氏もE氏も言う。C氏は市内の木材市場で広葉樹を積極的に集めている一方、B氏は材料1枚1枚を念入りに選ばせてくれる広葉樹の販売業者を求めてかつて修行した飛騨高山まで出かけていく。ある職人はサクラを「ねじれる」と嫌い、別の職人は「加工しやすい」と好む。調査では、木工職人が持つ技術や考え方によって「山の見え方」が大きく変わることを痛感させられた。

共通するのは、できるだけ地域産材を使っていきたいが、自身のニーズに見合った市場がない、仮に地域で何らかの仕事  $^{17}$ )によって広葉樹が伐採されたとしても、情報が入らない、というもどかしさだった。年間に使用する木材の量は、最大で十数  $\mathbf{m}^3$ 、最小では  $1\mathbf{m}^3$  に満たないと話す職人もいた。こうした小口の需要に見合った流通のシステムは、伊那谷では戦後、木材市場がカラマツ中心に編成されていった帰結として失われていった。全国でも同様だろう。こうした「地域資源管理の社会的技術」の再構築こそ、地域社会のサステイナビリティに直結する政策課題である。

# 5 都市と農山漁村の双方の強みと弱みを ふまえた地域再生に向けて

2017年春、7年目を迎え「安定飛行」が板についた新宿-伊那の遠隔地域間連携による全国初のウッドスタートの取り組みは次なる段階に入った。原材料をすべて地域産材、国産材に切り替えたのだ。将来的にはカーボンオフセット事業で間

伐した針葉樹の利用という新宿区の希望もあり、 今後も関係者の工夫が続いていく。

新宿-伊那の遠隔地域間連携によるウッドスタートの事例は、検討段階からさまざまな課題を協働で解決しながら、新宿区側と伊那市側、さらにコーディネートをする東京おもちゃ美術館、三者のコミュニケーションによって継続してきたことが明らかになった。そして、この協働を成立せしめる基盤的要素には、新宿と伊那(高遠)の300年を超える「縁」に基づく両地域の信頼関係があった。

地産地消のファーストトイ (新生児が最初に手にするおもちゃ)、国産材消費拡大の契機、木工業や森林・林業の活性化といった複数の目標達成を意図したウッドスタートは、現在、自治体、企業、幼保育園などに徐々に広まっている。しかしながら、森林資源が豊富な地域は人口において過疎であり、資源を有する地域が単独でウッドスタート宣言をしたとしても、とりわけ木工業の経営基盤の下支え、地域産材の利用促進、森林への働きかけの増大を、一定のボリューム感をもって達鬼のできない。一方で、人口稠密な大都市圏においても「消滅可能性都市」の存在が示唆されている。つまり、本稿で検討した森林資源、子育て環境、そして地域社会は、いずれもサステイナビリティの危機に直面している。

都市と農山漁村の双方の強みと弱みをふまえた 地域再生の戦略と取り組みが求められている中、 遠隔地域間連携の可能性と、それを地域の歴史的 文脈や社会関係資本から適切に掘り起こし、「地 域資源を介した縁」に仕立てていく中間支援者の 役割は大きい。本稿では、紙幅の都合上、コーディ ネーターとしての東京おもちゃ美術館の役割につ いて、深く検討することができなかったが、全国 各地のウッドスタートの包括的検討を今後の課題 としたい。

(本稿は JSPS 科研費 26780275、17K04123 の 研究成果の一部である。)

注

- 1) ある状況が起こりそうだと考えて人びとが行為することによって、当初の条件が変化してしまい、その結果そう思わなければ本来起こらなかったはずの状況が実際に実現してしまうこと。W.トマスの公理に基づいて R.K. マートンが提起したメカニズム。
- 2) この点で言えば、やはり東日本大震災を契機として、高橋博之らによる「食べる通信」の実践など、高橋自身の著作(高橋,2016)の題名にあるように「都市と地方をかきまぜる」試みが急速に豊富化している。
- 3) 徳野によれば、「限界集落」論と「増田レポート」、 そしてこの「撤退」論は、政策理念を同じくして いるという(徳野,2015:21)。
- 4) この他、長野県が源流・上流の一部を構成する 水系は姫川、富士川、矢作川、関川、利根川の5 水系があり、合計8つの水系がある。
- 5) なおここでは、災害時相互応援協定および県内自 治体同士の連携は除いた。
- 6) 2017年4月までは認定 NPO 法人日本グッド・ トイ委員会。
- 7) 行政が関与する 26 事業の他、民間レベルでも多数の交流事業が存在する。たとえば、老舗フルーツパーラーの新宿高野には、伊那市産のブルーベリーが納入されている。
- 8) 2016年11月30日、新宿区文化観光課、環境対 策課への聞きとり調査による。
- 9) 6つはトイデザイナーのデザイン、3つは木工職 人のデザインであった。
- 10) 2016 年 11 月 30 日、新宿区子ども家庭課への聞きとり調査による。
- 11) 2016年11月7日、B氏への聞きとり調査による。
- 12) E氏は2017年から新宿区の仕事にも参入した。 自身でデザインも手がけた製品を新宿区のカタロ グに掲載している。
- 13) 2016年11月9日、A氏への聞きとり調査による。
- 14) 2016年11月7日、C氏への聞きとり調査による。
- 15) 2016年11月7日、C氏への聞きとり調査による。
- 16) 2016年11月7日、B氏への聞きとり調査による。
- 17) たとえば送電線管理の上で支障木として大径の広 葉樹が伐採されることがある。

#### 引用文献

- 阿部未幸,2014,「地域における郷土芸能の役割と今後の可能性:岩手県岩泉町「中野七頭舞」を事例として」『総合政策』15(2):161-180.
- 地域活性化センター, 2015, 『遠隔自治体間連携の現 状と課題:調査研究報告書』.

- 茅野恒秀,2012,「多様な生業戦略のひとつとしての再生可能エネルギーの可能性:岩手県葛巻町の取り組みを手がかりに」赤坂憲雄・小熊英二編著『「辺境」からはじまる:東京/東北論』明石書店:224-254.
- Dag Hammarskjöld Foundation,1975, The 1975 Dag Hammarskjöld Report on Development and International Cooperation.
- 舩橋晴俊,1998,「開発の性格変容と意志決定過程の 特質」 舩橋晴俊他編『巨大地域開発の構想と帰結』 東京大学出版会:93-119.
- 林直樹・齋藤晋編著,2010,『撤退の農村計画:過疎 地域からはじまる戦略的再編』学芸出版社.
- Hubbard, C. and M.Gorton, 2011, "Placing Agriculture within Rural Development: Evidence from EU Case Studies." Environment and Planning C: Politics and Space. 29(1):80-95.
- 増田寛也編著, 2014, 『地方消滅:東京一極集中が招 く人口急減』中公新書.
- 宮本憲一,1989,『環境経済学』岩波書店.
- 西川潤, 1989,「内発的発展論の起源と今日的意義」 鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』東京大学出 版会:3-41.
- 西城戸誠,2015,「再生可能エネルギー事業における 内発的発展の両義性:日本版・コミュニティパ ワーの構築に向けて」丸山康司他編著『再生可能 エネルギーのリスクとガバナンス』ミネルヴァ書 房:211-249.
- 小田切徳美,2012,「イギリス農村研究のわが国農村 への示唆」安藤光義・フィリップ・ロウ編『英 国農村における新たな知の地平』農林統計出 版:321-336.
- -----, 2014, 『農山村は消滅しない』 岩波新書.
- 大久保実香・田中求・井上真,2011,「祭りを通して みた他出者と出身村とのかかわりの変容:山梨県 早川町茂倉集落の場合」『村落社会研究ジャーナ ル』17 (2):6-17.
- 大野晃, 2005, 『山村環境社会学序説:現代山村の限 界集落化と流域共同管理』農山漁村文化協会.
- 佐藤仁,2011,『「持たざる国」の資源論:持続可能な 国土をめぐるもう一つの知』東京大学出版会.
- 佐藤真弓, 2010, 『都市農村交流と学校教育』農林統 計出版.
- 立川雅司, 2005, 「ポスト生産主義への移行と農村に

- 対する「まなざし」の変容」『年報村落社会研究』 41:7-40.
- 高橋博之,2016,『都市と地方をかきまぜる:「食べる 通信」の奇跡』光文社新書.
- 徳野貞雄,2008,「農山村振興における都市農村交流、 グリーン・ツーリズムの限界と可能性:政策と実 態の狭間で」『年報村落社会研究』43:44-95.
- -----, 2015,「人口減少時代の地域社会モデルの 構築を目指して:「地方創生」への疑念」牧野厚史・ 松本貴文編『暮らしの視点からの地方再生』九州 大学出版会:1-36.
- 鶴見和子,1976,「国際関係と近代化・発展論」武者 小路公秀・蝋山道雄編『国際学』東京大学出版 会:58-62.
- ------, 1989,「内発的発展論の系譜」鶴見和子・川田侃編『内発的発展論』東京大学出版会:43-64.

- Ward, Neil, et al., 2005, Universities, the Knowledge Economy and Neo-Endogenous Rural Development. CRE Discussion Paper 1.=2012, 安藤光義・小田切徳美訳「大学・知識経済・「ネオ内発的発展」安藤光義・フィリップ・ロウ編『英国農村における新たな知の地平』農林統計出版:189-205.
- 山下祐介,2010,「戦後日本社会の世代と移動:過疎 /過密の生成と帰結」『日本都市社会学会年報』 28:1-25.
- -----, 2012, 『限界集落の真実』 ちくま新書.
- ----, 2014, 『地方消滅の罠』 ちくま新書.
- 図司直也,2013,「地域資源とその再生:コミュニティの位置づけ」小田切徳美編『農山村再生に挑む』 岩波書店:187-206.

茅野 恒秀 (チノ・ツネヒデ) 信州大学人文学部

### <特集論文>

# 日本の風力発電の持続的な導入拡大に向けて ~制度的・政策的変遷から得られる教訓~

Toward Sustainable installation of wind power generation in Japan ~ Lessons learned from transitions of policy and institution ~

北 風 亮 Ryo Kitakaze

#### **Abstract**

The capacity of wind power generation in the world reached approximately 500 GW at the end of 2016 and already exceeded the capacity of nuclear power generation. In the world, generation cost of wind power is drastically reduced through market expansion and technological innovation, while coping with the variability of the output, simultaneously achieving mass introduction and stable supply of electricity. From the latter half of the 1990s to the 2000s, in Europe and the United States and Emerging countries steadily expanded the installation of wind power generation, and present markets and industries that create cost competitiveness are formed.

Overall, not only policy support such as Feed-in Tariff, but also the grid connection and the reform of the electric system were integrally progressed in the background. The authors think that a positive circulation, which is called an "autonomous expansion cycle" that enhances cost competitiveness and enables sustainable installation and expansion, is functioning.

However, in Japan, connection to the grid by wind power generation is almost consistently restricted, and expansion of the market has not progressed further due to the addition of other barriers such as the Environmental Impact Assessment procedure. Despite being blessed with conditions such as huge potential and high purchase price, the spread of wind power generation is stagnant. There is a possibility that Japan's unique business environment may hamper the installation of wind power generation.

Why did not "autonomous expansion cycle" be formed in Japan, just like the Western countries and Emerging countries? In this paper, we focus on the policy support and the grid connection in Japan. And we will examine the transition and influence of policies, institutions and rules on wind power generation in Japan and discuss the current state of the grid constraints, which is the key to expansion of wind power installation, and the direction toward future improvement.

Keywords: Wind Power Generation, Autonomous Expansion Cycle, the Feed-in Tariff System, Grid Constraint

### 要旨

世界の風力発電設備容量は 2016 年末に約 5 億 kW に達し、すでに原子力発電の設備容量を超えた。世界では市場拡大や技術革新を通じてコストが大幅に低下し、出力の変動性に対応しつつ、大量導入と電力の安定供給を両立している。1990 年代後半から 2000 年代にかけて、欧米や新興国では、風力発電の導入拡大が着実に進み、現在のようなコスト競争力を生み出す市場や産業が形成された。大局的には、FIT などの政策支援だけでなく、系統接続や電力システムの変革が一体的に進められたことが背景にあると考えられる。コスト競争力を高め、持続的な導入拡大を可能とする「自立的拡大サイクル」ともいうべき正の循環が機能していると筆者は考える。

しかしながら、日本では風力発電の系統接続がほぼ一貫して制限されており、環境影響評価手続といった 他の導入ハードルも加わったことで市場の拡大が一向に進んでいない。ポテンシャルや買取価格等の条件に 恵まれているにもかかわらず、日本固有の事業環境が風力発電の導入を妨げている可能性がある。

なぜ欧米と同じように、日本において「自立的拡大サイクル」が形成されなかったのか。本稿では、日本の政策支援と系統接続に焦点をあてる。風力発電に関する日本の政策・制度・ルールの変遷や影響を考察するとともに、導入拡大の鍵となる系統制約の現状と今後の改善に向けた方向性について論じる。

キーワード: 風力発電、自立的拡大サイクル、固定価格買取制度、系統制約

#### 1 はじめに

2015年12月の第21回国連気候変動枠組条約 締約国会議(COP21)において、先進国・途上 国を合わせ、196カ国が参加する新たな枠組み「パ リ協定」が採択された。合意内容には、世界の平 均気温上昇を産業革命前の水準から2度未満に抑 える目標とともに、1.5度未満に抑えるよう努力 していくことが明記されており、目標達成には「今 世紀後半の人間活動による温室効果ガス排出量を 実質ゼロにする」必要があるとしている。すなわ ち、経済・社会の「脱炭素化」にむけて世界全体 で取り組んでいかなければならない。脱炭素化の 実現には、世界の CO2 排出量の 9 割を占めると されるエネルギー起源の CO<sub>2</sub> 排出をいかにして 抑えるかが要諦となる。そのためには、これまで の化石燃料依存からの脱却とともに、徹底した省 エネルギー化の推進、エネルギーのクリーン化が 不可避となる。

低炭素電源と位置付けられている原子力発電が 放射性廃棄物処分や重大事故のリスク、建設コス トの増大といった問題を抱える中、世界的にコストの低減化が進み、安全かつ持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーへの転換がエネルギー分野の気候変動対策の主流となっている。 実際に欧米の主要国・地域では、2050年までに8~9割の削減を目標として掲げているが、多くが再生可能エネルギーの大量導入によって脱炭素化の実現を図ろうとしている。

世界第 5 位の CO<sub>2</sub> 排出国であり、約 95%のエネルギーを海外に依存している日本は、他の先進国と同様に積極的な気候変動対策の推進、エネルギー転換が求められる。パリ協定に基づく長期戦略を検討する経済産業省と環境省の両省は、2050 年に低炭素電源比率を 9 割まで高める目標を掲げるが、その数値をどのように達成するのか、再生可能エネルギー、原子力、炭素貯留 (CCS)など選択肢は示されるものの方向性は定まっていない。世界的な潮流を踏まえ、再生可能エネルギー中心の電源構成に変革すべきと筆者は考える。太陽光発電協会は 2050 年までに 2 億 kW の導入目標を掲げ、想定される総発電電力量 (1 兆 3500

億 kWh) の約2割を太陽光発電で賄うとしているが、その目標が達成されたとしても残り8割の大部分を別の低炭素電源で賄わなければならないことになる。環境省(2016)によれば、日本全体の再生可能エネルギー導入ポテンシャル(19.3億kW)のうち、陸上と洋上を合わせた風力発電が約9割を占める。設備利用率を陸上20%、洋上30%と想定した場合、発電電力量ベースのポテンシャルは4.2兆kWhに達し、現在の日本の総発電電力量の約4倍に匹敵する。日本の脱炭素社会の実現、持続可能なエネルギー社会の実現を見据えるならば、風力発電の飛躍的導入が社会的要請になってくるのではないだろうか。

本稿では、世界と日本の風力発電導入の現状を 俯瞰するとともに、世界の導入状況から将来にわ たって持続的かつ大量に導入するには、政策支援 に依存しない「自立的拡大サイクル」へと段階を 進めていく必要性を強調する。そのうえでこれま での日本の風力発電導入政策の変遷を振り返り、 どういった課題があったかを考察する。さいごに 現在、普及の障害となっている諸課題に対し、持 続的な導入拡大を見据えた、改善に向けた方向性 について、例示を試みる。

### 2 風力発電導入の現状

世界ではすでに再生可能エネルギーの導入拡大が進んでいる。1998年に2.8兆kWhだった再生可能エネルギー(大規模水力を含む)の発電電力量は、2017年には6.2兆kWhと20年間で倍以上に増加した。2017年の世界全体の発電電力量(約25兆kWh)のうち4分の1を再生可能エネルギーが占めている。

中でも太陽光とともに急速な伸びを見せているのが風力発電である。2000年末時点で2000万kWに満たなかった世界全体の風力発電導入量は、2015年には原子力発電の総設備容量を超え、2017年末に約5億kWに達した(図1)。風力発電はポテンシャルが膨大かつ普遍的に存在し、燃料費もかからない純国産エネルギーである。設備・施工費が下がればおのずと競争力の高い電源となる。各国が気候変動対策やエネルギー自給率向上に取り組む中、経済性を有する電源として風力発電の導入拡大が進んでいる。しかしながら、導入拡大を続ける世界の潮流に逆らうかのように、日本の導入量は停滞したままである。2016年の国別の累積導入量は、中国(1億4864万kW)、米国(8245万kW)、ドイツ(4953万kW)の上

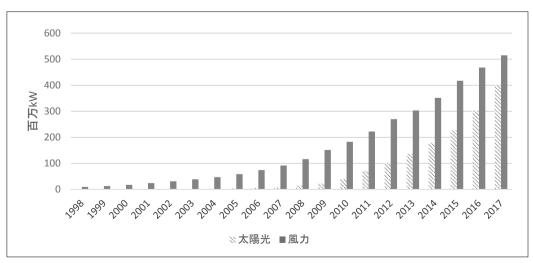


図1 世界の風力発電と太陽光発電の累積導入量(設備容量ベース)

(出所) BP Statistical Review of World Energy June 2018 より筆者作成

位3か国を筆頭に、欧米諸国や新興国において大量導入を実現した国が増えている一方、日本の導入量は固定価格買取制度(以下、FIT制度)がはじまった2012年以降もほとんど伸びていない。2006年末から2016年末までの10年間における日本の風力発電導入量は約190万kWであり、フランスにおける2016年の年間導入量とほぼ同等である。

日本において風力発電の導入が進まない要因としては、火力発電などの既存のエネルギーと比較すると発電コストが高い点、自然状況に左右されることから出力が不安定な点が度々指摘されてきた<sup>1)</sup>。これらの点について世界の現状はどうなっているのか。

第一に世界の風力発電コストは大幅に低下しており、火力発電と同等かそれ以上に安価なコストでプロジェクトが至るところで実現している。国際再生可能エネルギー機関(IRENA)は、世界の15000のプロジェクト、10億kW以上の設備容量からのコストデータをもとに作成した報告書のなかで、風力発電のコストについて、2017年に運転を開始した陸上風力の発電コスト(LCOE)は、kWh あたり6セント(約7円)であったとしている(IRENA、2018)。これは世界の火力

発電のコスト範囲から見ても下限値に近い。

また、国際エネルギー機関(IEA)の報告書で も国や地域、サイトごとによってコスト構造や発 電単価は様々だが、導入の進んでいる国や地域で は、発電コストや電力市場での長期契約価格が着 実に低下していることが指摘されており、2010 年から2015年の6年間の世界の新規の陸上風力 発電の発電コストは、平均して30%下がってお り、今後も引き続き低下すると予測している。ま た長期契約価格についても、新たな陸上風力発 電は、今日、多くの市場において 60~80USD/ MWh (7.2 ~ 9.6 円 /kWh、1 ドル =120 円換算)、 最良の事例(例えば、ブラジル、エジプト、南ア フリカ及び米国におけるいくつかの市場)で、お およそ 50USD/MWh (6.0 円 /kWh) であるとし、 技術進歩、よりよい融資と資源条件のよりよい新 市場への拡大により、数年後にさらなる発電コス ト低下が実現する可能性を指摘している(IEA、  $2015:3-4)_{\circ}$ 

他方、日本の風力発電コストは kWh あたり 14円とされており、風車価格や工事費用等の資本費が概ね国際価格の約 1.5 倍の水準にある(資源エネルギー庁, 2016)。自然エネルギー財団(2017)によれば、FIT 制度導入後、風力タービンのコス

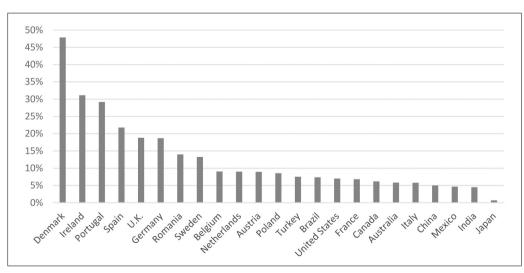


図2 世界各国における発電電力量に占める風力発電の割合

(出所) U.S.DOE (2018) より作成。

トは国際価格に収斂する方向に低下してきている ものの、一方で土木工事費や電気工事費といった 工事関連費が増加してきており、運転維持コスト に関しても一般運転管理費が FIT 導入以前から 倍近くに増加している。

第二に出力の変動性であるが、世界には1~4 割の電力を風力発電で賄っている国が複数存在し ており、太陽光や風力といった「変動型再生可能 エネルギー (VRE) | と呼ばれる電源を電力系統 に大量導入しながら安定的な電力供給を実現して いることから技術的には対応可能と考えられる。 図2は世界各国における発電電力量に占める風力 発電の割合を示したものだが、デンマークの5割 弱、アイルランドやポルトガルの約3割、スペイ ン、英国、ドイツが約2割を占めており、米国で は7%、中国では5%を占めている。発電量ベー スで主要国が軒並み5%超の風力発電導入を達成 しており、世界全体の平均でも5%となっている 一方、日本は0.7%と低い水準にとどまっている。 IEA が試算した再生可能エネルギー普及シナリ オ "The Power of Transformation" では、風力 や太陽光などの変動型再生可能エネルギーを電力 系統に入れた場合の影響について、2~3%の段

階では特に対策は不要、5~10%でも技術的な 問題は小さいとされ、25~45%に高めることも 既存システムの柔軟性向上を前提にすれば技術的 に可能であるとしている (IEA, 2014 = 荻本他, 2015)。欧米では電力系統に大量導入するための さまざまな方法が考えられ、既に実用化されてい る (安田, 2013a:108)。日本の場合、2017年 の日本の電力全体に占める割合は風力と太陽光を あわせても6%程度である。詳しくは後述するが、 殊に風力発電については FIT 導入以前から電力 系統への接続を制限する「系統制約」が課せられ ていた。これはドイツをはじめとする欧州におい て、再生可能エネルギーの系統への優先接続、電 力市場への優先アクセスが法律で規定され、系 統での優先権が与えられている (Heinrich Böll Foundation, 2012 = 2016) のとは対照的な対 応といえる。

世界では風力発電の低コスト化と電力系統への 大量導入が同時並行的に進んでいる。前述のよう に火力発電と同等かそれ以下の発電コストや長期 契約がすでに実現しており、政策的支援がなくと も競争力のある電源として導入が進みつつある。 他方、受け入れる側の電力系統についても、ドイ ツの例が示すように、地域分散型で出力変動があ る風力発電の大量導入を見据え、系統の運用方法 を変える、送電網を増強するなど対応を進める ことで安定供給を維持している(北風・小野田, 2018)。

以前は高コストであった風力発電は、FIT 制度 や補助金等の政策支援と同時に電力系統への接続 が政策的に担保されることで、事業の採算性、安 定性、予見性が改善され、発電事業者やメーカー、 施工業者等の新規参入や投資が活発化し、市場が 拡大したことで量産効果や規模の経済が働き、技 術革新やノウハウの蓄積も相まってコストの低下 が進んだと考えられる。出力の変動性が課題で あった風力発電の導入拡大が、受け入れる側の電 力系統の運用や設備形成に変革を促し、さらなる 導入を可能とすることでさらなる量産効果等によ るコスト低下が進んでいると考えられる。これら のサイクルはあくまで仮説であるが、今後数十年 にわたり、国の電力の大半を賄うべく持続的かつ 大量に導入していくには、図3に示すような「自 立的拡大サイクル | をまわし、一刻も早く風力発 電を競争力のある電源にすることが必要であると 筆者は考える。これは風力発電に限らず、太陽光 をはじめとする他の再生可能エネルギーも同様で ある。

日本においてもこれまで再生可能エネルギー、あるいは風力発電の導入拡大をはかるべく、政策支援やその前提となる導入目標が設定されてきた。しかしながら現在の導入状況をみるかぎり、持続性のある自立的拡大サイクルが形成されているとはいいがたい。過去の政策支援や導入目標がどのようなものであったか、自立的拡大サイクルに至らなかった背景としてどのような課題があったのか、次章で詳しく見ていこう。

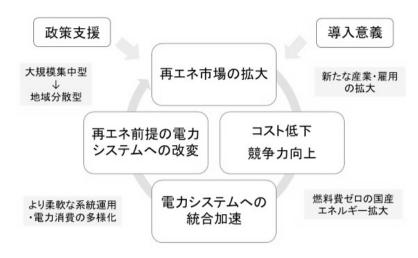


図 3 再生可能エネルギーの自立的拡大サイクルの概念図

(出所) 筆者作成

# 3 風力発電の導入にかかる施策・政策の 変遷

本章では日本の風力発電導入にかかる施策及び 政策がどのような変遷を辿ったか、国と電力会社 の取組に焦点をあてて考察する。具体的な施策・ 政策を取り上げる前に、風力発電、あるいは再生 可能エネルギーに対し、国がどのような位置づけ を与えていたのかを導入目標の変遷から見てい く。

### 3.1 国の導入目標の変遷

国はエネルギー基本法に基づき、長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)を定期的に公表している。図4は国のエネルギーミックスの変遷を示している。なお、図中の1998~2004年の見通しは2010年度、2008~2010年の見通しは2030年度を基準としている。京都議定書が採択された1997年の翌年に公表された「長期電力需給見通し」をみると、2010年度の電力供給目標における風力や太陽光を含む新エネルギーの割合はわずか0.85%にすぎず、当時、火力や原子力とならんで項目立てされていた地熱の目標値(1.1%)よりも低かった。

2001年公表の「長期エネルギー需給見通し」 では、2010年度発電電力量(目標ケース)に 占める割合が地熱と新エネルギーを合計しても 1.5% にとどまっていた。2005年に公表された 「2030年のエネルギー需給展望」では、新エネ ルギー進展ケースであっても地熱と新エネルギー の割合は4%にすぎず、40%を想定している原子 力とは対照的な位置づけとなっていた。風力発電 のみならず再生可能エネルギー全体の国の目標は 一貫して低いままであったといえる。政権交代の あった2009年衆議院選挙の最中に公表された「長 期エネルギー需給見通し(再計算) 、あるいは民 主党政権下の2010年6月に閣議決定された「エ ネルギー基本計画」をみると、2030年度の地熱 と新エネルギーの割合は10%程度、大規模水力 等を含めると約2割を占める見通しとなってい る。しかし、図4のように震災前の原子力の目標 は常に4~5割超と高い数値であった。国は一 貫して原子力重視の姿勢であったことを示してい る。

それでは風力発電の導入目標はどうだったのか。表1は国の風力発電導入目標の推移を表している。1994年の新エネルギー導入大綱では2000年度に2万kW、2010年度に15万kWとの目

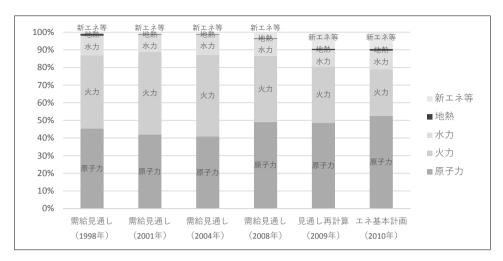


図4 国のエネルギーミックスの変遷

(出所) 筆者作成

表 1 国の風力発電導入目標の推移

|                     | 目標年度    |         |           |  |  |  |
|---------------------|---------|---------|-----------|--|--|--|
|                     | 2000 年度 | 2010 年度 | 2030 年度   |  |  |  |
| 新エネルギー導入大綱(1994年)   | 2万kW    | 15万 kW  |           |  |  |  |
| 新エネルギー導入大綱(1998年)   |         | 30万 kW  |           |  |  |  |
| 新エネ利用等促進法(2001年)    |         | 300万 kW |           |  |  |  |
| 2030年のエネ需給展望(2005年) |         |         | 660万 kW   |  |  |  |
| 長期エネ需給見通し(2015年)    |         |         | 1000 万 kW |  |  |  |

(出所) 筆者作成

標が設定され、1998年の改定でも 2010年度 30万 kW にすぎない。2001年の「改正新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ利用等促進法)」では 300万 kW とされたが、同時に掲げられた太陽光(482万 kW)や廃棄物とバイオマスの合計(450万 kW)と比べても低い数値にとどまっていた。なお、300万 kW という風力発電の目標を達成したのは当初の目標年度から 5年遅れの 2015 年度であった。

近年の風力発電導入目標はどのように推移しているのか。図5は国及び日本風力発電協会(JWPA)が示した設備容量ベースの目標値である。2014年に公表した2030年導入目標は、3620万kWである。内訳は、陸上2660万kW、

洋上960万kWとなっている。想定される発電電力量は、840億kWhにのぼり、実現すれば総発電電力量の約8%を占めることになる。一方、2015年7月に決定した国の長期エネルギー需給見通しは、2030年に1000万kW、総発電電力量に占める割合を1.7%としている。FIT制度が導入された民主党政権時代の2012年に内閣府の国家戦略室からシナリオ別見通しが公表されたが、再生可能エネルギー35%のシナリオでは風力発電の目標値を4750万kWとしており、同年に環境省が公表した高位シナリオ数値では3250万kWとしていた。2015年の国の風力発電導入目標はそれまでの3つと比較しても明らかに低い見通しに下方修正されており、国における風力発

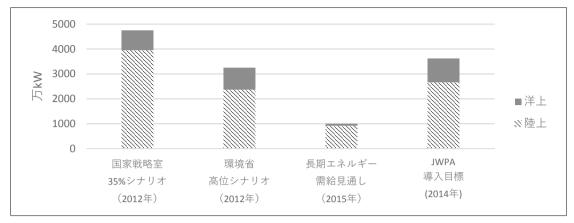


図5 国及びJWPAの風力発電導入目標(設備容量ベース)

(出所) 内閣府、環境省、JWPA の資料をもとに作成。

電の位置づけが変化していたことが窺える。

## 3.2 FIT 制度以前の施策・政策と系統接続を取り 巻く状況

#### (1) 主な施策・政策

前節でみたように日本の風力発電導入目標は低位に推移してきた。また震災後の民主党政権下では目標が引き上げられたものの、政権交代後には再び低い数値にとどまるといったように近年はその位置づけが目まぐるしく変化した。では、風力発電に係る施策や政策はどのような変遷を辿ったのか、また電力系統への接続はどのように行われていたのか、以下で詳しく見ていこう。

表2は1970年代からFIT制度開始前に至る再生可能エネルギー導入に係る政策の変遷を示したものである。70年代の石油危機を契機に石油代替エネルギーの技術開発がサンシャイン計画をはじめとする国家プロジェクトとして進められた。ただし、第二次石油危機以降は石油価格や需給が安定していたこと、原子力や天然ガスといった石油代替エネルギーが普及したことから、再生可能エネルギーは技術開発政策の対象にとどまり、あくまで石油代替エネルギー開発の一環との位置づけであった(小林,2013)。

その後、1992年の地球サミット以降は気候変

動対策の一環として再生可能エネルギーの導入が 進められることとなる。90年代の導入支援策と しては、風力資源の分布を示す風況マップの公表 (1994年)、設備等への導入補助の開始(1997年) が挙げられる。特にエネルギー対策特別会計を原 資とする「地域新エネルギー等導入促進事業」に かかる補助制度は、設備費の約3分の1の交付が 受けられる<sup>2)</sup>。後述するが買取価格が低く設定さ れる中、イニシャルコストを低減できる補助制度 の存在は、事業者にとって重要であった。なお、 当該補助制度は2010年度より新規案件への補助 金適用が停止された。

2000 年代は上述の補助制度に加えて、電気事業者に再生可能エネルギーからの電気を一定量調達させ、導入インセンティブを与える施策がはじまった。2002 年施行の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(以下、RPS法)」は電気事業者に対して、毎年の販売電力量に応じた一定割合以上の新エネルギー等から発電される電気の利用の義務付けを規定した。経済産業大臣が新エネルギー等電気の利用目標を定めることになっているが、当初示された目標量は2010 年度時点で年間122億 kWh、全供給量(自家発を除く販売電力量)の1.35%にすぎなかった。2014 年度時点の目標量は160億 kWh(販売電

表 2 再生可能エネルギー導入にかかる政策の変遷

| 年    | 事象   |
|------|--|
| 1973 | 第一次石油危機  |
| 1974 | クリーンエネ技術開発の国家プロジェクト「サンシャイン計画(SS 計画)」開始   |
| 1979 | 第二次石油危機  |
| 1980 | SS 計画の推進機関として「新エネルギー総合開発機構」(現在の NEDO) 発足   |
|      | 「ソーラーシステム普及促進融資制度」創設(~ 1996 年度)  |
|      | 「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律 (代エネ法)」施行   |
| 1981 | 100kW 風車の開発プロジェクト開始(翌年、実証実験開始)   |
| 1992 | 地球サミット・リオデジャネイロ宣言  |
|      | 電力会社の自主的取組として「太陽光の余剰電力買電メニュー」開始  |
| 1993 | SS 計画に省エネ技術開発を統合。「ニューサンシャイン計画(NSS 計画)」に改組。   |
| 1994 | 新エネルギー導入大綱策定   |
|      | 風況マップを公表   |
|      | 住宅用太陽光発電補助開始   |
| 1997 | COP3 京都会議・京都議定書採択  |
|      | 「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (新エネ法)」施行<br>風力発電設備等への導入補助開始  |
| 2001 | NSS 計画廃止   |
| 2002 | エネルギー政策基本法制定   |
|      | 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS 法)」制定   |
| 2003 | RPS 制度開始   |
|      | 第一次エネルギー基本計画策定   |
| 2006 | 経済産業省が「新・国家エネルギー戦略」公表  |
| 2007 | 第二次エネルギー基本計画策定   |
| 2009 | 国連気候変動サミットにて 2020 年までに 90 年比 GHG25%削減を表明   |
|      | 住宅用及び小規模を対象とする「太陽光発電余剰電力買取制度」開始  |
| 2010 | 第三次エネルギー基本計画策定   |
| 2011 | 東日本大震災/福島第一原子力発電所事故  |
|      | 「電気事業者による RE 電気の調達に関する特別措置法(FIT 法)」制定  |
|      | 1973<br>1974<br>1979<br>1980<br>1981<br>1992<br>1993<br>1994<br>2001<br>2002<br>2003<br>2006<br>2007<br>2009 |

(出所) 小林 (2013)「再生可能エネルギーの政策史」などをもとに作成。

力量の 1.63% 相当)とされた。北海道・東北の両電力管内における 2010 年度目標量は、わずか 15 億 kWh である。目標量は施行前に建設された既存設備で埋まっていき、新規導入へのインセンティブはさほど喚起されないままであった。なお RPS 法は買取価格をあらかじめ設定しておらず、事業者と電力会社の交渉によって価格が決定した。

### (2) 電力系統への接続

一方、風力発電からの電気を受け入れる側の電力会社はどのような対応をとってきたのか。1990年代初頭から電力会社は新エネルギー導入促進策として自主的取組を行ってきた。1991年に「新エネルギー導入計画」を自主的に策定し先導的に風力発電を導入するとしたが、1998年までの導入量は1.3万kWにとどまった。他社からの電力買取に関しては、1992年に「余剰電力購入メ

ニュー」を策定し、主に太陽光発電からの余剰電 力を販売電力料金単価相当で購入するとした。4 年後の1996年には事業用風力を対象とする「長 期購入メニュー」を設定し、契約期間を15年も しくは17年、購入単価をkWhあたり11円台 で安定的に買い取るとした。ところが1999年に 北海道電力が系統への接続を制限する措置を講じ た。道内の風力発電導入枠を 15万 kW と設定し、 同時に競争入札制度を導入したことで契約価格の 引き下げが生じたのである<sup>3)</sup>。それ以降、各電力 会社が一方的に接続の上限枠が設け、入札や抽選 によって接続契約の可否が決められるようになっ た。ここでの抽選とは「くじ引き」のことであり、 プロ野球のドラフト会議のように応募した各事業 者がくじを引き、接続の可否を決めていた。風力 発電に関しては、すでに 1990 年代後半から接続 上限枠が設けられていたのである。2004年度か らは「連系可能量」と称される接続上限値が東京・ 中部・関西を除く電力会社において設定された。 各社は連系可能量として、2007年12月末時点 で計 265.5 万 kW、2010 年 10 月末時点で 368.5 万kWの制限を設けた4)。この連系可能量は技術 的に最大限受け入れることが可能な量を示してい る訳ではない。従来のシステムを可能な限り維持 し、新しい技術に対する対策をほとんど全く行わ なければ新技術の参入がどれほど困難であるかと いう「最低位予測 | を試算したに過ぎない (安田. 2013b: 994) <sup>5)</sup>

# 3.3 FIT 制度以後の施策・政策と系統接続を取り 巻く状況

#### (1) 主な施策・政策

2011年の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT法)」制定に伴い、2012年7月、FIT制度が施行された。FIT制度は、再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定期間、一定の価格で買い取ることを義務付けた制度であり、風力発電の場合、20年間にわたり、kWh あたり22円(税抜)で買い取ることが規定された。それまでは kWh あたり

10円前後で  $15 \sim 17$  年程度の長期購入メニューが一般的であったことから、これまでよりも有利な条件が政策的に付与されたことになる。

他方、買取費用の一部は、「再生可能エネルギー賦課金」として電気料金に上乗せされ、広く電力消費者が負担している。また、FIT 制度を通じて再エネ市場を創出・拡大し、設備コスト等の低減化を図ることで、競争力のある電源に育てることが制度の主な目的となっていることから、電源としての自立を促すための過渡的な制度といえる。なお、2030年度の再生可能エネルギー目標である総発電電力量の22~24%という数値はFIT 制度における買取費用総額を年間3.7~4兆円程度に抑えることが前提の一つとなっている。2018年の時点で、買取費用総額は年間3兆円を超えており、買取費用の抑制が国における政策課題の一つとなっている。

発電事業者にとっては、20年間、kWh あたり 22 円での買取が担保されたことで将来の収支計 画が立てやすくなり、事業の安定性が向上した。加えてこれまでの補助金モデルと比較した場合、事業採算性も大きく向上することとなる。環境エネルギー政策研究所編(2014:111-115)によれば、補助金モデルと FIT モデルの単純な総収入比較の試算を行った結果、同じ想定設備利用率であっても補助金モデルより FIT モデルのほうが約 5.5~7.2 億円の収入増となった (表 3)。導入拡大に向けてこれまでにない政策支援が実施されたといえよう。

FIT 制度開始により風力発電の導入が加速すると思われたが、ほぼ同時期に普及にブレーキをかけることとなる制度が開始された。国の環境影響評価手続(以下、環境アセス)の風力発電への適用である。2011年4月に成立した「環境影響評価法の一部を改正する法律(改正環境影響評価法)」は、対象とする手続きをそれまでの事業段階(事業アセスメント)から構想・計画段階(戦略的環境アセスメント)まで拡大するものであった。2012年10月には「風力発電所を対象事業に追加するための改正政令」が施行され、それま

|         | •       |              |
|---------|---|--------------|
| 想定設備利用率 | 利用率 補助金モデル FIT モ<br>(+ 2 億、10 円 /kWh) (22 円 / |              |
| 18%     | 8億3072万円                                      | 13 億 8758 万円 |
| 22%     | 9億 7088 万円                                    | 16 億 9593 万円 |

表3 補助金モデルと FIT モデルの単純な総収入比較

(注) 両モデルとも 2000kW、6 億円の風車を建設したと仮定。O&M 費用や金利費用などは考慮しない。 売電契約は 10 円 /kWh (補助金モデル)、22 円 /kWh (FIT モデル)、契約期間はともに 20 年と仮定。 (出所) 環境エネルギー政策研究所編 (2014:111-115)

| XI HILLY COLOR FICHOUS MANY & TANKS THE MANY OF THE PARTY |       |       |        |      |           |  |  |  |
|--|-------|-------|--------|------|-----------|--|--|--|
|  | 日本    | 米国    | 英国     | ドイツ  | スペイン      |  |  |  |
| 規模要件   | 1万 kW | 5万 kW | 5万 kW  | 20 基 | 50 基      |  |  |  |
| 期間   | 3~4年  | 1~2年  | 1.5~2年 | 2年   | 1.5 ~ 2 年 |  |  |  |

表 4 各国のアセスメントにおける規模要件と一般的な手続期間

(出所) JWPA 資料を基に筆者作成

での対象発電所(水力、地熱、火力、原子力)に 風力発電(規模要件は、第1種事業:1万kW以上、 第2種事業:0.75万kW以上)が加わることとなっ た。制度の違いなどから単純比較はできないもの の、日本の規模要件は他国と比べても低く設定さ れていることがわかる(表 4)。

事業者への影響としては環境アセスにかかる期 間が大幅に伸びた。それまでの自主アセスメント では1~2年程度だった手続期間が、新たに配 慮書手続が加わったことで3~4年かかるよう になった。国の環境アセス適用前でも風況精査や 基本設計、許認可手続、合意形成、建設工事を含 めたトータルのリードタイムが比較的長かった風 力発電だが、配慮書手続が導入されたことでさら に長期化したのである。環境アセスの長期化は、 FIT 買取価格の変更、あるいは同地域で開発され ている太陽光に送電線の空容量がおさえられてし まうといった事業リスクの増大、環境アセスにか かる調査等のコストの増大といったかたちで事業 者負担の増大を招く。2017年4月に順序が変更 となるまで、設備認定取得(買取価格決定)と電 力会社との接続契約が環境アセスの最終段階(評 価書手続)の一つ手前(準備書段階終盤)でなけ れば確定できなかった。準備書段階でなければ確 定できないということは、環境アセスに入る準備 期間を含め、開発フェーズに入ってから6~7年 近くの間、買取価格の変更や系統空容量の消失といった事業リスクにさらされることを意味する。また、環境アセスのコストをプロジェクトコストに組み込んだとしても確実に事業化するならいい投資回収が見込めるが、環境アセス終了後に系統連系や設備認定が不可となれば、すべてサンクコスト化する可能性がある。1万kWで1億円ともいわれる環境アセスのコストは、特に地域主体の事業者などにとっては重い負担である。

#### (2) 電力系統への接続

FIT 制度により国が電力会社に対し、法的に買取を義務付けたことで、これまで地域におけるほぼ唯一の買い手として独占的地位のもと契約交渉にあたっていた電力会社の立場は変わらざるを得なくなった。それまでは送電網を所有・管理している電力会社が一方的に風力発電導入枠や連系可能量といった上限を設定していたが、FIT 制度では法律上、電力会社に接続義務を課しており、原則的に連系を拒否することは出来ないこととなっていたからである。くじ引きによって接続の可で発電事業者の事業不確実性が取り除かれたことで発電事業者の事業予見性は改善されたと考えられる。このようにFIT 制度は事業の安定性・採算性を改善するとともに、導入の障害となっていた電力系統への接続を法的に担保することで事業

の予見性・確実性を改善したといえる。

ところが、FIT 制度には抜け道が残されていた。系統の受入能力を超えることが見込まれる場合には、系統連系拒否が可能となっていたのである(自然エネルギー財団、2014)。2014年9月、九州電力を皮切りに複数の電力会社が突如として接続回答を保留する事態が発生した。これを契機に、資源エネルギー庁において「系統ワーキンググループ(以下、系統 WG)」が設置され、太陽光発電と風力発電の接続可能量が設定されることとなった。

系統 WG は毎年度実施されており、電力会社 が算定した接続可能量について精査している。 は 2017 年度の接続可能量と FIT 風力導入量、導 入ポテンシャルを比較したものである。特に恵ま れたポテンシャルを有する北海道、東北の両電力 管内にはそれぞれ 36 万 kW、251 万 kW の枠が 設定されている。ポテンシャルに比して接続可能 量がいかに小さいかがわかる。また、接続可能量 の算定方法にも問題がある。電力各社が算定した 太陽光・風力の接続可能量は、原子力の最大限の 稼働を前提としている。将来にわたり、再稼動か 未稼動か、廃炉か運転延長か、完成か建設中止か も分からないまま、送電網を使える容量のみが最 大限確保されている。2015年12月には、北海 道電力および東北電力の2社が指定電気事業者に 指定される旨、経済産業省より告示が発出された。 現行ルールでは、指定電気事業者と認められた電 力会社において接続可能量を超える接続分は、年 間 720 時間 (年間 30 日) という制度上の上限を 超えた出力抑制に無補償で応じなければならな い。無補償・無制限の出力抑制を強いられる可能 性があるとなれば、将来の事業予見性が低下し、 金融機関から融資を受けることも困難となる。

系統接続に関しては、電力会社エリアごとの接続可能量の問題のほかに、地域レベルでの系統制約 (ローカル系統制約) の問題が発生している。日本の好風況地域は北海道、東北に集中しているが、適地とされるサイトには系統が脆弱なところがある。従来の日本の電力システムは大規模集中型電源でつくった電気を送電線で各地域の需要家に送っているため、需要の大小に対応した送電網投資が行われてきた。上流から下流にむけて効率的に電気を送るシステムでは、需要の小さい地域に伸びる送電線の容量は小さい。風力資源の豊富な地域と需要の小さい地域が重なる場合、物理的な送電容量の制約が発生しやすい。送電容量が不足している場合、増強工事が必要となる。

日本の場合、系統費用負担に関する制度的側面 から、制約を受けている面がある。たとえば系統 を増強する際の費用負担のあり方を日欧で比較す ると、欧州では系統運用者である送電会社が系統 増強費用を負担し、再生可能エネルギー発電事 業者が既存系統までの電源線敷設費用を負担する 方式が一般的となっている (岡田・田頭, 2009)。 しかし日本では、再生可能エネルギー発電事業者 が接続に際して必要となる系統増強費用、ならび に電源線敷設費用の両方を負担する方式となって おり、再生可能エネルギー発電事業者に費用負担 が偏っている。高額な系統工事負担金を請求され、 やむなく事業化を断念する太陽光発電事業者が続 出する背景にはこのような問題がある。たとえば、 九州電力では、系統増強工事の工期が最大で132 か月、費用負担が最大で23.9万円/kWと試算

| 表 5 電力 7 社の | 電力7社の風力発電接続可能量とFIT風力導入量、導入ポテンシャルの比較 |    |    |    |    |    | 比較 |   |
|-------------|-------------------------------------|----|----|----|----|----|----|---|
|             | 北海道                                 | 東北 | 北陸 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |   |
|             |                                     |    |    |    |    |    |    | ſ |

|                 | 北海道   | 東北    | 北陸   | 中国   | 四国   | 九州   | 沖縄   | 7 社計  |  |
|-----------------|-------|-------|------|------|------|------|------|-------|--|
| 接続可能量           | 36    | 251   | 59   | 109  | 71   | 180  | 18.3 | 724.3 |  |
| 導入量(FIT 対象)     | 35.4  | 104.6 | 15.6 | 34.9 | 15.2 | 49.5 | 1.8  | 256.9 |  |
| 導入ポテンシャル (陸上風力) | 11823 | 3803  | 246  | 657  | 271  | 658  | 174  | 17632 |  |

(出所) 環境省 (2015) などをもとに筆者作成

されており、工事の長期化、費用の高額化が生じている(自然エネルギー財団,2016)。欧州各国に比べても送電容量確保や系統接続そのもののハードルが高いといえる。他方、太陽光発電のような比較的短期間に建設可能な電源が先に系統接続をおこない、系統容量を埋めてしまうケースがある。電力会社に事前確認して系統容量があいていても、実際に系統接続協議の段階で空いている保証はない。

また、電力会社による送電線の空容量の算定方 法にも問題がある。日本では、電源を系統に接続 する際の基本的な考え方は「先着優先」となって おり、既に接続している原子力や火力などの系統 利用が優先され、新規に接続する再生可能エネル ギー設備は出力の制約や系統増強の必要性を一方 的に負うことになっている。あわせて、稼動して いない電源を考慮する、あるいは既設・新設の電 源の出力調整による柔軟な運用を考慮しない、と いった前提で接続の可否を決めており、送電線 の利用可能な容量を過度に制限している面もあ る (自然エネルギー財団、2016)。再生可能エネ ルギーを優先する欧州の考え方とは本質的に異な る。系統接続の可否は事業化の成否を決する重要 事項である。この点にかかる開発リスクの高さは、 新規事業へのインセンティブを削ぐだけでなく、 特に地域主体の中小規模事業者にとっては参入障 壁になり、事業主体の多様性創出という面からも 問題である。

#### 3.4 過去の風力発電導入政策がもたらした帰結

これまで国の風力発電にかかる導入目標、及び FIT 制度以前と以後の主な施策・政策、系統接続 の状況について時系列で整理し、考察した。その 結果、次の3点が指摘できる。第一に、国の風力 発電導入目標は民主党政権下の一時期を除き、一 貫して低位で推移してきた。国が低い目標を掲げ た状況で積極的な政策措置を期待するのは難し い。風車メーカーや施工業者、ディベロッパーな どの風力発電関連事業者が長期的な投資に踏み切 ることも難しいだろう。第二に、自立的拡大サイ クルの起爆剤であり推進力となるはずの政策支援 については、FIT 以前の補助制度がイニシャルコ スト低減に寄与したことでプラスに働いた一方、 RPS 法は利用目標が全電力量の 1% 程度と低く、 電力会社による買取は kWh あたり 10 円前後と いう低い価格が提示されていたことからも事業環 境を下押ししていた。2012年開始の FIT 制度は kWh あたり 22 円という高い買取価格を 20 年間 にわたり保証するなど、事業の採算性・安定性・ 予見性を大幅に改善させた一方、ほぼ同時期に開 始された環境アセスという別の政策によって導入 にブレーキがかかるといった形で不十分かつちぐ はぐな施策・政策にとどまった。そして第三に、 系統接続を取り巻く状況は、1990年代から現在 に至るまでほぼ一貫して厳しい状況に置かれてい た。1999年に北海道電力が15万kWの導入枠 を設定して以降、電力会社は接続可能量の枠を設 けてきた。ローカル系統制約の顕在化も加わり、 系統接続を取り巻く状況は厳しさを増している。

図6は年度別の風力発電導入量の推移を示したものである。年間導入量のピークが2006年の約40万kWで頭打ちとなり、その後大きく変動しつつ導入が低位にとどまっていることがわかる。世界が着実に導入拡大を進め、自立拡大サイクルを形成した過去20年間、日本は低位な導入目標、不十分でちぐはぐな施策・政策、系統接続の困難性が導入にブレーキをかけ、自立拡大サイクルの形成を阻害してきたといえるのではないだろうか。なお、導入量の変動には、2000年代の鋼材等資源価格の上昇、2007年の建築基準法改正に伴う耐震構造の強化、2009年の農地法等の改正による農地での開発不可なども影響しているだろう。

FIT 制度が始まった 2012 年度から 2017 年度までの風力発電の新規運転開始容量は 96 万 kW、年平均は 16 万 kW にとどまる。同期間の太陽光発電の新規運転開始容量は 3890 万 kW であった。FIT 制度が強力な政策支援であることは太陽光の導入状況を見れば明らかである。図 6 において FIT 制度開始年の前後を含む 3 年間(2011~2013 年度)の導入量が落ち込んでいるのは、

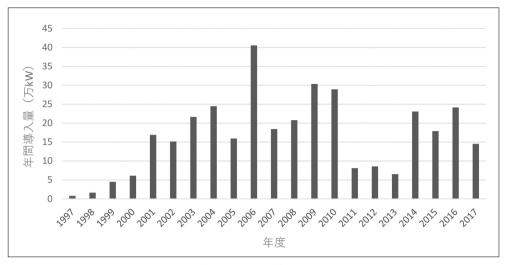


図6 年度別風力発電導入量の推移

(出所) NEDO「日本における風力発電設備・導入実績」より筆者作成

2010年度の補助金停止や2012年の国の環境アセス開始が影響していると考えられる。2014年度以降、一向に導入量が伸びないのは、接続可能量の設定、無補償・無制限の出力抑制の可能性、ローカル系統制約といった系統接続の困難性が影響していると考えられる。

# 4 電力系統への接続にかかる改善に向け た方向性の提示

日本において風力発電の自立的拡大サイクルを 実現するためには、どのような改善が優先される べきであろうか。筆者は、FIT 制度の効果を最大 化し、市場の拡大と規模の経済によるコスト低減 化を実現するには、これまでも導入の障害となっ てきた電力系統への接続を大きく改善することが 優先事項であると考える。本章では前述で指摘し た接続可能量、及びローカル系統制約という2つ の問題の解消に向けて以下の2点を提案したい。

### (1)接続可能量の解消に向けた優先給電ルールの 見直し

図7は2015年度の接続可能量算定にあたり用いられた供給力想定である。電気は常に需要と供

給をバランスさせる必要があるため、需要の少ない時には供給も絞り込まなければならない。図中の昼間最低負荷(北海道:302.5万kW、東北:765.3万kW)に占める想定供給力の割合を見ると、現在稼動していないはずの原子力が東北では3割、北海道にいたっては5割超に上っている。試算上は、火力の出力を最大限絞り込む一方で、原子力の供給力を震災前過去30年の平均設備利用率を前提に最大限上乗せしているため、その分風力や太陽光の入る余地がなくなっている(接続可能量が過少に評価されている)のである。

この背景には日本特有の優先給電ルールがある。日本の現行ルールでは風力や太陽光よりも長期固定電源(原子力、水力、地熱)からの給電を優先している。原子力は基本的に出力抑制されないので算定にあたって供給力としてカウントしている。算定にあたり供給力として想定されている電源の中には、原子力規制委員会の審査において活断層の存在が指摘されている発電所や建設中の発電所が含まれている。将来にわたり、再稼動か未稼動か、廃炉か運転延長か、完成か建設中止かも分からないまま、送電網を使える容量が最大限確保されていることになる。

欧州各国では、EUによる「再生可能エネルギー

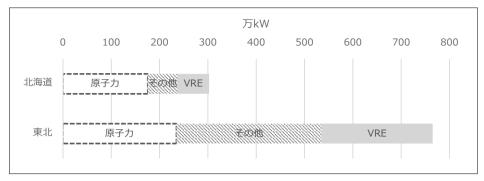


図7 2015年度の出力制御枠算定における供給力想定(昼間最低需要時)

注)図中の「VRE (変動型自然エネルギー)」には風力・太陽光、「その他」には火力 (最低出力)、水力、地熱、バイオマスが含まれる。揚水動力や連系線を活用した場合の VRE 供給力を示している。(出所) 資源エネルギー庁資料等より筆者作成

指令 (Directive 2009/28/EC)」に基づき、系統への接続や給電に関して、再生可能エネルギーを原子力や火力といった他の電源よりも優先するよう規定が定められており、国レベルもしくは系統エリアレベルでの「接続可能量」や「連系可能量」といった概念は存在しない。特にドイツなど一部の国々では再生可能エネルギーの優先的な接続や給電などが送電会社に義務として課されており、系統容量の不足を理由に拒否できないこととなっている。

福島原発事故後の実際の運用では、火力の焚き 増しや太陽光の拡大等によって、原子力停止によ る供給力不足を補完してきた。今後、火力への依 存度を下げ、低炭素電源比率を向上させていく必 要がある中、新増設が難しく廃炉の増加が見込ま れる原子力に低炭素電源の主力を担わせるのは困 難といえるだろう。再生可能エネルギーを最優先 とする優先給電ルールに変更し、接続可能量を見 直し、あるいは解消することで風力や太陽光の導 入拡大を図るべきではないだろうか。

# (2) ローカル系統制約の解消に向けた国家プロ ジェクトでの系統整備

前述のとおり、日本では、再生可能エネルギー 発電事業者が接続に際して必要となる系統増強費 用、ならびに電源線敷設費用の両方を負担する方 式となっており、再生可能エネルギー発電事業者に費用負担が偏っている。風況に恵まれた適地でも送電線の新設や増強の費用がネックとなり事業化が困難といったエリアは北海道を中心に数多く存在する。欧州のように送電会社が新設や増強をおこない、電力消費者に広く負担してもらう方法もあるが、仮に北海道電力がその方法をとると道内の電力消費者への負担が重くなる可能性がある。道内の電力需要の20~30倍近い風力発電ポテンシャルを活かすためには、国を挙げての系統整備が必要ではないだろうか。

実際に、経済産業省は2013年度より「風力発電のための送電網整備実証事業」として北海道・東北の風力適地における送電網整備や技術実証を進めている。風力発電事業者をはじめとする民間事業者と国の共同プロジェクトであり、3000億円近い総事業費の半分を国が補助することとなっているが、2013年度の250億円から150.5億円(2014年度)、105億円(2015年度)と減額されており、2016年度は50億円となった。ローカル系統制約解消に向けた国の取組としては心許ない。参考までにドイツでは、エネルギー産業法12条および17条に基づき、「送電網整備計画(Grid Development Plan)」と「洋上送電網整備計画(Offshore Grid Development Plan)」が策定され、国を挙げての送電網整備を進めてい

る。2022年までに計 3800km(直流 2100km、 交流 1700km)の送電網拡張を目指しており、投 資額は 200 億ユーロとも言われている。日本に おいても持続可能なエネルギー社会の実現に向 け、国家プロジェクトとして風力発電導入拡大に 向けた系統整備を主導していくべきではないだろ うか。

また、広域的な系統整備の司令塔役を担う電力 広域的運営推進機関(OCCTO)の役割も大きい。 OCCTOが策定する「広域系統長期方針」では、 整備の対象となる広域連系系統の該当条件が「地域間連系線(一般電気事業者の供給区域間を常時 接続する 250kV 以上の送電線及び交直変換設備) 及び地内基幹送電線(使用電圧が 250kV 以上の もの、又は最上位電圧から 2 階級(供給区域内 の最上位電圧が 250kV 未満のときは最上位電圧 のみ)のもの)」となっている。たとえば北海道 では最上位から 3、4 階級(110kV、66kV)に ついても国の送電網整備事業とも整合性を取りつ つ、地域を限定して整備の対象に含めるなど、よ り柔軟な計画策定を進め、ローカル系統制約の解 消に努めるべきではないだろうか。

本稿にかかる調査を通じて、日本の風力発電事 業者はこれまで厳しい環境におかれていたことが わかった。国による一貫して低い目標、消極的な 施策・政策、電力系統への接続制限等の障壁があ わさることで、導入の停滞を招き、市場の縮小や コストアップを招くという負のサイクルがこれま で続いていたと推察する。仮に2000年代から他 の風力先進国と同様に高い目標を設定し、積極的 な政策対応をしていれば、導入拡大やコスト低減 化が進み、関連産業も育っていたのではないだろ うか。国がイニシアティブを発揮し、風力発電拡 大に向けた取組の加速化すれば、市場拡大への強 力な追い風となる。国は低い導入目標をあらため、 電力系統への接続、電力システムへの統合を推進 すべきである。市場の拡大を通じたコストの低減 化、FIT からの卒業を見据えた「正の好循環(自 立的拡大サイクル)」を創出すべく、積極的な政 策対応が求められる。

#### 注

- 資源エネルギー庁ウェブサイト、(2018年1月 29日取得、 http://www.enecho.meti.go.jp/category/ saving\_and\_new/saiene/renewable/outline/
  - saving\_and\_new/saiene/renewable/outline/index.html) 及び (2018年3月20日取得, http://www.enecho.meti.go.jp/about/special/iohoteikvo/ga\_saiene.html).
- 2) 自治体や非営利団体が事業者となる場合は約2 分の1の交付が受けられる。
- 3) 入札の結果、落札価格は kWh あたり 8 円まで下落した。(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク事務局資料より,2018 年 1 月 27 日取得,http://www.re-policy.jp/shiminiinkai/1st/ppt\_010927.pdf).
- 4) 電気事業連合会パンフレット,「電気事業と新エネルギー 2010-2011」より、(2018年1月27日取得, http://www.fepc.or.jp/library/pamphlet/pdf/shinene 2010 2011.pdf ).
- 5) なお、連系可能量を算出した電力系統利用協議会 (ESCJ) は「日本では、現状の発電設備と需給 運用を変えずに、その裕度内での連系可能量を算 出しているため、欧州の連系実績や計画値に比し て小さい連系可能量が設定されている」と 2012 年報告書の中で指摘している。

#### 引用文献

- 岡田健司・田頭直人,2009,「欧州での再生可能エネルギー発電設備の系統接続等に伴う費用負担の動向」電力中央研究所.
- 環境省, 2015,「平成 25 年度再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統整備等調査事業報告書」. (2018年1月27日取得, http://www.env.go.ip/
- earth/report/h27-02/mat01\_zentai.pdf ). ------, 2016,「平成 27 年度再生可能エネルギーに関

するゾーニング基礎情報整備報告書」,

- (2018年1月27日取得, https://www.env.go.jp/earth/report/h28-03/index.html).
- 環境エネルギー政策研究所編,2014,『地域の資源を 活かす再生可能エネルギー事業』金融財政事情研 宏会
- 北風亮・小野田真二, 2018,「エネルギー大転換への 挑戦―ドイツ調査報告書」法政大学サステイナビ リティ研究所.
- 小林信一,2013,「再生可能エネルギーの政策史」国 立国会図書館.
- 資源エネルギー庁, 2016,「風力発電競争力強 化研究会報告書」, (2018年1月27日取 得, http://www.meti.go.jp/committee/

- kenkyukai/energy\_environment/furyoku/pdf/report 01 01.pdf ).
- 自然エネルギー財団,2014,「自然エネルギーの系統 連系問題と今後の方向性」
- -----, 2017, 「日本の風力発電のコストに関する研究」.
- 安田陽, 2013a, 『日本の知らない風力発電の実力』オーム社.
- ----, 2013b,「風力発電の系統連系問題---日本 の電力系統には本当に風力発電が入る余地はない のか?」『科学』83 (9): 987-996.

- Heinrich Böll Foundation, 2012, Energy Transition – The German Energiewende. (=2016, 自然エネルギー財団監訳「エネルギー転 換 ドイツのエナギーヴェンデ」.).
- IEA, 2014, The Power of Transformation Wind, Sun and the Economics of Flexible Power Systems, International Energy Agency, Paris. (=2015、荻本他監訳「電力の改革」NEDO.).
- IRENA, 2018, Renewable Power Generation Costs in 2017, International Renewable Energy Agency, Abu Dhabi.
- U.S.DOE, 2018, Wind Technology Market Report 2017, U.S. Department of Energy.

北風 亮 (キタカゼ・リョウ) 法政大学大学院公共政策研究科博士後期課程

### <特集論文>

# 持続可能な開発目標(SDGs)と実施のための マルチレベル・ガバナンス

Sustainable Development Goals (SDGs) and Multi-level Governance for Implementation

小野田 真 二 Shinzi Onoda

#### Abstract

Sustainable Development Goals (SDGs) are steadily spreading in society. But are they really goals that we should aim for in the world? If so, how can they be effectively addressed to implement the SDGs with various actors? In order to answer these questions, this paper first examined the significance of SDGs. Secondly, how Japan can improve multi-level governance in implementing SDGs were considered. As the significance of SDGs, we derived the following four points. (1) A comprehensive set of concrete goals with a due date for various problems that prevent sustainable development. (2) Integrated solutions began to be demanded. (3) They facilitate transformation of society. (4) SDGs pushed sustainable development to a major agenda of the world. There are three elements of multi-level governance: vertical coordination, horizontal coordination, and stakeholder engagement. In the implementation of SDGs and follow-up & review, it became clear that in relation to Japan, there is room for improvement in all three elements of multi-level governance. Especially for Japan, it is essential to draw a firm picture of future society, and to identify the way to go forward by backcasting from there. When considering that, process where multi-stakeholders are fully engaged should be taken.

Keywords: Sustainable Development Goals (SDGs), follow-up and review, multi-level governance

#### 要旨

持続可能な開発目標(SDGs)は、着実に社会に浸透しているが、本当に世界で目指すべき目標なのだろうか。また、多様な主体が関与する SDGs に対し、いかにして実施を効果的に進めていけばよいのだろうか。これらの疑問に答えるため、本稿では、第一に、SDGs の意義を検討し、第二に、主に日本を対象に、SDGs を実施していくにあたってのマルチレベル・ガバナンスのあり方を考察した。SDGs の意義としては、①持続可能な開発を阻む様々な問題について、達成期限のある具体的な目標を包括的に定めたこと、②統合的な解決が求められるようになったこと、③変革を促しやすくなったこと、④持続可能な開発を世界の主要議題に押し上げたこと、の4点を導き出した。マルチレベル・ガバナンスは、垂直的調整、水平的調整、ステークホルダー

の関与の3要素がある。SDGsの実施とフォローアップ・レビューにおいては、日本との関連では、マルチレベル・ガバナンスの3要素すべてにおいて改善の余地があることが明らかとなった。特に日本としては、将来あるべき日本の姿をしっかりと描き、そこからバックキャスティングで進むべき道筋を特定する戦略が不可欠であること、その検討の際には、マルチステークホルダーが十分に関与するプロセスを踏むべきことを指摘した。

キーワード: 持続可能な開発目標 (SDGs)、フォローアップ・レビュー、マルチレベル・ガバナンス

### 1 はじめに

「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世 代のニーズも満足させるような開発」という、世 界で最も受け入れられている持続可能な開発の概 念は、1987年の「環境と開発に関する世界委員 会」(ブルントラント委員会)によって提唱され た。同委員会は、国連総会によって「2000年ま でに持続可能な開発を達成し、また、これを永続 するための長期戦略を提示すること」をミッショ ンの一つに与えられ、報告書「Our Common Future」をとりまとめた。ブルントラント委員 会の提言が、1992年の地球サミット開催へとつ ながり、持続可能な開発の達成に向けた世界的取 組みのきっかけとなったことから、その功績に疑 う余地はない。しかし現実を見れば、2000年は もとより、Our Common Future の発表から 30 年以上が経過した現在も、世界の持続可能な開発 は達成されていない。

そうした中、持続可能な開発目標(SDGs)は、 着実に社会で浸透している。2016年1月から始まった実施期間は今年で4年目に突入し、国はもちろんのこと、自治体も独自のSDGs 戦略を策定し始めている。また、企業も持続可能性の要素を経営戦略に取り込み、事業を通じたSDGsへの貢献に舵を切り始めている。しかし、SDGsは先進国と途上国の両方を対象とするだけでなく、地球規模から個人の生活レベルまで、様々な社会・環境課題を内包するという性格を有していること から、受け手によって様々な捉え方をされているのが現状ではないだろうか。例えば、個別分野で活動をしてきた人には、その地点から SDGs を眺めることになり、異なる分野の目標を並べただけのものに見えるかもしれない。また、国連の場で採択された目標を各国・各主体が取り組むという構図を踏まえれば、外から押し付けられるものと捉える人もいるかもしれない。果たして SDGsにはどのような意義があり、本当に世界で目指すべき目標なのだろうか。そこで本稿の第一の目的として、SDGs の意義を検討することとしたい。

SDGs は世界レベルの目標を定めているものではあるが、コミュニティから国、国際と、様々なレベルで実施が求められている。そしてフォローアップとレビューは SDGs の取組みを後押しするのに不可欠な要素である。世界で取り組むに値するものとした場合に、多様な主体が関与する SDGs に対し、いかにして実施を効果的に進めていけばよいのだろうか。そこで本稿の第二の目的として、主に日本を対象に、SDGs を実施していくにあたってのマルチレベル・ガバナンスのあり方を考察する。これらの二つの点は、実社会で SDGs の取組みを強化する上でも、サステイナビリティを題材とする研究を行う上でも重要な出発点になると考えられる。

# 2 マルチレベル・ガバナンスに着目する 理由

マルチレベル・ガバナンスとは、水平的調整、 垂直的調整、マルチステークホルダーの関与とい う3つの要素を含むものである(Zusman and Amanuma eds. 2018)。水平的調整とは、政府 の部局間の協働を指す。各担当者が共通の問題に 対する異なる立場を尊重しあうことで、より効果 的な解決策を生み出したり、効率的な資源配分が 可能となる。垂直的調整は、環境問題等の国際的 な目標の達成に向けて、地方、国、国際といった 異なる意思決定レベルで、政策担当者間の相互調 整を図るものである。例えば、地域に特有の環境 問題に対して、自治体がとりうる対策と、国や国 際機関がより広域的な観点から実施する政策や支 援を組み合わせていくことが重要になる。自治体 や企業、NGO といったマルチステークホルダー の関与は、新しいアイデアや視点を取り込んだり、 決定の質や耐性を高めること等につながる。

後述するように、SDGs は目指すべき姿としての17のゴールと、具体的な到達目標を定める169のターゲットから構成される。ターゲットの達成度を測るために232の指標も用意されている。しかし、京都議定書やパリ協定のように、実施のためのルールは定められていない。SDGs は世界レベルで達成を目指すものではあるが、何をどのように取り組むのかは、国をはじめとして、

自治体、企業、NGO、科学者や国際機関といった様々なステークホルダーに完全にゆだねられている(蟹江編 2017)。SDGs を効果的に実施する鍵の一つであるフォローアップ・レビューの仕組みを含め、SDGs をめぐるマルチレベル・ガバナンスが効果的に機能しなければ、SDGs の達成はできないのである。

以下では、まず SDGs とそれを中核要素に含む 2030 アジェンダの内容をレビューし、それらの特徴を把握する。その後、国際的な SDGs の実施およびフォローアップ・レビューの状況、さらには国レベル、自治体レベルおよび企業の SDGs の実施状況を批判的に概観することで、SDGs の意義と SDGs を効果的に推進するためのマルチレベル・ガバナンスのあり方について考察を行っていく。

### 3 2030 アジェンダの概要

SDGs は 2015 年 9 月に国連総会で採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核要素として含まれている。まずは、2030 アジェンダの概要を見ていこう。

2030 アジェンダは、①前文、②宣言、③持続 可能な開発目標(SDGs)、④実施手段(MOI: Means of Implementation)、⑤フォローアップ・ レビュー(FUR: Follow Up and Review)で構

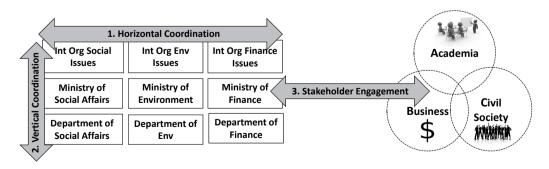


図1 マルチレベル・ガバナンスの概念モデル 出典: Zusman and Amanuma eds 2018

成されている。(※カッコ内の数字はパラグラフ番号、③はSDGsのゴールとターゲット以外の個所を記載。)

①前文では、世界を持続的かつ強靱(レジリエント)な道筋に移行させるための旅路において、誰一人取り残さないこと「leaving no one behind」を誓っている。SDGs の 17 ゴールと 169 ターゲットは、統合され、分割不可で、持続可能な開発の三側面(経済、社会、環境)を調和させるものであり、このような SDGs の性質は、2030 アジェンダの目的が実現されることを確保する上で極めて重要であるとしている。

②宣言では、2030 アジェンダおよび SDGs の 達成年、適用対象、各主体の役割等が記載されて いる。すなわち、SDGs のゴールとターゲット は、包括的、普遍的、変革的で人間中心であり、 2030年までに完全に実施され(2)、すべての国 に適用される(5)。SDGs は MDGs を基礎とし つつ、MDGsの未達成部分の完全達成を追求す るとともに (16)、MDGs のスコープを遥かに超 えて、幅広い経済・社会・環境の目的を提示する (17)。SDGs のゴールとターゲットは 2016 年 1 月1日から効力を持ち、国、地域、グローバル・ レベルで新目標を実施する (21)。地域社会のつ ながりと安全の確保の他、イノベーションと雇用 を促進するための都市や人間の居住地の更新、計 画を実施するために地方政府やコミュニティと協 働する(34)。そして、小規模企業から多国籍企業、 協同組合、市民社会組織や慈善団体等多岐にわた る民間部門が新アジェンダの実施における役割を 有することを認知している(41)。

③持続可能な開発目標(SDGs)では、ターゲットは地球レベルの目標であり、それぞれの国が置かれた状況を考慮し、自国のターゲットを設定する。各国政府は、グローバルなターゲットをどのように国家計画プロセス、政策、戦略に取り入れられるかを決定する(55)。

④実施手段(MOI)では、政府、市民社会、民間セクター、国連機関等、全てのアクターが利用可能な資源を活用し、グローバル・パートナー

シップの下でゴールとターゲットの実施にあたる (60)。

⑤フォローアップ・レビュー (FUR) は、 SDGs の着実な実施の鍵とも言えるが、ここでは 原則、指標、レビューのプロセス等について記載 されている。具体的には、FURの原則は、すべ てのレベルにおいて自主的で、国主導で、すべて の人々に開かれて包摂的で、参加型で、透明性が あり、人間中心で、既存の仕組みを活用し、実証 ベースで実施される(74)。グローバル指標は、 2016年3月の国連統計委員会で合意し、国連経 済社会理事会及び国連総会で採択される(75)。 地方、国、地域、全世界レベルでの定期的且つ包 摂的なレビューの実施に取組む(77)。グローバ ルな定期的レビューは、経済社会理事会主催の下 の年次のハイレベル政治フォーラム (HLPF) で 実施する(84)。さらに国連総会主催の下でも、4 年に1度のペースで HLPF を行う。

# 4 SDGs のゴール、ターゲット、指標の 関係性

次に、SDGsのゴール、ターゲット、指標の関係性を見ていく。表1にSDGsの17ゴールを、表2にゴール6の下のターゲットと指標の全文を記載した。SDGs は厳密には持続可能な開発に関する17のゴールの集合を示す呼び名であり、各ゴールは2030年に目指す姿を描いていることが分かる。具体的な到達目標が記載されているのはターゲットであり、SDGsの進捗状況を測る指標もターゲットの達成度合いを測るものとして作成されている。また、各ゴールとその下のターゲットとの間に厳密な対応関係はなく、ターゲットを達成すればゴールが達成できるとも言い切れない。

具体的なターゲットの内容としては、貧困、開発、環境、経済、社会といった複数の要素を含んでいることがわかる。例えば、水と衛生に関するSDGsのゴール6では、6.1と6.2が飲料水や衛生施設へのアクセスを追求するものであり、6.3

~6.6 は水質改善や水の持続可能な管理、水分野の生態系保全等と関連する内容、6.a と 6.b は能力構築や地域コミュニティの参加支援といった実施手段に関わる内容となっている。このことから、ゴールのみを見て、環境関連、社会関連、あるいは経済関連のゴールと単純に言えないことは明らかである。

ターゲットには、交渉上の妥協点も当然含まれている¹)。例えば、「全ての人々の」や「割合半減」等の具体的到達目標があるターゲットと、「大幅に」等の具体的到達目標がないターゲットが混在している。エネルギーに関するゴール7とその下のターゲットには、「現代的エネルギー」や「クリーンエネルギー」という文言があるが、具体的に何を指すかは特定されていない(ここには明らかに原子力発電や石炭火力発電も含まれる)。さらに、

SDGs の採択後にパリ協定に合意した COP24 が控えていたために、緩和策が SDGs 交渉から外された結果、気候変動に関するゴール 13 のターゲットは適応策を中心とする内容となっている。要するに、たとえ全てのターゲットを達成できたとしても、世界が持続可能な開発を達成するとも言い切れないのである<sup>2)</sup>。

指標については、SDGs 交渉の対象から外され、国連統計委員会の下の専門家グループが主導する形で議論が進められた。2018年7月にようやく採択されたものの、各国でそもそもデータが整備されていないという問題もある。このようにSDGs にはいくつも課題があり、実施を進めるとともに、さらに改善していくための努力と議論の積み重ねが必要とされている。

表 1 SDGs の 17 ゴール

| ゴール 1  | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる   |
|--------|--|
| ゴール 2  | 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する   |
| ゴール 3  | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する   |
| ゴール 4  | すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する  |
| ゴール 5  | ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う  |
| ゴール 6  | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する   |
| ゴール 7  | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する  |
| ゴール 8  | 包摂的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間<br>らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する          |
| ゴール 9  | 強靭 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推<br>進を図る                            |
| ゴール 10 | 各国内及び各国間の不平等を是正する  |
| ゴール 11 | 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する   |
| ゴール 12 | 持続可能な消費生産形態を確保する   |
| ゴール 13 | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる   |
| ゴール 14 | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する   |
| ゴール 15 | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならび<br>に土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する       |
| ゴール 16 | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、<br>あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| ゴール 17 | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する   |

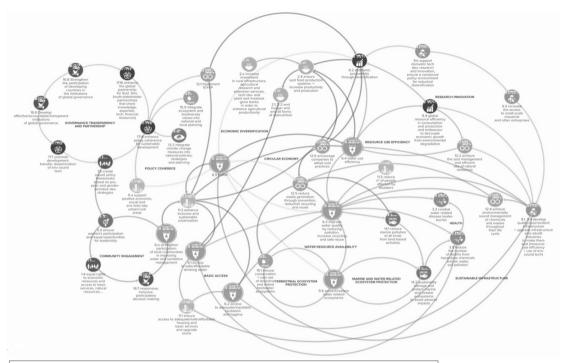
表2 ゴール6のターゲットと指標

| ターゲット  | 指標(※総務省仮訳)   |
|--|--|
| 6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。   | 6.1.1 安全に管理された飲料水サービスを利用する<br>人口の割合                                |
| 6.2 2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。   | 6.2.1 (a) 安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口の割合、(b) 石けんや水のある手洗い場を利用する人口の割合    |
| 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化  | 6.3.1 安全に処理された排水の割合  |
| 学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び<br>再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させる<br>ことにより、水質を改善する。                     | 6.3.2 良好な水質を持つ水域の割合  |
| 6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を   | 6.4.1 水の利用効率の経時変化  |
| 大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水<br>不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に<br>減少させる。                             | 6.4.2 水ストレスレベル:淡水資源量に占める淡水<br>採取量の割合                               |
| 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、<br>あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。   | 6.5.1 統合水資源管理 (IWRM) 実施の度合い (0-<br>100)                            |
|  | 6.5.2 水資源協力のための運営協定がある越境流域<br>の割合                                  |
| 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、<br>湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。                                      | 6.6.1 水関連生態系範囲の経時変化  |
| 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。 | 6.a.1 政府調整支出計画の一部である上下水道関連<br>の ODA の総量                            |
| 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。  | 6.b.1 上下水道管理への地方コミュニティの参加の<br>ために制定し、運営されている政策及び手続のある<br>地方公共団体の割合 |

SDGsの実施にあたり重視されているのが、169ターゲットの相互の関係性を考慮し、統合的な解決を目指すことである。このためには貢献したいと考えるターゲットを起点に、相乗効果を生み出すターゲットは何か、あるいは負の影響を与えそうなターゲットは何かを特定していくことが求められる。図2は、後述する「持続可能な開発のためのアジア太平洋フォーラム」(APFSD)の中で実際に示されたゴール6と他のゴールとの相互関係を可視化したものである(UNESCAP 2018)。連鎖的に影響が出るターゲットは、地理的に近い場合もあれば、原料調達にかかわる場合には地球の裏側のことまで考慮が必要になることもある。

例えば、途上国のコミュニティ内に簡易型トイレを提供すると、水質汚染とそれに伴う病気の蔓

延を防ぐことができ、健康・福祉に貢献できる。 そのうえ、糞尿を飼料として活用すれば農業の生 産性が高まり、飢餓や貧困の削減にもつながるか もしれない。あるいは山間部に太陽光エネルギー を設置する場合は、持続可能なエネルギー供給が 増加しCO2排出削減につながる上に、地域の雇 用や富の創出をもたらす一方で、景観の悪化や土 砂崩れといった防災面での負の影響が出る可能性 もあるだろう。その場合、負の影響を出さないよ うに設置場所を変えるのか、別のエネルギー源を 選択するのか、あるいは防災の手立てをするのか、 といったことを考慮し影響を最小限にとどめる努 力が求められる。そのためには様々な専門知識や 地元住民の知見を取り込むためのパートナーシッ プが必要とされるだろう。もし問題解決ができれ ば、新たなイノベーションとなり新しいビジネス



\*This visualisation map is to stimulate discussion and does not provide a comprehensive overview of all interlinkages

図 2 SDGs のゴール 6 と他のゴールとの関係性を示した図 (UNESCAP 2018)

が生まれる可能性もある。このような統合思考は、 SDGs の交渉時から強調されていた点であり、実 施のあらゆる局面で考慮が求められている。

## 5 国際的な SDGs の実施およびフォロー アップ・レビューの状況

実施状況をしっかりとフォローアップ・レビューすることが、SDGsの実効性を高める鍵である。2030アジェンダに記載されているとおり、SDGsのフォローアップ・レビューは、全世界、地域、国、地方レベルで、定期的且つ包摂的に取組むことになっている。ここでは HLPF を頂点とする国際的なフォローアップ・レビューのプロセスについて、日本が含まれる地域を例に見ていくこととする3)。

HLPF は経済社会理事会 (ECOSOC) 主催で毎年開催されるものと、国連総会主催で4年に1度の頻度で開催されるものの2種類がある。国連

総会主催の HLPF は、各国の首脳レベルが参加する。2019 年は 2030 アジェンダが採択されてから初めての会合であり、9月24・25 日に開催されることが決まっている。SDGs サミットと呼ばれる本会合は、気候変動サミットおよび開発資金に関するハイレベル対話と並行で開催され、持続可能な開発に向けた進展の加速化が目指されている。

経済社会理事会主催の年次の HLPF は、毎年7月頃に、各国の閣僚級が参加し、その年のテーマに関するレビュー、その年に取り上げるゴールに関するレビュー、(アジア太平洋等の) 地域に関するレビュー、自発的国家レビュー (VNR: Voluntary National Review) 等が行われる。 VNR は、各国が自主的に SDGs の取組みを発表するもので、2016年は22ヵ国、2017年は43ヵ国、2018年は46ヵ国が発表を行った(日本は2017年に VNR を実施)。2030 アジェンダ採択後の年次 HLPF のテーマとゴールは以下の

通りである (※カッコ内数字は SDGs のゴール)。

2016年: 誰一人取り残さないことを確かに

する(特定のゴールを取り上げな

かった)

2017年: 変わり行く世界における貧困の撲

滅と繁栄の促進(1、2、3、5、9、

14, 17)

2018年: 持続可能で強靭な社会に向けた変

革 (6、7、11、12、15、17)

2019年: 人々の地位向上と、包摂性と衡平

性の確保(4、8、10、13、16、

17)

国連総会主催および ECOSOC 主催のいずれの HLPF も SDGs の世界レベルの進捗確認、各国による経験共有とコミットメントの発表、首脳ないし閣僚らによる政治宣言の採択等が行われる。 HLPF は、気候変動枠組条約締約国会議のような国際交渉の場ではない。 VNR を含む各種レビューにおける各国代表者の主な発言内容は、自国の優れた取組みか、あるいは必要としている支援となるため、ショーケースとしての要素が大きい。 また、会合の出席に加えて、スピーチの準備や各国との会談を通じ、首脳や閣僚らに SDGs の重要

性について認識を深めてもらうことで、SDGs への政治的モメンタムを向上させる場としても機能している。

年次の HLPF の準備的な位置づけとして、地 域、サブ地域の会合と、開発資金のフォローアッ プに関するフォーラム (FfD フォーラム)、科学 技術イノベーションフォーラム (STI フォーラ ム)、そしてその年に取り上げるゴール毎の専門 家会合等が、HLPFに先立って毎年開催されて いる。日本が属するアジア太平洋地域では、地 域レベルの会合として、ECOSOC の地域委員会 の一つである国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) が主催する「持続可能な開発に関する アジア太平洋フォーラム | (APFSD、47ヵ国が 参加)が毎年3月頃に、サブ地域の会合として、 同じく ESCAP が主催する 「SDGs に関する北 東アジア・マルチステークホルダーフォーラム」 (NEA SDGs、6 か国が参加) が HLPF 前年の秋 頃に開催されている。いずれの会合も HLPFで 取り上げるテーマと SDGs のゴールについての 進捗状況、経験や課題の共有が行われる。しかし 参加国数の関係もあり、APFSD は HLPF ほど、 NEA SDGs は APFSD ほど政治的注目度が高く ない。その代わりに、下側(サブ地域)にいくほど、

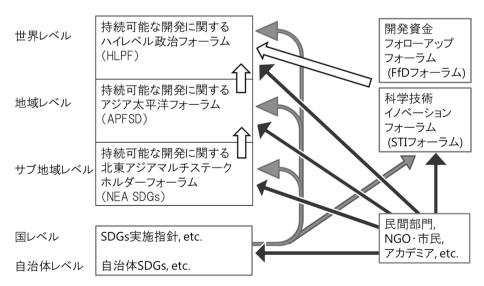


図3 SDGsのフォローアップ・レビュープロセス(筆者作成)

各国政府関係者との平場での意見交換や、研究者 や市民社会のネットワークの強化あるいは協働が 推進されている。

こうした SDGs の国際的なフォローアップ・レビューの課題としては、連続性が弱いボトムアップのプロセスになっていることと、ステークホルダーが関与する機会の不十分さが挙げられる。これらの課題は、上述したショーケース、モメンタム向上の場となっていることと表裏の関係にある。

連続性が弱いという点については、例えば NEA SDGs の会合の結果は APFSD で報告されるものの、それについて地域の視点から何をどう改善していくか等の議論はされない。同様に、APFSD の結果は HLPF で報告されるものの、そこから先の議論に結び付いていない。この原因の一つは、HLPF が気候変動交渉のように COPで何かをまとめるものではない、ということが挙げられる。気候変動の場合は、年末の COP 会合に向けて準備会合で論点の洗い出しをする等、議論の積み重ねがあるが、各国にとって HLPF は現状、ショーケース以上の役割がないのである。(尚、SDGs の進捗状況は、国連事務局がレポートを取りまとめて、それぞれの会合で発表している。)

ステークホルダーが関与する機会が不十分である点は、市民社会組織からの指摘である。HLPF、APFSD、NEA SDGsのいずれの会合においても、政府関係者のみならずメジャーグループと他のステークホルダー(MGoS)4)と呼ばれるマルチステークホルダーが参加し、市民社会の立場からインプットが行われている。例えば、アジア太平洋地域では、ESCAPの支援により設立された APRCEM (Asia Pacific Regional CSO Engagement Mechanism)と呼ばれる市民社会組織のプラットフォームがある。APRCEMは、アジア太平洋地域及び世界レベルの政府間プロセスにおいて、市民グループ間の協調を促し、アジア太平洋の全てのサブ地域の意見を届けるために、毎年 APFSD が開催される直前に市民社会

フォーラムを開催している $^{5)}$ 。 $^{5)}$ 0。 $^{5)}$ 0。 $^{5)}$ 2。 $^{5)}$ 3。 $^{5)}$ 3。 $^{5)}$ 4。 $^{5)}$ 5。 $^{5)}$ 6。 $^{5)}$ 7。 $^{5)}$ 7。 $^{5)}$ 8。 $^{5)}$ 7。 $^{5)}$ 8。 $^{5)}$ 7。 $^{5)}$ 8。 $^{5)}$ 9

#### 6 国レベルの SDGs の実施状況

日本では SDGs はどのように推進されているだろうか。国レベルでは、日本政府が 2016 年 5 月 20 日に、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官および外務大臣を副本部長、他の全ての大臣を本部員とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置した。その翌週となる 5 月 26・27 日に G7 伊勢志摩サミットを控えていたことから、G7 議長国としてのアピールを狙って SDGs 推進本部が設置されたと考えられる。

推進本部の会合は半年に1回のペースで開催されており、本稿執筆時点(2019年1月)までに計6回開催された。第1回はSDGs 実施指針を策定することを決定、第2回はSDGs 実施指針を決定、第3回はSDGs の取組状況の共有と「ジャパンSDGs アワード」の創設を決定、第4回はSDGs アクションプラン 2018 および第1回「ジャパンSDGs アワード」受賞団体の決定、第5回は拡大版 SDGs アクションプラン 2018 を決定、第6回は SDGs アクションプラン 2019 および第2回「ジャパン SDGs アクションプラン 2019 および第2回「ジャパン SDGs アワード」受賞団体の決定が行われた $^{7}$ 。SDGs 推進本部の各回の開催状況を見てみると、毎回  $10 \sim 15$  分の開催と

なっていることから、実質的な審議は行われておらず、用意された指針やプランを説明・承認する 場となっていることが分かる。

SDGs 実施指針では、ビジョンを「持続可能で 強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、 環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を 目指す」、実施原則を①普遍性、②包摂性、③参 画型、④統合性、⑤透明性と説明責任、と定めて おり、2030 アジェンダと SDGs をよく踏まえた ものであると言える。具体的な指針の内容として は、1) あらゆる人々の活躍推進、2) 健康・長寿 の達成、3) 成長市場の創出、地域活性化、科学 技術イノベーション、4) 持続可能で強靭な国土 と質の高いインフラの整備、5) 省・再生可能エ ネルギー、気候変動対策、循環型社会、6)生物 多様性、森林、海洋等の環境の保全、7) 平和と 安全・安心社会の実現、8) SDGs 実施推進の体 制と手段、からなる8つの優先課題を設定してい る。また、実施指針の付表には、8つの課題に関 連する各省の施策、関連する SDGs のターゲット、 指標、関係省庁が整理されている。

実施指針の最初のフォローアップは 2019 年夏に実施される予定となっている。これは 2019 年9月に首脳級の HLPF が開催されることを視野にいれて設定されたものである。その後も首脳級の HLPF に合わせ、少なくとも 4 年ごとに取組状況の確認と見直しを行うとしている。また、2019 年の冬には実施指針の改定も行われる。

これまでに2回にわたりアップデートされてきたSDGsアクションプランでは、日本が構築を進める「SDGsモデル」の中核要素として、①SDGsと連動する「Society 5.0」の推進、②SDGsを原動力として地方創生、強靭かつ環境に優しい魅力的なまちづくり、③SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント、の3つの柱をたてるとともに、SDGs実施指針の8領域に関する具体的な取組みを記載している。この具体的取組みとは、SDGs実施指針の付表で整理された各省施策をベースに、最新の政策および社会動向や予算情報を加えてまとめたものである。

SDGs 推進本部の下には、各省の審議官や局長クラスが構成員として参加する「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部幹事会」と、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行うSDGs 推進円卓会議が設置されている。幹事会の設置目的は、「関係行政機関相互の機動的な連携を図るため」とされている。開催時期・頻度や議論の内容は非公開であるが、ここで SDGs 実施指針やアクションプランの実質的調整が行われているものと考えられる。

SDGs 円卓会議は、年に2回の頻度で、推進本 部会合の2週間~1か月ほど前に開催されてい る。設置要綱では、「持続可能な開発目標(SDGs) の達成に向けた我が国の取組を広範な関係者が協 力して推進していくため」と目的が記載されてい る。この目的からは、様々なステークホルダーを 巻き込んで政府の取組みを進めるもののようにも 見えるが、実態は推進本部で取り上げられる議題 について委員から意見を聞くための場に終始して いる。この点について、円卓会議のメンバーの一 人は、アクションプランが完成されてから報告す る形で提示されるため、有効なインプットができ ないことを指摘している<sup>8)</sup>。また、別のメンバー は実質的な議論や作業を行うために分野ごとのタ スクフォースの設置を提案しているが<sup>9)</sup>、現在ま でにこれに応えるような動きは見られていない。

#### 7 自治体レベルの SDGs の実施状況

県・市町村における SDGs の取組みは、内閣府が主導する地方創生の枠組みの下で進められる「自治体 SDGs」、「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」、さらに環境省第 5 次環境基本計画の下で進められる「地域循環共生圏」の取組みがある <sup>10)</sup>。

「SDGs 自治体」は、内閣府により進められてきた「環境未来都市」構想を発展させたもので、2018年6月に「SDGs 未来都市」と「自治体SDGs モデル事業」が選定されたところである。

SDGs 未来都市は、「環境未来都市 | 構想では対 象とされなかった都道府県も含め、SDGs の達成 に向けて優れた取組みを提案した29自治体が選 ばれており、事業計画策定への支援や助言、取組 状況のフォローアップ、成功事例の普及展開を含 む省庁横断的な支援が行われる<sup>11)</sup>。自治体 SDGs モデル事業は、SDGs 未来都市の中から特に先導 的な10事業に対して、上限を4千万円とする補 助金支援を行うものである。内閣府としては、こ れらの取組みを優良事例として普及・展開を図る ことで、より多くの自治体で SDGs の取組みが 拡大することを目指している。以下は「SDGs未 来都市」に選定された自治体のリストである(番 号に○がついている自治体が「自治体 SDGs モ デル事業」にも選定)。この29自治体の中で、9 つの自治体が「環境未来都市」構想での「環境モ デル自治体」あるいは「環境未来都市」にも選ば れていたが12)、20自治体は新規に選定された。

- 1 北海道、2 北海道札幌市、③ 北海道ニセコ町、
- ④ 北海道下川町、5 宮城県東松島市、
- 6 秋田県仙北市、7 山形県飯豊町、8 茨城県つ くば市、⑨ 神奈川県、⑩ 神奈川県横浜市
- ① 神奈川県鎌倉市、② 富山県富山市、13 石川 県珠洲市、14 石川県白山市、15 長野県

16 静岡県静岡市、17 静岡県浜松市、18 愛知県豊田市、19 三重県志摩市、20 大阪府堺市 21 奈良県十津川村、22 岡山県岡山市、23 岡山県真庭市、24 広島県、25 山口県宇部市 26 徳島県上勝町、27 福岡県北九州市、28 長崎県壱岐市、29 熊本県小国町

SDGs 未来都市の応募にあたっては、2030 年に向けた自治体のビジョン、SDGs にどのように取り組んでいくか、その実施可能性と推進体制、さらには SDGs モデル事業として特に注力する 先導的取組みについて、 $15\sim50$  ページの分量で提案することが求められていた(詳細は表 3 を参昭)。

例えば下川町では、2030年のあるべき姿(下川町では「ありたい姿」と呼ぶ)を作成するにあたり、下川町総合計画審議会に、様々なバックグラウンドを持つ町民委員(10人)から構成される「SDGs 未来都市部会」を新設した。半年間で13回にわたる議論を行い、ありたい姿から考えた事業案も合わせてとりまとめた。この「ありたい姿」は、下川町に根付く地域のアイデンティティに根ざすものでありつつ、SDGsの基本理念や、気候変動に関するパリ協定が目指す「脱炭素社会」等の国際的な目標を包含するものとなって

#### 表 3 SDGs モデル事業の申請で求められた記載事項

- 1 全体計画(自治体全体での SDGs の取組)
- ①将来ビジョン
  - (1) 地域の実態
  - (2) 2030年のあるべき姿
  - (3) 優先的に取り上げるゴール、ターゲット
- ②自治体 SDGs の推進に資する取組
  - (1) 自治体 SDGs の推進に資する取組の概要
  - (2) 情報発信・普及啓発、自治体 SDGs モデル事業の 普及展開
- ③自治体 SDGs の取組実施可能性
  - (1) 各種計画への反映
- ④推進体制
  - (1) 行政体内部の執行体制
  - (2) 域内の連携 ※住民、企業・金融機関、教育・研究機関、 NPO 等
  - (3) 自治体間の連携(国内)
  - (4) 国際的な連携

- 2 自治体 SDGsモデル事業 (特に注力する先導的取組)
- ①自治体 SDGs モデル事業での取組提案
  - (1) 課題・目標設定と取組の概要(自治体 SDGs モデル事業の全体像)
  - (2-1) 経済面の取組
  - (2-2) 社会面の取組
  - (2-3) 環境面の取組
  - (3-1) 三側面をつなぐ統合的取組 (自治体 SDGs 補助金対象事業)
  - (3-2) 三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果 (新たに創出される価値)
  - (4) 自律的好循環
  - (5) 多様なステークホルダーとの連携
  - (6) 資金スキーム
  - (7) 取組全体のスケジュール

いる。さらに実施の進捗を測る指標についても部会で検討しており、2018年度に策定予定の「第6期総合計画」の中で定量的なSDGs指標を組み込んでいくことが予定されている(IGES・下川町 2018)。

下川町は第1回のSDGsアワード総理大臣賞を受賞した優良事例ではある。とはいえ、全55件の応募の中からSDGs未来都市に採択された自治体については、2030年を見据えてSDGsが上位計画に組み込まれる形で、且つ、フォローアップも行われながら取組みが進展することが期待できるのではないか。

「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム」は、2018 年 8 月 31 日に設立総会が開催された。本プラットフォームは、「「環境未来都市」構想推進協議会」を改組して設置されたもので、マッチング支援(取組みやノウハウ、イベントの情報共有)、分科会開催、普及展開活動(展示会出展、国際フォーラム開催等)を通じて、広範なステークホルダーとのパートナーシップの深化、官民連携の推進が図られている。会員は以前と同様に、自治体、関係省庁、民間団体等により構成されているが、その数は「環境未来都市」構想推進協議会では 266 団体(内、自治体が 162 団体) 13)だったのが、地方創生 SDGs 官民連携プラットフォームでは 514 団体(内、自治体が 216 団体) 14)にまで増加している。

「地域循環共生圏」は 2018 年 4 月に閣議決定された第 5 次環境基本計画で提唱された概念である。同計画では、循環共生型の社会(環境・生命文明社会)<sup>15)</sup> が目指すべき持続可能な社会の姿と設定。「地域循環共生圏」は、それを実現するためのアプローチという位置づけで、各地域がその特性に応じ、地域資源を最大限活用し、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と地域資源を補完し、支え合うことで創造するものとされている。ここでいう近隣地域との補完とは、具体的には、都市と農産漁村の交流・連携、流域圏の連携等がある。また、今後の環境政策の展開にあたっては SDGs の考え方、例えば、持続可能な開発の

三側面(経済、社会、環境)の調和において環境がその基盤になること、SDGsで見た場合の他のゴールとのトレードオフを解消してWin-Winの発想を追及すること、「全員参加型」のパートナーシップを促進すること、バックキャスティングの思考法をとること等を活用していくとしている。このような地域循環共生圏の取組みを推進するため、2019年度の政府予算案の中には、地域循環共生圏づくりを支援するためのプラットフォームの構築、低炭素イノベーションや自然の恵みを引き継ぐための地域循環共生圏構築事業等が含まれた。

#### 8 国内企業の SDGs の実施状況

2030 アジェンダおよび SDGs で企業の役割が 期待されているだけでなく、SDGs への取組みが 企業にとって大きなビジネスチャンスになると言われている。例えば、2017年の世界経済フォーラムで発表されたレポートでは、SDGs が達成 されることで、食料と農業、都市、エネルギーと 資材、健康と福祉の 4 分野だけでも、2030 年までに少なくとも 12 兆ドルの経済価値と最大 3 億8000 万人の雇用創出がもたらされると試算している(BSDC 2017)。このような経済的便益は、ビジネスを通じて社会課題解決のためのソリューションを提供することで得られるという共通認識ができつつある。

企業が取組みを進めるためのガイドとして、国内外の多くの企業関係者に活用されているのが「SDG Compass」である。SDG Compass は国連グローバル・コンパクト(UNGC)と GRI (Global Reporting Initiative)、持続可能な開発のための世界経済人会議(WBCSD)によって作成されたもので、ビジネスを通じて SDGs に貢献するための5つのステップ(1. SDGs を理解する、2. 優先課題を決定する、3. 目標を設定する、4. 経営へ統合する、5. 報告とコミュニケーションを行う)を提示している(GRI et al. 2015)。

UNGC の日本窓口であるグローバル・コンパ

クト・ネットワーク・ジャパン (GCNJ) は、地 球環境戦略研究機関(IGES)との協働で、GC に加盟する日本の企業・団体 16)の SDGs の取組 みに関する調査を毎年行っており、筆者も2017 年からこれに参加している<sup>17)</sup>。いずれの年も回答 をした約3分の2がグローバルに事業を展開する 大企業である。この調査において SDGs の認知度 に関する設問では、CSR 担当者の定着度は一貫 して高く、経営陣も2018年に急激な伸びを示し、 約60%に達した。また、SDGsに対する認識に ついては、企業価値やビジネスチャンスと認識が 高い一方で、2018年の回答では「重要との認識 はない | はゼロ、「明確な目的は模索中 | も9% まで下がっている。さらに、SDG Compass にお ける5ステップでどの段階にあるかという設問で は、ステップ 1「SDGs を理解する」が 2016 年 の 54%から 2018 年には 31% まで減少しており、 大企業の間では具体的な検討や実施段階に入って いることが分かる (GCNJ・IGES 2019)。

このように大企業の認知と取組みが進んでいる最も大きな理由は、2017年11月に日本経団連が企業行動憲章を改定し、Society 5.0<sup>18)</sup>の実現を通じたSDGsの達成を柱に据えたためと考えられる。経団連の会員は日本を代表する1500以上の企業と団体であり、その影響力は非常に大きい。実際、ある企業のCSR担当者は、自社のトップが経団連の役職を務めており、SDGsへの取組みの強い動機付けになったと述べていた<sup>19)</sup>。

また、従来型の財務情報だけでなく、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の三側面を考慮する ESG 投融資の拡大も、企業による SDGs の取組みの後押しとなっている。例えば ESG 投資は、世界全体の総投資の4分の1を占めるようになっている。日本では GPIF が、企業の公開情報をもとに ESG 要素を加味して銘柄を組み入れる株価指数を5つ(総合型2つ、特定のテーマ型として女性活躍を1つ、環境を2つ)採用し、3兆円規模で運用を行っている。SDGs に賛同する企業が自社にふさわしい SDGs のゴールもしくはターゲットを事業活

動として取り込むことで、企業価値が持続的に向上すれば、GPIFにとっては長期的な投資リターンの拡大につながるため、ESGと SDGs は表裏一体の関係にあるという。また、ESG 投資では、環境・社会に悪影響をする企業は、銘柄から外れるという措置もとられるため、SDGs に反するような行動を抑制する力も働いている。

中小企業に特化した調査としては、関東経済産 業局による「中小企業の SDGs 認知度・実態等 調査 | がある (関東経済産業局・日本立地センター 2018)。これは2018年に日本で初めて実施さ れた、中小企業の代表取締役に対する調査である。 SDGs の認知度を聞いた設問では、「① SDGs に ついて全く知らない」が84.2%、「②聞いたこと があるが、内容は詳しく知らない」が8.0%となっ ており、「SDGs への理解が定着する」という点 では10%にも満たないことが分かる。また、① ~③と答えた 490 人の経営者に対し、「SDGs の 印象 | について聞いた質問では、「(国連が採択し たものであり/大企業が取り組むべきもので) 自 社には関係ない」、「優先度は下がる」と回答し た企業の割合が43.9%、「取り組む必要性を理 解するが、方法がわからない/余裕がない」が 52.7%、「既に取り組んでいる」が3.5%となっ たことが報告されている。ただし、SDGs 貢献に 寄与する社会課題解決等に資する(と関東経済産 業局が列挙した) 何らかの取組みを既に行ってい る企業が、認識の有無は別として、50%弱いるこ とも確認され、「企業の既存の取組と SDGs (社 会課題)との関係性の気付きを与える」ことの必 要性を指摘している。

#### 9 考察

ここまでの議論から SDGs の意義と、SDGs を実施していくにあたってのマルチレベル・ガバナンスのあり方を考察していく。前者の SDGs の意義については、少なくとも次の 4 点は言えるのではないか。

第一に、貧困問題や地球環境問題を含め、持続

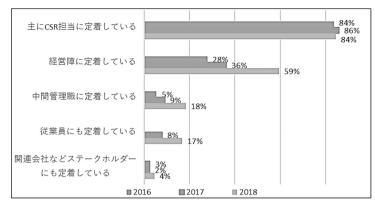


図 4 SDGs の認知度 n=2016: 147 2017: 163 2018: 180

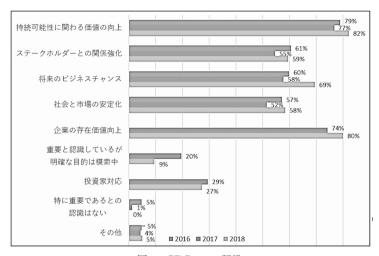


図 5 SDGs への認識 n=2016: 147 2017: 163 2018: 180

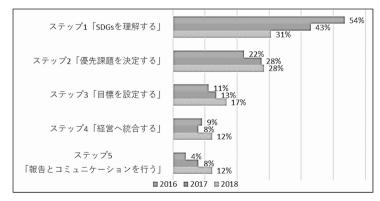


図 6 SDGs Compass の進捗状況 n=2016: 99 2017: 163 2018: 180

図 4~6の出典: GCNJ·IGES (2019) を基に筆者作成

| 問 1. SDGs の認知度・対応状況について           | n=500       |
|-----------------------------------|-------------|
| ① SDGs について全く知らない(今回の調査で初めて認識)    | 84.2% (421) |
| ② SDGs という言葉を聞いたことがあるが、内容は詳しく知らない | 8.0% (40)   |
| ③ SDGs の内容について知っているが、特に対応は検討していない | 5.8% (29)   |
| ④ SDGs について対応・アクションを検討している        | 0.8% (4)    |
| ⑤ SDGs について既に対応・アクションを行っている       | 1.2% (6)    |

表 4 中小企業代表取締役の SDGs 認知度・対応状況

可能な開発を阻む様々な問題について、達成期限のある具体的な目標を包括的に定めたことである。持続可能な開発の概念をめぐっては、これまで研究者を中心に様々な検討が行われてきた<sup>20)</sup>。それ自体は意義深いことではあるが、現実の取組みを後押しする性格のものではなかった。一方、SDGs は、持続可能な開発の達成に向けて、世界が合意した将来のあるべき姿を描き、個別目標と指標もある。幅広いステークホルダーに危機感と機会を認識させ、戦略や計画の構築および実施につなげていることから、ソフトローとしての役割も果たしていると言える。

第二に、統合的な解決が求められるようになったことである。「急速に進行しつつある大規模な地球的課題に対する各国政府の取組みには、自らを変革する必要性に対する認識不足がみられる。こうした課題は相互依存的な性格をもつと同時に一体的な性格をももっており、総合的な対応と市民参加が必要である。」とは、Our Common Future での一文である(WCED 1987)。2030 アジェンダにおいて繰り返しでてくる「統合的で分割不可」とはまさにこのことを指しており、SDGs によって、ようやく実態的な取組みの中で考慮されるようになってきたと言える。

第三に、上記2点の追求によって、変革を促しやすくなったことが挙げられる。達成期限付きのあるべき姿を起点とするバックキャスティングで、且つ、諸課題の統合的な解決を実現するには、イノベーションとマルチステークホルダーによるパートナーシップが不可欠である。政府であれ、民間企業であれ、世界が合意した社会課題のリス

トとしての SDGs と、複数課題の統合的解決は、 変革を促す大きな後押しになると考えられる。

第四に、持続可能な開発を、世界の主要議題に押し上げたことである。SDGs の策定は、2012年のリオ+20交渉の流れの中で決まったものではあるが、ステークホルダーとの数多くのコンサルテーションを経て、MDGs の経験と教訓も含める形で2030アジェンダが合意されたことで、幅広い支持を得ることに成功した<sup>21)</sup>。日本では政府、自治体のみならず、日本経団連がSDGsを柱に企業行動憲章を改定した。また、最近ではSDGsをテーマとする女性誌も発刊されるようになった<sup>22)</sup>。SDGs を共通言語に、社会の中で持続可能な開発のための取組みがますます広がっているのである。

では、SDGs を効果的に推進するためのマルチ レベル・ガバナンスはどうあるべきだろうか。垂 直的調整という視点で SDGs と日本を見た場合、 国内では自治体と国の取組みがあり、国際的に はサブ地域レベルで NEA SDGs、地域レベルで APFSD、世界レベルで HLPF という国際的なレ ビューに関与している。日本政府は SDGs 推進 本部の下で、G7や HLPF といった国際的な政治 イベントとの連動が強く意識しつつ、SDGs 実施 指針とアクションプランを策定していた。この点 からは、SDGs のフォローアップ・レビューがサ ブ地域から地域、そして世界レベルへと、ボトム アップで行われつつも、日本としてはこのプロセ スよりも HLPF に注力しているようにも見える。 この原因の一つとして、フォローアップ・レビュー の垂直的な関係性が弱いことが考えられるため、

何らかの強化がなされても良いかもしれない。

また、アジア太平洋地域の市民社会プラットフォームである APRCEM は、特に HLPF における各国の VNR で、市民社会組織も発言機会が与えられるべきことを指摘した。これに対し、市民フォーラムの場で応答した ESCAP のスタッフは、国際的レビューはボトムアップのプロセスで進んでおり、HLPF に至る以前に、NEA SDGsではステークホルダーが関与できる機会はより多くあり、さらにその前段階としての国内での参加と合意が重要となることを述べた<sup>23)</sup>。この点について、例えば NEA SDGsでは、6ヵ国のみの参加であるので、より踏み込んで批判的な意見も交えながら、1国ずつのレビューを行う等の会議運営上の工夫も必要であろう。

水平的調整という視点で国内の取組みを見ると、SDGs 実施指針では各省の関連施策が実施指針の8領域に整理されていた。世界の目標であるSDGs のゴールとターゲットからでは自社との関連がつかみにくい企業にとっては、国の施策との関連では取組みのイメージが持ちやすくなると思われる<sup>24</sup>。

その一方で、SDGsが要請する内容に照らしてみると、現在の実施指針とアクションプラン、および推進本部での検討プロセスには課題も多い。まず、実施指針とアクションプランで整理された各省の施策は、相互の関連性が検討されていない。相乗効果を生み出す施策の組み合わせは何なのか、部門間の統合や協働の創出を阻害するようなトレードオフがどこにあるのか等、問題の統合的解決という発想や政策間の調整は見受けられない。従来の縦割りから脱しておらず、各省施策にあう SDGs のゴールとターゲットをラベリングしただけに留まっていると言える。

また、実施指針では、ビジョンと8つの優先課題を設定しているが、2030 アジェンダが求めている自国のターゲットが設定されておらず、当然その進捗を測る指標も示されていない。2030 年あるいはそれ以降の日本がどこに向かうべきなのか。人口の減少と超高齢化が進行し、消滅が危惧

される自治体や後継者不足で倒産する企業が増加することが予測されている。さらには、気候変動影響の悪化、インフラの老朽化、IoTやAI、バイオテクノロジーの発展が進んでいる。SDGsに照らして、将来あるべき日本の姿をしっかりと描き、そこからバックキャスティングで進むべき道筋を特定する戦略が不可欠ではないだろうか。

この検討を進めるためには、円卓会議のメンバーが指摘するように検討段階から意見を聞いたり、タスクフォースを設置して具体的作業を行うことも重要である。それのみならず、国民各層から意見を聴取し、科学的知見も踏まえた上で、日本のあるべき姿を構想していかなければならない。SDGsの策定プロセスにおいて、各国政府のみならず、あらゆるステークホルダーの意見を集めたことで、SDGsが世界的広がりを見せたことは紛れもない事実である。また、下川町をはじめとするSDGs未来都市に選ばれた自治体でも住民意見を集める工夫がなされていた。国レベルでもマルチステークホルダーが十分に関与するプロセスを踏むべきであろう。

企業については、大企業と中小企業には、 SDGsへの認識に大きな差があった。大企業は SDG Compass 等の様々なツールを参考に、い かに本業で SDGs に貢献しながら自社のビジネ スを拡大していくかが検討され始めている。中小 企業の中には、SDGs は国連が採択した遠い世界 のもの、あるいは、大企業が取り組むべきもので あり、自社とは関係がないであるとか、優先度が 下がると考える企業が少なからずいた。その一方 で、既存の取組みが SDGs あるいは社会課題へ の貢献に寄与していると気づいていない企業もお り、そうした関係性に気づきを与える必要性も指 摘されている。そのためには、国および自治体の SDGs 関連の目標や戦略に積極的に関与すること が、SDGsへの貢献になることを周知させる必要 があると考えられる。特に自治体の SDGs 事業や 地域循環共生圏のようなアプローチと、地域に根 差して事業を行う中小企業の取組みとの親和性は 高いはずである。中小企業は日本の企業の99%、

労働人口の70%を占めていることを踏まえ得れば、国および自治体としても、足元から持続可能な開発に貢献してもらうためのさらなる仕掛けを用意していくことが求められるのでないか。

#### 10 おわりに

以上より、SDGs は持続可能な開発の文脈で長く課題とされてきた変革や統合的アプローチを実践に移す有効なツールであること、そして、SDGs の実施とフォローアップ・レビューにおいては、日本との関連では、マルチレベル・ガバナンスの3つの要素すべてにおいて改善の余地があることが明らかとなった。本稿はマクロの視点から SDGs 実施の全体像を描きつつ、現状の考察を進めたものであるが、当然ながら国内でも国際社会でも、持続可能な開発に関連する課題は山積している。本稿で挙げた点に加えて、個別事例の中から得られる教訓や改善点こそ、SDGs のフォローアップ・レビューの場で、広く共有されていくことが望まれる。

#### 注

- 交渉に関する詳細は、蟹江編(2017)、Dodds et al. (2016)、グリーンエコノミーフォーラム 編(2016、2015、2014)等を参照。
- 2) ただし、ゴール 13 の末尾には「\* 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。」と記載されており、SDGs と気候変動分野との棲み分けがされている。
- 3) 筆者は2017年7月のHLPF、2018年3月の APFSDに参加。
- 4) メジャーグループには、ビジネスと産業、子どもと若者、農家、先住民、自治体、NGO、科学・技術者コミュニティ、女性、労働者と労働組合の9つのグループが存在しており、1992年の地球サミットのフォローアップ。他のステークホルダーには、年配者、障がい者、自治体、ボランティア、財団、移民の各グループが含まれている。
- 5) 筆者は2018年3月の会合に参加。

- 6) この他に、アジア太平洋地域では、SDGsの実施 速度が遅く不平等な形で進展していること、人々 の優先事項が反映されていないこと等も指摘。
- 7) 持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/ (2019 年 1 月 10 日取得) 尚、第 7 回 SDGs 推進本部は、2019 年 6 月の G20 大阪サミットの直前に開催される予定であることが安倍首相から述べられている。(SDGs 推進本部 第 6 回会合議事録より)
- 8) SDGs 市民社会ネットワークの稲葉雅紀氏へのインタビュー記事を参照。(2018年12月10日取得、https://www.huffingtonpost.jp/sdgs\_japan/bottom-up-sdgs a 23534471/)
- 9) 「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進円卓会議 (第6回会合 議事要旨)」(2018年12月10日 取得、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/ entakukaigi\_dai6/gijiyousi.pdf)
- 10) 内閣府地方創生推進事務局「環境モデル都市・環境未来都市・SDGs 未来都市」(2018年12月10日取得、https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/sdgs\_sentei.html)
- 11) 応募総数は55件であった。内閣府地方創生推進 事務局のウェブサイトでは、応募自治体の全て の提案がダウンロード可能となっている。(2018 年12月19日取得、https://www.kantei.go.jp/ jp/singi/tiiki/kankyo/teian/sdgs\_sentei.html)
- 12) SDGs 未来都市に選定された自治体のうち、ニセコ町、小国町、つくば市、豊田市、堺市は「環境モデル都市」に、下川町、横浜市、富山市、北九州市は「環境未来都市」に選ばれていた。尚、「環境モデル都市」とは、低炭素都市の実現のために先駆的に取り組む都市・地域を指し、2008~2013年度に合計23件が選定されていた。「環境未来都市」とは、「環境モデル都市」の中から環境と超高齢化対応等に向けて環境・社会・経済の3つの価値の創出に取り組む都市・地域を指し、2011年度に東日本大震災の被災地6件を含む合計11件が選定されていた。
- 13) 2018年2月28日現在
- 14) 2018年10月31日現在
- 15) 情報通信技術 (ICT) 等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現する社会のこと。
- 16) 団体には、学校、研究機関、NGO 等が含まれる。
- 17) 2016年は233企業・団体に調査、147の回答(回

- 答率:63.0%)。2017年は254企業・団体に調査、 163の回答(回答率:64.1%)。2018年は287企業・ 団体に調査、180の回答(回答率:62.7%)。
- 18) Society 5.0 は「IoTや AI、ロボット等の革新技術を最大限活用して人々の暮らしや社会全体を最適化した未来社会」を指し、この未来社会では、経済成長と様々な社会的課題(健康・医療、農業・食料、環境、エネルギー、防災、人やジェンダーの平等等)の解決が両立し、「一人ひとりが快適で活力に満ちた生活ができる社会が実現する」という。
- 19) 2017 年 11 月 に、 筆 者 も 参 加 し た GCNJ・ IGES による共同インタビューの中での発言。
- 20) 例えば、Drvzek (2005) など参照。
- 21) 詳細は、蟹江編(2017)、Dodds et al. (2016)、 グリーンエコノミーフォーラム編(2016、 2015、2014)等を参照。
- 22) FRaU SDGs 特集(2018年12月25日取得、 https://frau.tokyo/\_tags/SDGs)
- 23) 筆者の参加記録より。
- 24) 企業の CSR 担当役員 B氏へのインタビューによる。

#### 引用文献

- Asia Pacific Regional CSO Engagement Mechanism, 2018, Peoples' Forum Statement for Asia Pacific Forum on Sustainable Development 2018, Asia Development Alliance (Retrieved January 5, 2019, http://ada2030.org/bbs/board.php?bo\_table=res01&wr\_id=75)
- Business & Sustainable Development Commission, 2017, "Better Business, Better World", (Retrieved January 5, 2019, http://report.businesscommission.org/ uploads/BetterBiz-BetterWorld\_170215\_ 012417.pdf
- Dodds, F., D. Donoghue, and J. Roesch, 2016, Negotiating the Sustainable Development Goals, London/New York: Routledge.
- Dryzek J., 2005, The Politics of the Earth: Environmental Discourses [2<sup>nd</sup> edition], Oxford/New York: Oxford University Press.
- GCNJ and IGES, 2019,「主流化に向かう SDGs と ビジネス――日本における企業・団体の取組み現 場から」、(2019年3月5日取得, https://pub. iges.or.jp/pub/Mainstreaming\_the\_SDGs\_in\_ Business)
- グリーンエコノミーフォーラム, 2014, 「SDGs の最 新動向と展望」.

- , 2015,「SDGs(持続可能な開発目標)/ポスト2015年開発枠組みの最新動向と展望~持続可能な未来への効果的な実施・ガバナンス構築に向けて」.
- GRI, UN Global Compact and World Business Council for Sustainable Development, 2015, "SDG Compass: The guide for business action on the SDGs". (= 2016, GCNJ・IGES,「SDG Compass: SDGs の企業行動指針 SDGsを企業はどう活用するか-」),(Retrieved January 5, 2019, https://pub.iges.or.jp/system/files/publication\_documents/pub/policyreport/5102/SDC\_COMPASS\_Jpn\_0318\_30P.pdf)
- IGES・下川町, 2018,「しもかわ持続可能な開発目標 (SDGs) レポート 2018」, (2019年1月4日取得, https://pub.iges.or.jp/system/files/publication\_documents/pub/policyreport/6568/Shimokawa\_SDGsReport\_JP\_0713\_web.pdf)
- 持続可能な開発目標(SDGs)推進本部, 2016,「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」,(2019年1月3日取得,https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou1.pdf)
- 環境省,2018,「環境基本計画」,(2019年1月11日 取得,
- https://www.env.go.jp/press/files/jp/108982.pdf) 関東経済産業局・日本立地センター, 2018,「中小企業の SDGs 認知度・実態等調査結果(WEB アンケート調査)」, (2019年1月11日取得, http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/seichou/data/20181213sdgs\_chosa\_houkoku\_syosai.pdf)
- 蟹江憲史編,2017,『持続可能な開発目標とは何か 2030年へ向けた変革のアジェンダ』ミネルヴァ 書房.
- United Nations, 2015, Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development, (Retrieved January 7, 2019, http://www.un.org/ga/search/view\_doc.asp?symbol=A/RES/70/1&Lang=E) (外務省訳, 2015,「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」, (2019年1月9日取得, https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270588.pdf).)

United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific, 2018, "Visualisation of interlinkages for SDG 6", (Retrieved January 5, 2019,

https://www.unescap.org/sites/default/files/ Visualisation%20of%20interlinkages%20 for%20SDG%206 new.pdf)

World Commission on Environment and

Development, 1987, "Our Common Future". (= 1987, 大来佐武郎監訳, 『地球の未来を守るために』, 福武書店)

Zusman E. and N. Amanuma eds., 2018, Governance for Integrated Solutions to Sustainable Development and Climate Change: From Linking Issues to Aligning Interests, Kanagawa: IGES.

> 小野田 真二 (オノダ・シンジ) (公財) 地球環境戦略研究機関

#### <特集論文>

# 負の遺産とサステイナビリティー負の選択ゲームと構造責任—

Burdensome Legacy and Sustainability: Negative Games and the Structural Responsibility

> 湯 浅 陽 一 Yoichi Yuasa

#### **Abstract**

This paper aims to discuss on "burdensome legacy" in which beneficiaries and defrayers are deeply separated in aspect of time. General principles for distributing costs of environmetal disruptions such as "Pollutioner Pays Principle" can't be applied to this legacy. This is because beneficiaries and parties relvent to the legacys cause had already passed away. For asking how to dispose of this kind of legacy, we are taking some cases of nuclear energy and local municipalities' huge debt with key concepts of nagative games and structural responsibility. Case studies have many differences but in common to need a long period to be disposed.

Burdensome legacy tends to be disposed by governments due to its long disposal preiod. In a social system, especially in national-local governments system, upper-level organisations such as national governments can set conditions of choice for lower-level organisations such as local governments and municipalities. These conditions are disadvantage but lower level organisations must act under them. Then, their choice should reach to lose games. This is the negative game. The concept of structural resposibility is for asking upper level organisations' resposibility in the negative game.

By using these concepts, we have found two patterns. The first one is to ignore outbreak history of burdensome legacy and impose it to the lowest level organisation of municipalities. This pattern has typically found in a case of nuclear waste disposal. The second one is to also impose the legacy to the municipalities by emphasizing their responsibility or through some legal devices. This pattern can be found in cases of municipalitys' huge debt. Finally, in these patterns, burdensome legacys are shifted through or to local public finance. We can call this phenomenon "local public finance as garbage box".

Keywords: Burdensome Legacy, Negative Game, Structural Responsibility, Local Public Finance as Garbage Box

#### 要 旨

本稿では、原子力エネルギーと自治体の巨額債務を事例に、負の選択ゲームと構造責任を分析概念として

用いながら、負の遺産に関わる諸問題を検討するものである。負の遺産は、受益圏と受苦圏が時間軸において大きく乖離しているものである。汚染者負担の原則など、負担の処理に関わる従来の諸原則が適用できないため、新たな視点のもとでの処理方法が求められる。負の選択ゲームは、被支配主体=下位の経営システムが、支配主体=上位の経営システムの設定した条件のもとで、「ババ」を引かされるように、負けとなる選択をするように仕向けられていくものである。構造責任とは、このような選択肢を設定した支配主体=上位の経営システムの責任を問うものである。これらの視点に基づき分析した結果、①負の遺産の発生来歴を問わないことで構造責任を消し、最下層に位置づけられる主体に転嫁しようとするパターンと、②負の遺産の発生来歴における下位の経営システムの責任を強調し、さらには合理的な選択とリスクに関わる契約上の仕掛けを用意することで、構造責任をみえにくくするパターンとがみられた。これらのパターンの中で、負の遺産の処理に関わる様々な負担は、最終的に地方自治体の財政に転嫁されているという「地方財政のゴミ箱化」現象が見出された。

キーワード:負の遺産、負の選択ゲーム、構造責任、地方財政のゴミ箱化

## 1 負の遺産をめぐる諸問題はどのようなものか

本稿では、社会の持続可能性を負の遺産の処理 という視点から問うていく。負の遺産の処理は社 会の持続可能性を確保するためには不可欠である が、独特の角度からのアプローチが必要である。

環境問題を念頭に置くと、持続可能性の確保は、汚染物質の排出や資源の採取を抑制することによって可能となる。しかしこうした対処は、社会的な合意が得にくい。これらの環境破壊行為は、そもそも破壊することを目的としているものではなく、その行為によってえられる利益を目的としている。持続可能性の確保のために汚染物質排出や資源採取の抑制を行うことは、こうした利益を抑制しうるものであるため、反対の声が上がるのであり、それゆえに合意の形成が難しくなる。ここで問われているのは、環境に与えている負荷の抑制と、えられるであろう利益との背反関係と捉えることができる。

本稿が問おうとしている負の遺産の処理は、持 続可能性に関わるものではあるが、こうした問題 とは構図を異ならせる。本稿における負の遺産の 定義は以下のとおりである。第一に、過去に形成・蓄積されたものであること、第二に、現代および 将来世代の諸主体は、負の遺産から利益をえるこ とはないこと、第三に、放置すれば何らかの形で 社会の持続可能性を脅かすものであること、第四 に、処理のための費用等の負担は現代および将来 世代が負担せざるをえないこと。

この定義からみられるように、負の遺産に関しては、受益圏と受苦圏が時間軸において大きくずれている。受益圏と受苦圏のあいだの、地理的あるいは社会階層上の乖離は公害などでも多くみられるが、負の遺産のばあいは、利益をえた受益圏は過去の世代となるか、そうなる途上にある。負の遺産を処理するためには多くの負担が必要になるが、それを背負うのは、負の遺産を生んだ行為からは何の利益もえない、現代および将来世代に属する人々である。

一般に、受苦や負担と呼ばれるものの処理にあたっては、汚染者負担の原則や廃棄物の自区内処理原則、租税における応能・応益原則などの原則が用いられる。応能原則を別とすれば、基本的には、破壊行為を行った当事者か、破壊行為や税による行政サービスによって何らかの利益をえている人々が、処理のための責任や現状への回復、サー

ビス提供のためのコストを負うべきとされる。公 害問題などのばあいは、受益圏と受苦圏が乖離し ていることが多いため、処理責任を問うために地 理的あるいは社会階層上の乖離を埋めて、責任の 所在を明らかにすることが必要になる。しかし、 負の遺産に関しては、受益圏がすでに過去の存在 となっているために、破壊をした当事者も、利益 をえた人々も存在しない。受益圏側にこうした責 任を求めることができないのである。では、だれ がどのようにして、負の遺産を処理するための責 任とコストを負うべきなのか。この枠組みは、ど のようにして決められているのか。

負の遺産の問題は、受益圏と受苦圏の関係が時 間軸において乖離しているという状況において、 いかにしてこれを処理していくのかというもので ある。この問題を検討するにあたり、本稿では、 負の遺産の事例として、原子力エネルギーに関わ る問題と、地方自治体が抱える巨額債務に関する 問題を取り上げる。原子力エネルギーに関わるも のとしては、原子力発電に伴って発生する高レベ ル放射性廃棄物と原発の廃炉を取り上げ、地方自 治体の債務については2つの自治体の事例を検討 する。原子力エネルギーと自治体債務という2つ の問題は、一見したばあいの差異が顕著である。 これらは、前者が受苦型、後者が資源提供型の負 の遺産と位置づけることができる(湯浅2005)。 異なった類型の事例を比較し、両者の共通点と相 違点を探ることによって、多くの発見をすること ができる。

本稿で取り上げる事例の共通点を確認しておく。これらはいずれも、国、都道府県、市町村という行政組織が深く関わっている。負の遺産は多様な形をとりうるが、規模が大きく、受益圏と受苦圏の時間軸の乖離が進んでいるほど、責任をめぐる諸原則の適用が困難になり最終的な対処には行政組織が関与せざるをえなくなる。国と地方の行政組織間の関係やそれぞれが置かれた状況は、国や地域によって異なる。日本の地方行政に関わる現状と諸制度も多くの特徴を持っているが、そうした特徴が、負の遺産の処理にも大きく影響し

ている。以下では、これらの行政組織のあいだの 関係や制度上の諸特徴に焦点を合わせた分析を行う。

本稿の事例では、とくに市町村レベルの地方自 治体が置かれた厳しい財政状況が重要な意味を持 つ。多くの自治体が人口減少や経済的な停滞、財 政難に苦しんでいるが、こうした事態が、負の遺 産を生み出したり、処理の仕方に影響を与えるな どしている。

以下では、それぞれの事例の分析をとおして、 地方財政をめぐる現状と、負の遺産の処理のパ ターンとのあいだにみられる関係を中心に考察し ていく。

## 2 分析の枠組み: 負の選択ゲームと構造 責任

本稿では分析上のキーワードとして、負の選択ゲーム 1) と構造責任を設定するが、その土台となる枠組みとして経営システムと支配システムがある (舩橋 2010) 2)。本稿で取り上げる事例では、すでに述べたように、国レベルと都道府県レベル、市町村レベルという 3 つのレベルの行政組織が負の遺産の処理に関わっている。負の選択ゲームと構造責任という分析概念は、これらの組織の関係の分析に適している。

上記の3つのレベルの行政組織のあいだには、 交付金や許認可権限などを媒介に、支配システム における支配 – 被支配関係に類似した階層性が成 立している。同時に、これらの行政組織は、それ ぞれに解決すべき課題を抱えた経営システムであ り、順に上位と下位の関係にある。

上位の経営システムでもある支配主体は、その課題を、下位の経営主体でもある被支配主体に転嫁することによって解決することができる。このばあい、支配主体=上位の経営システムにとっての課題の解決は、被支配主体=下位の経営システムにとっての状況の悪化を意味する。ただし、この転嫁の形は多様である。支配主体=上位の経営システムが強力であれば一方的に被支配主体=下

位の経営システムに押しつけることも可能である<sup>3)</sup>。

他方、国と地方自治体の関係のばあいは、一方 的な押しつけは困難である。本稿が着目するのは、 このような関係のもとでの、支配主体=上位の経 営システムから被支配主体=下位の経営システム への転嫁の形である。支配主体=上位の経営シス テムは、被支配主体=下位の経営システムの行為 の選択肢を設定し、その選択を条件づけることが できる。被支配主体はこの形で限定された条件の 中でしか選択できない。この条件を通して、上位 の支配主体 = 経営システムの課題解決に伴う困難 は、被支配主体=下位の経営システムへと転嫁さ れる。下位の経営システムからみて、この条件は、 もともとが厳しいものであり、どのような選択を しても、不利な帰結にしか至らないものである。 負の選択ゲームとは、このように、支配主体=上 位の経営システムによって好ましくない結果に至 る選択肢しか用意されていない状況のもとで、被 支配主体=下位の経営システムが選択を繰り返 し、不利な帰結に至るものである。

被支配主体は、このように制限された条件の中であっても、経営システムとして、自らの合理的な判断によって選択する。このことは、そこから生じる帰結に対しても、自ら責任を負うことを意味する。このような支配主体から被支配主体への転嫁は、経営システムとしての合理性を介しての負の遺産の押しつけである。

構造責任は、負の選択ゲームが展開しているケースにおいて、その選択肢を設定した支配主体 = 上位の経営システムの責任を問おうとするものである。汚染者負担の原則や自区内処理の原則からは、直接的に破壊行為をなした当事者や、利益をえている人々が責任を負う。負の遺産の処理においては、基本的には、これに最も近い主体が責任を負っているが、これらの主体は下位の主体であることが多い。かれらが直面する負の遺産問題は、負の選択ゲームの帰結である。では、負の選択ゲームを行わざるをえないような選択肢を用意した支配主体 = 上位の経営システムには、責任は

ないのか。これらの主体は、負の遺産の処理に必要な負担を背負う必要はないのか。社会システムの階層構造の中で、負の遺産が下位のレベルで処理されるとき、上位の主体には責任はないのか。構造責任とは社会システムの階層性を踏まえ、支配主体=上位の経営システムの責任を考察しようとするものである。

これらの分析概念を用いて、本稿では、日本の 地方財政制度の中で、受益圏と受苦圏が時間軸に おいて乖離している負の遺産がいかに処理されて いるかをみていく。

#### 3 原子力エネルギーと負の遺産

本稿では高レベル放射性廃棄物の処理と、原発の廃炉という原子力に関わる2つの問題を負の遺産に関わるものと位置づける。原子力は、その危険性の高さに加え、放射能の減衰期間が長期にわたることから、世代を超えた対処が不可欠であり、負の遺産の中でも処理の難しいものとなりやすい。

#### 3.1 高レベル放射性廃棄物処理施設の立地問題

高レベル放射性廃棄物の処理施設の立地問題からみていく(以下、高レベル廃棄物あるいは高レベル施設とする)。高レベル廃棄物は、事故によって発生するものではなく、原発の通常の稼働に伴って生じる使用済み核燃料と、これを再処理することによって生じるガラス固化体を指す。日本国政府は核燃サイクル政策を維持しているため、法律上、高レベル廃棄物はガラス固化体に限定されるが、本稿では双方とも対象に含める。

高レベル廃棄物の処理は、原発を保有するすべての国々にとって難問となっている。かつては海洋投棄などの処分も検討されたものの、現在では、日本も含めたほとんどの国で、恒久的に地下深く埋める(深)地層処分の方針が取られている。日本では2000年に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が制定され、地層処分施設の立地点を探す担当組織として原子力環境整備機構

(NUMO, ニューモ)が発足した。ニューモの手法は、候補地を公募し、関心のある自治体に手を挙げてもらい、文献調査から始める立地手順を進めていくというものである。しかし文献調査に応募した自治体は高知県東洋町のみであり、その東洋町も、住民の反対のため、1年を経ずして取り下げている。他にも関心を示す自治体はいくつかあったとされているが、いずれも住民の反対が強いことなどから、正式な応募には至っていない。候補地探しは極めて難航している。

処分が数万年という超長期に亘ることから、高 レベル廃棄物は負の遺産であると位置づけること ができる。難航の理由には、こうした期間の長さ や廃棄物が帯びている放射能レベルの高さがある が、本稿ではこれらの点に加えて、原子力関連施 設の受け入れに関わる自治体間の階層構造の成立 という要因を重視する。

舩橋(2012)は、原子力関連施設の受け入れ にあたり、各自治体において「二重基準」がみら れることを指摘している。都市部の自治体は、原 子力の発電利用を認め電力の使用という便益をえ ている。これは大規模事故のリスクを受け入れる ということであるが、原発そのものは受け入れず、 遠隔地に立地することでリスクや直接的な被害を 回避しようとしている。利益を得るという点では 原発の利用を認めつつも、発電所そのものは受け 入れないという基準の二重性がみられる。原子力 発電所を受け入れた自治体も、発電所は受け入れ るが使用済み核燃料については他地域での処分を 求めている。発電所を受け入れる背景には厳しい 財政事情があり、その恩恵により難局を打開する という利点は得つつも、ごみの受け入れは拒否を する。ここでも原子力に関わる利益とリスクの一 部は引き受けるものの、他のリスクは引き受けな いという基準の二重性がみられる。同様のことは、 核燃サイクル施設を受け入れたものの、高レベル 廃棄物の最終処分地にはならないという青森県 六ヶ所村にも共通している。

本稿ではこのような自治体の二重基準を、経営システムとしての自治体が、自らの経営課題を達

成するためにもっとも合理的な手段の行使方法として選択した戦略と位置づける。自治体は、原発の受け入れによって電力の供給や財政難の克服、地域活性化という課題を達成することができる。同時に、受け入れるリスクを限定することで、自らのリスクを抑制すると同時に、これを理由として否定的な人々からの合意がえやすくなる。二重基準という戦略をとることで、自治体は、他の主体に課題を転嫁し、負の選択ゲームの局面を少しでも有利なものに変えて、切り抜けてきたのである。

このような戦略と選択の帰結として、自治体間に階層が成立する。この階層は都市部を第一層とし、原子力発電所立地自治体が第二層、核燃サイクル施設のある青森県六ヶ所村が第三層、高レベル廃棄物の受け入れ地域が第四層となる。第四層は最終処分であるから、最下層ともなる。高レベル廃棄物は、最下層化された負の遺産という性質を帯びている。

最下層化された負の遺産という性質は、高レベ ル廃棄物の受け入れ地探しを極めて困難なものと している。この施設を受け入れるということは、 全国で発生した核のごみを一身に引き受けるとい うことであり、階層構造のもっとも下位に位置づ けられることを意味するからである。2000年代 初頭に財政難から高レベル廃棄物の受け入れを検 討した自治体の一つに滋賀県余呉町がある。同町 の町議団が六ヶ所村に視察に訪れた際、六ヶ所村 の幹部に「なぜ青森県は最終処分場を受け入れな いのか」と問うている(東奥061024)。核燃サ イクル施設を抱え、現時点ではもっとも高レベル 廃棄物に近い六ヶ所村でさえ避け、他へ転嫁しよ うとしているものを引き受けることに対し、住民 がいかに厳しい感情を抱いているのかを示す発言 である。

2018年までに海外で高レベル廃棄物施設立地 点の確保に成功している国はフィンランドとス ウェーデンしかないが、この2つの国のケースは、 自治体間の階層構造という点からみると示唆的で ある。すなわちいずれの国も、人口も原発の数も 多くなく核燃サイクル施設もない。両国とも、高 レベル廃棄物の処分施設は、最も規模の大きい既存の原発サイトに隣接して設置されることになっている。これらの国では、都市部と原発立地地域という関係はあるが、原子力関連施設の立地自治体間での階層構造は成立しにくい。

日本における最下層化された負の遺産という対処困難な性質は、これまでの原子力関連施設の立地方法と、その中で積み重ねられてきた歴史に由来する。このことは、原発をどのように立地してきたのかという歴史と、いかにして高レベル施設を立地するのかという問題を切り離して論じることはできないことを意味している。しかし、現在の政府による立地の方法は、この2つの論点を切り離している。高レベル廃棄物という負の遺産の来歴と、これがまとっている社会的意味を問わずに、その処理だけを進めようとしているのである。受益圏と受苦圏が時間軸において乖離しているという負の遺産の性質からは、世代間の倫理も問われなけらばならないが、国内での議論は、その点にも踏み込めていない。

自治体という経営システムの上位には、国という経営システムが存在する。これまでの原発立地は、国の主導のもとに進められてきた。財政面などでの利益誘導を進める一方、高レベル廃棄物の最終処分地にはならないという方針も国が認めてきたものである。その帰結として、自治体間の階層構造が成立した。原発立地の歴史、すなわち高レベル廃棄物の来歴を問わずに、廃棄物処分の必

要性の強調と利益誘導策によって処分地を探すことは、政府が、自らの構造責任を顧みず、立地点となる自治体当局と住民のみ責任を背負わせることである。ここでは、負の遺産の来歴を切り離し不問にすることで、構造責任の所在を曖昧にするという支配主体=上位の経営システムの戦略がみられる。

高レベル施設の立地点探しはもともと困難なものであるが、現在ではそれに拍車がかかっている。そうさせているのは、地方自治体の構造的な財政面での苦境と、それに乗じて構造責任を曖昧化させてきた政府の戦略である。現在の立地方法もこれまでの戦略の延長にあるが、難航しているという状況は、この戦略の限界を示している。

#### 3.2 原発の廃炉をめぐる諸問題

原子力をめぐる負の遺産のもう一つの事例として、原子力発電所の廃炉を挙げておく。発電に使用された原子炉は、いずれ運転を取りやめ、廃止される。廃炉である。廃炉作業は数十年から100年を越える長期に亘るものと想定されている。この特性から、この事例も負の遺産の問題と位置づけることができる。

2018年10月の時点で、日本国内では23基の原子炉の廃炉が決定している(表1参照)。このうち、本格的な廃炉が始まっているのは東海原発など一部でありいずれのケースも、廃炉作業は初期の段階である。国内での廃炉は、実験炉を除け

| 衣 1 原于月笼电例の休况(2018年 11 月 7 日時点) |      |  |  |
|---------------------------------|------|--|--|
| 原発の状況                           | 数    |  |  |
| 稼働中                             | 7 基  | 大飯③④、高浜③④、玄海③④、川内①②、伊方③                                    |  |
| 設置変更認可                          | 6 基  | 東海第二、柏崎刈羽⑥⑦、美浜③、高浜①②                                       |  |
| 審査中                             | 12 基 | 泊①②③、(大間)、東通[東北]、女川②、浜岡③④、志賀②、敦賀②、島根②(③)                   |  |
| 未申請                             | 10 基 | 東通[東京]、女川③、浜岡⑤、柏崎刈羽①②③④⑤、志賀①、玄海②                           |  |
| 廃炉                              | 23 基 | 女川①、福島第一①②③④⑤⑥、福島第二①②③④、東海、浜岡①②、敦賀①、美浜①②、大飯①②、島根①、伊方①②、玄海① |  |

表1 原子力発電所の状況 (2018年11月7日時占)

※丸数字は号機を表す。( )は建設中、[ ]は建設・運転主体を意味する 出典:資源エネルギー庁 2018 ば実績らしいものがない。海外をみても、廃炉を 終えている事例はかぎられている。一方、廃炉予 定の原子炉の数は多く、今後は本格的な廃炉の時 代を迎えるものとみられる。

廃炉は極めて困難な作業である。運転を終えた 原子炉は、高いレベルの放射能を帯びている。日 本も含め、廃炉作業は、原子炉を含めた発電所を 解体し、更地に戻すことを想定している。解体に 伴っては技術的な問題点が出てくることも考えら れるが、課題はそれだけではない。

2018年の時点で廃炉に向けたうごきがみられ るのは東海原発、浜岡原発などともんじゅである。 このうち、東海原発ともんじゅの事例をもとに、 どのような問題が発生するのかをみていこう。第 一に、廃棄物である。原発の解体に伴って発生す る廃棄物は放射能を帯びている。日本原電によれ ば、110万kw級軽水炉発電所の解体にともなっ て、50~55万トンの廃棄物が出るとされている が、そのうちの1~2%が放射性廃棄物とされて いる。放射性廃棄物は、放射能レベルが高いもの から順にレベル 1 (L1)、レベル 2 (L2)、レベル 3(L3) に分けられる。比較的放射性物質濃度が 高いとされる L1 廃棄物は、地下 50~100mの 施設に 300 年間保管される (日本原電 2015)。た だし、これらはいずれも低レベル放射性廃棄物で あり、高レベル放射性廃棄物である使用済み核燃 料は含まれていない。高レベル廃棄物の処分地の 立地選定が難航していることはすでに述べたが、 これら低レベル廃棄物についても、すべてを原発 サイト内で埋設することは決まっていない。した がって、処分地をめぐる検討を行う必要がある。

第二に、費用の問題がある。日本原電のばあい、廃炉中の東海原発を含めて4基の原発を保有しており、その廃炉費用として1800億円の引当金を準備をしていることになっている。しかし敦賀3・4号機の建設費用に使用してしまっており、資金が不足する懸念のあることが報じられている(朝日171117)。日本原電は、廃炉費用については「適切に確保する」(日本原子力発電株式会社2017)としているが、具体的な方法は示されていない。

電力を享受した世代の人々が廃炉費用を負担する のであれば、引当金の制度などを体系的に整備し 運用することが求められるが、こうした制度が不 十分であることが示唆される。

第三に、地域社会への影響がある。もんじゅの 廃炉決定にあたっては、立地点である福井県や敦 賀市が、作業員の人数を継続して確保することな ど地域社会への影響への配慮を求めていた。ここ では、被支配主体=下位の経営システムである自 治体から、支配主体=上位の経営システムである 国に対する働きかけがみられる。国と自治体のあ いだには階層性がみられるとはいえ、そのゲーム は一方的なものではない。青森県における高リス ル廃棄物の問題と同じように、自治体によるリス クの引き受けは、一定の利益の獲得と他のリスク の回避を条件としている。この条件は国と自治体 とのあいだの約束として、国のうごきも制約する。 相互行為である以上、下位の主体からの働きかけ も無視できない。

廃炉そのものは長期間にわたって相当量の作業を要するものであり、廃炉になるからといって原発をめぐる経済活動がすぐに停止するわけではない。しかしもんじゅの廃炉は計画を途中で断念するものであり、自治体にとっては想定外であった。原子力施設の受け入れ自治体は、原子力政策を「国策」であると強調する。国の政策はすべからく国策であり、原子力政策のみが国策ではない。それでも、自治体が国策であることを強調するということは、リスクの受け入れという判断を、支配主体=上位の経営システムである国が設定した条件のもとに下したものであることを反映している。立地自治体として、国に構造責任を果たすように求めているとも言えるだろう。

廃炉作業は、未だ手がついたという段階にある。 今後の展開は不透明な部分も多いが、少なくとも これまでに浮上してきた論点からは、負の遺産と して体系的に処理していくための準備は不十分で あることがうかがえる。その中で、自治体財政や 地域社会、そして将来世代の負担が重くなってい くことが懸念される。

#### 3.3 負の遺産としての原子力の特徴

原子力に関わる負の遺産の事例から指摘できることをまとめよう。高レベル放射性廃棄物の事例では、自治体の財政は、施設立地の引き受けにおいて重要な要素となっている。現在の日本と地方財政制度は、高レベル廃棄物を最下層化された負の遺産とし、ごく一部の主体に背負わせる方向で作用している。政府の構造責任が曖昧化されるなかで、受益圏と受苦圏の時間軸での乖離という負の遺産に固有の難点もみえにくくなっている。原発の廃炉をめぐっては、不確定の部分も多いものの、廃炉作業が地域社会と自治体の財政に影響を与えることが懸念される。とくに費用負担をめぐる制度が不十分であることは、負の遺産としての問題点をより顕著なものにしうる。

原子力の事例における特徴としては、被支配主体=下位の経営システムである自治体が、支配主体=上位の経営システムである国に対して、一定の交換力を持つ形でのゲームを展開していることが挙げられる。国としても、原子力関連施設という危険を伴った施設を一方的に自治体に引き受けさせることはできない。そこでは、自治体からの要求を一定程度、飲むことになる。ここで飲んだ条件は、国と自治体のあいだの約束や協定として、のちのちまで政府にとっての制約となる。原子力関連施設に関わる自治体間の階層構造は、こうしたゲームの帰結であり、その中で、最下層化された負の遺産を一身に引き受ける自治体が探されている。

原子力に関わる負の遺産をめぐては、地方財政を媒介とし、自治体の経営システムとしての合理性に依拠しながら、より下位の主体への負の遺産の集中が進行しているという現象を見出すことができるのである。

#### 4 自治体の巨額債務問題

次に、北海道夕張市と青森県大鰐町を事例に巨 額の財政上の負債を抱えた自治体のケースをみて いく。自治体が抱える巨額の負債も負の遺産である。債務の返済は、夕張市のばあいは 20 年、大 鰐町では 30 年間にわたって行われている。さら に夕張市のばあいは、破たんが発覚した時期が、 債務が主として生じた時期からは 10 年以上遅れ ている。返済が長期に亘ることは、世代間での受 益と受苦のずれを生む。返済の後半には、受苦の みを背負う人々が多くなってくるのである。かれ らからみれば、巨額の負債は負の遺産以外のなに ものでもない。

#### 4.1 夕張市の破たん

夕張市の財政破綻の事例からみていこう。同市の破綻をめぐる概要は以下のとおりである。2006年6月、北海道新聞の記事によって北海道夕張市の財政破綻が表面化する。夕張市議会は2007年2月に財政再建計画を可決し、3月に総務相がその計画に同意することで、旧財政再建法のもとでの準用財政再建団体となる。再建期間は2007年から2024年までの18年間で、解消の対象となる赤字額は353億円であった。その後、財政健全化法の制定をうけ、2010年に臨時市議会が財政再生計画案を可決する。再生期間は2027年までの17年、赤字額は322億円である。これまでのところ、財政健全化法のもとでの唯一の再生団体である。

再生団体への切り替えの際に、再建期間が3年延びており、2007年の再建(再生)開始を起点とすれば、2027年までの21年間となる。この期間で353億円を返すため、平均すれば年17~18億円程度の返済額となるが、実際の再建(再生)計画では、初年度である2007年度は15億円に抑えられている。その後に解消額が年々増加する計画で、最終年度の2024年度で36億円となる。2007年度の夕張市の歳入額は83億円であり、解消額はその18%を占めた。これが2024年度には、歳入57億円のうちの36億円となり、約60%となる。極めて厳しい計画であることがうかがえる。

メロンや映画祭で有名な夕張市は、もともとは 人口10万人を有する国内有数の産炭地であった。

しかし国内の石炭産業の衰退とともに市内の炭鉱 も 1990 年までにすべて閉鎖されてしまう。財政 を破綻させた巨額の債務は、1980年代から90 年代にかけて展開された大規模な観光事業の失敗 によるものである<sup>4)</sup>。炭鉱の将来が不安視される 中、夕張市は観光事業に活路を求め、1980年夕 張市石炭博物館、83年石炭の歴史村、85年めろ ん城、88年ロボット大科学館などを矢継ぎ早に 建設する。スキー場であるマウント・レースイと 2つのホテルの開発も進めた。しかしこれらの事 業はほとんどが失敗に終わり、巨額の債務が残さ れる。破綻の発覚が2006年とやや後になったの は、「ジャンプ」と呼ばれる不正な会計操作によ る隠蔽があったからである。こうして蓄積された 負の遺産としての巨額の負債を、現在では1万人 を下回っている夕張市民が返済しつづけている。 同市が破綻に至る背景には、産炭地としての衰退 と、それに対処しようと展開した観光開発事業の 失敗がある。このかぎりにおいて破綻は、経営シ ステムとしての夕張市の合理的な選択の帰結であ り、その責任として、市民が返済をすることは当 然視される。これは、国や道の基本的な姿勢でも ある。

しかし、同市が置かれた旧産炭地という構造的 背景をみれば、この破綻が負の選択ゲームの帰結 であることが理解できる。夕張市は、炭鉱ができ る以前にはほとんど人が住んでおらず、石炭の最 盛期には10万人を越える人口を抱え炭都と呼ば れるまでになっている。炭鉱がなくなったときの 影響は、他の産炭地と比べても巨大であった。無 謀と思われる観光事業の展開や不正会計による隠 蔽は、市の責任である。他方、国内炭の縮小は国 の政策である。国の政策によって地域内の産業が 縮小していく一方で、振興のための手段が限られ ているという状況は、負の選択ゲームを迫るもの である。この状況下では、静かに衰退を続けてい くか、リスクを取って積極策に出るしかない。財 政破綻はその賭の失敗であり、負の選択ゲームの 帰結の1つである。

加えて、夕張市の破綻においては、何らかの形

で関与していた事業者も責任を免れている。夕張 市の観光開発については、松下興産が積極的に乗 り出してきていた。しかし、状況が悪化すると、 保有していたホテルやスキー場を市の第三セク ターに売却して撤退をする。この売却額は、当時 の相場から考えて非常に高額であったとされてい る (北海道新聞取材班 2009)。ここでは、事業の 失敗に関わる負債の一部が、民間事業者から市の 財政へ転嫁されていることになる。また、市に対 して融資を行った金融機関に対しては、全額が返 済されている。かりに民間の融資先が倒産したば あい、担保や債務保証による回収を行うか、回収 不能となることによる損失を被ることになる。こ うした事態を回避するために金融機関は融資先に ついての審査を行うのであり、失敗の責任は自身 で背負うことになる。しかし夕張市のケースでは、 金融機関は全額を返済されており、破たんにい たったところに融資をしたことによる損失を被っ てはいない。政府だけでなく、関連のあった民間 事業者も、その責任を回避しているのである。

この事例においては、夕張市の直接的な責任が強調される一方で、政府が背負う構造責任が希薄化され、かつ、開発事業者や金融機関の責任も問われていない。夕張市の責任は小さくないが、夕張市のみが責任のある主体というわけではない。にもかかわらず、責任を問われているのは夕張市だけであり、他の主体の責任と負債も、市が背負う形になっている。財政健全化法での返済期間は20年を上限としているが、自治体が背負う債務額が大きくなればなるほど、この年限に近づき、受益圏と受苦圏の時間軸における乖離も広がっていく。構造責任が希薄化されることで、負の遺産としての性質が強まっているのである。

#### 4.2 リゾート法と大鰐町の巨額債務

もう1つ、自治体が抱えた巨額負債に関わるものとして、1987年に制定された総合保養地域整備法(以下、リゾート法)によって引き起こされた事態をみていこう。リゾート法は、夕張市も含めて全国の自治体にリゾート開発ブームを引き起

こしたが、そのほとんどは、失敗と言わざるをえない結果となる。この中で注視すべきは、損失補償という形で、計画に関わる実質的なリスクを自治体が引き受けていたことである。

リゾート法に基づいた開発計画を立て、失敗した結果として巨額の負債を抱えたケースとして、青森県大鰐町が挙げられる。大鰐町は、リゾート法が制定されると、その月のうちに第三セクター「大鰐地域総合開発」を東京の民間業者2社と共同で設置する。開発計画はこの民間の主導のもとに積極的に進められた5)。続々と開業された大規模なリゾート施設は、当初こそ好況であったのもの、その好調ぶりは長くは続かず、「大鰐地域総合開発」も、89年からすでに年間1億円を越える赤字を出していた。

リゾート計画の破綻の表面化は、96年にこの 民間業者のうちの1社が破綻状態にあることが報 道されたことによる。この事業者は、バブル崩壊 の時期に巨額の不良債権の処理が問題った住宅専 門金融会社(住専)のうちの1社の大口融資先で あった。大鰐町でも、この事業者の深刻な経営状態は、住専に関する報道が行われるまで知られて いなかった(伯野 2009:114)。開発計画の拡大 はこの民間業者が主導権を握る形で進められたお り、その意味ではこの事業者の責任も問われる必 要がある。しかし報道があった時点ですでに債務 超過に陥っており返済能力はなかった。大鰐町で も三セクの累積赤字は25億円を越えており、事 業は行き詰まってしまったのである。

積極的なリゾート開発が進む中で、町は、事業者に言われるままに、三セクが金融機関からの巨額の借り入れを行うことを認めてきた。この借り入れの際に契約条件に組み込まれていたのが損失補償である。これは、三セクが破綻したばあいには町が返済を肩代わりするというものであるが、町を苦しめたのが、その中の「破綻したばあいには3ヶ月以内に支払わなければならない」(伯野2009:134)という項目であった。全額を肩代わりするだけでなく、即座に支払わなければならなかったのである。

この時点で、町が損失補償をしていた借り入れは90億円近くに上っている。標準財政規模で30億円ほどの大鰐町にとっては、返済だけでも重荷であるから、即座の返済などできるはずもない。町は債権の放棄などを金融機関に依頼するが、受け入れられなかった。国もまた、何の手当も講じなかった。このような形の損失補償契約は全国の自治体で広く行われているものであった。したがって、同様の事態に苦しんだ自治体も数多い。

大鰐町では1997年12月に、この問題に対する解決枠組みが出来上がる。町と第三セクター、3つの金融機関で五者協定が結ばれたのである。三セクと公社の債務の合計は約102億7000万円であり、そのうち町の損失補償は90億9500万円となった。この債務を、町が年間3億円ずつ、30年間財政支出をして返済する(東奥060611)。この枠組みにおいて三セクは清算されていない。三セクを清算してしまえば、「3ヶ月以内に返済」という条項が生きてくるからである。

このような大鰐町の事例を本書の分析枠組みで 捉えると、以下のような点が指摘できる。リゾー ト法の制定とリゾート開発の流れはそもそも国が 作ったものであるが、その背景には、貿易不均衡 の是正を理由にアメリカから求められていた内需 拡大の実現がある。労働時間を短縮させて余暇時 間を増やし、それによってリゾート関連施設への 需要を増やそうというのである。さらに当時の国 には、NTT株の売却によってえた巨額の資金が あった。この資金の活用先として、政府系金融機 関を通じて自治体に融資する方法が取られたので ある。内需拡大というアメリカからの要請への対 応にせよ、資金の活用にせよ、政府にとっては経 営課題の1つである。リゾート開発は、政府とい う経営システムにとっての経営課題を解決するた めの手段であった。

他方、地域の衰退に悩む自治体にとっても、地域の活性化は重要な経営課題である。とはいえ、自分たちが独自に取ることのできる方法は限られているため、地域活性化をうたう国の政策は魅力的なものとみえる。リゾート開発は、国と自治体

という2つの経営システムにとって、それぞれ の経営課題を解決するかのようにみえるものだっ た。

しかし、経営課題の解決に向けた取り組みは、常にうまくいくとはかぎらない。首尾良く事が運ばなかったばあいには、何らかの損失や責任が生じることになる。とくに、投資や借り入れを伴うものであれば、金銭的な損失が発生することになり、それを誰が負担するのかという問題が発生する。

こうしたリスクは、リゾート開発に手を染めた 自治体関係者の念頭に、まったくなかったわけで はないだろう。ただし、計画への着手にあたり、 当時の大鰐町長だった油川氏は、国の関係者から 「まったくリスクはない」という趣旨のことを言 われたとしている(伯野 2009)。

実際の事業計画の中で、リスクを背負わされていたのは自治体であった。直接的な借り入れの主体は三セクであるが、町が損失補償をすることが前提となっている。事業に参画していた民間事業者は破綻したが、残った債務はそのまま自治体が引き受けざるをえない。国の資金をもとに融資した政府系金融機関も、返済期間等については譲歩をしているが、債権の放棄などには応じていない。リスクと、そこから生じた債務は全面的に自治体に背負わされているのである。

たしかに、事業に乗り出したのは自治体の側であり、各種の契約書に署名をしているのも自治体の首長などである。国の担当者になんと言われようが、損失補償に伴うリスクを十分に理解していなかったことの責任がなくなるわけではない。しかしかれらが、後から振り返ってみて無謀としか言いようのない開発計画に乗り出した背景と、状況が悪化していった過程をみると、国の政策と地域社会の構造的な苦境という構造化された場の中で、あえて「ババ」を引かされてしまったことが理解できる。

国と地方自治体はそれぞれが経営システムであり、それぞれに解決すべき課題を抱えている。両者のあいだには制度上は明確な上下関係はない。しかし、自治体は手持ちの資源が限られているの

に対し、国は交付金として配分される資源や、自 治体の計画に対する許認可の権限をもっている。 自治体は国の動向を注視し、それに合わせた選択 をせざるをえない。両者のあいだには、実質的な 形では支配主体=上位の経営システムと被支配主 体=下位の経営システムという関係が成立してい るのである。

リゾート開発において、自治体が損失補償という形でリスクを背負わされたことは、経営システム上の主体が持つ合理性を媒介にした支配システムの作動としてみることができる。下位にある経営システムとして課題解決の手段が乏しく、支配システムにおいては被支配の立場にある主体である自治体が取り得る選択肢は、もともとが不利なものにならざるをえない。苦境を打破するために、不利な選択肢を選び、さらに苦境に追い込まれていく。かれらの選択は負の選択ゲームに陥っていると言える。

構造責任が希薄化され、負の遺産としての性質が強化されていることは、夕張市の事例と共通している。さらにこの事例では、損失補償契約という仕掛けを取り入れることで、被支配主体=下位の経営システムの責任が強調されており、これによって政府の構造責任がみえにくくなっている。構造責任を不可視化する手法がより精緻化されているのである。

#### 4.3 負の遺産としての自治体債務の特徴

夕張市と大鰐町の事例は、ともに、地域衰退の 危機に直面する中で乗り出した観光開発が失敗し て巨額の債務を抱えたものであるという点は共通 している。旧産炭地であるかどうか、会計上の不 正、損失補償契約の有無などの相違点はあるが、 基本的な構図は類似しているといってよい。

双方の事例とも、巨額の債務が生じた直接的な 責任は自治体側にあるとされ、重く苦しい返済を 続けている。開発計画の主体は自治体であり、自 らがリスクをとった形になっている。地域の衰退 やリスクに気づくことの困難さなどの点は、これ らの責任のすべてを免ずるものではない。 他方、この2つの事例はいずれも、国内炭をめぐるエネルギー政策やリゾート法の制定という 国の政策の影響を強く受けている。国という支配 主体=上位の経営システムが、石炭からの脱却や 内需拡大など、自身の課題解決のために政策を決 め、そのもとで被支配主体=下位の経営システム である自治体が、構造的に不利な条件での負の選 択ゲームを強いられながら、地域を活性化しよう としている。

支配主体=上位の経営システムは、被支配主体 =下位の経営システムに対して設定する条件を、 自らに有利であり、被支配主体=下位の経営シス テムにとっては不利なものとすることによって自 身の課題を解決することができる。自治体に損失 補償契約を結ばせ、全面的にリスクを取らせる一 方、リゾート開発政策を主導した政府自らは責任 を負わないという構図はこの事例の一つである。

また、夕張市と大鰐町の双方の事例において、自治体に融資をした金融機関の責任も問われていない。民間事業者が対象のばあい、貸出先が破たんすれば融資を決定した金融機関の責任も問われる。焦げ付いた融資が回収できないばあいは、債務保証等によって対処することもある。しかし自治体の破たんにおいては、返済期間の繰り延べという対処は行っても、減額はしていない。金融機関にとって自治体は、そもそもは倒産しない貸出先であり、万が一破たんしたとしても、国や都道府県が介入して絶対に返済をさせる。回収不能に陥らない貸出先であるから、審査は甘く、求めに応じて融資をして残高は膨れあがっていく。

夕張市の事例では、観光開発に乗り出してきていた民間事業者は、経営が苦しくなると、ホテルなどの施設を市に高値で売却している。ここでも、事業失敗による損失が、自治体に転嫁されている。大鰐町のケースでも、開発を主導した事業者の責任は問われていない。

こうしてみると、自治体財政は、国だけでなく 民間事業者からも、様々な形で負担を押しつけら れている。支配システムの軸は国と地方自治体の 関係であるが、そこに金融機関や民間事業者が入 り込みながら、事業のリスクや失敗による債務は、結局は自治体が背負わされている。あたかも地方 財政が様々な債務のごみ箱になってしまっていようにもみえる。地方財政のごみ箱化と呼びうる現象が生じているのであり、この現象の中で、受益 圏と受苦圏の時間軸の乖離が広がっているのである。

#### 5 まとめ

本稿では、高レベル放射性廃棄物処分施設の立 地選定および原発の廃炉と、自治体が抱える巨額 債務を事例に、負の遺産の処理をめぐる過程を、 負の選択ゲームと構造責任という視点から分析し てきた。その中では、政府が、支配主体=上位の 経営システムとして、被支配主体=下位の経営シ ステムである自治体の選択肢を制限しながら負の 遺産を転嫁する過程がみられた。この過程には、 ①負の遺産の発生来歴を問わないことで構造責任 を消し、最下層に位置づけられる主体に転嫁しよ うとするパターンと、②負の遺産の発生来歴にお ける下位の経営システムの責任を強調し、さらに は合理的な選択とリスクに関わる契約上の仕掛け を用意することで、構造責任をみえにくくするパ ターンとがみられた。そして、これらのパターン の中で、受益圏と受苦圏の時間軸における乖離と いう負の遺産としての特徴は、実態としては強化 される一方で、世代間倫理の問題として正面から 論じられることがなくなってしまっている。

自治体の財政の中で債務=負の遺産が生じているというケースと、高レベル放射性廃棄物という別の負の遺産の受け入れを促進するケースという違いはあるが、いずれの事例においても、財政難にあえぐ自治体の実情を背景に、地方財政制度を媒介にして支配システムが作動している。最終的に、負の遺産を多くの自治体とその住民が背負わされている一方で、国だけでなく、金融機関も含めて、各種の事業に関わる事業者も、負担や責任の引き受けを巧みに回避しながら、地方財政に負担が収斂している現象が見出された。

こうした現象からは、地方財政のゴミ箱化と呼びうる状況が読み取れる。ここで言うゴミ箱化には、地方財政が支払いを負担するという面と、媒介となって負の遺産の収斂を推進しているという面の2つが含まれる。経済のグローバル化が進行するなかで、富の分配が偏り、格差が拡大してきている(Pikkety2013=2014)。富裕層がより豊かになるためには、富が集中する一方で、負担となるようなものは他へ転嫁されなければならない。こうした転嫁は、最終的には社会的弱者に集中していく。

財政という形で動く金銭は、個人の所得や私企 業の会計とは異なる性質を持つ。その財政にとっ て、市場経済の矛盾を緩和・是正し、社会的弱者 を救済することは重要な役割の1つとされてき た。しかし現実には、経営システム上の合理性を 媒介にした支配システムの作動によって、支配主 体=上位の経営システムである国から、被支配主 体=下位の経営システムである自治体への負の遺 産の転嫁が促されていることで、国だけでなく市 場で活動する民間事業者の責任も希薄化されてい る。地方財政制度の特徴が、受益圏と受苦圏の時 間軸の乖離を拡大させながら、負の遺産の社会的 弱者への収斂を促しているのである。現状の地方 財政制度は、国も含めて、損失を被る危機にある 社会的強者を救済し、そのツケを地方という弱者 に負わせるための媒介となっている。

最後に、サステイナビリティの問題に立ち返ろう。負の遺産における受益圏と受苦圏の時間軸の 乖離を広げ、周辺部に負担を集中させて格差を拡 大させることは社会の持続可能性を不安定化させ る。現在の地方財政制度は、この傷口を広げこそ すれ、小さくする方向では作用していない。負の 遺産に立ち向かっていくための制度の見直しが求 められる。

#### 注

 本稿におけるゲーム概念は、Freidberg1972=1989 に依拠している。

- 2) 経営システムは、そのシステムが持つ目的の達成という側面からシステムの作動を捉えるものであり、目的の達成にとって合理的であるか否かによって分析することができる。支配システムは、構成主体間の権限や財の分配状況が道理的なものとなっているかどうかという視点からシステムの作動を捉えるものである。経営システムでは統率者と被統率者が水平的な関係を結んでおり、支配システムは支配主体と被支配主体による垂直的な関係によって構成されている。
- 3)これは、支配システムと経営システムの逆連動の 典型的パターンである。
- 4) ゆうばりファンタスティック映画祭もその1つである。しかし夕張メロンは、観光事業とは関係がなく発展してきた。夕張市の市域は広大で、市庁舎があり炭鉱も多かった北部と、農業を中心とした南部とのあいだには、様々な温度差や距離感がある。メロンは南部の農家が育ててきたものである。
- 5) 当初から計画されていた第二スキー場とホテルの 建設ほか、第三スキー場、スキーコミュニティセ ンター、スパガーデン、名馬の楽園、温泉博物館、 観光農園が盛り込まれ、総額は200億円に上った。

#### 引用文献

- 朝日新聞(2017年11月17日)「原電の廃炉資金、 大幅不足 原発建設費に流用 全基停止後も継 続」
- 金森絵里、2016、『原子力発電と会計制度』中央経済 社
- Campbell, John L., 1993, *The State and Fiscal Sociology*, Annual Review of Sociology (19):163-185
- Crozier, M., 1963, Le phénomène bureaucratique, Édition du seuil.
- Crozier, M. et Friedberg, E., 1977, *L'acteur et le système*, Édition du Seuil.
- 原子力資料情報室編、各年度版、『原子力市民年鑑』 七つ森書館
- 資源エネルギー庁、2018、「原子力発電所の状況 (2018 年 11 月 7 日時点)」資源エネルギー庁
- 滝川康治、2001、『幌延 核に揺れる北の大地』七つ 森書館
- 東奥日報(2006年6月11日)「連載/迫る大鰐町長 選 上/リゾート開発/スキー場運営で温度差」
- 日本学術会議、2012、「回答 高レベル放射性廃棄物 の処分について」日本学術会議
- -----、2013、「高レベル放射性廃棄物問題へ の社会的対処の前進のために|日本学術会議

- 日本原子力発電株式会社、2015、「東海発電所 廃止 措置の状況と今後の予定」日本原子力発電株式会 社
  - - (http://www.japc.co.jp/news/other/20171117. html)
- 伯野卓彦、2009、『自治体クライシス 赤字第三セク ターとの闘い』講談社
- Pikkety, Thomas, 2013, Le capital au XXIeme siecle, seuil (= 2014、山形浩生他訳、『21世 紀の資本』みずす書房
- 舩橋晴俊、2010、『組織の存立構造と恊働連関の両義 性論 - 社会学理論の重層的探求』東信堂
- -----、2012、「原子力エネルギーの難点の社会学的検討」舩橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子『核燃サイクル施設の社会学 青森県六カ所村』有斐閣: 171-207
- ----、2013、「高レベル放射性廃棄物という難問

- への応答:科学の自立性と公平性の確保」『世界』 839:33-41
- ----、2018、『社会制御過程の社会学』東信堂
- Freidberg, Erhanrd, 1972, L'Analyse Socologique des organizations, Grep (= 舩橋晴俊・クロード・レヴィ・アルヴァレス訳、1989、『組織の戦略分析―不確実性とゲームの社会学』新泉社
- 北海道新聞取材班、2009、『追跡・「夕張」問題 財 政破綻と再起への苦闘』講談社
- 光本伸江編、2011、『自治の重さ 夕張市政の検証』 敬文堂
- 湯浅陽一、2005、『政策公共圏と負担の社会学 新幹 線建設・債務・廃棄物処理を素材に』新評論
- 、2015、「環境・財政に関わる政府の失敗 -負担問題の解決と社会学の役割」『社会学評論』第262号:242-259
- -----、2018、『エネルギーと地方財政の社会学』 春風社

湯浅 陽一 (ユアサ・ヨウイチ) 関東学院大学社会学部

#### <特集論文>

## サステナビリティと正義:

日常の地平からの素描からの理論化にむけて

The quotidian and the historical in socio-environmental justice:

Towards theorizing a critical sustainability

福 永 真 弓 Mayumi Fukunaga

#### Abstract

What we shall sustain, for whom? These questions have underpinned the veracity of the enduring notion of sustainability as just and fair sets of moral standards and ethical practices. However, answers to these questions continue to face challenges from two global-scale re-conceptualizations. One comes in the forms of sustainability as an objective / objectified sustainability science. The second comes through the appropriation of the meanings of sustainability by neoliberalized market economies, reifying sustainability into codes that gloss capitalism's ecological contradictions.

Recent academic and practitioner explorations of core principles of and practices in critical socioenvironmental justice have made linkages between these core principles of and practices with historizing the aspirations and resistances of everyday living. Focusing on such a historical context between sustainability and justice, this paper examines current discussions of justice which engage spatial-temporal scales – from local to global, and from past to future generations. Integrating criticality, history, and quotidian lifeway aspirations and resistances constellate into both an argument and a research agenda that invites documenting how people in everyday lives have come to find and then narrate their senses of justice as they seek to sustain the lives that they have reason to value. As such, this paper also lays out explicit conceptual and methodological elements towards theorizing the study of a quotidian, historicized environmental justice, and offers suggestions for future research.

Keywords: environmental justice, performative justice, sustainability

#### 要 旨

誰の何を持続するべきか。サステナビリティが身のうちにもつこの問いは、サステナビリティと正義を結びつけるものでもある。しかしながら、二つのグローバルな再概念化がすすみ、この問いは周縁化されてきた。一つは、中立で客観的な/客観化された科学としてのサステナビリティ・サイエンス、もう一つはネオリベラリズムに率いられた市場経済に適応し、また資本主義の緑化をもって市場を拡大するコードとしての

サステナビリティである。近年、競合し、対立する複数の正義のあいだを縫い、サステナビリティと正義の人びとの日常の地平から、サステナビリティと正義を再び結びつけようとする環境正義の試みがなされている。本論では、サステナビリティと正義のかかわりの歴史的経緯を踏まえながら、対象の時空間的拡大一ローカルからグローバル、過去から未来世代へ一に伴い、どのような議論が正義についてなされてきたかをたどる。そして、人びとが日常の地平において、複数の競合する正義のあいだを縫い、互いの意味ある生のために、サステナビリティと正義の感覚と規準をみいだし、共有する方法とは何かを論じる。

キーワード:環境正義、遂行型正義、サステナビリティ

#### 1 問い直されるサステナビリティ

本論の目的は、サステナビリティをめぐる多様な正義の緊張関係と対立を素描することにある。 そして人びとが、日常の地平において、互いの意味ある生のために、複数の競合する正義のあいだを縫い、サステナビリティと正義の感覚をみいだし、共有する方法とは何かを考えてみたい。

1987年に持続可能な開発を支える概念として 生み出されたサステナビリティは、いまや多くの 社会、市場、国家、個人を動かすコード<sup>1)</sup>となっ た。客観的にサステナビリティを測る指標をつく り、かつ具体的な策となる技術を支える科学の一 分野として、サステナビリティ・サイエンスも形 成された。レジリエンス理論やシステム論的アプローチなど、コードと科学を支える理論形成も進 み、サステナビリティを実現する社会への移行が、 地域、国家、それぞれにおいても、またそれらを 超えた国際的な領域においても、政策・制度設計 ともに進んできた。

このようなコード化や客観的な科学化は、サステナビリティを少しでも実現しようという意図のもとに始まった。サステナビリティが概念化されて以来、サステナビリティとは何か、実際に何を対策としてわたしたちは考え実践しうるか、これらの問いの答えをめぐる言説はあまりにも多様化し、政治化されてきた。互いに対立を生むばかりで対策が進まないことを乗り越えようとしたのだ。しかし同時に、サステナビリティはいったい

誰の欲する未来を、どうやって実現しようとする のか、という問いそのものは周縁化されてきた。

そのようななかで、近年、サステナビリティを語る支配的な言説やコードに基づく政策の実装やそのための制度移行と、生活の不安定さと脆弱性をもたらす生活リスクの回避や逓減を求める人びととのあいだでの衝突が露わになっている。特に、気候変動問題をめぐる問題の周囲では、ネオリベラリズムに牽引されたグローバル化が、いっそうの人・モノの移動の空間的拡大と社会のかつてない不安定化(カステル 2009 = 2015)をもたらしたこともあって、サステナビリティ・コードへの政策・制度および経済活動の移行が、新たな緊張関係と争いをさまざまにもたらしている。

2017年11月から現在も断続的に続く、フランスの「黄色いジャケット」デモにおいても、引き金になったのは、気候変動対策のためのエネルギー転換と社会設計を念頭においた税制政策だった。政権発足以来サステナビリティの取り組みに力を入れ、気候レジーム<sup>2)</sup>のもとで国内の制度を再編しようとしたマクロン政権への異議申し立てがなされたのだ。デモに参加した人びとからみれば、サステナビリティに向けた税制移行は、労働・雇用の不安定さ、それに起因する生活の不安定さ、脆弱性を増やす明確なリスク要因として映った。また、そのリスクの影響が特に大きい階層が生まれていること、その階層の抱える不安定さを増長する増税がなされることは、是正されるべき不正義に映る<sup>3)</sup> (Le Monde 2018.12.11)。その視

点からみれば、これらのデモは、当事者たちが問題化しているように、世代間正義を求める政策転換に対する、世代内からの経済的正義の是正を求める声だと捉えることもできよう。だが、本当に世代間正義と世代内正義の図式として読み解いてよいのだろうか。

フランスの人類学者ブルーノ・ラトゥールは、 わたしたちが気候変動の時代にいるのだという理 解なくしては、現在のような「不正義の爆発的拡 大、規制緩和の範囲、グローバル化への批判、か つてのような国家による庇護をパニック状態で 欲望する」状況も理解できないという(Latour 2018: Latour 2019)。 わたしたちがもうすでに気 候変動の時代という新たなパラダイムのもとにい るにもかかわらず、これらの問題を従来の社会 を支えていたパラダイムで捉えようとすれば、そ の齟齬から理解もおぼつかない。パラダイムにつ いては別途議論が必要となるが、ラトゥールの指 摘から受け取るべきは、二項対立的正義の図式か ら抜け出し、現象のあいだのつながりを注意深く 探ってみることの必要性であろう。それぞれを別 の問題として、あるいは二項対立する正義の図式 にあてはめて、どちらが選択されるべきかを問う べきではない。重要なのは、なぜそれらが対立す るように見えているのか、それぞれの現象のあい だにどのようなつながりと切断があるのか、を注 意深く探ってみることだ。

そのように考えると、フランスの現在のデモは、世代間正義と世代内正義の対立でくくるより、当事者たちが生活のなかで見いだしている不正義とは何であるのか、という問いに置き換えた方が良いだろう。世代間正義と世代内正義の対立でくくること自体が、それらを相容れない、どちらかしか選べないような、しかし選択肢は他にない状況を強化してしまう。問われるべきは、どちらかの正義を優先させる方法ではなく、人びとから明らかな不正義をとりのぞき、意味ある理由の生を送るにはどうしたらよいか、そのための選択をどうしたら生み出せるのか、ということだろう。

以上の問題関心から、本論は、サステナビリティ

と正義の関係性を解きほぐし、関連する正義の履歴をその関係性と共に素描してみたい。そして、対立と分断がすすむ複数の正義の間を縫い、人びとが正義とサステナビリティの感覚を共有しながら、明らかな不正義とは何か、それをとりのぞくための実践とは何か、探し出すための方法論を手探りしてみよう。誤解のないようにいうと、本論はすべての正義の議論を包括する普遍的な正義論を見いだすべきだと主張するものではない。むしろ、そのような完備性をもつ正義論を希求するのではなく、複数の正義の共闘する場と共有できる協働実践をどう生み出すか、という実践的な方法論を組み立てるべきだ、という立場をとる。

もちろんこの課題は、本論の紙幅で扱うにはいささか大きな問題である。実際に上記の実践的な問いに応えるには、複数の正義が対立する現場にもぐること、そしてその事例から理論を鍛え上げることが必要だろう。本論ではまず、こんがらがって細分化しつつある、サステナビリティをめぐる多様な正義の緊張関係と対立について素描することに力点を置く。

#### 2 開発、サステナビリティ、正義

#### 2.1 開発とサステナビリティ

まずは、開発概念の来し方を簡単にたどりながら、サステナビリティを考えるにあたり、なぜ正義が問題になるのか、さらっておこう。サステナビリティそれ自体に、社会正義の実現という規範は含まれてきたものの、当然のことながら歴史的にその「含まれ方」も変容してきた。その来し方をたどりつつ、なぜ今あらためて、サステナビリティと正義を結びつける必要性があるのかを明らかにしておこう。

1950年代から70年代初頭にかけて開発を導いてきたのは、ケインズ経済学および構造主義経済学であった。これらに基づいた開発は、形は異なれども、市場経済のもとでの経済成長を求め、財と資源を国内で再分配する形で社会問題を解決しようとしてきた。その後、1980年代からは新古

典派経済学、ネオリベラリズム 4) による牽引が続いてきた。この間、大きく発展した市場経済のグローバル化は、世界規模の深刻な貧困や環境問題の拡大と深化を生み出した。

これらの問題を解決するため、生み出された開発を象る理念の一つがサステナビリティである。サステナビリティよりも先に、1970年代からは基本的な人間のニーズの充足(Basic Human Needs,以下 BHN)戦略が開発を象る理念となっていた。BHNの主眼は、経済開発によるトリクルダウンを期待し、国家による財・資源の再分配を通じて、拡大する貧困問題の解決、南北の格差解消、社会正義の実現を求めることにあった。

他方、サステナビリティはというと、1980年に国際自然保護連合(IUCN)、国連環境計画(UNEP)による『世界保全戦略』で使われた「持続可能な開発」から概念形成が始まった。周知の通り、1987年に国連のブルントラント委員会が発行した『わたしたち共通の未来』において核をなす概念とされ、広く世界中に知られることとなった(Sharachchandra 1991)。一方では、「持続可能な開発」それ自体は、経済成長を進めることに重きがおかれ、単にこれまでの開発の亜種にすぎない、という批判にさらされた。他方、サステナビリティは、地域主義や内発的発展論などのポスト開発論を吸収しながら、経済、社会の発展自体を多系的に捉える理念として用いられ、多様に意味を広げてきた。

1980年代に顕著になった、ネオリベラリズムに率いられた経済のグローバル化と、それによる既存の社会空間の資本空間への再編成は、都市、郊外、グローバル市場に組み込まれた自然資源開発(鉱山、農林水産物から観光まで)の対象となった地方、周縁地域にまで及んだ(Harvey 1996)。サステナビリティは、このような動きに抗する理念としても見いだされてきた。何が「持続可能」であるべきなのか、そこには主に三つの要素があった。一つは、ローカルな現場において、貧困や差別などの社会的不正義、急速な資源開発による環境破壊や汚染といった現状を問題化し、解決

をめざしながら、人間生活基盤を確保し保全すること。もう一つは、初期に問題化された酸性雨やオゾン層の破壊、資源枯渇から、後の気候変動問題など、超国家的な対応を求める問題に対処する、地球環境の保全。最後に、未来世代の生活基盤となる環境の確保と保全である。同時に、サステナビリティを達成する上で、新たな経済の仕組みの必要性も主張され、定常型経済や、コモンプール資源の保全管理を主題とする経済学の議論もなされはじめた(Ostrom 1990; Daly 1991)。こうしてサステナビリティは、批判性を持ち、社会正義の実現を身のうちの規範性に含んだ概念として形成されてきたのである。

#### 2.2 コード化するサステナビリティ

1990年代になると、政治経済の状況が大きく変容し、開発全体の主流も大きく変わることになった。BHN はアマルティア・センの厚生経済学・倫理学を礎とする人間開発論へと展開した。背景には、市場経済化とグローバル化が進むにつれ、国家による財・資源の再分配による貧困軽減の限界が明らかになったこと、貧困と格差も深刻化し、課題ごとの超域的対策が必要になったことがある。2000年に国連で定められた「ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals,以下MDGs)」は、人間開発論のもとで、教育やジェンダー平等の達成などを通じた人間開発と、人的資本の投資を中心とした貧困軽減が目指された(福井 2013)。

サステナビリティにおいては、1992年のリオデジャネイロの国連環境開発会議において、グローバルに広がった貧困と格差が明確に問題化されてから、持続可能性と社会正義をより直接的に結びつける「正義を実現する持続可能性(just sustainability)」(Agyeman 2005)を訴える動きが強くなった。その背景には、進展したグローバル経済による世界的分業の再編が、構造的不正義をローカルな現場に集積させたことがあった。環境破壊と社会的不正義の連鎖と相互作用が、人びとと社会の脆弱性、不安定性を高めていること

への早急な対応が求められるようになった。

これらの動きは、サステナビリティをめぐる社 会経済の大きな変化にも関連している。エコロジ カル・モダニゼーション (Mol and Spaagaren 2000) の発展はその変化の一翼である。エコロ ジカル・モダニゼーションは、経済成長と環境汚 染・悪化は切り離せると考え、市場、国家、市民 社会にエコロジカルな関心を埋め込み、制度とシ ステムを修正して資本主義の緑化を進める態度で あり、また現象そのもののことを指す。積極的な 政策的介入によって経済的、政治的、社会(市民) 的領域を調整しながら、再生可能エネルギー市場 や環境配慮型商品の市場の発展を促してきた。現 在の環境ガバナンスに大きな影響を持つ。並行し て、グローバル化し、消費するための新たな領域 を求めた経済は、サステナビリティに経済成長に 必要かつ新たに寄与するコードとしての価値を見 いだした。環境を負債やコストとみなしてきたネ オリベラリズムとサステナビリティとの接合も進 み、特に、グローバルな経済と開発の舵取りをし てきた世界銀行などの国際機関は、その接合を進 める大きな駆動力となった(Goldman 2005)。

他方、サステナビリティのコード化が進むにつれ、「正義を実現するサステナビリティ」の重要性が主張されるようになった。その理由は、サステナビリティそれ自体がかつて規範のうちに含んでいた、批判性と正義への志向が、むしろ経済成長を一義的に志向する態度に置き換えられている現実が指摘されたことにある。そして、サステナビリティ自体が、不正義を生み出すコードになることに抗して、「正義を実現するサステナビリティ」が求められるようになった(Agyeman 2005)。

しかしながら現在、どうやらコード化はさらに進みつつある。2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、MDGsを継ぐ「持続可能な開発目標(Sustainability Development Goals、以下SDGs)」が採択された。そして、サステナビリティが名実ともに開発の中心におかれることになっ

た。MDGsの主要な対象が途上国の貧困軽減であったのに対して、SDGs はあらゆる国が持続可能な開発に貢献し、その対象となるという普遍性を強調している。掲げられた目標群も、先進国内においても、貧困軽減や格差解消、経済成長と雇用創出、ジェンダー平等の実現、エネルギー開発、都市づくり、食料生産、資源保全、気候変動対策などを対象に、国内の持続可能な開発を構想・実践できるものとなっている(United Nations 2015)。SDGs は、持続可能な開発を途上国以外の国々に、自国の開発目標として位置づけ直すことを可能にした。

SDGs の特徴はそれだけではない。もう一つの大きな特徴は、サステナビリティ・コードが企業活動や市場に新たな展開を開くと期待されていることだ。日本でも内閣府に SDGs 推進本部が設けられ、国の成長戦略の一環でもある「第5期科学技術基本計画」、IoT技術や AI などの発展を軸に未来社会を構想した「Society 5.0」や「第4次産業革命」、「国土強靱化計画」と共に、経済成長を実現する重要なツールとして位置づけられている(国立研究開発法人科学振興機構 2017;内閣府 SDGs 推進本部 2018)。

周知の通り日本では、敗戦からの国家再建時か ら、開発への強い願望と経済的ナショナリズムに 支えられ、国家による長期的観点からの市場への 介入と、企業活動と科学技術開発の接合が行われ てきた<sup>5)</sup>。その開発の系譜に SDGs が位置づけら れたことは何を意味するのだろうか。それは、開 発概念がサステナブルに書き換えられることを意 味するのだろうか。それとも、サステナビリティ が変わらず開発主義を動かすための新たなコード として用いられているだけなのか。そのことを考 える上でも、SDGs は常に次のような問いを再帰 的に問い続けることが重要であろう。すなわち、 SDGs の背景にある、エコロジカル・モダニゼー ションやネオリベラリズムと共にあるサステナビ リティは、誰のために、何を持続しようとする構 想とその実装になっているだろうか、という問い である。

この問いを常に問い続けなければ、コード化したサステナビリティ自身が、規範を謳いながら不正義を生み出す要因になりかねない。だが同時に、この問いは、サステナビリティという概念が生まれてからというもの、答えを探すのも、問い続けることも難しい問いでもあり続けてきた。そして、その難しさは、他ならぬサステナビリティの特徴に起因するものだ。次の節では、この難しさについてもう少し考えてみよう。

### 2.3 なぜその問いは難しいのか:空間的・時間的 広がりとずれ

誰のために、何を持続しようとするのか。この問いが難しい理由は、サステナビリティそのものが時空間的広がりを含む概念であり、その実現のために実践をおこそうとすると、時空間的広がりゆえの「ずれ」が生み出されることにある。サステナビリティを実現するには、同じ時空間(いま、ここ)に生きている世代の異なる人びとや、生活史の時間軸も空間スケールも異なる人間以外の生きものとのあいだで、未来世代とその時空間(いつかの、どこか)を想像し、そのための対策の実装を行わなければならない。しかしそこに発生するずれが、誰のために、何を持続しようとするのかを問うことを難しくする。

一つは空間スケールのずれの問題がある。特に 1990 年代以降、世界的な分業化がすすみ、資本 空間の再編成が一層グローバルに進展すると、ある不正義を追求しようにも、グローバルに分散され、かかわる人が多様で、責任を問える法制度の 及ぶ社会内に対象がいない、という状況も進んだ。また、たとえば複数の国にまたがる流域や鉱山などの開発に顕著であるように、環境そのものが、複数の異なる空間スケールにまたがっているから、問題はより錯綜する(Walker 2009)。誰のために、何を持続しようとするのか、答えは探しにくい。

また、時間スケールのずれとそれにともなう不 確実性の問題がある。何らかの対策を講じた結果 が結果の通り現れるかどうか不確実であり、策を 構想する人びとと評価する人びとも異なる。同じ時空間(いま、ここ)においても価値を共有することは難しいが、未来世代に対しては、存在するかどうかも、ある価値を共有しうるかどうかも知ることはできない。おまけに、時間が進むということは、対象をとりまく状況と、評価の立脚する価値群も変容しうるということだ。

もう一つの難しさは、サステナビリティをめぐる決定にまつわる偶発性と曖昧さだ。サステナビリティのために何事かを決定することが重要となるが、決定は多重かつ偶発的に、その決定の帰結可能性を生み出す。決定しなくとも何かはおこるかもしれないが、決定しても何かはおこるかもしれない。その決定は、誰かのリスクを減じるかもしれないが、他者のリスクを生み出したり顕在化させたり、また、実際に被害を生み出したりするかもしれない<sup>6)</sup>。誰のための何を持続するのか。この問いの答えを決めることがもたらす帰結の予測も難しい。

このような不確実性、決定にまつわる偶発性と 曖昧さは、「何を誰のために持続するのか」とい う、サステナビリティの根本にある問いを難しく させ、問い自体を周縁化してきた。そして、すで にたどってきたように、「何を誰のために持続す るのか」は、サステナビリティを政策に具体的に おとしこみ、客観的な科学化していく過程で、いっ たん棚上げされてきた。その上、コード化された サステナビリティは、初期のサステナビリティに 期待されていた現実と未来への批判性と、それら を問題化する力を削がれている。

他方、この問いを棚上げしたまま、使い勝手の良いブラックボックスと化してしまえば、サステナビリティは、資本主義や接合したネオリベラリズムを活性化させるコードとなったまま、不正義をさらに生み出し続けてしまう道具になってしまうだろう。「正義を実現するサステナビリティ」が主張されてきたのは、まさにその危機感からである。サステナビリティは、「何を誰のために持続するのか」という困難であっても、それを問い続け、批判性と正義の希求をその概念の中心に据

える必要がある。

#### 3 正義の対象の時空間的広がりと正義論

#### 3.1 正義の対象の時空間的広がり

さて、正義を再びサステナビリティの中心に据 えていく必要があるというならば、いったいどの ような正義を据えることが必要だろうか。

現在のサステナビリティをめぐる複数の正義の 緊張関係や対立に関して考えなければならないの は、正義自体の対象となる当事者たちも時間的・ 空間的に拡大し、正義や善の感覚と構想の依拠す る内的規準と知覚・思考の公共的枠組み<sup>7)</sup> の複数 性と多様性も広がっているということだ。

そのような中で、善と正しさの感覚を、人びとはどうやって日常の中で見いだすのだろうか。ひとまず本論では、こう考えよう。人びとは、何がよりよいのか、よりよくないのか、それぞれが属す複数の集団が共有している内的規準をもとに、さらにみずからの道徳的直観と理性とを照らし合わせながら比較する。そして、自己の自由と社会の関心事とのあいだを生きながら、同じ社会で生きる他者と共有できる正義と善の感覚と構想を見いだす®。だが、気候変動問題が典型的であるように、サステナビリティにかかわる問題それ自体が影響を及ぼす空間も複数の国家をまたがり、超域的である。しかも、科学的認識や知識なくしては、人間の従来の五感による知覚が難しい。

なおかつ、現代社会の人びとの生活には、可視化されなくとも常に複数の集団、地域、国家がかかわり、人びともまた、それらの超域的な関係性のもとで日々を紡いでいる。グローバル化、都市・郊外化、スラム化、ジェントリフィケーション、移民、環境難民など、人・モノの空間的移動の広がりと共に、同じ空間に住むものたちのあいだでも、多様性ばかりか、共約不可能性も生まれる。そのような中で、どのように善の感覚と構想を共有する過程を生み出せるのか。あるいは、正義の構想を支えるような、社会における知覚・思考の公共的枠組みをどのように維持・創出できるのか。

共約不可能性をもつ集団とどのような互酬性を築 くことが可能か。これらの問いが課題となってき た。

また、時間的位置づけが異なる、というのは、現在の社会的状況を共時的に共有する現在世代と、ある時間的境界で現在世代と区切られた未来世代とのあいだで、異なる内的規準と善と正義の感覚と構想が想定されるからだ。そもそも、未来世代とのあいだに互酬性を築くことができるのか。そして、未来世代とは誰なのか(少しでも具体性が思い浮かべられる近接した未来世代か、まったく想像のつかない遠くの未来世代なのか)、想定される範囲がもっとも大きな問題だろう。

このような正義の対象の空間的広がりについては、ローカル正義、グローバル正義という形で、対象の時間的広がりについては世代間正義というかたちで、現代正義論においても議論の対象となってきた(Elster 1992; 鈴村 2006; Miller 2012)。サステナビリティと正義、そして環境正義について考えるためにも、以下、簡単にまとめておこう。

#### 3.2 ローカル正義、グローバル正義、世代間正義

ローカル正義は、ある社会のなかで目的を持って活動をする集団と、従来はそれらの集団の上位と位置づけられ、知覚・思考の公共的枠組み、善の観念や目的、権利概念や正義原理をどの集団とも共有してきた社会との関係性を再考する議論である。ここでいう集団は、人種、エスニックグループ、ジェンダーとセクシュアリティ、不法就労者、障がい者など、多岐にわたる。それらの集団が、社会とは異なった善の観念や目的をもち、固有の正義原理をもつことを前提に、その集団と社会、集団同士、集団と個人における不正義とは何か、それを是正するための社会制度構想や実践とはどのようなものかが問われる(ウォルツァー 1983 = 1999; Young 1992; 後藤 2010)。

グローバル正義は、気候変動問題から、貧困・格差、戦争や地域紛争まで、グローバルな規模でおこっている問題において、どのような不正義を

見いだし、是正のための対策を国際社会でどの ように行うか、を主要な問題にする(Pogge ed. 2001)。本書ではグローバル正義の二つの議論に 着目しておこう。一つは、正義の範囲と、その実 行のための制度構想や国際的な活動を行う上での 政治的正統性の確保に関する議論である。国際 社会に共通する、社会より上位の、より普遍的な 道徳的観念、法、正義原理があると考えるかどう か。世界中の人びとはあまねく国際社会の構成員 として何らかの義務と権利をもつと考えるのかど うか。あるいは、固有の正義原理が及ぶ範囲は人 びとが所属する社会に限定されると考えるのか。 それらが問題となる(井上 2012: 宇佐美編 2014)。また、どのような正義の範囲のもとで、 グローバルな分配的正義はいかに達成しうるのか が議論の対象となる。

もう一つ、グローバル正義については、先にの べたローカル正義とグローバル正義をつなぐ議論 がなされていることにも注目しておく必要があ る。開発とサステナビリティの議論に大きくかか わるからだ。世界的分業化のすすんだ現在では、 人びとのニーズを満たす商品やサービスに数多く の人びとと複雑な過程がからむ。そこには、分配 格差とそれを可能にする権力の偏在、差別の固定 化を生み続ける抑圧的な構造そのものが埋め込ま れている。財やサービスの配分の結果はもちろん のこと、財やサービスが生み出される過程、世界 的分業システムそのものが正義にかなっているか について問題化する必要がある。哲学者のアイリ ス・マリオン・ヤングは、人びとを取り巻く社会 構造 9) は人びとの在り方そのものに制約をもた らすが、ある不正義にかかわる過程に関与する人 びとは、不正義に対する責任を分有することを認 識し(「社会的つながりモデル」)、不正義をもた らす社会構造そのものを変革する必要があると説 く (Young 2012)。こうして、構造的不正義を 問題化すると共に、不正義を生み出す過程を変え ることへの参与を正義の実践だという。また、グ ローバルな正義の実現には、ある集団が社会ある いはグローバルな分業システムの中で、固有の文 化的背景をもつ、正義の対象となる存在であることを承認されているかどうか、生活を営んでいる社会で承認され、声を上げられる存在になっているかが重要になろう(Taylor 1994; Fraser and Honneth 2003)。ローカルな空間それ自体が、人・モノの移動の空間的・量的広がりと共に、世界的分業システムの中で再編され続け、多様さと共約不可能性も生まれ続ける。このようなローカルな空間にこそ、構造的不正義は集積する。だからこそ、前述したように、何が不正義で、何が正義といえるのかを実践的に手探りする、ローカル正義が重要となる。グローバル正義とローカル正義が相互に連続性をもつ正義として構想されなければならない理由はここにある。

では、世代間正義はどのような議論がなされて きただろうか。世代間正義の核心は、未来世代の 福祉(well-being)に対して配慮をするべきかど うか、配慮をするべきだとしたら、それはどのよ うにありえるか、という問いである。1970年代 初頭から論じられてきた世代間正義については、 そもそも世代間正義は成り立ちうるか、という議 論がながくなされてきた<sup>10)</sup>。世代間正義を擁護 する大きな潮流の一つは、善よりも正義に重きを おき、社会契約論を礎とするジョン・ロールズの 正義論による擁護である。ロールズ自身が世代間 正義を自らの理論のなかで説明するにあたって用 いたのが、「正義に適う貯蓄原理」だった。ロー ルズは、「将来世代にまでわたって、最も不利な 条件に対する長期的な見通しに対する期待」を満 たす貯蓄をすることは、基本的自由を実現するた めの効率的で正当な諸制度をつくる上で必要な物 質的基礎を備えた社会状態のために必要だとし た (ロールズ 1971 = 2010)。 さらにロールズ の正義論の中心にある、正義の原理とその実現の ための制度の構想と選択を人びとがおこない、合 意するために仮想する原初状態においては、「無 知のベール」が適用される。人びとは誰が、どこ の時代の、どのような状況であるかわからない状 態で原理と構想の選択をおこなう。「無知のベー ル」のもとでは、異なる世代もまた平等に扱われ る。環境リスクや環境正義、世代間正義に関する代表的論者の一人として知られるクリスティン・シュレーダー=フレチェット<sup>11)</sup>もまた、無知のベール下における世代間の平等性という観点から、ロールズの正義論を拡張して世代間正義を理論づけた(Shrader-Frechette 1981; 2005)。

その他の世代間正義を擁護する議論をあげておこう。まず、未来世代を現在世代と同じ権利をもつ存在としてみなす権利論、未来世代も含めた功利計算を理論的かつ実装化する試み(鈴村・篠塚 2004)、未来世代への責任論を用いた擁護(ヨナス 1979 = 2000)、世代をまたがって共有される道徳的共同体の構想(De-Shalit 1995; Norton 2010)、「苦痛や死、生物の絶滅」といった道徳上の重要な点は世代を貫通するという立場からの功利主義的擁護論(Singer 2002)などの議論がある。

もちろん、世代間正義には理論的批判も多く寄 せられてきた。まず一つは、イギリスの道徳哲学 者デレク・パーフィットが見いだした非同一性問 題12)からの指摘である。より良い未来のために どの選択肢を選ぶかは、ある未来世代にとって良 いのか悪いのか、という観点からは論じることが できないという指摘だ。未来世代の権利という観 点から世代間正義を擁護することも難しくしてお り、現在でも影響力の大きい批判だ。特に、遠く 離れた世代に対する配慮の責務をどう理由づけら れるかを考えるにあたって、避けて通れない議論 だろう。もう一つは、非対称性の問題である。現 代世代から未来世代に対しては、一方的に想像し、 働きかけるしかない。因果関係も時間軸をさかの ぼって未来から過去へ因果を結ぶことはできな い。その因果的な非対称性と、それゆえの道徳的 非対称性、すなわち現在世代と未来世代の間に果 たして互酬性が成立するかどうかも、リベラリズ ム、コミュニタリアン、功利主義など異なる正義 論の立場に共通して、世代間正義を擁護・批判す る上での重要な課題となってきた。最後に、不明 瞭性の問題がある。互酬性が成立する、あるいは 共通善が見いだせるとしても、未来世代とは近い 世代なのか、どこまで遠い世代も含むのか、どこの誰までを指すのか、何を未来世代のために配慮するのか、現代世代が配慮のために引き受ける負担は、どのようなもので、どのくらいであるべきなのか。これらが不明瞭であることもまた、議論の対象になってきた<sup>13)</sup>。

#### 3.3 状況づけられた立ち位置から正義を見直す

さて、以上、正義の対象の時空間的な広がりから、ローカル正義、グローバル正義、世代間正義について概観してきた。別個の領域として論じられることが多く、議論の上では、権利論から、あるいはロールズの正義論から、というようにある理論的立場から三つの正義を説明できるか、がそれぞれ試されてきた。

本稿では正義論による試行錯誤の重要性を十分に認識しつつ、少し違う角度から現場で正義を手探りする方法を考えてみよう。すでにグローバル正義に関する議論の後半で論じたように、対象となる人びとが日常の中で経験している事象は、これらの正義の領域にそれぞれがおさまるものではない。世界的分業システム、国際的資本移動、グローバル化のもとでの人とモノの移動の広がり、それらが再生産するローカルな社会空間の中で、多様で、差異のある、相容れない、価値や意味、効用が集積し、人びとの生活を構成する。

そのような中で、絡まり合い、融け合い、合金のようにある一つの事象に見えている「問題」を、解きほぐす。そして、付与されている意味を脱構築し、折りたたまれた文脈を広げ直す。その上で、不正義の所在を見いだしつつ、同時に少しでも不正義をなくす実践を行っていく。そのような問題化とよりよい選択を生み出す実践「過程」が共になければ、人びとの日常平面に現れた、人びとにとっての問題(合金的な何か)は、問題化される認識の段階から、ある特定の視角からしか、問題も、不正義・正義も見いだせなくなるのではないか。しかもその見え方が固定化されてしまうのではないか。そして差異への感覚は鈍り、不正義は現場から見逃されるだろう。

このような問題に正面から、ミクロな現場の描写と共に向き合ってきたのが、グローバル正義で言及した「社会的つながりモデル」を提案したアイリス・マリオン・ヤングら、フェミニズムやケア倫理、ポストコロニアリズムの論者たちである。これらの領域では、普遍的で抽象度の高い議論よりも、それぞれに状況づけられた自己の、具体的な経験や行為からなる正義を手探りする議論が行われてきた。

### 3.4 環境正義の新たな展開へ

フェミニズム・ポストコロニアリズム論の系譜 を引き継ぎながら、環境正義の新たな展開を見い だそうとしている論者たちの議論を見てみよう。

環境正義は、米国の環境人種差別に抗する社会 運動を支える理念として見いだされた。当初は、 その背景から、あるローカルな地域、一つの社会 の中でのグッズ (goods) とバッズ (bads) の再 分配をめぐる分配的正義が中心となっていた。し かしながら、環境正義もまた、その対象がグロー バル化と拡大した世界的分業システムのもとで、 時空間的広がりをもつにつれ、グローバル正義、 「正義を実現するサステナビリティ」の議論と連 動しながら、承認の政治、過程型正義など、多様 な要素を含む概念となってきた(Dobson 1998: 1999; Bullard and Wright 2009; Ishiyama 2017; 福永 2018)。昨今では、気候変動により 生みだされた新たな不正義と、気候変動の影響へ の適応・緩和対策を行う上で必要となる倫理的課 題を主に論じる議論は、気候正義あるいは気候倫 理と呼ばれ、独立した一分野を形成している。哲 学者のステファン・ガーディナーが指摘するよう に、まさに気候変動問題は、ある倫理的な立場を とらなければ問題化できない。しかもその問題は グローバルで、世代間にまたがり、複雑で多様な 理論的立場が一処に集まる問題である。複雑な 倫理的問いに答えられたとしても、実践レベルで それに基づいて行動できない。そのことが、倫 理・道徳的に考え、振る舞うことを難しくもす る。このような問題に対し、どのように対応しう るのか、環境正義との連続性を含めた議論の行方が注目されている(Moss 2009; Gardiner 2010; Gardiner 2011; Shue 2014; Knbur and Shue 2018)。

歴史的に環境正義は、苦痛と怨嗟を訴える現場の要請に基づいて環境正義の議論は広がってきた。もともと環境被害者たちによりそうことから始められた議論であるがゆえに、被害者たちの状況づけられた立ち位置から、利用できる正義の議論とは何かが模索されてきた。その点において、環境正義は、同様に状況づけられた人びとの立ち位置から社会正義を手探りしてきた、フェミニズム・ポストコロニアリズム論の正義論と親和性をもつ。先述してきた、気候変動問題がもたらしている、倫理・道徳的な議論と振る舞いに関する混乱と困難について考える上でも、生活の地平からの手探りの正義の探求に目を向けてみるのは意味のあることだろう。

わたしたちの生活の地平には、歴史的に見いだ された不正義から構想された複数の正義が、社会 を支える基盤として整えられ、それぞれ異なる適 用対象範囲と実効範囲、正義の実効を支える法制 度や(公的なものではないが人を動かし縛る)制 度、実現の可能性ともたらされる結果への期待も 内包して存在している。それがその人にどれだけ 可視化されるかは、人びとが状況づけられた立ち 位置次第でもある。また、どうやってそれらに自 分が手を伸ばし、適用されるかどうかを問い、そ の制度の恩恵を預かれるかどうか、その恩恵が別 の正義の仕組みの下での恩恵よりもよいかどうか も、人びとの状況によって大きく異なる。この人 びとのおかれた状況に着目し、ミクロな現場から の正義を手探りする環境正義の枠組みが、今、見 いだされつつある。

地理学者のカーシイ・ホブソンは、フェミニズム理論家のジュディス・バトラーの遂行性 (perfomativity) 概念を取り入れ、環境正義を遂行的正義という観点から組み直そうとした。ホブソンは、開発国家型の公共的知覚・思考の枠組みと正義に関する閉じた内的規準を備えたシ

ンガポールの環境行政において、公共機関として の出自を持ちながら、ボランタリな組織として 活動する「グリーン・ボランティア・ネットワー ク(GVN)」を事例にとる。GVNが活動するの は、ネオリベラリズムに導かれた開発論理、グロー バル化のもとでの植民地主義的市場がもたらし た観光空間の生産、国際的労働移動とそのジェン ダー化が集積するあるローカルな場だ。ホブソン は、女性で、多様な出自をもつメンバーが、行政 機関や市民たちとの活動のなかで、従来その場に はなかった意味や実践を新たに動きと共にもたら し、新たな可能性を開く「不確定のすきま(space of indeterminacy) | を生み出したことに着目する。 それは、メンバーが他者と交渉する過程で、他者 とその場にあった慣行の価値、意味、効用を攪乱し たことで生まれた「すきま」である。そして、普 遍的で抽象度の高い正義論から目の前の正義を探 るのではなく、むしろ、リベラルで民主的な制度 が欠落した、あるいはあったとしても開発主義的 な人とものの完全な支配に使われてきた社会の中 で、実践の中から自分たちの正義の感覚と構想を 練り上げていく過程に着目した(Hobson 2006)。

遂行的正義については、非西欧型で、差異と 承認の政治の成果を取り入れた新しい正義の在 り方として今後の理論的展開が期待されている (Jamal and Hales 2016)。また、この議論は、 日本の環境社会学にとっても理論の発展の上でヒ ントを与えてくれる。日本の環境社会学もまた、 環境問題の現場から、不正義をこうむる人びとに よりそい、社会実践への寄与をおこなう研究のあ り方を模索してきた(福永 2016)。不正義をこ うむる人びとが、日々の日常から不正義をとりの ぞいたもう一つの社会、水俣から提起された「じゃ なかしゃば」を見いだそうとしてきたことを、ど うすれば新たな正義のアイディアへと鍛えられる のか。本論の目的とも共有するこの問いを、ホブ ソンらが見いだした成果に着目しながら探ってみ よう。

現場で人びとを支えるのは、首尾一貫した正義 だけではない。何が不正義なのか、見いだされた 不正義と対置される正義の状況とは何であるの か。感情、直観、これまでの経験や、すでに定式 化・制度化されている正義、それらが互いに参照 されながら不正義が知覚され、思考がなされ、判 断がなされる。持ち出され比較される正義の参照 規準も、さまざまである。ローカルな共通善や慣 習にもとづいていたり、パターナリズムに依拠し ていたり、ケアの関係の中から見いだされたもの であったりする。そこでみられるのは、人びとが、 およそ自分が見いだせる正義の仕組みや別の是正 のための実践を模索し、その生きる幅を広げ、福 祉を実現しようとしている様子だ。ホブソンが 見いだしたのは、遂行的な行為が、そのような主 体の行為を可能にする「不確定のすきま」を生み 出し、そこで、何が不正義なのか、何がその状態 よりはよりよいのかを主体が見いだしていく過程 だった。それは、人びとが正義の感覚と原理(人 と自然のかかわりに関する正義も含む)を手探り で生み出す過程でもあった。

本論では、この論文のもう少し先を考えてみよう。このような正義は、一過性で、一貫性に欠け、非常に頼りない、危ういものに見えるかもしれない。確かにそのような批判は考えられよう。だが、わたしたちは考えてみる必要がある。本論の冒頭で述べたとおり、複数の正義が対立し、分断が進む状況の中では、このようなミクロな現場の実践が、どのような正義を生み出していくのかが非常に重要なのではないか。なぜならそこに、現実において、人びとのあいだの複数の正義がなぜ対立してしまうのか、対立ではなく、どちらにとっても「よい」選択はないのかを理解し、見いだすヒントがおそらくあるからだ。

まず、懸念から考えよう。人びとが生活の地平の中で、何を不正義だと捉え、正義とは何であると見いだすのか、そして見いだしたそれらは、いったいどのような正義であるのか。人びとの見いだした正義には、偏狭さに捕らわれたり、その集団では問題化されなかった不公正さをもったりすることが容易に想定しうる。人びとは生まれ落ちてからこのかた、さまざまな個人としての経験や、

生きる中で相互作用をしながら暗黙のうちに自分のものとしてきた知覚・思考の公共的枠組みを得ている。しかし、それらが偏見にとらわれていたり、差別的な価値観を含んでいたりしないわけではない。むしろ、大抵の場合、そうである。これを乗り越えるにはどうすればよいか。

ケイパビリティ・アプローチで知られる経済学者・哲学者のアマルティア・センは、一分の隙もなく理論的に整えられた正義論のもとで、制度を構想するという立場をとらない。彼が提案するのは、実用的に不正義をとりのぞくための正義へのアプローチである。すなわち、不正義のある現状から不正義のない状態を想像して<sup>14)</sup> 比較し、ある正義の候補を見いだす。そしてその正義を、推論を行いつつ、客観的に理由づけられるよう試す。その点で、何らかのヒントをわたしたちにくれそうである。少し見てみよう。

センによれば、推論とは、のぞましいと思う選 択について、期待する結果も含めて、どうしてそ う思ったのか (評価)、何を目的としてどのよう な価値のもとで期待をしたのかを問いながら、状 況や情報に応じて自分の行為や評価を組み換えつ つ、もう一度選択を試みるという一連の過程であ る。この推論が、公共の討議のなかで行われるこ と(公共的推論)が重要だという。また、正義は 非主観的でなければならないし、不偏的でなけれ ばならない。そのため、公共的に精査される必要 がある。まず、主張される正義とその規準が、言葉、 論理、内容について、特定の人びとのみが理解で きるようなものでなく、他者が理解でき、内容が またちがう他者に伝達できるようでなければなら ない。そして、誰もがそれを自身の主観にとらわ れずに受け入れ、主張の正しさを議論できるよう になっていなければならない。そして、理性的思 考によって、その案件の利益に直接かかわらない 他者に意見を求め、その意見を考慮し、状況づけ られた自己の「状況」や立場を理解し乗り越える ことによって (開放的不偏性)、正義を見いだし 鍛える過程を公共の対話と討議のなかで行うこと によって、吟味され試される。その正義が擁護 されるべき理由、正義を支える価値が多様であることも、他の正義と比較する上での考慮対象となる。(川本 1995;後藤 2010;池本 2011; Sen 2009=2011)。

このような理性的な精査と、公共的な精査をくぐり抜けたものがリストアップされる。実際の政策や実践に何が採用されるかは、リストアップされた正義を、理由や価値に共通する要素も含めて検討し、その理由や価値のなかで共通して取り上げられていることを順位づけの情報にしながら、比較し、決めることができる(Sen 2009=2011)。こうしてセンは、人びとの生き方の幅を広げ、本人が価値をおく理由の生を生きられる上で、わたしたちがどのように正義を実現できるか、きわめて実用的な観点から構想した(川本 1995; Sen 1999)。

このようなセンの議論は、ミクロな現場で見いだされた不正義から、実際にものごとを動かす正義を見いだす上で魅力的である。もちろん、考えるべきことは数多くある。公共的精査がおこなわれる討議について、具体的にはどのような過程を指すのか。センは国連機関などの活動から、不正義をひきおこすグローバル企業への対抗運動まで、わりと広い内容を積極的な公共的討議だという。しかし、誰がその討議の場に現れられるのか、その場での公共的議論とはいったい何のことを指すのか、といった論点は、やはり別途議論する必要があるだろう。

また、このグローバル化の中で、誰が外からの「公平な観察者」となるのか。直接的利害者の範囲はどう考えれば良いのか。公共的な知覚・思考の枠組みが、いったいどのようなものとしてその討議倫理の場にあるのか。そして、討議に参加できない遠い未来世代については、どのように考えるのか。

これらを考えるためには、ミクロな現場の描写を――描写することがすでに遂行性を持つ行為だと自覚しながら――通じて、日常生活の地平にあらわれる複数の正義と、その規準、それらが擁護される理由や価値などをみいだしていくほかな

い。それは、時空間の拡大と共にそれぞれ議論さ れてきた、ローカル正義、グローバル正義、世代 間正義について、あるいはそれらとは別の正義に ついて、センの示した手順を踏みながら、可能な 政策の範囲を抽出する過程でもあるだろう。すで に緊張や対立が「出来事」として現れているよう な正義同士の関係、なぜそれがそのような関係性 にあるのかも、ある正義の主張の背景にある理由 や価値を探ることによって見えてくるだろう。ミ クロな記述を伴う遂行的正義という視角は、セン のアプローチを補完し、より具体的な実践の過程 を展開させる可能性がある。センのアプローチは、 ミクロな記述から明らかになった正義の感覚と規 準を、偏狭さや不偏性を回避しながら、周囲との 対話の中で具体的で実効的な正義へ鍛え上げる可 能性をもっている。

ミクロな記述とセンの正義のアプローチを補完 的に用いることで、日常の複数の正義の対立を縫 い、共有する正義の感覚と構想を見いだす新たな 正義の方法論が展開できるのではないだろうか。

## 4 結びにかえて:日常の中から「感覚」 をゆりおこす、育む

さて、本論の主要な目的は、サステナビリティ をめぐる多様な正義の緊張関係と対立を簡単に素 描することにあった。まとめておこう。まず、サ ステナビリティ概念自体の歴史的変容を開発との 関連でたどった。そして、サステナビリティの特 徴 (時空間的規模の多様さと広さ)、サステナビ リティ実現のための具体的な政策や市場経済との 融合といったアプローチ、さらには近年サステナ ビリティのコード化が、「誰のために何を持続す るのか」という、サステナビリティのもつ批判性 と正義の規範を体現する問いを周縁化してきたこ とを確認した。また、正義について、サステナビ リティがそうであるように、正義の対象の時空間 的広がりが、どのような正義のアプローチをもた らしてきたのか、ローカル正義、グローバル正 義、世代間正義について素描した。明らかになっ たのは、グローバル化した世界分業システムによる社会空間の再生産が繰り返されるローカルな場において、人びとの日常の地平から、それらの正義を捉え返し、実効性のある正義にアプローチする方法論の必要性である。最後に、環境正義における新たな展開から、人びとが日常の地平において、複数の競合する正義のあいだを縫い、正義の感覚と規準を新たに生み出しうることが見いだ方法をアマルティア・センの正義へのアプローチから探った。ミクロな描写による正義の感覚と規準の言語化と、センの公共的討議のもとで正義の実現に向かう方法を補完的に用い、不正義をとりのぞく実効的な正義の実践に向かう道筋があることを確認した。

ここから先は、具体的な事例のなかで、この正 義の方法論の実際を確かめてみるほかない。環境 正義にとってこのアプローチが有用である可能性 を最後にもう一つだけ指摘しておこう。

これまでの環境倫理では、人びとが自然に対 してどのようなかかわりをもつべきなのか、自 然の内在的価値による基礎付け、功利主義的理 由付け、人間と自然のメタ共同体を基礎とした 共同体論など、多く議論はなされてきた。しか し、人新世 (anthropocene)、クトゥルシーン (chthulucene) 15) というパラダイムが提起され ているように、これらの議論では扱えない自然と 人間のかかわりがわたしたちの目の前にはすでに ある。すなわち、大きく人間活動によって変容し、 新たな社会的自然として自然や生命が生み出さ れ、わたしたちの目の前にある。そのような中で、 いったいどのような社会的自然 (socio-nature) を形成しようとしているのか、あるいはその形 成は人間的「デザイン」でしかないのか、といっ た新たな問いが浮上している (Heynen et al. 2007; Castree 2008a; Castree 2008b)。ひいて は、このような接合のなかで、サステナビリティ が逆説的にどのようなものとして再形成されよう としているのか、その社会的自然と人間のあいだ (もしあるとするならば、あるいは設けるならば)

にどのような規範がありうるのか、も新たな問い となっている。

実際にはこれらの問いには、すでに現場で自然に向き合う人びとが、日常の中で試行錯誤して対処している問いでもある。たとえば、変わりゆく海や山、土地と向き合いながら、気候変動ですら変化の一部として受け入れ、農林水産物を生産する作業に向き合う人びとがそうである。その日常の営みの中からしか、新たな環境倫理は見いだせないだろう。そして、本論でたどり着いたミクロな記述とセンのアプローチの補完的組み合わせによる正義へのアプローチは、「誰のために何を持続するのか」、その問いを社会的自然に関して見いだすためのアプローチになりうるだろう。

### 注

- 1) ここでいうコードとは、規則と教訓の集まったものであり、どのような知覚、行為、思考が規制されるのかを決め、受容されうるものへそれらを成形し、そうせよという命令をなす統治のメカニズムでもある(フーコー 1966 = 1974)。
- 2) 気候レジームは、気候変動問題の解決のための国際的な明示的・暗黙的な原則、規範、規則、政策 決定手続き、制度のセットのことを指す。
- 3) デモ参加者のポートレートとインタビューからの 言葉をまとめたウェブ上の記事。
- 4) 本論文ではデヴィッド・ハーヴェイによる次の 定義を念頭において用いている。すなわち、ネ オリベラリズムとは、「人間の福祉は、私的所有 権、個人の自由、制約のない市場、自由貿易を特 徴とする制度枠組みにおいて、企業の自由を最大 化することでもっとも実現できるとする政治経済 実践理論」(Harvey 2007:22)。同時に、ネオ リベラリズムは統治と動員のための道具であり技 術でもあることに留意しておく必要がある(Ong 2006)。
- 5) 詳細については、開発主義(村上 1992)や開発国家(Johnson 1982; Woo-Cumings 1999; Leftwich 2000)に関する諸議論を参照。また、国民国家の機能と役割については、グローバル化と共に変容が生じていることにも留意しておこう。1980年代以降、市場経済化とグローバル化に伴って、超域的な主体である EU や WTO な

どの組織や制度、多国籍企業や国際的資本が、多様なスケールで、多様なアクターと、多様な中心をもつネットワークが国家を超えて形成され、強い影響を振るうようになった(Dicken 2011)。国家は市場の運用とネットワークの統治と調整を行う機能をこれまでよりも強く求められ、またみずからその機能を備えることで権力を支えるようになった。端的に日本でその変容が見られるのは、1962年の「全国総合開発計画(一全総)」で示されて以来、国土開発の基本理念であった「国土の均衡ある発展」が、2001年の小泉内閣の「骨太方針」以来、選択と集中による国際競争力の醸成と獲得がそれに代わった。

- 6) ニクラス・ルーマンは、決定依存性について、現代社会を特徴づける重要な概念と位置づけ、特にリスクと結びつけて議論を展開した(ルーマン1991 = 2014)。
- 7) 理性的にものごとを考える状態であれば、人びと がお互いに持っているし共有していると期待でき るものの見方、考え方、価値付けのこと。
- 8) 実際にはこの仮定が仮定として正しいかどうかも 別に問われるべきであるが、機会を改めて論じる こととし、仮定する。
- 9) ここではヤングの文脈に沿い、社会構造を以下のようなものと捉える。社会構造とは、諸個人の行為が他者との関係のなかで、直接・間接的に、そして集合的に累積してつくられたものである。社会構造は客観的かつ所与のものであるようにみえ、個人のもつ可能性を減じて個人の行為や知覚・思考に制約を与える(Young 2012)。
- 10) 1990 年代までの世代間正義の学説史については(字佐美 2004) が的確かつわかりやすい。 1970 年代に花開いた世代間正義の学説にどのような批判が寄せられ、1990 年代になって再び世代間正義が擁護され、新たに展開してきたかが明確に説明されている。
- 11) シュレーダー=フレチェットは同じ本の中で、世代間の報恩説を唱えたダニエル・キャラハン (1971) の議論を引きながら、直観的に人びとが「ある」と考える世代間の互酬性を、恩と報恩という言葉を用いて説明している。キャラハンはルース・ベネディクトの『菊と刀』から報恩の思想を引用しているのだが、シュレーダー=フレチェットもキャラハンも議論は不十分である(誤用もある)。紙幅の都合上、また本論とは直接かかわらないが、言及だけはしておく。
- 12) 政策 A (環境破壊が少ない) と政策 B (環境破壊が多い) のどちらかを選択しなければならないとする。より未来世代への影響が少ない方を選ぼ

うとしても、政策Aが選ばれてしばらくして存 在する未来世代 α は、政策 B が選ばれて存在す る未来世代 Bとはちがう存在の集合である(非同 一性)。なぜならば、政策選択は受胎のタイミン グに影響するので、百年以上たてば $\alpha$ と $\beta$ はまっ たく違う存在の集合になる。たとえ政策Bのも とに生まれた未来世代 β が壊滅的な環境のもと で過ごさなければならなかったとしても、そも そも政策 Aか Bかを選ぶ選択肢は Bのものでは なく、未来世代 α も存在しないので、未来世代 α にとって選択がより悪かった選択だとはいえな い(Parfit 1984)。パーフィットの議論に対して、 経済学者の鈴村興太郎は、社会的存在としての人 間集団は、価値や選好、制度についての情報を継 承しながら、社会的な同一性(あるいは知覚・思 考の公共的枠組み)を共有することができる、し かも世代を超えても社会的な同一性を長く維持す ることもできるのではないか、と反論している(鈴 村 2002)。

- 13) このような非同一性問題、現在世代と未来世代の 因果的・道徳的非対称性や、配慮の対象や規模、 現在世代の投資と未来世代の利益の釣り合いの不 明瞭さが議論されるのとあわせて、現在世代の利 益をより強調する現在主義(presentism)の立 場も主張されてきた(Nordhause 1992; 2008)。
- 14) 不正義がある現状から不正義が取り除かれた状態を比較する上で重要になるのが、ケイパビリティである。ケイパビリティは、ある人が価値を見いだし選択できる機能(ある状態であること、何かをすること)の集合であり、その人がもつ生の生き方の幅を広げる可能性の束のことを指す。ケイパビリティのリストを眺めながら比較することで、人びとはより具体的な不正義がとりのぞかれた状態を想像することができる。
- 15) フェミニスト科学人類学者、ダナ・ハラウェイに よる造語。人間も人間以外の生きものも、すでに 環境破壊と変容のすすんだ世界の難民となってお り、もはや本質的な自然と生命という定義も形も 存在しないなかで、実験的な未来を生きるしかな い時代に生きていることを示している(Haraway 2015)。

### 引用文献

井上達夫、2012、『世界正義論』筑摩書房。

- ウォルツァー、マイケル、1983 = 1999、山口晃訳『正 義の領分: 多元性と平等の擁護』而立書房。
- 字佐美誠、2004、「将来世代·自我·共同体」『経済研究』 55(1):1-14.
- 宇佐美誠編著、2014、『グローバルな正義』勁草書房。

- 川本隆史、1995、『現代倫理学の冒険:社会理論のネットワーキングへ』、創文社現代自由学芸叢書。
- 国立研究開発法人科学技術振興機構、2017、『SDGs の達成に向けた産学官 NGO 等の取組事例:科学 技術・ビジネス・社会イノベーションによる共通 価値の創造』国立研究開発法人科学技術振興機構。
- 後藤玲子、アマルティア・セン、2006、『福祉と正義』 東京大学出版会。
- 後藤玲子、2010、「ローカル正義・グローバル正義・ 世代間正義」『立命館言語文化研究』 22(1): 107-123
- 鈴村興太郎、2006、『世代間衡平性の論理と倫理』東 洋経済新聞社。
- 内閣府 SDGs 推進本部、2018、『拡大版 SDGs アクションプラン 2018:2019 年に日本の「SDGs モデル」 の発信を目指して』
  - https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai5/siryou1.pdf
- 福井千鶴、2013、「ミレニアム目標達成に向けた貧 困改善手法の考察」『国際関係研究』(日本大学) 33 (2) pp: 35-45.
- 福永真弓、2015、「生に〈よりそう〉: 環境社会学の 方法論とサステイナビリティ」『環境社会学研究』 20. pp. 77-98.
- -----、2018、「環境正義がつなぐ未来:明日へ継 ぐに足る社会にするために」福永真弓・吉永明弘 編. 『未来の環境倫理学』勁草書房:63-82.
- フーコー、ミシェル、1966 = 1974、渡辺一民・佐々 木明訳、『言葉と物―人文科学の考古学』新潮社。
- 村上泰亮、1992、『反古典の政治経済学 上・下』中 央公論社。
- ヨナス、ハンス、1979 = 2000、加藤尚武監訳『責任という原理―科学技術文明のための倫理学の試み』東信堂。
- ルーマン、ニクラス、1991 = 2014、小松丈晃 訳、『リ スクの社会学』新泉社。
- ロールズ、ジョン、1971=2010、川本隆史・福間聡・ 神島裕子訳『正義論(改訂版)』紀伊國屋書店。
- ----、中山竜一訳、1993 = 2006、『万民の法』岩波書店。
- Agyeman, Julian, 2005, Sustainable communities and the challenge of environmental justice, New York: New York University Press.
- Benhabib, S., Cornell, D. eds., 1987, Feminism as Critique: Essays on the Politics of Gender in Late-Capitalist Societies, Cambridge: Polity Press.
- Brighouse, Harry and Robeyns, Ingrid eds., 2010, Measuring Justice: Primary Goods

- and Capabilities, Cambridge: Cambridge University Press.
- Bullard, R. D. and Wright, B., 2009, Race, place, and the environment in post-Katrina New Orleans, Boulder Westview Press.
- Castree Noel, 2008, "Neoliberalising nature: Processes, effects, and evaluations," Environment and Planning A, 40: 153–173.
- Daly, H., 1991, "Sustainable development: From concept and theory towards operational principles," in E. Daly, Steady-state Economics: 2nd Edition with New Essays, Washington, DC: Island Press.
- De-Shalit, A., 1995, Why Posterity Matters: Environmental Policies and Future Generations, London: Routledge.
- Dicken, Peter, 2011, Global shift: mapping the changing contours of the world economy, 6th edition, London: Sage.
- Dobson, Andrew, 1998, Justice and the Environment: Conceptions of Environmental Sustainability and Theories of Distributive Justice, Oxford: Oxford University Press.
- on Environmental Sustainability and Social Justice, Oxford: Oxford University Press
- Elster, Jon, 1992, Local Justice: How Institutions Allocate Scarce Goods and Necessary Burdens, New York: Russell Sage.
- Fainstein, S. S., 2010, *The Just City*, New York: Cornell University Press.
- Fraser, Nancy and Honneth, Axel, 2003, Redisturibution or Recognition?: A Political-Philosophical Exchange, London and New York: Verso.
- Gardiner, Stephen, 2010, Climate Ethics: Essential Readings, Oxford and New York: Oxford University Press.
- ————, 2011, A Perfect Moral Storm: The Ethical Tragedy of Climate Change, Oxford: Oxford University Press.
- Goldman, Michael, 2005, Imperial Nature: The World Bank and Struggles for Social Justice in the Age of Globalization, New Haven and London: Yale University Press.
- Haraway, Dana, 2015, "Anthropocene, Capitalocene, Plantationocene, Chthulucene:

- Making Kin," *Environmental Humanities*, 6: 159-165.
- Harvey, David, 1996, Justice, Nature and the Geography of Difference, Wiley, New Jersey.
- ———, 2005, Brief History of Neoliberalism, Oxford: Oxford University Press.
- Heynen, N. et al., eds., 2007, Neoliberal Environments: False Promises and Unnatural Consequences. New York: Routledge.
- Ishiyama, Noriko, 2017, "Environmental (in) justice," Richardson, Douglas et al. eds., The International Encyclopedia of Geography, 1-19.
- Johnson, Chalmers, 1982, MITI and the Japanese Miracle: The Growth of Industrial Policy, 1925-1975, Stanford: Stanford University Press.
- Kanbur, Ravi and Henry Shue eds., 2018, Climate Justice: Integrating Economics and Philosophy, Oxford: Oxford University Press.
- Latour, Bruno, 2018, "Bruno Latour: Faisons revivre les cahiers de doléances," *Le Monde*, Publié le 09 janvier 2019 à 07h00 Mis à jour le 09 janvier 2019 à 16h39.
- Leftwich, Adrian, 2000, States of Development: On the Primacy of Politics in Development, Cambridge: Polity.
- Lélé, Sharachchandra M. 1991, "Sustainable development: A critical review," World Development, 19(6): 607-621.
- Le Monde, 2018, "Portfolio, Paroles de « gilets jaunes »," 12.11.2018 à 11h28, Mis à jour le 15.11.2018 à 11h42. https://www.lemonde.fr/societe/portfolio/ 2018/11/12/paroles-de-gilets-jaunes\_5382399\_ 3224.html(最終アクセス日 2019年1月3日)。
- Lockie, Stewart, 2016, "Beyond resilience and systems theory: reclaiming justice in sustainability discourse," *Environmental Sociology*, 2(2): 115-117.
- Miller, David, 2012, National Responsibility and Global Justice, Oxford: Oxford University Press.
- Mol, Arthur and Gert Spaargaren, 2000, "Ecological modernisation theory in debate: A review," *Environmental Politics*, 9 (1): 17–49.
- Moss, Jeremy, 2009, Climate Change and Social Justice, Melbourne, Melbourne University Publishing.

- Nordhaus, W. D., 1992, "An optimal transition path for controlling greenhouse gases," *Science*, 258: 1315–19.
- Ostrom, Elinor, 1990, Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action, Cambridge: Cambridge University Press.
- Parfit, Derek, 1984, Reasons and Persons, Oxford: Clarendon Press.
- Pogge, Thomas ed., 2001, *Global Justice*, Oxford: Blackwell.
- ——, 2008, World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms, Second Edition, Cambridge: Polity Press.
- Redclift, M., 1987, Sustainable Development: Exploring the Contradictions, New York: Methuen.
- Sandler, R. D. and Pezzullo, P. C., 2007, Environmental Justice and Environmentalism: The Social Justice Challenge to the Environmental Movement, Massachusetts: MIT Press.
- Sen, Amartya and Williams, B. A. O., 1982, *Utilitarianism and Beyond*, New York: Cambridge University Press.
- Sen, Amartya, 1999, Development as Freedom, New York: Alfred A. Knopf.
- Shue, Henry, 2014, Climate Justice: Vulnerability and Protection, Oxford: Oxford University Press.

- Shrader-Frechette, Kristin, 1981, *Environmental Ethics*, Pacific Grove: Boxwood Press.
- Justice: Creating Equality, Reclaiming Democracy, Oxford: Oxford University Press.
- Singer, Peter, 2002, One World: The Ethics of Globalization, New Haven: Yale University Press
- Sklair, Leslie, 2002, Globalization: Capitalism and Its Alternatives, Oxford: Oxford University Press.
- Taylor, Charles, 1994, Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition, Princeton, New Jersey: Princeton University Press.
- United Nations, 2015, Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development, in https://sustainabledevelopment.un.org/post2015/transformingourworld. (最終アクセス日 2018年12月1日。)
- Walker, G., 2009, "Beyond distribution and proximity: exploring the multiple spatialities of environmental justice," *Antipode*, 41 (4): 614–636.
- Woo-Cumings, Meredith eds., 1999, *The Developmental State*, New York: Cornel University Press.
- Young, Iris Marion, 1990, Justice and the politics of difference, Princeton: New Jersey: Princeton University Press.
- ———, 2011, *Responsibility for justice*, Oxford and New York: Oxford University Press.

福永 真弓 (フクナガ・マユミ) 東京大学新領域創成科学研究科

### 編集後記・休刊のお知らせ

「リオ会議を主催したストロング(Maurice Strong)は、はじめから SD(Sustainable Development)を "経済" "社会" "環境"という 3 つの側面から総合的に考えるべきだと主張しました。その後、世界銀行も "経済成長" "社会開発" "環境保全"の三つが持続的に発展をすること、これを SD だとしました。」

「地球というものは有限なので、環境という枠組みの中で他のふたつを考えるようにしないと、この概念は成り立たないはずだ(中略)、都留重人先生はSDを「維持可能な発展」と訳そうといわれました。 つまり地球環境が維持できる範囲で、経済や社会の発展を考えるのが正しいというのです。」

「SS(Sustainable Society)というのを、次の5つの命題が総合的に実現する社会だと一応仮説を立てております。第1が、平和を維持すること。特に、核戦争を防止することです。第2が、環境と資源を保全・再生し、地球は人間を含む多様な生態系の環境として、維持・改善すること。第3が、絶対的貧困を克服して、社会的・経済的な不公正を除去すること。第4が、民主主義を国際、国内的に確立すること。第5が、基本的人権と思想、表現の自由を達成し、多様な文化の共生を進めることです。」

これは、宮本憲一氏(元滋賀大学学長)が、法政大学サステイナビリティ研究教育機構創立記念シンポジウム(2010年1月)の基調講演で述べた言葉である(本誌創刊号(2010年8月発刊)に収録)。

サステイナビリティ研究の基盤や射程は、ほぼこれに示されているとおりではないか。本誌は、創刊 以来、そのような基盤と射程を持つ幅広い研究の成果を公開し、研究の進展を図る場を提供してきた。

しかしながら、法政大学の都合によって、本誌は、この号をもって休刊とすることとなった。創刊号 に収録したシンポジウムのテーマは『サステイナビリティ研究のフロンティア』であった。そして、今 号の特集テーマは『サステイナビリティ概念を問い直す』である。

フロンティアは、常に問い直し続けることで開けていく。サステイナビリティ研究の進展に寄与する 場を失うことは残念であるが、研究の引き続きの進展を祈念する。

創刊号以来、刊行にご協力いただいた方々、投稿いただいた研究者、そして読者の皆様に深く感謝します。

### 『サステイナビリティ研究』編集委員会

委員長:長谷部 俊治(サステイナビリティ研究センター センター長/法政大学社会学部 教授)

事務局:松尾隆佑(サステイナビリティ研究センター特別研究員)

#### ISSN 2185-260X

# サステイナビリティ研究 Research on Sustainability Vol. 9

### 2019年3月15日 発行

発 行 法政大学サステイナビリティ研究センター センター長 長谷部俊治

編 集 法政大学サステイナビリティ研究センター 編集委員会事務局 〒194-0298 東京都町田市相原町 4342 法政大学 多摩キャンパス sus.edit@ml.hosei.ad.jp (担当:長谷部俊治、松尾隆佑)

印 刷 朝川印刷株式会社

